

昭和 49 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

火災を始めとする災害は依然として増加傾向にあり、特に一度に多くの尊い人命が失われる事例があとをたたない。例えば火災では、昨年10月を中心に続発した一連の石油コンビナート地帯の爆発火災、同じく11月に発生した熊本市大洋デパート火災、風水害では、昨年7月北九州地方を襲った集中豪雨、今年6月から8月上旬にかけ全国的に被害の出た梅雨前線に伴う集中豪雨及び台風8号の被害等はその顕著な例であり、更に、今年5月に伊豆半島南部で発生した直下型地震は、地震に伴う人命及び財産の危険をあらためて再認識させるものであった。

いうまでもなく、消防の責務は、火災その他の災害から国民の生命と安全なくらしを守ることにあるが、近年、国民福祉の充実の必要性が強く叫ばれる中であって、安全な住みよい社会環境づくりに対する住民の関心は著しく高まってきており、このような情勢を背景として、防災行政を担う消防の果すべき役割は極めて大きいものとなってきている。

これからの消防は、複雑化する社会生活環境、火災その他の災害の潜在的な危険性に対処し、安全社会の実現をめざして、住民の期待にこたえてゆく必要があるが、特に、悲惨な事故を二度と繰り返さないためには、国、地方公共団体、企業、個人を通じて、まず何よりも「安全」の確保を最優先させるという意識を定着させる必要がある。

今回の白書は、総論において、国民の生命と安全なくらしを守る消防の責務と、消防防災に関する発想の転換の必要性について述べ、あわせて消防の当面の課題にふれるとともに、各論において、主として昭和48年の資料を中心に火災その他の災害の実態と消防の現況について解説を加えたものである。

昭和49年11月
消防庁

目 次

第1 総 論	1
1 国民の生命と安全なくらしを守る消防の責務	1
—安全社会の実現をめざして—	
(1) 消防をとりまく環境の変化	1
(2) 消防のあゆみ	3
(3) 消防防災に関する発想の転換の必要性	4
(4) 消防の当面の課題	7
2 最近の火災等の災害の特徴	13
3 消防行政の現況と方向	17
(1) 消防力の増強	17
(2) 予防行政の充実	20
(3) 防災対策の強化	25
(4) 大震火災対策の推進	30
(5) 救急救助体制の拡充	33
(6) 消防の人づくり	35
(7) 研究開発の推進	37
(8) 消防財政の強化	38
第2 各 論	43
1 火災等の災害の実態	43
(1) 火 災	43
ア 出火件数	46
イ 損害額	53
ウ 火災による死者	54
エ 出火原因	67

- オ 各種火災.....76
- カ 昭和49年上半期における火災の発生状況.....99
- キ 外国の火災状況..... 101
- (2) 風水害及び地震災害..... 106
- (3) その他の災害..... 107
- 2 消防体制..... 116
- (1) 消防組織..... 116
- (2) 消防施設..... 126
- (3) 関係行政機関との協力..... 130
- (4) 自衛消防力..... 132
- 3 予防行政の現況と対策..... 134
- (1) 火災予防運動..... 134
- (2) 自主防火体制..... 140
- (3) 消防設備規制等..... 142
- (4) 危険物規制..... 173
- (5) 石油パイプラインの規制..... 184
- (6) 危険物関係法令の改正..... 185
- (7) LPガスの保安..... 186
- (8) 消防用機械器具の検定..... 189
- 4 防災対策の推進..... 192
- (1) 防災体制の整備..... 192
- (2) 防災無線通信網の整備..... 196
- (3) 都市における防災対策の推進..... 200
- (4) 林野火災対策の推進..... 201
- (5) 石油コンビナート地帯防災対策の推進..... 205
- (6) 空港における防災体制の整備..... 208
- (7) 活動火山対策の推進..... 209
- 5 大震火災対策の推進..... 210
- (1) 我が国の地震発生状況..... 210

- (2) 地震の被害の実態..... 211
- (3) 地震災害に対する市民の意識と行動..... 216
- (4) 国の大震対策の現状..... 218
- (5) 地方公共団体における大震火災対策の現状..... 222
- 6 救急業務..... 223
- (1) 実施状況..... 223
- (2) 事故種別ごとの出場状況..... 224
- (3) 救急体制の整備状況..... 227
- (4) 高速自動車国道における救急体制..... 232
- (5) 救急体制の拡大強化..... 234
- (6) 救急医療体制..... 235
- 7 救助活動..... 238
- (1) 概要..... 238
- (2) 実施状況..... 239
- (3) 今後の課題..... 240
- 8 消防教養訓練..... 241
- (1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助..... 241
- (2) 消防学校における教育訓練..... 245
- (3) その他..... 250
- 9 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 252
- (1) 活動状況..... 253
- (2) 公務災害の状況..... 253
- (3) 処遇..... 255
- (4) 消防表彰等..... 266
- 10 消防の科学技術の研究..... 273
- (1) 大震火災対策の研究..... 273
- (2) 地下街、高層建築物の火災対策の研究..... 275
- (3) 化学火災対策の研究..... 276
- (4) 林野火災対策の研究..... 278

(5) その他の研究..... 279

(6) 昭和48年度で終了した研究の主な成果..... 280

11 消防財政..... 281

(1) 市町村の消防費..... 281

(2) 市町村消防費の財源..... 288

(3) 都道府県の消防防災費..... 296

(4) 国の消防費..... 297

(5) 消防財政の課題..... 298

附 属 資 料

1 昭和48年都道府県別火災損害状況（全火災）..... 300

2 昭和48年出火原因別損害状況（全火災）..... 308

3 昭和48年建物火災の火元建物用途別構造別損害状況..... 309

4 昭和48年中の主な業態別火災事例一覧..... 312

(1) 住 宅..... 312

(2) 併用住宅..... 314

(3) 共同住宅・寄宿舎..... 316

(4) 店 舗..... 316

(5) 工 場..... 316

(6) 倉 庫..... 320

(7) 百 貨 店..... 320

(8) 旅 館..... 320

(9) 病 院..... 320

(10) 飲 食 店..... 320

(11) 遊 技 場..... 320

(12) 社 寺・仏 閣 等..... 322

(13) 学 校..... 322

(14) 林 野..... 322

(15) 車 両..... 322

(16) 船 舶..... 322

(17) 航 空 機..... 322

(18) そ の 他..... 322

5 昭和48年中の死者を多く伴った火災事例一覧（全火災）..... 324

6 昭和48年中の建物焼損面積の大きい火災事例一覧..... 326

7 昭和21年以降の火災損害状況..... 328

8 昭和21年以降の火災損害累年比較..... 332

9 昭和21年以降の大火記録..... 334

10 主要諸外国の最近5年間の火災の傾向..... 336

(1) 人口100万人当たりの火災件数..... 336

(2) 人口100万人当たりの火災による死者数..... 337

11 昭和48年中の風水害等による都道府県別被害状況..... 338

12 主な風水害別被害状況..... 346

(1) 昭和48年7月25日から31日までの豪雨..... 346

(2) 昭和48年9月23日から25日までの豪雨..... 346

13 昭和21年以降の風水害等の記録..... 348

14 都道府県別市町村消防組織一覧..... 352

15 都道府県の防災会議及び防災計画，防災主管部課の状況..... 354

16 都道府県の防災訓練の実施状況..... 358

17 市町村の防災会議及び防災計画の状況..... 360

18 都市の防災体制の整備状況..... 362

19 石油コンビナート地帯の状況..... 365

20 空港における消防力の現状..... 366

21 伊豆半島沖地震の概要..... 374

22 消防審議会意見..... 384

(1) 石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見..... 384

(2) 百貨店等の防災対策に関する意見..... 387

23 都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出場状況..... 390

24 事故種別救急出場件数..... 392

25 事故種別救急搬送人員…………… 394

26 都道府県別，経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧… 396

27 救助隊の設置状況…………… 398

28 救助活動件数…………… 400

29 救助人員数…………… 402

30 救助活動出動人員数…………… 404

31 昭和48年下半期及び昭和49年上半期における主な火災事例…………… 406

（1）徳山市出光石油化学徳山工場火災…………… 406

（2）高槻市西武高槻ショッピングセンター火災…………… 409

（3）市原市チッソ石油化学五井工場火災…………… 411

（4）新潟県信越化学工業株式会社直江津工場火災…………… 414

（5）福岡県宗像町日の里団地火災…………… 416

（6）熊本市大洋デパート火災…………… 418

（7）尾道市湯浅内科病院火災…………… 421

（8）神戸市神戸デパート火災…………… 423

第 1 総 論

1 国民の生命と安全なくらしを守る消防の責務

——安全社会の実現をめざして——

（1）消防をとりまく環境の変化

国民の生命と安全なくらしは、人間社会にとって最も基礎的な条件であり、これを守ることが消防の原点である。消防はどうあるべきか、何をなすべきかという問に対しても常にこの原点にたちかえって考える必要がある。1960年代から始まった高度経済成長の過程を経て、我が国の国民生活は、豊富、利便、文化という点で著しい進歩をとげた。しかしながら、生活の安全については、急速な都市化の進展、地域構造の変ぼうに伴って大きなかけりが見られるようになり、日常生活をめぐるあらゆる分野において災害の発生とこれに伴う人命の危険度が増大している。

このように地域社会が構造的にも機能的にも大きな危険性を内包し、その安全がおびやかされていることに対応し、消防の機能も単なる消火活動から防火、防災、住民の安全確保へとその範囲を拡大しつつあり、救急、救助の要請も著しく増大している。

消防をとりまく環境に大きな変ぼうをもたらしている要因としては次のようなものがあげられる。

第1は、人口と産業の都市集中による高密度社会の形成である。高度経済成長と都市化の進展は、大都市圏への人口と産業の集中をもたらし、特に最近は大都市周辺地域におけるスプロール化が進行し、今後都市集中の抑制及び地方分散の施策が強力に促進されるとしても、昭和60年には昭和45年に比

し3大都市圏でなお800万人ないし1,000万人が増加するものといわれている。このような高密度社会においては、集積の利益が反面災害による被害をより大きくする要因となる。特に潜在的な危険エネルギーを多量に内蔵する都市においては一つの災害の発生が次々に他の災害や事故を連鎖的に誘発し、都市構造、生活様式等他の要件と結びついて複合的にその被害を拡大することが多い。大都市において大震災時における多大の人命被害の発生が憂慮されていることはその最も顕著な例であろう。

第2は、高層建築物及び地下街の増加にみられる建築物の高層化、深層化の傾向である。31m以上の高層ビルは昭和45年に785であったものが、昭和48年には2,068となり、地下街も昭和48年10月現在64を数えるにいたっている。人口と産業の都市集中は必然的に土地の高度利用を促進することとなったが、これら高層建築物及び地下街は、火災時における消防活動が極めて困難であり、建物の密閉構造に加えて、新しい建築材料及び可燃物による有毒ガスの生成、煙の急速な伝播等避難にあたっての著しい障害により、火災時における煙による中毒死又は窒息死を増加させる結果となっている。

第3は、国民生活の急激な変化である。その1は生活水準の近代化、高度化に伴う都市ガス、プロパンガス、石油ストーブ等の普及、各種石油製品類、その他危険物の増加、自動車交通の氾濫等日常生活における災害要因の増大が都市、農村を問わず全国的な規模で進行していることである。その2は、地域社会における人口構成の老令化と核家族化の進行に伴う老人世帯の増加により、火災その他の災害時における人命危険度が増大していることである。ちなみに昭和49年3月現在2人以上世帯2,736万のうち59.8%の世帯にプロパンガスが、36.0%の世帯に都市ガスが普及している。また石油ストーブは現在全世帯の90%弱が保有しているといわれ、自動車登録台数については昭和49年7月現在、約2,650万台に達し、10年前と比べ3.8倍に増加している。昭和45年から昭和48年の間に高令者世帯(男65才以上、女60才以上)の数は119万6,000世帯から152万世帯に急増(27.1%増)しており、火災その他の災害時における老人の避難の困難さ等からその人命危険度が増大している。

第4は、石油コンビナート及び危険物の貯蔵又は取扱施設等の増加並びに

これら施設と一般民家との近接又は混在による特殊災害発生の危険度の増大である。現代文明は石油によってささえられるとまでいわれるが、他面、エネルギー消費量と火災による死者の発生に密接な相関がみられる。この点からみても我が国は全世界のわずか370分の1の面積の国土で世界消費量の約1割を消費しており、国土の潜在的危険エネルギーは著しく増大している。

第5は、急激な都市化による緑地の減少、農地等の宅地化、内水面の埋立て、急傾斜地の開発、地下水又はガスの採取等に伴い、土地の保水又は遊水機能の低下、地盤沈下の進行等が顕著になり、都市河川の改修が不十分なこととあいまって風水害又は浸水禍に対して極めて弱い都市が増加していることである。

以上のように都市化の進展に伴う災害発生の危険度の増大に対処し、住民の安全確保を図っていくためには、地域社会そのものの構造を安全なものとするとともに、その防災機能を強化し、あわせて住民の安全意識の昂揚を図る必要がある。従前より消防は、災害に対する第一線の実働部隊として活躍してきたが、住民が消防によせる期待、消防がもつ体制とその機動力等から考え、今後とも地域社会における防災機能の主力として国民の生命と安全な暮らしを守っていく必要がある。

(2) 消防のあゆみ

昭和23年消防組織法が施行され新しく市町村消防の制度が発足して以来4半世紀を経過し、その間消防体制も地域社会の変ぼうに対応し逐次その充実、強化が進められてきた。特に変化の著しい最近10年間の消防のあゆみをふりかえてみると次のとおりである。

(ア) 昭和38年当時消防本部、消防署を置く市町村は524であったが、その後の常備化の進展により昭和48年度末においては2,250市町村と飛躍的に増大し、更に昭和50年4月には2,468市町村となり、全国人口の93%強がカバーされることになっている。また、昭和38年に法制化された救急業務については、今日消防本部、消防署を置く市町村のすべてにおいて実施されている状況である。これらに伴って消防職員は昭和38年4月の4万

3,000人から昭和48年4月現在では8万9,000人と2倍に増加している。

(イ) 昭和38年当時の消防の装備と、昭和48年におけるそれとを比較すると、普通消防ポンプ自動車は約1万2,000台から約1万8,000台へ5割増加したほか、化学車は70台から569台へ約8倍に、はしご車は93台から510台へ約5倍強に、救急車は293台から2,149台へ約7倍強にそれぞれ増加し、また消防艇は44隻、救助工作車は127台、ヘリコプターは9機を数えるなど、消防装備の近代化が進行している。

(ロ) 昭和48年中における救急事故による搬送人員は130万人にのぼり、国民75人に1人が救急隊によって医療機関に搬送されている。また各種災害の発生に当たって消防機関が行う人命救助活動によって救助された人員は、昭和48年中において9,302人にのぼっている。

(ハ) 出火件数については、昭和38年の5万478件（うち建物火災3万3,546件）が昭和48年には7万3,072件（うち建物火災4万2,551件）となり、約4割の増加となっているが、建物の焼損面積については、昭和38年の233万 m^2 が昭和48年においても257万 m^2 とほぼ横ばいにとどまっている。従って、建物火災1件当たりの焼損面積は昭和38年の70 m^2 から昭和48年には60 m^2 と減少している。

(ニ) 一方、火災による死傷者は、昭和38年が死者853人、傷者8,622人であるのに対し、昭和48年においては死者1,870人、傷者9,789人となっており、火災による死者が10年間で2倍以上に増加している。

このように過去10年の間において消防力はかなり増強され、その結果、火災による物的損害の増加については相当抑止されてきた。しかし、火災時における死者の数は、増加の一途をたどっており、これに対処するためには、今後人命安全の確保を最重点とした消防力の近代化、高度化を推進するとともに、都市の高密度化、建築物の高層化、深層化、危険物の増加等地域社会の構造変化に対応する防災体制の確立を図る必要がある。

(3) 消防防災に関する発想の転換の必要性

地域社会の消防防災については、他のいかなる課題にもまして人命安全を

第一義としなければならない。従来、防災のための投資については、いつおこるかわからない災害に平常時から備える気持になりにくいこと、自分だけは災害や事故を起さないと考えやすいこと、投資効果の計量化が困難であること等もあってとかく後回しにされがちであった。しかしながら今後、人命安全を最優先とする消防防災体制の確立を図るためには、安全への投資に対する見直しを行い、以下の諸点について思いきった発想の転換を図ることが必要である。

第1は、人命安全に関する企業の社会的責任についての認識の問題である。この問題は百貨店、地下街、複合用途ビル、旅館、ホテル、病院等一般の人が多数出入する防火対象物における火災時の人命安全の確保を考える場合特に重要である。

従前の消防法による消防用設備規制においては、建築物は原則として建築当時の法令の基準に適合しておればよく、以後の改正にかかる法令の基準の強化については、所有者等の経済的負担を考慮し、遡及適用しない建前をとっていた。しかし上記のような建築物については、利用者は建物内部の構造、設備にはまったく不案内であり、火災時における早期避難が著しく困難である等人命危険度が極めてたかい。このような実態にかんがみ、第72国会で行われた消防法の改正では一般の人が多数出入するこれらの建築物については既存のものであってもスプリンクラー設備等の設置を義務付け、常に新しい法令の基準に適合させねばならないこととされた。もとより、既存建築物の改修工事については多大の経費負担が必要となるが、それにもまして人命安全の確保を優先させようとする発想の転換が要求されている。

第2は、都市そのものの安全性の確保である。地域的には個々の建築物の不燃化、耐震化は相当すすんではいるが、無秩序な市街地の拡散による木造家屋密集地域の増加等全体的な都市の安全確保については多くの問題を残している。また個々の建築物、防火対象物、危険物施設に対する法的規制もかなりの水準に達しているが、これらの施設群を包括し、都市全体の安全確保を図ろうとする集団的、面的規制についてはなお不十分である。

今日の都市災害は、広域的にしかも連鎖的、複合的にその被害を拡大する

傾向を見せており、これらの新しい態様の都市災害に対処するためには、都市の構造そのものを安全なものにする必要がある。このため、従来の「点」中心の規制、整備から「面」的な防災体制の確立へ転換を図る必要がある。消防としても都市づくりの計画又は実施の段階において、用途地域、防火地域等の指定、オープンスペースの確保、公共施設の配置等について防災の見地にたった思いきった都市改造、都市開発を実現するため、その防災知識と経験に基づいた積極的な参加、提言を行うべきである。特に今後の公共投資に当たっては、必要かつ安全な避難空地の確保という観点にたつて公園緑地の大巾な拡充と必要な防災機能をもたせることとするとともに、道路については災害時における安全な避難路が確保されるよう十分な配慮を加えることが必要である。また、地下街のように消火活動及び避難が著しく困難な施設については、都市の防災機能を強化するうえからも、今後その新增設は厳に抑制する方針をとるべきである。

第3は、消防力の近代化、高度化である。消防力の増強は、とりもなおさず地域社会の安全確保のための投資であるが、従前消防力の充実に対する投資がこのような形で明確に位置づけられていたとは必ずしもいえず、安全への投資に対する理解と認識は十分であるとはいえない状況であった。我が国の投資の基調はいまや福祉優先へと転換されつつあり、消防力の充実は、国民の生命を守り、かつその血と汗の結晶である蓄積を更に確実なものにするためのもので、それはまさに福祉の基礎的条件をつちかうという積極的な意義があることをあらためて評価されるべきときがきていると考えられる。このような観点から、災害の多発化、多様化、複雑化に対処するため、思いきった消防の近代化、高度化をすすめる必要がある。

第4は、安全な地域社会づくりに対する住民の参加である。

安全な地域社会づくりは、災害に対する地域社会そのものの抵抗力を強化しようとするものであるから、公的活動のほか民間の活動が不可欠である。特に火災については、出火防止、初期消火、避難誘導等が極めて重要であり、これらの活動について企業の自衛消防組織が果すべき役割は大きく、また、自治会、町内会あるいは婦人を中心とする住民組織が災害の未然防止に

大きな役割を果していることも忘れてはならない。消防としては、今後引続いて企業の社会的責任に基づく保安管理体制及び自衛消防力の強化を求めるとともに、住民に対しては防災意識の高揚を図ることによって日常生活における防災活動の実践を促進することが必要である。総合的な防災対策の実現に当たっては、地域ぐるみ、住民ぐるみの参加が必要であり、民間の力を積極的に活用し、民間エネルギーの適切な誘導を図るべきである。

(4) 消防の当面の課題

以上のように消防をとりまく地域社会の環境は大きく変ぼうしており、これに伴っていくつかの基本的なことがらについて消防の原点にたちかえった発想の転換が必要とされているが、これらを受けて今日消防が当面している課題をあげればおおむね次のとおりである。

(ア) 大震災対策の推進

昭和49年5月9日の伊豆半島沖地震は、同種の直下型地震が都市において発生した場合の恐しさをあらためて認識させたものであったが、関東大震災等過去の震災事例からも明らかなおおむね、地震による人命被害は、家屋の倒壊等直接の原因によるものより、火災等の二次災害によるものが大きい。特に大地震時には、時間帯、気象条件等によっても異なるが、多数の火災が同時に発生し、これらが延焼することによって、被害の著しい拡大をもたらすことが予想される。

地震そのものの発生は避けることができないが、災害に強い都市づくりを推進することによってその被害を最小限に食い止めることが可能である。震災対策は、文字どおり総合防災対策として国、地方の関係行政機関及び民間を通じる緊密な協力体制のもとに効果的な実施が図られなければならないが、消防機関としては特に大地震時における出火防止、初期消火、延焼防止及び避難について各都市の実態に即した具体策を早急に樹立する必要がある。

このような観点から住民の安全避難を図るため、避難路及び避難緑地等の系統的な整備を図るとともに消防水利の確保、初期消火のための器材の配備を推進すべきである。

総理府が昭和49年7月実施した世論調査によれば、大地震発生時にそなえ、ふだんから心がけるべき事項として火の始末をあげた人は69.8%となっている。これは、地震に関する防災意識のある程度の高まりを示すものではあるが、なおこの程度では十分とはいえず、また一方「実際に地震が起きたときは確実に火の始末が出来ますか」との質問に対しては「出来ます」と答えた人は57.7%にとどまっており、認識が行動に結びつくことの困難さを示している。従って今後とも住民の防災知識の啓発を図るほか具体的な防災訓練の充実を図っていく必要がある。

(イ) 百貨店等の防災体制の確立

最近、百貨店、ホテル、病院等一般の人が多数出入する特定の建築物（以下「特定防火対象物」という。）における火災が頻発しており、これら「特定防火対象物」における避難の困難さとあいまって火災による死者も急増する傾向をみせている。

このような「特定防火対象物」については、火災時における人命危険度が極めてたかいことから、第72国会において、既存の百貨店、ホテル、病院、複合用途ビル、地下街等に対するスプリンクラー設備等の設置の義務づけ、消防用設備等の検査、点検等「保守制度」の確立、防火管理体制の強化を内容とする消防法の改正が行われた。この法改正は既存建築物に対する遡及適用を実現した点で従来の消防法の考え方を大きく変更したものであるが、その運用に当たっては消防機関による技術上の助言、税制、金融面での措置等各種条件の整備を図るとともに、消防機関による実効のある予防査察を徹底する必要がある。

このほか、百貨店等「特定防火対象物」の防災対策については、火災の早期発見、通報、避難誘導體制を確立するため、企業による自衛消防組織の整備、避難訓練の充実等を図る必要がある。また、利用者としても日頃から火災時における避難の心がまえを身につけておく等、国民全体の深い関心と認識を求めることが必要である。

(ウ) 石油コンビナート地帯の防災対策

昭和48年後半において各地の石油コンビナート地帯で発生した火災は、近

代的な石油化学工場における安全性の確保、特にこれらの工場が集団的に立地しているコンビナート地帯の周辺住民の安全性確保についてなお幾多の検討すべき問題点があることをあらためて認識させるものであった。多量の危険物を取扱い、災害発生の危険を内蔵する施設の管理者は、自らその施設の安全対策を講ずべき社会的責任を有するものであり、その意味からも、まず企業の保安管理体制の強化及び自衛消防組織の整備が図られなければならない。一方、石油コンビナート火災による被害は、大規模かつ広範囲にわたる場合が多いことにかんがみ、これらの地帯の防災対策については、個々の工場施設のみならず、周辺地域を含めた全体的な安全対策を講ずる必要がある。このため総合的な見地にたった石油コンビナート地帯の防災診断を実施し、これに基いて適確な防災対策を早急に確立すべきである。特に周辺住民の安全確保を徹底するためには石油コンビナートと民家との間に十分な防災緩衝地帯を確保する必要がある。このような観点から新增設についてはもちろん、既設のものについても民家との保安距離に関する基準について検討する必要がある。また、災害時における住民の安全避難を図るため、情報の適確かつ迅速な処理が行われるよう日頃から企業と市町村との情報連絡体制を確保しておかなければならない。

これらの措置とあわせて、関係市町村による相互応援体制の確立及び都道府県による補完体制の強化など石油コンビナート地帯における総合的な防災体制の確立を図るべきである。

(エ) 自然災害（風水害、がけ崩れ等）対策

我が国は、地形、気象条件等から風水害その他の自然災害が発生しやすく、しかも河川の流域に多くの都市の集積が進んだこと等潜在的にも大きな被害を受ける危険性がたかい。特に最近の都市化の進展による急激な地域構造の変ばうに伴って、地盤沈下、土地の保水能力の低下、急傾斜地の開発等が進行した結果浸水禍及びがけ崩れ、地すべり等の土砂害が増加している。

このような自然災害に対しては、治山治水事業、河川改修事業、下水道事業等を更に促進するとともに、住民の安全を確保するため、災害による危険度を適確には握ることにより、敏速な情報を提供し、緊急時における警戒

避難体制の確立を図る必要がある。なお、豪雨、洪水、高潮その他災害の危険の著しい地域で住民の居住に適当でない地域については、集落全体を安全な地域へ移す等の集団移転を促進する必要がある。

(オ) 救急医療体制の確立及び救助技術の開発

交通事故、急病等を中心とする最近の救急事故の増加に対し、これらを受け入れるべき救急医療体制は極めて不十分であり、救急病院の辞退、ベッド満床、専門医不在等を理由とする収容拒否の事例が増加している。昭和43年から昭和48年までの5年間に救急出場件数は2.3倍になったのに対し、救急医療機関はその間わずか15%しか増加せず、特に昭和48年にはこの制度発足以来始めて救急医療機関が前年度に比べ減少した。このような事態に対処するためには、抜本的な救急医療体制の整備を図るとともに消防機関と医療機関の連携を更に強化する必要がある。すなわち救急医療機関の適正配置、医師、看護婦等の確保、救急医療に対する診療報酬の適正化を図るとともに、地域医療の基幹となる国立、公立その他の公的病院にあっては、積極的に救急医療機関としての機能を果しうようその体制の整備を促進し、あわせて救急医療機関に対し必要な財政措置を講ずべきである。特に、全体の救急事故の過半数が急病によるものであり、最近その増加が特に顕著であることから、休日夜間における内科系の診療体制についても併せてその整備を促進する必要がある。

最近、高層建築物、地下街等の火災、交通事故、労働災害、水難事故、危険物災害等人命救助を必要とする災害、事故が多発している。これらの救助活動に当たっては、高所での救助、高温、有毒、濃煙、酸素欠乏状態など特殊状態における救助等高度かつ専門的な救助活動が必要となっている。このため新しい救助技術の開発、救助装備の研究、実用化、及び救助隊員の訓練の充実を図る必要がある。

(カ) 広域防災体制の確立

過疎地域においても、逐次消防の常備化が行われているが、これら地域における市町村の行財政の実態、人口規模、集落の配置状況等からみて、その防災体制の確立については、広域的な共同処理方式により実施することが望

ましい。このような観点から引き続き関係市町村による一部事務組合又は事務委託等による広域的な防災体制の整備を促進する必要がある。

また、大震災、石油コンビナート火災、林野火災、風水害等については、広域的にしかも大きな被害をもたらすところから、関係機関による総合的な防災組織を確立するとともに、これら機関による広域防災計画、相互応援体制を整備する必要がある。特にこれら災害に対処するため都道府県の果すべき役割は極めて大きく、防災資機材の備蓄、防災無線の整備、防災関係機関との連絡調整等広域的な防災体制の整備について積極的な役割を果たすことが期待される。

(キ) 消防力の充実

近代的な消防力の充実、強化は、災害の多様化、複雑化に対処しうる精強な消防職員、消防団員の確保と装備の近代化、高度化を図ることによって可能となる。

(i) 人材の確保と処遇の改善

消防職員については、常備化の進展等により逐年増加しているが、消火活動のほか、予防、救急、救助など消防業務の分野が拡大しており、これに対処すべき十分な量と質の人材を確保することが急務となっている。このため、消防職員については、消防をとりまく環境の変化に対応した専門的な知識及び技術についての研修、訓練を充実するとともに、防災行政の第一線の担い手であるという特殊な任務にふさわしい処遇の改善を図るべきである。特に警防救急等の交替制勤務に服する消防職員の勤務条件については、公務員の週休2日制の実施の推移等をも勘案しつつ、その改善について早急に検討が行われるべきである。

消防団員は火災、風水害その他の災害に当たり日常生活に密着した防災活動の中核として献身的な活動を行っているが、これらの活動は消防団員の郷土愛に基づく犠牲的精神に負うところが多く、かつ、消防活動には危険を伴うことが多いことにかんがみ報酬、災害補償、その他各般の処遇の改善及び安全管理について更に努力する必要がある。

(ii) 装備の充実、強化

消防の装備については、逐次その近代化、高度化がすすめられてきたが、都市化の進展、科学技術の進歩等に対応し、更にその充実、強化が要請されている。特に高層建築物、石油コンビナート、その他各種危険物施設の増加に対応するはしご車、化学車等の増強、大震災火災、林野火災のためのヘリコプター等の空中消火資機材の整備、救助工作車等人命救助のための資機材の確保、災害情報の適確な処理を図る通信連絡施設の整備等が急務となっている。なお、消防用資機材については、災害の複雑化、多様化に対応し、防災に関する人の活動を補完するものとしてその研究、開発が促進されなければならないが、特に酸素呼吸器、耐熱服、排煙機等直接人命救助に必要な機器、大震災火災等特殊災害に対応するための特殊車両及び機器並びに家庭用の簡便な消防機器の研究、開発、実用化が期待される。

(iii) 消防力の基準の改正

現行の消防力の基準は、制定以来10数年を経過し、その間における地域経済社会の変ぼう、常備化、広域化の進展、新しい消防技術、消防用資機材の開発等、その制定の基礎となった社会経済条件にも大きな変化がみられるので、この際現行消防力の基準についての見直しを行い、情勢の変化に対応し、かつ実現可能なあるべき消防力の基準を樹立することにより、近代的な消防力の充実、強化を促進すべきである。

(ク) 住民の安全意識の高揚

地域社会の防災は、ひとり消防機関のみの活動によって可能となるものではなく、地域ぐるみ、住民ぐるみのとりくみが必要である。このため個々の住民の防災、安全に関する理解と認識をたかめ、住民の自発的な意思による自衛組織の確立を図ることによって、地域の共同連帯意識に基づく防災活動を充実させるべきである。防災意識の高揚については、職場、自治会、町内会、学校、社会教育活動等の場がひろく活用されるべきで、特に防災訓練の実施、防災に関する情報の提供等効果的な実施が図られなければならない。現実の地域社会における防火思想の普及、出火防止等については、消防団及び町内会、学校等を単位とした婦人、少年による住民組織が大きな役割を果している実態にかんがみ、地域の防災、安全思想の普及、徹底についてこれ

らの住民組織の積極的な参加を求めていく必要がある。

2 最近の火災等の災害の特徴

(昭和48年の災害の特徴)

昭和48年は、福岡県済生会八幡病院火災、熊本市大洋デパート火災等一時に多数の死者を出した火災が発生した。済生会病院の火災は、死者13人、負傷者3人、大洋デパートの火災は死者100人、負傷者124人という多くの犠牲者を出した。このような惨事は、消防用設備及び出火した際の通報、初期消火、避難誘導等の防火管理体制の不備が原因で惹き起されたものであり、一般多数の人々が入り出したり、火災の際敏速に避難することができない人を収容する施設における防火管理体制の指導を一層徹底する必要が痛感された。

また、7月から8月にかけて北九州を中心に、更に9月には北日本で豪雨による被害を出した。

(昭和48年の災害の状況)

昭和48年の火災等の災害の状況は、次のとおりである。

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

全出火件数は7万3,072件で、対前年比1万4,781件(25.4%)の増加となり、戦後最高であった昭和46年の出火件数6万4,019件を9,053件(14.1%)も上回る記録となっている。増加率の最も大きいのは、林野火災の83.0%であるが、その他の火災、建物火災、車両火災も増加している。

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で6.8であり、前年より1.3増加している。

このような出火件数、出火率の増加傾向は、49年に入っても依然として変わらず、49年上半期における出火件数は4万3,914件となり、対前年同期比1,785件(4.2%)の増加を示している。

出火率を都道府県別にみると、愛知県の9.3(前年7.1)を最高に、栃木県

9.1 (前年6.7), 東京都9.0 (前年5.0) 等が, 全国平均の6.8を大中に上回っており, また市町村別にみると, 中小都市及び大都市 (東京都23区を含む。)の平均は, それぞれ7.3 (前年5.8), 7.2 (前年7.2) で, 町村の平均5.3 (前年3.6) の約1.4倍となっている。

なお, 昭和47年の出火率について主要諸外国と比較してみると, 日本が最低であることが注目される。最も高いアメリカは日本の23倍であり, 他の諸外国でも2倍以上である。

このことは, 諸外国の火災の定義, 火災報告が出される程度 (アメリカの場合, 損害保険制度が発達しているため, 火災報告が徹底しているといわれる。)の違い等にもよると思われ, 一概には断言できないが, 概して日本国民の防災意識が高いことを示すものと思われる。

イ 死者数と死因

昭和48年中の火災による死者数は1,870人で戦後最高であった前年をさらに198人 (11.8%) 上回る悲しむべき結果になった。

火災による死者は, 採暖等のため火を使用する機会の多い12月から3月までの間に多くこの4か月で年間の46.6%を占め, 次いでその前後の11月, 4月が多い。なお, 特に, 11月に死者が多かったのは熊本市大洋デパート火災による死者を含むためである。

建物火災による死者は, 火災による死者全体の79.8%を占める1,492人であり, そのうち818人が専用住宅の火災で死亡し, 次いで併用住宅209人, 共同住宅138人となっており, 前年と対比し専用住宅57人, 併用住宅47人, 共同住宅11人とそれぞれ増加している。

また, 火災による死者のうち684人 (36.6%) は「煙死」ともいふべき一酸化炭素中毒又は窒息によるものであるが, 火傷死866人の中にも一酸化炭素中毒で倒れ火傷死に至ったものが多く含まれているものと思われ, 火災時の煙対策については, 今後とも研究を進め徹底強化を図るべき問題である。

死者の年齢別構成をみると, 61歳以上の高令者が多く35.7% (667人) を占めている。これは近年の核家族化あるいは寝たきり老人など高令者の身体の不自由が要因となっているものと思われる。

ここ数年の死者の発生状況をみると, 昭和46年はやや減少を見たとはいえず, 総じて増加の傾向にあり, 特に, 昭和48年中の死者は前記のように, 戦後最高という記録を示すにいたった事態にかんがみ, 人命尊重の観点からこれまで以上に人命安全の確保を重点とした規制及び指導活動を強力に推進するとともに, 救助技術の向上及び避難体制の整備を図ることが必要であるが, とりわけそれぞれの防火対象物の管理責任者の自覚と努力を促す予防対策の強化に最重点を置くべきものと考えられる。

なお, 昭和49年上半期 (1月～6月) の火災による死者数は, 997人で48年同期より20人増加している。

ウ 損害額と焼損面積

昭和48年中の火災による損害額は1,138億円となり, 前年より297億円 (35.3%) 増加している。火災1件当たりの損害額は156万円 (前年144万円), 1日当たりの損害額は3億1,200万円 (前年2億3,000万円), 国民1人当たりの損害額は, 1,052円 (前年794円) といずれも前年を上回っている。

建物焼損面積は257万1,700m²となり, 前年より13万7,215m² (5.6%) 増加したが, 建物火災1件当たりの焼損面積は前年に比べ3m²減少して60m²となっている。これを市町村別にみると, 大都市が36m² (前年35m²), その他の都市58m² (前年58m²), 町村97m² (前年114m²) で, 町村は大都市の2.7倍 (前年3.3倍) となっている。

これは建物の構造, 配置状況, 地勢等の影響に加えて, 消防力等の消防体制の整備の差異によるものと考えられる。

主要な諸外国の1件当たりの損害額は, 昭和47年において最も低いのはフィンランドの27万円, アメリカの33万円であり, 高い方ではフランスの161万円, オランダの133万円, スウェーデンの110万円と日本の144万円は世界第2位であり, 最低のフィンランドの6.0倍となっている。

エ 出火原因その他

昭和48年の火災原因のうち, 失火は6万682件 (全火災の83%) を占めている。失火は火気取扱いの不注意や不始末によるものであり, 中でもたばこによるものが1万1,276件 (全火災の15.4%) となっている。次いで多いのが

たき火の8,274件(全火災の11.3%),火あそびの7,552件(全火災の10.3%)である。

たばこによる出火件数は、たばこの販売量とともに逐年増加傾向を示し、昭和39年に比べて49%の増加となっており、喫煙者の自覚が強く期待される場所である。特に、たばこによる火災の63.4%は投げ捨てによるものであることを強く指摘したい。建物火災の10.5%,林野火災の26.9%はいずれもたばこによるものであるが、特に林野火災における出火原因中、たばこによるものが高率であること、しかもその70%が投げ捨てによるものであることは入山者の軽率な火の取扱いが重大な結果を生ずることを示すものである。

また、建物火災の65.1%は木造建物である。そのうち20.2%は他に延焼している。したがって、火災件数ひいては火災による死傷者数の減少のためには、建物構造の不燃化を一層強力に推進することが極めて重要であるといえよう。

(2) 風水害その他の災害

昭和48年は集中豪雨等により、死者、行方不明85人、負傷者202人の被害を出したが、前年に比べ死者、行方不明は502人の減、負傷者は1,416人の減となっている。また物的被害は住家の全壊487むね、同半壊は494むねで、前年に比べそれぞれ3,301むね、7,737むねの減であり、被害額についても2,028億円と、前年に比べ5,287億円の減である。

このように前年に比べて被害が大幅に減少したのは、局地的な集中豪雨による被害はあったが、全国的規模での風水害がなかったことによるものである。

消防機関は、風水害に対し、災害危険地域の警戒、避難の指示と誘導、倒壊家屋等からの人命救助、負傷者の搬送、行方不明者や死体の捜索、水防工法の実施等の活動を行った。

その他の災害としては、地震災害、交通災害、産業災害、労働災害等があげられるが、昭和48年中は、鉄道事故、高圧ガス爆発事故、石油コンビナート爆発事故等特殊な災害が発生しており、消防機関はこれらの災害について

救急救助、避難の指示と誘導、行方不明者の捜索、死体の収容等に積極的な活動を行った。

3 消防行政の現況と方向

(1) 消防力の増強

市町村の消防力は、関係者の努力により逐次強化充実されてきているが、施設の面でも人の面でもなお改善すべき点が多く見受けられる。

すなわち、都市においては危険物の増加や中高層建築物、地下街の増加等に伴う特殊災害に対処するため、化学消防自動車、はしご付消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊工作車等の特殊車輛や救急自動車の整備が必要であり、農山漁村地域においては、組合消防による常備化の進行等に伴って消防ポンプ自動車、小型ポンプ付積載車、救急自動車等の整備が必要となっている。

一方、人の面においては、予防業務をはじめ、各種の消防業務内容の複雑多様化に対するため一層の職員の充実が必要であるが、特に都市部においては、消防職員の勤務条件の特殊性もあって職員の確保が次第に困難になってきており、また、中小都市や組合消防においては、財政上の理由や構成市町村が多いこと等の理由もあって、定員増も思うにまかせない状態にある。また、消防団員は逐年減少しかつ老令化しつつあるが、災害に際しては常備消防と緊密な連携の下に活動している消防団の重要な役割、特に風水害、大震災、林野火災時において果している消防団の役割を考えると、この傾向は極めて深刻な問題であり、これに対する対策を早急に検討しなければならない。

ア 常備化と広域化の促進

災害に対処するためには、初動体制がとりわけ大切であり、特に火災の鎮圧に当たっては早期出動の迅速巧拙によりその成否が決められる。このような観点からいえば市町村の消防は常備体制にあることが望ましい。

国においては、昭和39年以来、消防本部及び消防署を置かなければならな

い市町村を政令で個別指定してきたが、昭和46年6月、これを改め、市はすべて常備化することとし、町村については市街地の状況、火災の危険度等を考慮して自治大臣が指定することとした。一方、市町村においては、昭和44年度以降広域市町村圏構想に基づく行政事務の共同処理のしくみが進展したが、消防についても、このような情勢に即応して、拠点都市を中心とし、又は町村が共同して事務を処理するため、一部事務組合の設置又は事務の委託等の広域的処理の方式による常備化が進行した。

この結果、昭和50年4月には常備化市町村はその市町村数において2,468市町村(75%)、人口数において約93%を占めることとなる見込みであり、このうち一部事務組合を設立して共同処理する市町村は1,903(369組合)、事務委託を行なう市町村は96となる見込みである。なお、火災に対する出動状況を見ると、昭和47年において全火災件数のうち約98%は常備消防である消防職員が出動している。

このように、消防の常備化は全市町村を通じてかなり進展をみているが、一部事務組合、事務委託等、広域化の方式による常備化がむずかしい町村については、機関員常備、消防団常備部の設置等の措置を講ずるように努める必要がある。

なお、以上に述べたように一部事務組合方式による共同処理が進んでいるが、組合消防については、人事、財政等その運営について問題も少なくなく、また、構成市町村や消防団との関係の問題もあり、今後、これらの問題について更に検討し、きめ細かい指導を行い、その健全な発展を確保する必要がある。

イ 消防団対策の強化

消防団の犠牲的、献身的活動は、火災、風水害その他の災害に際して目覚ましいものがあるが、近年消防団員は減少を続け、昭和48年には前年に比し約1万8,000人減少し、約114万9,000人となった。

しかも、このような消防団員の減少に加えて、消防団員の年齢構成も年々高令化しつつあり、これらが地域の消防力、防災力を著しく低下させている。

消防団員の減少の原因としては、組合消防の設置等による消防の常備化、消防団装備の機械化、近代化による人員の節減もあるが、特に大都市及びその周辺地域においてみられるコミュニティ意識の希薄化や職住分離に伴う昼間不在、都市部への人口集中に伴う郡部人口の減少、過疎地域における季節的出稼ぎによる長期不在等によって、消防団員になる青壮年が少なくなってきていることがあげられる。消防の常備化の推進により、昭和50年度当初には常備化市町村数は全市町村数の約75%に達する見込みとはいえ、残り25%の地域は依然として非常備であり、全面的に消防団に依存している。また、常備化市町村においても、未だ常備消防の消防力が十分でないところも多いこと、更に大震災、風水害、林野火災に対する消防団の役割が重要であることを考えあわせれば、消防団の弱体化傾向は極めて重大かつ深刻な問題である。

この対策としては、まず第1に国民すべてが、災害にあたって相互に協力して地域の人々の生命と生活を守るため、消防活動に積極的に参加するという意識を育成していく必要がある。このためあらゆる機会をとらえて、国民の自主的防災意識の高揚を図るとともに、昭和48年5月に消防庁から都道府県知事あてに出された「事業所の勤務者で消防団員となっている者の消防団活動に対する配慮について」の通知の趣旨に沿って、企業等の事業所の勤務者で消防団員となっている者が上司、同僚等に対して気兼ねなく、かつ経済的にも不利な取扱いを受けることなく、安んじて消防団活動に参加できるよう管内の経営者団体ないしは個々の企業主に協力を要請し、消防団員、特に中核となる青年層の消防団員の確保に努める必要がある。

第2に報酬、出動手当などの増額、公務災害補償の改善、退職報償の改善等消防団員の処遇の改善を行なう必要がある。また、消防団自体としても今後の消防団活動において、青年層の共感が得られるような運営を行うよう創意工夫をこらすことが急務である。

第3に、消防団装備の機械化、近代化による機動力の増大、中堅となる団員の育成、団員の資質の向上等その内容の充実に努める必要がある。特に、風水害、大震災、林野火災等に際しての消防団の受け持つ役割の重要性にかんがみ、これらの災害に対処するための装備の充実、訓練の強化等に重点を

置いて、その充実を図る必要がある。

また、地域によっては婦人消防隊が組織され、積極的な防災活動を行っているが、とりわけ消火活動等の現場活動に従事する婦人消防隊員については身分、権限等を明確にし、その処置の改善をはかるため、正式の消防団員に任命する等の配慮がなされねばならない。

ウ 自衛消防力の充実

重化学工場、石油類の危険物施設、その他の大規模な事業所は、その防災の第一次責任者として自主的に安全を確保する体制を整備する社会的責任があるが、特に大規模な危険物施設には、消防法に基づいて、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この自衛消防組織を大規模な屋外タンク貯蔵所群を含む全国の石油コンビナート地帯 61についてみると、化学消防ポンプ自動車 320 台を有しているが、14地帯は未整備の状態にある。

また、石油コンビナート地帯において火災又は爆発が発生した場合には、大規模かつ特殊の災害となる可能性があり、これに対処するには、各事業所の防災体制を更に整備するとともに、同一地帯内の事業所相互間及びコンビナート地帯相互間の相互協力体制の整備を推進する必要がある。

空港の消防体制については、第 1 種空港 2 港及び第 2 種空港 19 港については、消火設備及び救難設備ともおおむね整備されているが、第 3 種空港 37 港については、化学消防ポンプ自動車を保有するものは 3 港のみであり、大多数の空港は、大型消火器のみを設置しているにとどまり、中には消火器すら未設置の空港もあって、所在市町村の消防力に全面的に依存している現状にある。したがって、空港における消火設備及び救難設備の整備については、今後一層強力に指導する必要がある。また空港所在市町村との間の消防業務協定は、61 空港中 37 空港が締結済みであるが、更に促進を図らなければならない。

(2) 予防行政の充実

近年、都市の過密化、建築物の大規模化、多様化及び気密化、危険物施設の増加、新しい危険物の実用化等に伴い、火災が発生した場合における人命

等への危険は著しく増大してきている。このような事態に対処するためには、根本的に都市そのものの防災化を進めて行くとともに、各種建築物等の火災に対する安全性を高めるための予防行政が進められなければならない。

最近における火災の発生件数及び死者数は、増加の傾向にあり、特に死者数は、数年来その増加傾向が著しく、昭和 48 年は 47 年の 1,672 人に対し 1,870 人で約 200 人増加をみる結果となった。また昭和 48 年には北九州市 済生会病院火災で 13 人、熊本市大洋デパート火災では 100 人の死者の発生をみるなど、多数の者が利用する高層建築物等の火災による惨事が続発しており、これら多数の者が利用する施設等における人命の安全の確保は重要な課題となっている。

火災の発生の防止と発生した際の初期消火、通報、避難については、国民の理解と協力を得なければならないが、一方、法令による規制においても一層の強化がなされなければならない。このため、大阪市千日デパートビル火災の教訓に基づき、防火管理業務の明確化及び消防用設備規制の強化が図られ、また、予防査察の強化、消防用設備の設置の「良」表示及び悪質対象物の公表などの施策が講じられ実施に移されてきたが、更に熊本市大洋デパート火災の惨事にかんがみ、第 72 国会においては、既存の防火対象物に対する消防用設備等の設置の義務づけ、消防用設備等の保守管理の強化、防火管理体制の強化等を内容とする消防法の改正が行われた。今後は、これらの改正の趣旨が適確に実現されるよう積極的な努力を傾注する必要がある。

また、最近の火災による死亡は、煙に基因するものが極めて多いことから、煙対策と安全避難の強化を図るため建築基準法令の改正による建築材料、建築構造の火災時における安全性の強化等が進められてきたが、なお十分とはいえない。したがって煙から人命を守るため、今後煙の拡大防止、避難の確保等の観点にたつて建築物の構造、階段の位置及び、構造などについても抜本的な対策の推進が必要である。

一方、昭和 48 年においては、出光石油化学徳山工場の火災を始めとして各地で石油化学工場の爆発火災が続発したが、これら一連の事故は、石油コンビナート地帯等における防災体制のあり方を改めて再検討する必要性を痛感

させるものであった。消防審議会においては、昭和48年12月、これらの事故にかんがみ、石油コンビナート地帯における危険物等の集積による危険性の増大及び近接市街地等の安全性に対する影響を十分に考慮した総合的な防災対策の樹立等を内容とする「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」(附属資料参照)が出されたが、このような状況をふまえて、国民の安全の見地から、国の指導体制の強化、予防査察の徹底及び火災予防業務に携わる市町村消防職員の質及び量の両面にわたる充実が急務である。

ア 火災の発生と死者の防止

ほとんどの火災が火を用いる人のちょっとした不注意、不始末を原因とするものである。このような実態から、火災の発生を防止するためには、国民ひとりひとりの努力すなわち火災のこわさの再認識、火の取扱いについて再度見なおす心がけの涵養が必要であり、春秋の全国火災予防運動を頂点とし、年間を通じてあらゆる機会をとらえ国民全体の防火意識の高揚を図っていく必要がある。特に、将来における火災予防の担い手である少年層及び家庭での火災予防に重要な役割を果している婦人層に対し、火災予防思想の普及を図ることは、国民全体に対する火災予防思想の普及徹底を図るために極めて重要である。

また、火災による死者の増加にかんがみ、特に煙のこわさを認識させ、火災から命を守るため、安全避難についての意識を高めるとともに、死者の発生率の高い老人、幼児に対する避難体制について、きめの細かい対策を講ずることが必要である。消防機関としては、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成、施設の設置者、経営者等の防火に対する責任意識の徹底、防火管理者の資質向上等について一層の推進を図る必要がある。

イ 消防用設備規制の徹底

消防用設備等については、これまで逐次消防法令の改正により規制の強化が図られてきたが、前述したとおり、第72回国会において、百貨店等の「特定防火対象物」については、既存のものであってもその規模、構造等からみて必要なもの(例えば、延べ面積が6,000m²以上の百貨店等)についてはスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を義務付けるとともに、消防用設備

等の保守管理の強化等を内容とする消防法改正が成立し、昭和49年6月1日に公布された。

(ア) 既存防火対象物に対するスプリンクラー設備等の遡及適用

従来、既存の防火対象物については、新法令による消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用すると関係者に多大の経済的負担を負わせることとなるので、比較的設置の軽易な消火器具、自動火災報知設備、誘導灯、誘導標識、非常警報設備及び避難器具のみ遡及適用することとし、スプリンクラー設備その他については従前の基準を適用する特例を認めていた。しかし、これでは、大阪市の千日デパートビル火災及び熊本市の大洋デパート火災の例に徴しても明らかなように防火避難の安全性からみると大きな問題がある。そこで、上記の消防法の改正により火災による人命危険の特に多い百貨店等の「特定防火対象物」については、既存のものであっても常に新法令による消防用設備等の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないこととされた。これにより、これらの「特定防火対象物」については、自動火災報知設備等のほかスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、排煙設備、連結送水管等すべての消防用設備等について遡及適用の対象とされることとなった。なお、これらの改正規定は、百貨店、地下街、複合用途防火対象物については昭和52年4月1日から、それ以外の「特定防火対象物」については昭和54年4月1日から施行されることとされている。

また、この法改正によって既存建築物について消防用設備等を設置するには、相当の改修が必要となるが、これに要する資金については、従来から行われてきた各種金融機関による融資のほか、日本開発銀行による融資の措置がとられることとなった。また、税制面においては昭和47年度から消防用設備等の耐用年数の特例措置が、昭和48年度から不動産取得税の特例措置が講ぜられているが、更に、昭和49年度から既存建築物に対してスプリンクラー設備を設置した場合の特別償却の措置が講ぜられることとなった。

(イ) 消防用設備等の検査、点検、報告等

従来、消防用設備等を設置する場合には、当該設置工事について着工届を消防機関に提出することとし、事前に消防機関の指導を受けることとされて

いたが、今回の消防法改正により「特定防火対象物」の関係者は、消防用設備等を設置したときは、消防機関に届出て、検査を受けなければならないこととし、消防用設備等が適正な基準に従って設置されているかどうか確認するための制度が確立された。

また、消防用設備等は日頃の保守管理が重要であるので、この消防機関による検査の制度に加えて、防火対象物の関係者は、消防用設備等について、定期的に、所要の点検を行い、その結果を消防機関に報告しなければならないこととされた。

ウ 危険物規制の徹底

危険物に関する規制については、昭和34年の消防法改正以来危険物施設の構造等に関する技術基準の整備等を内容とする関係法令の改正を行い規制の徹底を図ってきたところである。最近においては、第68国会で成立した石油パイプライン事業法に基づく技術基準の告示が行われたことに伴い、消防法により規制される石油パイプラインについての技術基準の整備を行うとともに、第72国会において主として石油パイプライン施設を中心に危険物施設の保安規制の強化等を内容とする消防法の改正が行われた。

本来危険物を取り扱う企業は、その安全性の確保の社会的責任を有している。しかしながら昭和48年後半には従業員の誤操作及び判断の誤り等危険物施設の保安体制、操作などの人的面での欠陥を原因とする事故により出光石油化学徳山工場の火災を始めとする一連の化学工場火災が発生した。このような実態にかんがみ、安全確保のための法令整備とあわせて人的面での安全管理についての一層の徹底が必要であり、特に企業においては、自主保安体制、保安要員の配置及び教育について一層の努力が必要である。

エ 予防体制の充実

以上のべたように、消防用設備等の規制、危険物規制など制度面においては、法令改正による整備がかなり進められてきている。これに対応して消防機関においては、予防査察の徹底、防火指導の強化、防火思想の普及等についてこれらの変化に対応した諸施策をさらに積極的に推進していかなければならないが、このためには、予防行政の執行体制の一層の充実を図る必要があ

る。特に法令による規制、防火についての国民の実践活動の推進等の諸施策の実効性を担保するためにはその要員の確保、資質の向上等について特段の配慮を加える必要がある。また、最近における建築様式の多様化、新しい設備や材料の出現等に伴い、予防査察をはじめとする予防行政の運営に当たっては、高度に専門技術的知識を必要とする場合も多いので、国においては、査察方法の改善等について適切な指導を行う等消防機関における能率的な予防行政の運営に資するための指導体制の強化等に一層の配慮を加えるべきである。

(3) 防災対策の強化

ア 防災体制の整備

国、地方を通じる総合的な防災体制を確立するため、昭和36年に災害対策基本法が制定されて今日までに13年を経過したが、この間、国、都道府県及び市町村においては、それぞれ同法に基づき防災会議を設置し、防災計画を作成する等体制の整備を進めてきた。

現在までにすべての都道府県及びほとんどの市町村において防災会議が設置され、防災計画もほとんどの団体で作成されている。地域における防災対策の総合的プログラムである地域防災計画は、国の防災基本計画における石油コンビナート対策、地震対策、林野火災対策等、広域特殊災害対策の追加、変更に伴う修正が加えられており、防災会議の運用においても、コンビナート対策部会、地震対策部会等必要な部会が設置されてきた。今後も、災害態様の複雑多様化、大規模化に対応して、地域特性を反映した計画内容の充実とその迅速な実現の確保、効果的な会議運用等が図られなければならない。

特に最近における災害の広域化、大規模化等の傾向よりみて災害対策は、1市町村のみでは対処し得ないものがあり、災害対策基本法及び消防組織法等に基づいて、相互応援体制の整備、都道府県の補完的役割の強化等が図られているところであるが、今後ともこの方向を推し進めると同時に、災害時においては、関係機関等が一体となって行動することが必要であるので、平素から連絡を密にし、協調して合同訓練を行う等、災害時における効果的活

動体制の確保を図らなければならない。

また消防機関は、地域に密着した防災の第一線機関であり、大規模災害時における防災関係機関の中心的な機能を果たすものであるため、平素から地域防災計画にそって、地域の特性等を充分把握し、適切な消防計画を樹立し、消防職団員に対する教育・訓練の徹底を図り、災害時において、効果的に活動できる体制を整備しておかなければならない。

更に、災害発生時における警戒体制、避難体制については、住民1人1人の行動につながるものであることから、集落等の末端における自主防災組織の機能を強化するとともに、防災機関とこれらの組織との連絡に万全を期すよう努力すべきである。

災害対策を迅速かつ確実に実施するためには、情報の収集及び伝達体制の整備が必須の条件である。

消防庁では、無線通信網による情報通信体制の確立のため、先ず、消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線を昭和47年度までに東京都と沖縄県を除き完了した。沖縄県についても昭和49年度中に整備する予定である。

また、都道府県と市町村とを結ぶ消防防災無線は、昭和48年度から国が補助金を交付し整備促進を図っており、昭和48年4月1日現在で単独整備を含めて6県が完成し17道府県が整備中である。

更に、各市町村の消防救急用無線については、昭和45年12月に、郵政省で150MHz帯の無線局の免許基準を改正し増波を決定したことに伴い、同周波数帯における波数は、従来の29波から60波へ大幅に増加し、更に昭和48年度に無線機器の狭帯域化が完了したことにより一層その充実強化が図られてきた。今後は、無線局施設の耐震性の強化、運用体制の効率化についても、十分配慮する必要がある。

災害時においては、局所情報を適確、迅速に把握し、直ちに応急活動や避難誘導等を指示し、実施することが最も重要であり、現在はこれを既設の有線放送電話、広報車等の活用及び、消防職団員、水防団員等防災の第一線機関の組織的活動等に負っているところが大きい。もちろん、今後ともこの体制が基礎となるものであるが、これらの体制を支え、より有効適切に活動させ

るため、携帯無線機の増強、市町村と集落とを結ぶ無線通信網の整備を促進する必要があり、これによって、国（消防庁）—都道府県—市町村—集落—住民間の情報収集、伝達は、有機的に行われることとなり、災害時における消防力の機動的な運用、集落の孤立化防止、地域住民に対する避難勧告・指示等防災活動の一層の効率化を図ることができる。

イ 石油コンビナート地帯の防災対策の強化

石油コンビナート地帯では、大量の危険物、高圧ガス等が取扱われているため、一旦、災害が発生すれば、地域住民に甚大な被害を及ぼしかつ深刻な影響を与えるおそれがあるので、防災対策の積極的な推進を図らなければならない。

消防庁としては、消防審議会の答申（昭和42年5月）に基づき作成した「石油コンビナート地帯防災対策要綱」により、都道府県、市町村に対し、

- ① 防災会議における石油コンビナート部会の設置、地域防災計画における石油コンビナート地帯防災計画の設定
- ② 都道府県相互間、市町村相互間の応援協定の締結
- ③ 都道府県の防災資機材センターの設置

等の対策の推進を指導する一方、関係企業に対し

- ① 自主防災組織の整備強化
- ② 関係企業間の相互応援協定の締結
- ③ 防災意識の高揚
- ④ 保安体制の整備

等の防災対策を講ずるよう指導してきたところであり、特に防災資機材施設については、昭和46年度から都道府県に補助することにより整備を促進してきた。

しかし、昭和48年後半には石油コンビナート地帯における工場火災が頻発し、地域住民に著しい不安を与えたが、これらの事故の多くは、誤操作など工場における保安管理体制、従業員教育の不備等に起因したものであった。

このことから、消防庁では、昭和48年11月「石油コンビナート地帯等にお

ける危険物施設等の災害防止について」(通達)により、消防機関の立入検査の強化、安全操作等の確保、保安監督体制の強化、従業員教育の徹底及び地域住民の避難のあり方等地域防災体制の整備促進について指導するとともに、昭和49年5月には学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設置し、主要な石油コンビナート地帯について災害危険要因のチェック、被害想定、防災対策の策定等を内容とする防災診断を行うとともに地方公共団体が行う防災診断の基準の設定等について検討している。

なお、昭和48年12月には、消防審議会から「石油コンビナート地帯の防災対策に関する意見」が出され、前記対策のほか危険物施設と住宅等との間の保安距離の確保の必要性がうたわれており、今後この点について検討してゆく必要がある。

海上における油火災等の防災対策については、特に海上保安官署等との協調により、タンカー等の航行の安全と保安体制の強化を図るとともに、総合的かつ一体的に防災対策を推進する必要がある。また、海上保安官署と石油コンビナート所在市町村との相互応援協定については、昭和49年4月1日現在、61地帯のうち54地帯の市町村が締結しているが、更にその締結を促進する必要がある。

ウ 林野火災対策の強化

レジャー人口の増加、道路網の開発整備等による入山者の増加に伴う林野火災の増加は、我が国の森林資源の確保、自然景観の保存に重大な影響を与えており、この防止対策の確立は緊要の課題である。昭和48年に発生した林野火災は、前年度に比し、大巾に増加し、昭和49年においてもなお増加の傾向にあることは注目されることである。

消防庁としては、消防審議会の答申(昭和44年11月)に基づき、林野火災特別地域対策事業を推進し、林野火災多発地域の市町村消防力の強化を図っており、林野火災の特殊性にかんがみ、特に広域的な消防体制及び相互応援体制の確立、防災関係機関の総合防災体制の整備について努力してきた。

また、ヘリコプターによる空中消火のための機材の開発及び消火技術の研究については、昭和44年度から消防研究所及び農林省林業試験場で共同し自

衛隊の協力をえて進められてきたが、昭和48年度に実用化の見通しが立ったので、昭和49年度からは、都道府県における空中消火資機材の整備を国庫補助によって促進し、昭和50年度からの自衛隊のヘリコプターによる空中消火の実施にそなえることとしている。

更に、防火線の設定、火災防ぎょ戦術及び装備の近代化等についても一層その内容の充実を図る必要がある。

エ その他災害対策の推進

(ア) 最近における都市災害の多発化、多様化、大規模化に対処して、都市における防災上とるべき施策について研究するため、昭和48年度に消防庁に都市防災総合システム研究会が設置され、都市の安全管理システムについて開発研究が行われている。

更に、近年の都市における災害発生の危険要素がますます増大していることにかんがみ、都市の防災については個々の災害防除策は勿論であるが、複雑にからみ合った各種の要素を分析し、都市空間全体としての安全化を図る方策を確立する必要があると考えられるところから、昭和50年度には、都市における各種危険要素をメッシュデータ化し、地域の危険度を評価する手法を確立し、今後の都市防災対策の基礎を定める予定である。

(イ) 我が国は、世界で最も火山の多い国の1つであるが、昭和47年9月の桜島火山の大きな爆発を契機として昭和48年7月「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」(昭和48年法律第61号)が制定され、活動火山の災害対策が強化されることとなった。これに伴い消防庁は桜島火山対策として退避舎等避難施設の整備の促進を図っている。

(ウ) 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の発生危険地域に居住する住民の集団移転を促進するため、昭和47年12月「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)が制定され、昭和47年度2市町34戸、昭和48年度11市町村728戸分の事業が行われた。

(4) 大震火災対策の推進

ア 大震火災対策の基本的考え方

我が国は環太平洋地震帯に位置し、世界有数の地震国であり、加えて地形は急峻かつ複雑であるため、人口は少ない平野部に集中しているが、その相当部分が地震に弱い沖積層の地盤である。

更に、近年における急激な人口と産業の都市への集中は、開発による土地の形質の変更、木造建築物の密集とその中に出火の危険のある店舗、工場が混在するなどの無秩序な市街地の形成、石油やガスなどの危険物の集積、交通のふくそうなどをもたらし、都市の構造は地震に対し著しくぜい弱なものになっている。したがって、このような大都市において大地震が発生した場合には、計り難い多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

これに対応する地震対策は、恒久的な対策としての都市改造と応急対策としての避難及び消火体制の整備等が有効、適切に組み合わせられ、かつ、これらの対策の樹立、実施にあたっては、中央及び地方の関係行政機関の間の緊密な連携協力のもとに総合的効果を発揮するよう対処されなければならない。

国の地震対策は、中央防災会議が中心となり、関係省庁が緊密な協力体制を組み

- ① 地震予知のための研究・観測体制の整備強化
- ② 広域避難地、避難路、緩衝緑地、消防水利等の防災施設の整備、市街地不燃化再開発事業の推進等の都市防災化の推進
- ③ 火災防止、救急、救護、警備等各般にわたる防災体制の強化
- ④ 通信対策及び交通対策の推進

等に鋭意取り組み努力しているところである。

イ 大震火災発生時の消防の責務

消防の担う分野としては、地震時における応急対策である初期消火、延焼拡大防止対策及び地域住民の安全避難対策が中心となるものであり、消防庁としては、後述するような各般の計画の具体化を図っているが、大地震が発

生した場合、消防機関の防災活動は、

- ① 電話が不通となり、防災関係機関への通報が困難になることがある
- ② 道路、橋りょうの損壊、建物の倒壊、更には自動車等により、道路交通は著しく阻害される
- ③ 同時に各地で多数の火災が発生するので、消防力が分散される
- ④ 水道管の破損や停電による断水等により、消防水利が使用不能となり消火活動が十分行えなくなる

等の悪条件が制約となり、著しく低下することが予想される。

消防対策は、これらを考慮して被害の想定を行い、大震火災に対処できる各種の対策を樹立しておく必要がある。

ウ 消防における大震火災対策の推進

- (7) これまでに実施された消防庁の対策は、住民の防災意識の高揚及び消防防災施設整備の強化に重点がおかれている。

先ず、住民1人1人の防災に対する意識と行動が安全な地域社会づくりのかねめであり、住民1人1人が地震について正しい知識をもち、必要な準備を整えておくことが被害の軽減のために不可欠であることから、住民に対する防災知識の啓発にはできる限りの努力を払ってきた。

すなわち、昭和48年度においては、事業所の管理者等が積極的に震災対策をすすめるうえでの指針となる「地震の心得(事業所編)」を作成し、地方公共団体に配布した。これは、昭和46年度「地震の心得」、昭和47年度「自主防災組織の手引」に続く地震対策指導書である。

また、昭和49年度においては、テレビ、ラジオの全国ネットワークによる啓発番組の放送及びスポット放送を行っており、更に、地域における防災教育、防災相談のセンターとして大都市所在都道府県が行う地域防災センターの設置に対し補助をすることとなっている。

消防防災施設の整備強化については、昭和47年度から新たに地方公共団体に補助金を交付し、特に大震火災の危険性の大きい地域の避難地、避難路及びその周辺を中心として耐震性貯水そう(100m³)及び可搬式(小型)動力ポンプを整備してきたが、昭和49年には、更に大震発生時にお

ける被害状況、避難状況等の情報を収集伝達し、消防力を効率的に対応せしめ、的確な避難誘導を行うためのヘリコプターによるテレビ電送システムの整備及び夜間における消火、救急、救護、避難誘導等を容易にするための電源照明車の整備を推進している。更に大震災火災時においては、道路交通の途絶、消防水利の使用不能等により消火活動ができない場合が予測されるため、空中からの消火を検討すべく、カナダから空中消火用飛行艇をチャーターし、種々の角度から実験を行った。今後これを基礎として空中消火方法の実用化が期待されている。

(イ) このような、消防庁の施策に対応して、大都市においても、地域防災計画における地震対策の樹立、地質、地盤、建物等の調査による地域危険度の測定、市街地不燃化再開発事業、河川防災事業の促進、避難場所及び避難道路の指定と安全化対策、応急物資の備蓄倉庫の建設、情報連絡体制の確立、災害援助協定の締結、震災訓練の実施、住民防災組織づくりの推進等各種の具体的な施策に取り組んでいる。

このうち、避難対策については、人命安全を第1とする以上最重点施策と考えられるが、対策の現状は満足すべきものとは言い難い。

避難地、避難路について、未指定の都市がある一方、すでに指定されたものについても、既存の公園、校庭等が中心であるため、地域的偏在、面積の狭少による危険性等種々の問題点が指摘されている。したがって、既指定避難地の拡張、避難地の増設による必要規模の確保と適切な配置や私有地である避難地の公有化等の促進を図る一方、消防水利等の強化による避難地の安全化対策を今後も一層強化すべきである。

エ 住民の理解と協力の重要性

大震災火災対策は、総合防災対策として、地方公共団体及び関係機関等が緊密な連携協力のもとに推進しなければならないのはもちろんであるが、一方これに対する地域住民の深い理解と協力が不可欠であり、今後住民に対する防災キャンペーンを積極的に展開する等、災害に強い住民、災害に強い都市づくりを目指し、国、地方公共団体及び住民が一致協力して具体的施策を推進しなければならない。

(5) 救急救助体制の拡充

近年、人命の安全確保を図るための行政が幅広く要請されるなかで、火災、交通事故、労働災害、風水害、がけ崩れ、ガス爆発等の災害事故の続発及び急病の増加等により消防機関が行う救急救助活動は、飛躍的に増大している。

まず、救急業務であるが、昭和48年中の救急出場件数は、134万71件（対前年増加率17.0%）、搬送人員は、130万380人（対前年増加率17.4%）で、救急業務が昭和38年に法制化された当時と比較してみると、出場件数で5.6倍、搬送人員で6.0倍の増加となっている。これにより全国で1日平均3,671件の救急事故が発生し、約24秒に1件の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務実施市町村においては、75人に1人（10大都市では56人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

これに対し、救急業務実施市町村は、昭和49年4月1日現在2,429市町村で前年より303市町村（14.2%）増加し、実施率では全国人口の93.3%をカバーするにいたり、救急体制の整備は急速に進展している。なお、救急業務の処理方式については、2,429市町村のうち単独実施が490市町村（20.2%）、一部事務組合によるもの1,785市町村（73.5%）、事務委託を行っているもの154市町村（6.3%）となっており、特に最近新たに救急業務を開始しようとする市町村は、そのほとんどが一部事務組合又は事務委託方式によっている。

なお、救急業務義務実施市町村の範囲については、昭和49年7月の消防法施行令の改正により、従来の自治大臣による個別指定方式が改められ、消防本部及び消防署を置く市町村は、救急業務を実施できる体制にあること、これらの市町村は、現実すべて救急業務を実施していること等を考慮し、昭和50年度から、消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村は、救急業務を行わなければならないこととされた。

救急業務の遂行に当たって特に重要なことは、救急隊員の専門的知識及び

技能の養成と受け入れ側の救急医療体制の整備である。救急隊員のうち専門的な研修訓練を受けているものは、38.2%であり、これらの者が中心となって救急業務を行っているが、救急業務の重要性にかんがみ、今後隊員の研修訓練の実施による専門的知識及び技術水準の向上が急務である。

救急医療体制の整備については、医療施設の整備と医師、看護婦等の確保が重要な課題である。厚生省においては、第1次搬送先医療機関である一般の救急病院、診療所について適正配置を推進する一方、昭和48年度末までに179の救急医療センターを整備し、昭和49年度以降も引き続き計画的な整備を図ることとしているが、あわせて休日夜間診療所に対する財政援助を行うことにより、いわゆる急病患者等に対する救急医療体制の整備を行っている。しかしながら、これらの措置にもかかわらず現在の救急医療施設は絶対的に不足しており、したがって少くとも、国立、公立その他の公的医療機関等地域医療の中核となるべき施設については、救急病院としての機能を積極的に果し得るよう整備を図ることが必要である。このため、これらの病院について脳外科等の専門医の確保にあわせ、急病による救急事故患者の増大に対処するため内科系医師の確保を図る必要がある。更に、救急業務の円滑な処理を図るために、事故現場又は搬送途上における応急処置、救急患者の受入れ等に関する情報管理が適切に行われるようなシステムを確立するとともに、救急業務を担当する消防機関と医療機関との間において密接な連携を確保するような措置を講ずることが必要である。

なお、高速自動車道路網の拡大に伴い、高速自動車国道における救急業務については、昭和46年3月に策定された交通安全基本計画の定めるところにより日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法の規定にもとづく処理責任を有するものとされており、したがって両者は、協力して、適切かつ効率的に人命救護に万全を期する必要がある。

このため、日本道路公団では、自主救急区間における体制の整備と市町村に対する所要の財政措置を講ずることとしており、市町村の消防機関としても、救急業務実施体制の整備と同公団との連携を更に密接なものとしてい

く必要がある。

次に救助業務については、近時、火災以外に交通災害、労働災害、風水害、水難事故、危険物の流出等による災害が増加し、その発生態様も複雑多岐にわたっており、これら災害による危険から人命を安全に救出するため、高度かつ専門的な救助活動が必要となっている。このような状況下で救助活動の必要性が高い都市地域等にあつては、消防機関に専門の救助隊を設置している。消防機関が行う救助活動については、火災時におけるものは別として、火災以外の災害時におけるものに関しては、その制度的な位置づけ、活動範囲、実施基準等検討すべき課題が多いが、今後更に、救助活動に対する需要が増大することが予想されるのでその実態をふまえ、職員の確保、救助技術の開発、装備の高度化を図るとともに警察、自衛隊、水防団等関係機関との連携を強化する必要がある。

(6) 消防の人づくり

ア 消防職員及び消防団員の教養訓練

自治体消防発足以来四半世紀を経過した我が国の消防は、年をおうごとにその任務の重要性はますます増大し、その業務内容は、①火災出動、災害出動等の警防業務、②予防査察、建築同意、危険物規制等の予防業務、③救急業務のほか、救助活動や地域防災計画の作成の参画による安全な都市づくりへの積極的参加等複雑多様化の一途を辿っている。これらの業務を効果的に行うには、広範かつ専門的な知識と近代消防機器の操法に熟達しなければならない。消防職員、団員の教育訓練は、国の消防大学校と地方公共団体の消防学校において行われているが、国の消防大学校では上級幹部を対象とし、都道府県及び政令指定都市の消防学校では初任者及び現任者を対象としてそれぞれ教育訓練し、更に各消防本部においても独自の訓練を行い、これらによって消防職員、団員の技術、資質の向上が図られている。

しかしながら、新規採用消防職員の初任教育についてみても、年々その未受講者の解消についての努力はなされているが、組合消防等による常備化の急速な増加のため、各消防学校ではその需要に応じきれず、ここ数年来新規

採用者の約4分の1は初任教育を受けられない状況にある。さらに、これらの初任教育の内容についてみると、国の基準に定められた6か月の初任教育を受けた者は昭和48年度において初任教育受講者のうち約35%でありまだ不十分な状況にあるが、前年度(約16%)に比較するとかなりの充実がなされている。

反面、このように初任教育の拡充に全力を投入している結果、現在の消防職員、団員に対する専科教育、幹部教育が手薄となり、全般的な質的向上の面が立ちおけているという問題がある。このような状況を打開し、教育訓練を充実するには全般的に消防大学校及び消防学校の施設及び教官の拡充を図る必要があるが、更に進んで、今後の消防職員の採用状況、将来における消防職員の職務の専門化の見込み等を考慮して、消防職員、消防団員の教育訓練のあり方について再検討を加える時期にきているといえよう。

イ 消防職員及び消防団員の処遇改善

消防職員及び消防団員は、火災その他の災害に出動し、国民の生命、財産を災害から守るため、日夜献身的な活動を重ねている。その仕事は市民生活の安全にとって必要不可欠なものであるが、反面その活動は多大の危険を伴う。昭和47年中に火災、風水害等のために出動し殉職した消防職員及び消防団員は59人、負傷者は5,059人に達している。このような実情にかんがみ、常時消防職員及び消防団員の職場環境の保全、健康管理、安全管理に十分留意すべきことはもとより、今後も引き続き勤務条件及び処遇の改善に努める必要がある。特に、交替制勤務に服している消防職員の処遇については、給与面における改善をはかるとともに、週休2日制の実施との関連をも考慮しながら勤務時間の短縮等勤務体制の改善について早急に検討する必要がある。

消防職員及び消防団員の処遇改善については、従来から報酬、出動手当、被服費などの増額、公務災害補償の改善、退職報償の改善などの施策を講じてきたが、特に、昭和49年度においては、消防職員について出動手当、出場手当及び夜間特殊業務手当の額を約50%引き上げたほか被服費の引上げを図り、消防団員については、報酬を約15%引き上げたほか、出動手当及び、団

服費の引上げを図ることとし、地方交付税上所要の措置が講じられた。

また、公務災害補償についてみると、消防職員に関しては、昭和48年9月に地方公務員災害補償法の改正が行われ、通勤災害を公務災害に準じる取扱いとする措置がなされ、また、消防団員及び一般協力者に関しては、補償基礎額について公務員給与改定にあわせて引き上げが行われた。

なお、消防職員及び消防団員の殉職者に対する賞じゅつ金については、昭和49年4月に大幅な額の改定(最高は1千万円)が行われた。

このように消防職員及び消防団員の処遇改善については、逐次その改善が進められてきているが、今後とも、現有の各制度の有効な運用を図るとともに各般の処遇の改善に意を用いる必要がある。

(7) 研究開発の推進

戦後における我が国経済の飛躍的な発展は、生活水準の大巾な上昇をもたらしたがその反面、公害の発生、環境の破壊など国民の日常生活を脅やかす各種の要因を作り出したことは否定できない。このようなマイナス面は、消防が関係する分野においても例外ではなく、火災の態様はますます複雑、多様化を呈し、かつ、予想外の大事を招来する危険をはらんでいる。このため、これに対応する消防対策の科学化、近代化が叫ばれているが、これらの問題を解決するためには、今日の火災の実態をは握し、予防、避難及び消火上の問題点を各面から解明し、適切な技術開発を促進すべきことはいうまでもない。

消防研究所においては、これらの要請に応じて消防の科学技術に関する試験研究を引き続き進めているが、現在大震火災対策の研究、地下街・高層建築物火災対策の研究、危険物等化学火災対策の研究、林野火災対策の研究等を中心に行っている。

これらの研究のうち昭和48年度中に完了した主なものとしては、消防ポンプ自動車の標準化の確立、林野火災を対象とする空中消火用機材の実用化並びに家庭防火用簡易動力ポンプの開発等が挙げられる。

また、昭和49年度からは新たに煙中の人間の耐熱限界の研究、誘導排煙法に関する基礎的研究、合成空気泡剤の性能評価に関する研究、金属火災の研

究、遠隔操作消防車に関する研究、消防用流量計の開発等に着手している。更に大震災火災対策の一環として、旧松尾鋳業株式会社の廃屋群を利用して、大震災時の市街地火災の延焼性状の解明及び赤外線利用による空中偵察の可能性等の対策技術に関する屋外実験を行った。

研究の経過及び結果は、「消防研究所年報」、「消防研究所報告」等によって、各地方消防機関、内外の関係試験研究機関あるいは消防機器業界に周知され、成果の活用が図られているが、更に開発を促進する必要があるものについては、特殊法人新技術開発事業団を通じて実用化を図っており、最近におけるあっ旋申込件数は4件に及んでいる。一方、地方の消防機関においても、現場の実情に応じた火災対策の研究あるいは消防活動用機材の改良・開発が行われており、それらの研究活動を援助し又は成果の交流を図るため毎年1回「全国消防技術者会議」が開催されているが、今後この会議を一層充実するとともに国・地方が一体となって研究成果の積極的、効果的な活用を図る必要がある。

(8) 消防財政の強化

消防財政は、災害に強い街づくりを行うことにより、地域住民の安全を確保するという積極的な観点からその拡充強化を図るべきである。昭和47年度の市町村の消防費純計決算額は、2,311億円(対前年度比468億円, 25.4%増)で普通会計歳出決算額の3.4%を占めている。性質別には、人件費65.2%、普通建設事業費19.0%、物件費9.8%、その他6.0%で普通会計の対前年度伸び率24.1%を上回る伸び率を示しているのは庁舎・車庫等建設費(36.5%)、人件費(26.0%)等である。

消防費の財源構成は、一般財源1,997億円、特定財源314億円で、一般財源の割合86.4%は、前年度の88.4%と比べて2%の減となっている。これは、国・府県支出金の増、地方債の枠の拡大等によるものと考えられる。消防財政については、消防職員、団員の処遇改善等による人件費の増嵩、消防の広域化、常備化、高度化による各種消防施設の整備等今後急増する財政需要をみたすために、地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額の充実を図る一

方、国庫補助金の増額及び地方債の枠の拡大を図るとともに、入湯税等の特定財源の活用を図り、都道府県の助成措置とあわせて、消防施設の整備が、より促進されるよう配慮する必要がある。

ア 地方交付税

地方交付税における市町村消防費の基準財政需要額については、時代の要請に即応して逐年増額を図っているところである。昭和49年度(当初算定)の単位費用は、予防、警防、救急等消防体制の強化を図るため標準団体(人口10万人)で6人の消防職員の増員を図るなど1,980円(対前年度当初算定比伸び率19.4%)に引き上げられ、基準財政需要額は3,020億円(対前年度当初算定比伸び率19.6%)に達した。最近の消防業務の多様化、高度化に伴い、現在の消防力は、人、施設の両面でなお改善充実をはかる必要があり、今後もこれらを裏づける消防財源の拡充強化が必要であるが、なかでも一般財源である地方交付税における基準財政需要額の算定については、消防職員、団員の増員及び処遇改善のための人件費の増加並びに消防施設の充実を中心に今後なお一層の拡充強化が必要である。

一方、市町村の消防に対する財政支出は、必ずしも十分な状況ではなく、昭和47年度の決算によれば、市町村が消防費に充当した一般財源の額は、同年度の消防費にかかる基準財政需要額(再算定後)の92.9%にとどまっているが、市町村においては、消防に対する財政支出は住民の安全に対する投資であるという立場に立って、今後一層消防に対する財政措置の拡充を図ることが必要である。

イ 国庫補助金

市町村の消防施設に対する国庫補助金については、昭和28年度制定の消防施設強化促進法に基づくもののほか、予算補助を加えて逐年増額されてきたところである。昭和49年度予算は、総額51億4,980万円と前年度より13億7,960万円(伸び率36.6%)の大幅増となった。その内容としては、消防ポンプ自動車、化学消防自動車、はしご付消防ポンプ自動車及び防火水そうについて30%、小型動力ポンプについて20%、小型動力ポンプ付積載車について8%それぞれ補助基準額が引き上げられたこと、人口急増地域の市町村の財政負

担を軽減するため、同地域の市町村に対する国庫補助率が3分の1から2分の1に引き上げられたこと、大震災時の避難誘導等のためのヘリコプターによるテレビ電送システム装置に対する補助金の計上などを含む大震災対策関係補助金の大幅増が行なわれたことなどがあげられる。その他都道府県に対する補助金として石油コンビナート地区に設置する防災資機材に対し、3,500万円、都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設に対し5億5,100万円が計上され、また新たに大震災関係の知識の普及のため都道府県が設置する地域防災センターについて一団体分2,000万円が計上された。しかしながら、消防施設に対する国庫補助金について今後なお、消防の近代化、科学化を推進する見地から対象事業の拡大を図るとともに、補助単価等を実情に即するよう改善措置を講ずる必要がある。

ウ 地 方 債

市町村の消防施設整備事業に対する地方債は、昭和48年度の資金枠約147億円に対し、昭和49年度は、政府資金、共済組合資金、市有物件災害共済会資金、全国自治協会（町村有物件災害共済）資金、損害保険協会資金及び生命保険協会資金を合せて、総額約169億円と見込まれ、前年度より約22億円（伸び率15.0%）の増額が見込まれている。

今後ひきつづき消防の常備化、科学化等の推進に対応し財政需要が増大すると見込まれるので適債事業である消防施設の整備については、資金枠の増大、貸付条件の改善など消防の特殊性に応じた地方債の拡充が望まれるところである。

エ その他の市町村消防費の財源

以上のような市町村に共通する消防費の財源のほか、交通反則金収入をもって充てられる交通安全対策特別交付金、温泉地所在市町村の目的税である入湯税、空港関係市町村に譲与される航空機燃料譲与税がある。これらの財源の使途として、交通安全対策特別交付金は救急自動車の整備、入湯税及び航空機燃料譲与税は消防施設の整備に充てることができることとされており、昭和48年度の交通安全対策特別交付金は155億9,100万円(市町村分)、入湯税の収入見込額は、45億700万円、航空機燃料譲与税の譲与額は19億5,900

万円となっている。このうち、交通安全対策特別交付金は、昭和49年度から最低交付限度額が5万円から30万円に引き上げられ、30万円未満の交付金相当額は、当該市町村所在の都道府県に交付されることとなったが、同相当額は市町村が救急自動車を整備する際の都道府県補助金の財源とすることが出来ることとされているのでこれを積極的に活用する必要がある。なお、交通安全対策交付金は逐年増加しており、救急自動車の需要が増大していることから今後更にその積極的な活用を図る必要がある。

オ 都道府県の助成等

都道府県は、市町村の消防力の増強、ひいては、管内の防災体制強化のため、市町村の消防施設の整備について助成措置を講じている。昭和47年度においては、全都道府県が市町村に対して補助金を交付しており、その額は15億8,000万円で前年度の12億9,400万円に比べて2億8,600万円増加している。また東京都ほか、32道府県が資金の貸付を行っており、その額は11億6,600万円で前年度の21億5,100万円に比べて9億8,500万円の減となっている。

また、都道府県は市町村に対する助成措置のほか自から消防資機材を備蓄して災害に備え、あるいは防災連絡体制の拡充のために県と市町村とを結ぶ防災無線通信施設を設置するなど、重要な役割を果すに至っており、今後とも都道府県の防災対策の積極的な拡充が望まれる。

第 2 各 論

1 火災等の災害の実態

(1) 火 災

産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、石油コンビナート、大型タンカー等の大規模なものから石油ストーブ、ガス器具等の家庭用品に至るまで各種の危険物施設及び危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

昭和48年中における火災の概況は、第1—1表のとおりである。これによれば、出火件数、焼損むね数、建物焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員、損害額は、前年に比べて増加しており、このうち出火件数、焼損むね数、り災世帯数、死者、負傷者及び損害額については、戦後最高となっている。これに対し、林野焼損面積は前年に比べて大きく減少しているが、これは、前年10月に沖縄県恩納村から金武村にわたり4日間、1万2,400ヘクタールを焼いたような大規模な林野火災が、本年はなかったことによるものである。

第1—1表 昭和48年の火災と前年比較

区 分	単 位	昭和48年 (A)	昭和47年 (B)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
出 火 件 数	件	73,072	58,291	14,781	25.4
建 物		42,551	38,868	3,683	9.5
林 野		8,311	4,541	3,770	83.0
車 両		3,986	3,774	212	5.6
船 舶		301	313	△ 12	△ 3.8
航 空 機		7	8	△ 1	△ 12.5

区 分	単 位	昭和48年 (A)	昭和47年 (B)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
そ の 他		17,916	10,787	7,129	66.1
焼 損 む ね 数	む ね	57,243	51,900	5,343	10.3
全 焼		17,736	15,896	1,840	11.6
半 焼		5,800	5,230	570	10.9
部 分 焼		33,707	30,774	2,933	9.5
建物焼損面積	m ²	2,571,700	2,434,485	137,215	5.6
林野焼損面積	アール	840,278	1,701,229	△860,951	△ 50.6
死 者	人	1,870	1,672	198	11.8
負 傷 者	人	9,789	9,692	97	1.0
り 災 世 帯 数	世 帯	43,464	40,176	3,288	8.2
全 損		14,458	13,291	1,167	8.8
半 損		4,507	4,266	241	5.6
小 損		24,499	22,619	1,880	8.3
り 災 人 員	人	147,650	137,966	9,684	7.0
損 害 額	百万円	113,796	84,106	29,690	35.3
建 物		105,831	80,956	24,875	30.7
林 野		2,325	843	1,482	175.8
車 両		970	747	223	29.9
船 舶		660	487	173	35.5
航 空 機		127	153	△ 26	△ 17.0
そ の 他		3,883	920	2,963	322.1
出 火 率		6.8	5.5	1.3	23.6

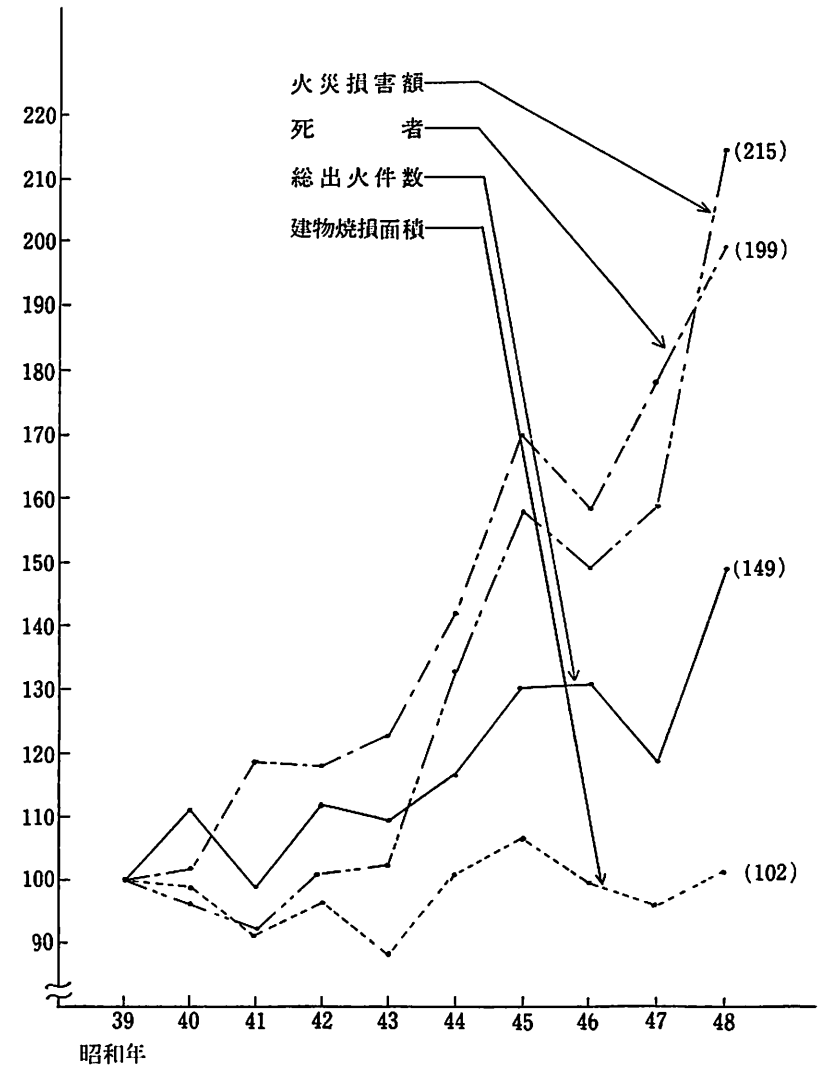
第1-2表 1日当たりの火災の損害

区 分	単 位	昭和48年	昭和47年
出 火 件 数	件	200	159
損 害 額	百万円	312	230
建 物 焼 損 む ね 数	む ね	157	142
建 物 焼 損 面 積	m ²	7,046	6,670
林 野 焼 損 面 積	アール	2,302	4,661
り 災 世 帯 数	世 帯	119.1	110.0
り 災 人 員	人	404.5	377.9
死 者	人	5.1	4.6
負 傷 者	人	26.8	26.5

火災の概況を1日当たりで見ると第1-2表のとおり、出火件数は200件(25.8%増)、損害額は3億1,200万円(35.7%増)となっている。しかし、林野火災については、出火件数は10件増加したが、焼損面積は2,359アール減少している。

次に、昭和39年以降の火災の傾向を39年を100としてみると、第1-3図

第1-3 図 火 災 の 傾 向
(昭和39年=100)



のとおりである。

ア 出火件数

昭和48年の出火件数は7万3,072件で、戦後最高であった昭和46年の6万4,019件を9,053件上回っており、人口1万人当たりの出火件数（出火率）も6.8で、戦後最高であった昭和45年の6.2を0.6上回り、出火件数、出火率ともに戦後最高となっている。

(ア) 建物火災は全火災の58%

火災の種別を建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災及びその他の火災の6種類に分類し、その構成比をみると第1—4表のとおり建物火災が全火災の58.2%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災（看板、広告塔、空地の枯草、路上危険物等の火災）、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災の順となっている。前年に比べて林野火災及びその他の火災の構成比はそれぞれ3.6%、6.0%増加しているが、建物火災及び車両火災の構成比はそれぞれ8.5%、1.0%減少している。

第1—4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和48年	昭和47年
建 物 火 災	58.2%	66.7%
林 野 火 災	11.4	7.8
車 両 火 災	5.5	6.5
船 舶 火 災	0.4	0.5
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	24.5	18.5
計	100.0	100.0

次に、第1—5表により昭和39年以降の火災種別の出火件数の推移をみると、出火件数の多い建物火災及びその他の火災は増加の傾向にあり、林野火災は年毎の変動が激しく、車両火災及び船舶火災はわずかながら減少傾向を示している。昭和48年を前年と比べると、建物火災及び車両火災はやや増加しているが、船舶火災はやや減少し、林野火災及びその他の火災は著しく増加している。

第1—5表 火災種別出火件数の推移

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
39	33,647	100	4,572	100	4,107	100	354	100	そ の 他		6,340	100
40	34,614	103	7,842	172	3,888	95	357	101	7,456	118		
41	32,983	98	4,336	95	3,924	96	337	95	6,477	102		
42	35,687	106	6,833	149	3,732	91	330	93	7,924	125		
43	34,453	102	6,628	145	3,784	92	261	74	8,528	135		
44	37,653	112	5,348	117	4,176	102	300	85	7	—	9,313	—
45	39,845	118	7,033	154	4,182	102	317	90	6	—	12,522	—
46	39,549	118	7,101	155	4,057	99	306	86	5	—	13,001	—
47	38,868	116	4,541	99	3,774	92	313	88	8	—	10,787	—
48	42,551	126	8,311	182	3,986	97	301	85	7	—	17,916	—

(注) 昭和44年に火災報告等取扱要領を改正し、航空機火災をその他の火災から分離した。

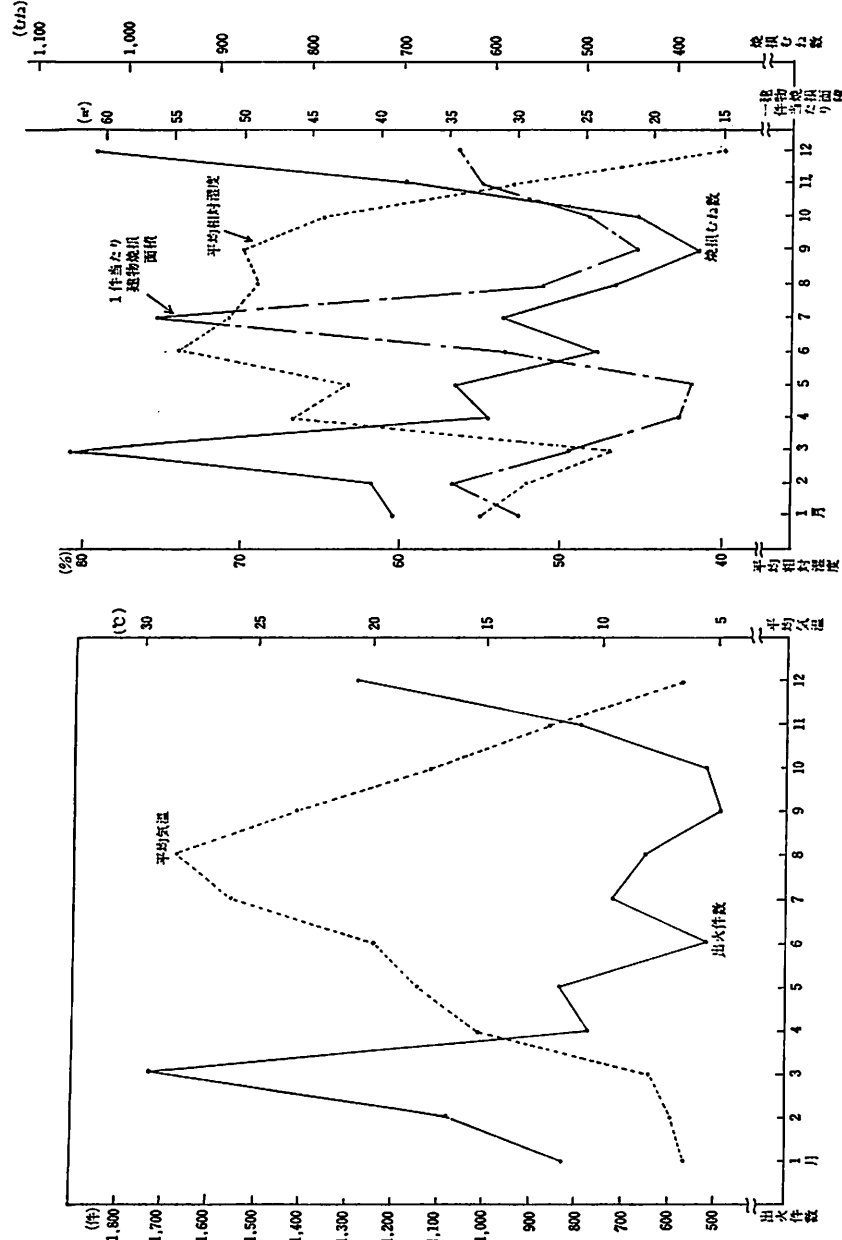
(イ) 火災は春季（3月・4月・5月）に最も多い

出火件数を四季別にみると、第1—6表のとおりで、前年と同様に春季が最も多く年間の34.2%を占め、次いで冬季の29.3%、夏季の19.5%、秋季の17.0%となっている。火災は、低温で火気使用率が高く、しかも低湿である冬季から春先にかけて多く、高温で火気使用率が低く、しかも高湿である夏期に少ないことは毎年共通している。しかし、夏季の出火件数の構成比は、最近僅かながら増加し、昭和45年から3年間最低であったのが、昭和48年には秋季よりも大きくなっていることが注目される。

第1—6表 四季別出火状況

年 別	48				47			
	出火件数	割合	損害額	割合	出火件数	割合	損害額	割合
季 別	(件)	(%)	(百万円)	(%)	(件)	(%)	(百万円)	(%)
春季(3月~5月)	24,979	34.2	28,928	25.4	18,358	31.5	23,918	28.4
夏季(6月~8月)	14,260	19.5	24,109	21.2	11,302	19.4	19,177	22.8
秋季(9月~11月)	12,410	17.0	29,971	26.3	12,419	21.3	17,622	20.9
冬季(1月,2月,12月)	21,423	29.3	30,788	27.1	16,212	27.8	23,389	27.9
計	73,072	100.0	113,796	100.0	58,291	100.0	84,106	100.0

第1-7図 火災と気象



火災の発生拡大は気象に大きく左右される。火災と気象との関連を昭和48年の東京都についてみると、第1—7図のとおりであり、低温、低湿で火気の使用の多い1月から3月まで及び12月の出火件数が多い。

(ウ) 人口1万人当たりの出火件数は6.8件

人口1万人当たりの出火件数(以下「出火率」という。)をみると、全国平均は6.8となっている。昭和39年と昭和48年の出火率等の比較は第1—8表のとおりであり、昭和48年は、昭和39年に比べて出火率で36%、出火件数で49%上回っている。

第1—8表 出火率、人口及び世帯数の推移(昭和39年=100)

区 分	昭和39年	昭和48年
出 火 率	5.0	6.8
出 火 率 の 増 加 率	100	136
出 火 件 数 の 増 加 率	100	149
うち建物火災の増加率	100	126
人 口 の 増 加 率	100	110
世 帯 の 増 加 率	100	134

出火件数がこのように増加してきたのは、各種の要因が重なった結果であるが、特に近年大都市への人口集中と、世帯の細分化が進んでいること、また生活水準の向上に伴って電気器具等火災危険度の高い耐久消費財の使用が増大していることが一因であると考えられる。

ちなみに、主な耐久消費財の普及率(耐久消費財を所有している世帯数の全世帯に対する割合)とこれらの耐久消費財が出火原因となっている建物火災の出火件数の推移をみると、第1—9表のとおりである。昭和39年から昭和48年までの間に、電気・ガスストーブ及びガス湯沸器による出火件数の伸びは、それぞれ1.8倍、6.9倍と、普及の伸び率(1.1倍、3.5倍)を1.6倍から2倍も上回っている。これに反して、石油ストーブ、電気こたつについては、普及の伸び率にかかわらず出火件数は減少又は横バイとなっているが、これは、これらの器具の改良又は取扱いに関する知識が浸透してきたことに

よるものであろう。

第1—9表 耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移

年 別		区 分	石 油 ストーブ	電気、ガ スストー ブ	電 気 こ た つ	ガ 湯 ス 器	電 気 冷 蔵 庫
普 及 率 (%)	昭 和 39 年		35.5	29.2	59.8	17.5(1)	59.2
	昭 和 48 年		88.5	32.9	90.7	61.6	95.8
	普及伸び率		249.3	112.7	151.7	352.0	161.8
建の数 物出 火火 災件	昭 和 39 年		1,800	274	552	106	72(2)
	昭 和 48 年		1,887	499	480	732	156
	出火件数伸び率		104.8	182.1	△13.0	690.6	216.7

(注) (1)は昭和40年普及率
(2)は // 44年出火件数

(エ) 出火率の最高は愛知県、最低は奈良県

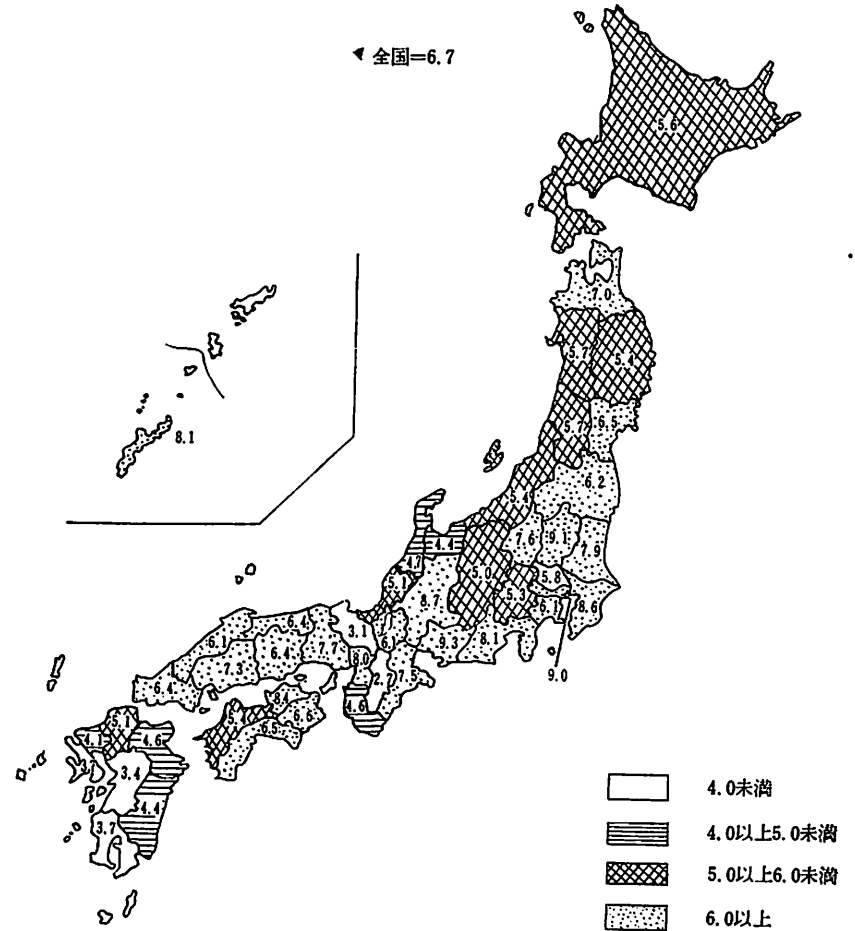
都道府県別の出火件数では、東京都の1万237件が前年に引き続き最高で、次いで大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県、千葉県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数の多いのが注目される。一方出火件数の少ない方では、奈良県の272件を最少に、次いで佐賀県、鳥取県、福井県、山梨県、富山県の順となっている(附属資料1参照)。都道府県別の出火率は第1—10図のとおり全国平均6.8に対し、最高は愛知県の9.3、次いで栃木県9.1、東京都9.0であり、反対に低い方では奈良県の2.7を最低に、京都3.1、熊本3.4、長崎及び鹿児島3.7となっている。

(オ) 都市は出火率が高い

出火件数を、第1—11表により、大都市(大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び東京都23区をいう。以下同じ。)その他の都市、町村別にみると、大都市は総出火件数の22.1%(1万6,180件)、その他の都市では58.3%(4万2,575件)、町村では19.6%(1万4,317件)、となっている。出火率については、大都市及びその他の都市は町村の1.4倍となっており、大都市のうちでは、東京都23区の8.81が最も高く、次いで名古屋市が8.79となっている。なお、町村の出火率は低いもの

の、47年の3.6から48年には5.3へと大きく伸びていることは注目される。

第1—10図 都道府県別出火率



第1-11表 市町村別出火件数及び出火率の推移

市町村別	年別									
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
大都市計	13,324	13,636	12,141	12,846	13,028	13,708	15,064	14,356	14,126	16,180
	7.1	7.2	6.3	6.6	6.7	7.0	7.7	7.3	7.2	7.2
その他の都市計	28,077	31,247	28,240	32,890	31,772	33,667	38,734	39,067	34,151	42,575
	6.1	6.5	5.8	6.3	6.1	6.4	7.2	6.7	5.8	7.3
町村計	7,619	9,274	7,676	8,770	8,854	9,422	10,107	10,596	10,014	14,317
	2.3	2.9	2.4	2.9	2.9	3.1	3.4	3.8	3.6	5.3
全国計	49,020	54,157	48,057	54,506	53,654	56,797	63,905	64,019	58,291	73,072
	5.0	5.5	4.8	5.5	5.3	5.5	6.2	6.0	5.5	6.8

(注) 1. 上段は出火件数, 下段は出火率を示す。
 2. 昭和47年, 48年の大都市計分には, 札幌市, 川崎市, 福岡市を含む。

(カ) 初期消火は消火器, 火災通報は119番

火災は, 最初の1分間といわれ, 初期消火がいかに大切であるかは論をまたない。昭和48年において, 初期消火に水バケツ, 水そう及び乾燥砂(以下「簡易消火用具」という。)が使用されたのは全件数の30.8%であり, 消火器が使用されたのは23.9%である。

初期消火器具の使用状況の推移は, 第1-12表のとおりである。簡易消火用具の使用割合は, 次第に減少している。一方, 消火器の使用は逐次増加している。これは, 固定消火設備の普及及び簡易消火用具による消火から消火器による消火への移行によるものと思われる。

第1-12表 初期消火器具使用状況の推移

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
38	22,364	44.3	9,183	18.2	—	—	18,931	37.5
43	21,325	39.7	12,489	23.3	784	1.5	19,056	35.5
48	22,499	30.8	17,462	23.9	2,379	3.2	30,732	42.1

次に消防機関がどのような方法によって出火を覚知しているかは, 第1-13表のとおりである。大都市及びその他の都市では, 火災報知専用電話「119番」による通報が圧倒的に多く, 町村では「119番」による通報が51.3%,

加入電話による通報が31.5%となっている。

第1-13表 昭和48年覚知方法別出火件数

市町村別	大都市計		その他の都市計		町村計		全国計	
	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比
火災報知機	58	0.3	166	0.4	43	0.3	267	0.4
火災報知専用電話「119番」	12,410	76.7	33,296	78.2	7,340	51.3	53,046	72.6
加入電話	305	1.9	2,384	5.6	4,510	31.5	7,199	9.9
警察電話	916	5.7	1,201	2.8	144	1.0	2,261	3.1
望楼発見	26	0.2	318	0.7	52	0.3	396	0.5
駆け付け通報	196	1.2	600	1.4	603	4.2	1,399	1.9
事後聞知	2,025	12.5	3,470	8.2	584	4.1	6,079	8.3
その他	244	1.5	1,140	2.7	1,041	7.3	2,425	3.3
計	16,180	100.0	42,575	100.0	14,317	100.0	73,072	100.0

イ 損害額

昭和48年における火災による損害額は, 前年に比べ296億9,000万円(35.3%)増加し1,138億円となった。この損害額は, 国民1人当たりでは1,052円(前年794円), 1日当たりでは3億1,200万円(前年2億3,000万円), 火災1件当たりでは156万円(前年144万円)となる。火災による損害額の推移をみると第1-14表のとおりである。損害額はここ数年来増加の傾向を示し, また, 火災1件当たりの損害額についても同様の傾向を示している。次に, 損害額を火災種別ごとにみると, 第1-15表のとおりであり, 建物火災による損害が93.0%(前年96.2%)と大部分を占めている。

第1-14表 損害額の推移

区分	年別									
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
損害額(百万円)	52,909	51,203	48,865	53,295	54,252	70,172	83,387	78,570	84,106	113,788
同上指数	100	97	92	101	103	133	158	149	159	215
1件当たり損害額(千円)	1,079	945	1,017	978	1,011	1,235	1,305	1,227	1,443	1,557
同上指数	100	88	94	91	94	114	121	114	134	144

第1—15表 昭和48年火災種別損害額

区 分	損 害 額 (百万円)	割 合 (%)	1 件 当 たり 損 害 額 (千円)
建 物 火 災	105,831	93.0	2,487
林 野 火 災	2,325	2.0	280
車 両 火 災	970	0.9	243
船 舶 火 災	660	0.6	2,192
航 空 機 火 災	127	0.1	18,083
そ の 他 の 火 災	3,883	3.4	217
計	113,796	100.0	1,557

ウ 火災による死者

昭和48年の火災による死者は、1,870人で戦後最高であった前年の1,672人を更に198人(11.8%)上回った。多数の死者を出した火災としては、3月8日の北九州市済生会八幡病院火災(死者13人)、11月29日の熊本市大洋デパート火災(死者100人)があった。

昭和39年以降の火災による死傷者の推移は、第1—16表のとおりである。

なお、昭和48年の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は3人(前年9人)、負傷者は2,692人(前年2,635人)である。

第1—16表 火災による死傷者の推移(昭和39年=100)

区分	年別										
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
死 者	940	965	1,111	1,106	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	
指 数	100	103	118	118	123	142	170	158	178	199	
負 傷 者	9,145	9,308	8,210	9,370	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	
指 数	100	102	90	102	96	102	106	101	106	107	

次に、死者を伴った出火件数をみると、昭和48年は1,474件で前年に比較し154件(11.7%)増加した。総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率は、第1—17表のとおりで、前年に比較すると若干減少している。

(ア) 火災種別ごとの死者数

昭和48年の火災種別ごとの死傷者数は、第1—18表のとおりで建物火災による死者が79.8%、負傷者が88.3%とその大部分を占めている。

第1—17表 総出火件数と死者を伴った出火件数の比率

年 別	(A) 出火件数	(B) 死者を伴った出火件数	比 率	
			(B)/(A) %	指 数
42	54,506	902	1.65	100
43	53,654	928	1.73	112
44	56,797	1,066	1.88	114
45	63,905	1,289	2.02	122
46	64,019	1,256	1.34	81
47	58,291	1,320	2.26	137
48	73,072	1,474	2.01	122

建物火災による死者1,492人について、その火災の焼損程度と死者数との関係を見ると全焼火災の場合が946人(前年739人)で63.4%(前年55.3%)、部分焼378人(同343人)で25.3%(同25.7%)、半焼168人(同254人)で11.3%(同19.0%)となっている。

第1—18表 昭和48年火災種別死傷者数

火災種別	死 者		負 傷 者	
建 物 火 災	1,492	79.8	8,645	88.3
林 野 火 災	58	3.1	349	3.6
車 両 火 災	77	4.1	239	2.4
船 舶 火 災	17	0.9	64	0.7
航 空 機 火 災	3	0.2	2	0.0
そ の 他 の 火 災	223	11.9	490	5.0
計	1,870	100	9,789	100

(イ) 季節と時刻別の死者発生状況

月別の死者発生状況は第1—19表に示すように火災シーズンの冬期に多く夏期は少ない。これは例年の傾向であって、一般的に暖房器具等の火を使用する機会の多い12月から3月までの間に多く、昭和48年においても1月から3月まで及び12月の間に872人(46.6%)の死者が発生している。

時刻別に死者の発生状況をみると第1—20図のとおりである。

13時台が173人で最も多く、これは熊本市大洋デパート火災の事故が反映

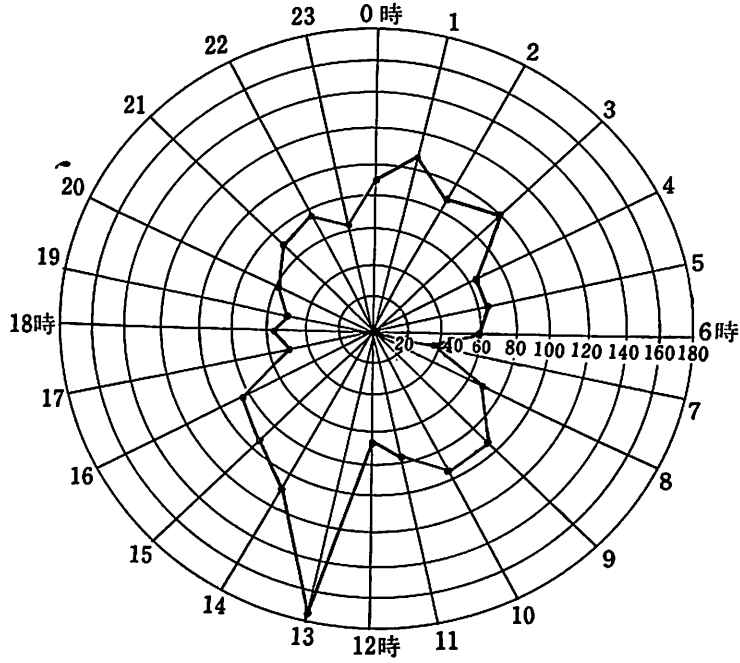
第1—19表 昭和48年月別死傷者発生状況

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者	182	185	257	144	126	83	107	77	88	113	260	248	1,870
割 合(%)	9.7	9.9	13.8	7.7	6.7	4.4	5.7	4.1	4.7	6.1	13.9	13.3	100
負 傷 者	987	852	1,242	861	864	673	701	525	520	593	911	1,060	9,789
割 合(%)	10.1	8.7	12.7	8.8	8.8	6.9	7.2	5.4	5.3	6.0	9.3	10.8	100

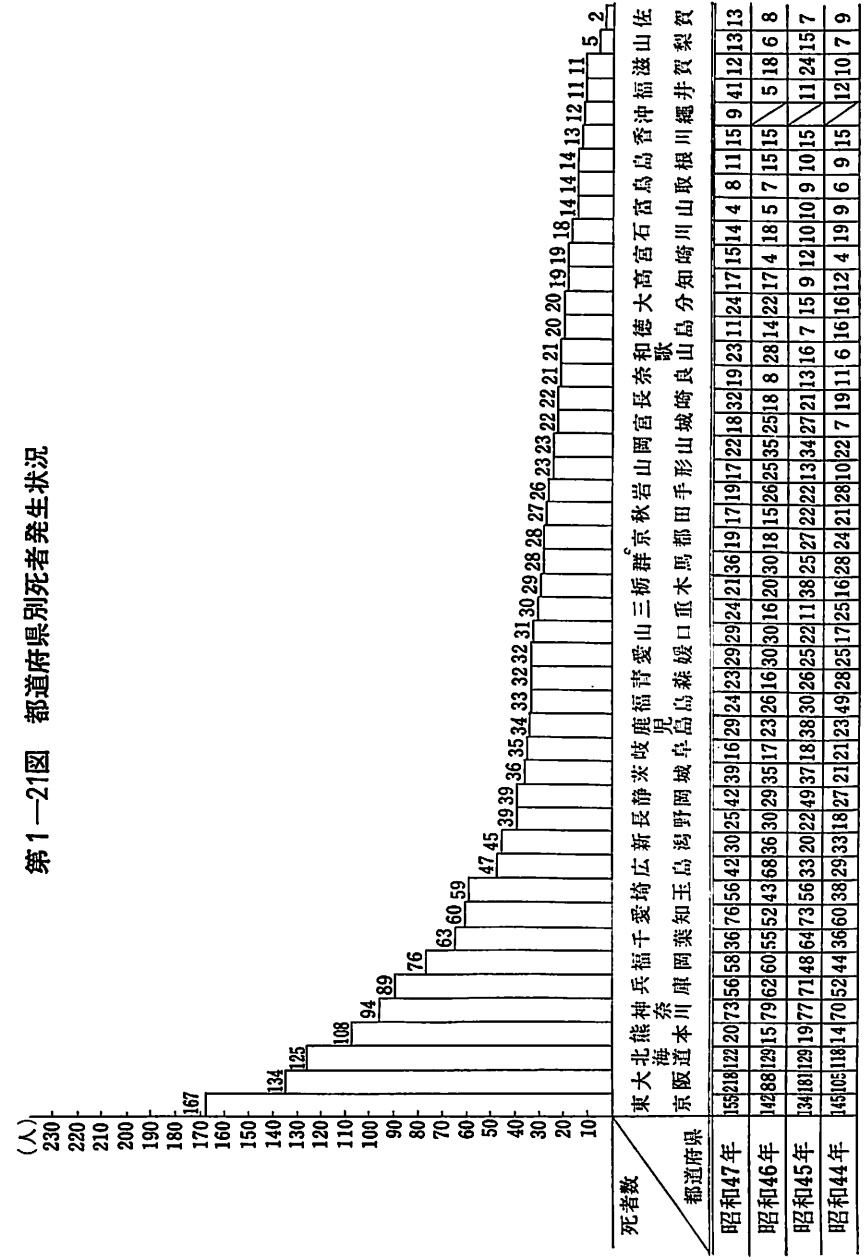
しているためであるが、次いで14時台（109人）、朝の9時台（92人）となっている。

一方、死者の最も少ない時間帯は朝の7時台（38人）で、次に19時台（47人）、17時台（52人）となっている。

第1—20図 昭和48年時刻別死者発生状況



第1—21図 都道府県別死者発生状況



(ウ) 地域別の死者発生状況

昭和48年中の火災による死者1,870人について、都道府県別にみると、第1—21図に示すように東京都が最も多く167人で全体の8.9%を占め、次いで大阪府の134人で7.2%、北海道125人で6.7%、熊本市大洋デパート火災による死者を含む熊本県の108人で5.8%、以下神奈川県94人、兵庫県89人、福岡県76人、千葉県63人、愛知県60人、埼玉県59人と続いている。

一方、死者の少ない県は、佐賀県の2人、次いで山梨県5人、滋賀県及び福井県11人、沖縄県の12人となっている。次に人口10万人当たりの死者発生状況をみると全国平均は1.72人（前年1.56人）でこれを都道府県別にみると第1—22表に示すように、熊本県が大洋デパート火災のため6.44人で最も多く、以下徳島県2.53人、鳥取県2.45人、高知県2.40人、北海道2.39人と続いている。

第1—22表 人口に対する死者数の割合

都道府県	率の高い都道府県			率の低い都道府県			
	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
熊本	1,677	108	6.44	佐賀	824	2	0.24
徳島	791	20	2.53	山梨	770	5	0.65
鳥取	572	14	2.45	愛知	5,751	60	1.04
高知	791	19	2.40	滋賀	943	11	1.17
北海道	5,232	125	2.39	宮城	1,883	22	1.17

一方、少ない県は、佐賀県の0.24人、次いで山梨県0.65人、愛知県1.04人、滋賀県及び宮城県1.17人となっている。

(エ) 建物用途別の死者発生状況

建物用途別の死者発生状況を第1—23表によってみると、専用住宅が最も多く818人で建物火災全体の54.8%を占め、前年に比較し比率は減少したものの57人の増加となった。

併用住宅では209人で全体の14.0%を占め、前年に比し47人の増加を示している。また共同住宅は138人で全体の9.3%を占め、前年に比し11人の増と

第1—23表 昭和48年建物用途別の死者発生状況

区分	併用住宅										共用住宅				計					
	専用住宅	共同住宅	旅館ホテル	宿泊所	店舗	作業所	倉庫	倉庫	飲食店	事務所	浴場	映画館	音楽舎	店舗		作業所	倉庫	飲食店	事務所	併用共同住宅
1階	707	66	6	11	40	26	13	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	22
2階	111	56	4	18	60	33	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	17
3階	23	8	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5
4階	60	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5階	8	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6階	32	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7階	30	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8階	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
12階	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地下1階	5	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	1,492 (100)	818 (54.8)	138 (9.3)	38 (2.6)	102 (6.8)	61 (4.1)	19 (1.3)	15 (1.0)	8 (0.5)	3 (0.2)	3 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	25 (1.7)
昭和47年	1,336 (100)	761 (57.0)	127 (9.5)	27 (2.0)	162 (12.1)	102 (7.6)	61 (4.6)	19 (1.4)	8 (0.6)	3 (0.2)	3 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	11 (0.8)

(注) () 内は、百分比を示す。

なった。

次に、建物の階層別死者発生状況は、1階が最も多く990人で全体の66.4%を占め、2階342人で22.9%、4階60人で4.0%と続いている。

また専用住宅での死者818人の86.4%に当たる707人が、共同住宅では138人の47.8%に当たる66人がそれぞれ1階で死亡している。

2階以上での死者発生率を建物用途別にみると大洋デパート火災のため、店舗が最も多く92.4%、病院90.5%、併用共同住宅83.3%、宿泊所71.1%、併用住宅56.5%、旅館ホテル53.8%となっており、これらの用途の建物では、2階以上の階における死者発生の危険性が高いことを示している。また、死者の発生した建物を構造別にみると第1—24表に示すように木造が最も多く1,134人で76.0%を占め、次いで耐火構造の190人で12.7%、防火構造101人で6.8%、簡易耐火構造67人で4.5%となっている。

第1—24表 建物構造別の死者発生状況

区 分	計	建 物 火 災			
		木 造	消 火 構 造	簡 易 耐 火 構 造	耐 火 構 造
1 階	990	879	50	42	19
2 階	342	250	48	21	23
3 階	23	5	3	2	13
4 階	60			2	58
5 階	8				8
6 階	32				32
7 階	30				30
8 階	1				1
12 階	1				1
地 下 1 階	5				5
計	1,492 (100)	1,134 (76.0)	101 (6.8)	67 (4.5)	190 (12.7)
昭 和 47 年	1,336 (100)	1,021 (76.4)	85 (6.4)	50 (3.7)	180 (13.5)

(注) () 内は、百分比を示す。

(オ) 死 亡 原 因

火災による死者の原因別発生状況は第1—25表で示すように、火傷による

死者が866人で全体の46.3%を占め、次いで一酸化炭素中毒及び窒息による死者が684人で36.6%、自殺が284人で15.2%となっている。

なお、火傷死の中には、実際には一酸化炭素中毒が死因であったもの、あるいは一酸化炭素中毒で失神状態にあって火傷死に至ったものが相当数含まれているものと考えられる。

第1—25表 死 因 別 死 者 発 生 状 況

区 分	計	一酸化炭素中毒、窒息	火 傷	打 撲 骨折等	自 殺	不 明	その他
42	1,106 (100)	610 (55.1)	342 (30.9)	13 (1.2)	94 (8.5)	12 (1.1)	35 (3.2)
43	1,160 (100)	685 (59.1)	346 (29.8)	14 (1.2)	94 (8.1)	4 (0.3)	17 (1.5)
44	1,334 (100)	793 (59.4)	372 (27.9)	16 (1.2)	126 (9.5)	4 (0.3)	23 (1.7)
45	1,595 (100)	785 (49.2)	541 (33.9)	8 (0.5)	145 (9.1)	10 (0.7)	32 (2.0)
46	1,483 (100)	654 (44.1)	521 (33.9)	16 (1.1)	220 (14.8)	8 (0.6)	64 (4.3)
47	1,672 (100)	625 (37.4)	790 (47.2)	16 (1.0)	201 (12.0)	4 (0.2)	36 (2.2)
48	1,870 (100)	684 (36.6)	866 (46.3)	14 (0.7)	284 (15.2)	7 (0.4)	15 (0.80)

(注) () 内は、百分比を示す。

(カ) 死に至った経過

死に至った経過をみると、第1—26表に示すとおりであり、このうち就寝中の死者の発生は783人で全体の41.9%（前年36.4%）となっている。この内訳をみると、逃げ遅れ337人で43.0%、次に熟睡していて、火災に気づかなかったもの192人で24.5%、病気のため体の自由がきかず避難できなかったもの、141人で18%、泥酔のため火災に気づかなかつたり逃げられなかったもの103人で13.2%となっている。このうち、逃げ遅れたものを更に分類すると、火災に気づいた時はすでに火煙が充満して逃げられなかったもの224人で66.5%を占め最も多く、次いで乳幼児のため自力で避難できなかったもの69人で20.5%、一たん避難したが物品を取りに戻り死亡したもの21人で6.2%と続いている。起床中の死者の内訳は、就寝中の場合と同様逃げ遅れ

を年齢別人口10万人当たりの死者数についてみると第1—27図に示すとおり、81才以上を最高に、71~80才、61~70歳の順で上位を占めている。

61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると、第1—28表に示すとおり、高齢者の人口は、昭和42年の指数を100とすると、昭和48年では122であるのに対し、死者数は昭和42年の100に対し昭和48年には154となり、人口の増加と比較し大幅な増加率を示している。このように、高齢者の人口増加率以上に死者の発生率が高い要因の一つとしては、第1—29表に示すとおり家族構成、特に核家族化の傾向に伴い高齢者のみの世帯数が増えていることがあげられる。

第1—28表 高齢者（61才以上）の人口と死者数

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人)A	指 数	死者(人)B	指 数	$\frac{B}{A}$ (人/10万人)	指 数
42	9,299	100	432	100	4.65	100
43	9,618	103	423	98	4.40	95
44	9,992	106	501	116	5.05	109
45	10,224	110	586	136	5.73	124
46	10,602	114	564	130	5.32	114
47	11,029	119	579	134	5.25	113
48	11,373	122	667	154	5.86	126

(注) 人口は、総理府統計局調査による推計人口による。

第1—29表 60才以上の高齢者のみの世帯数

年 別	総 世 帯 数		60才以上の高齢者のみの世帯数		比 率	
	世帯数(千世帯)A	指 数	世帯数(千世帯)B	指 数	A/B(%)	指 数
42	28,144	100	1,003	100	3.7	100
43	28,694	102	1,116	108	3.9	105
44	29,009	103	1,214	118	4.2	114
45	29,887	106	1,301	126	4.4	119
46	30,861	109	1,366	132	4.4	119
47	31,925	113	1,502	150	4.7	127
48	32,314	115	1,661	166	5.1	138

(注) 世帯数の42~46年は、その年の9月1日、47年及び48年はその年の6月1日現在数である。ただし、昭和45年は推定数である。(厚生省調べ)

なお、60歳以上の高齢者のみの世帯数は、第1—29表に示すとおり、昭和42年を100(指数)とした場合、昭和48年では166に増えており、総世帯数の増加率よりかなり高い率を示し、この傾向は今後も続くものと考えられ高齢者を火災から守るための社会的な努力の必要性が認められる。

(ク) 1件で3人以上の死者を出した火災

1件の火災で3人以上の死者を出した火災は、昭和48年中に63件(前年50件)発生し、これによる死者は346人(前年311人)で、死者総数の18.5%(前年18.6%)を占めた。

この件数を都道府県別にみると、東京都が9件(31人)で最も多く、次いで大阪府7件(27人)、北海道6件(24人)、兵庫県5件(21人)、福岡県5件(30人)、埼玉県4件(14人)、神奈川県4件(19人)の順となっている。また、死者数については、熊本県の103人(2件)を最高に、東京都31人(9件)、福岡県30人(5件)となっている。なお、熊本県では100人(熊本市大洋デパート火災)、福岡県では13人(北九州市済生会八幡病院火災)の死者がそれぞれ1件の火災で発生している。

1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別ごとの発生状況は第1—30表に示すように建物火災によるものが55件(87.3%)で315人(91.0%)を占めており、車両火災及び船舶火災がそれぞれ3件(4.8%)で12人(3.5%)、

第1—30表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種類別発生状況

区 分	計	3 人	4 人	5 人	6 人	13 人	100 人
計	63(346)	33(99)	11(44)	12(60)	5(30)	1(13)	1(100)
建物火災	55(315)	21(63)	8(32)	7(35)	3(18)	—	1(100)
全焼	—	—	—	—	—	—	—
半焼	—	—	—	—	—	—	—
部分焼	—	—	—	—	—	—	—
林野火災	—	—	—	—	—	—	—
車両火災	3(12)	1(3)	1(4)	1(5)	—	—	—
船舶火災	3(12)	2(6)	—	—	1(6)	—	—
航空機火災	1(3)	1(3)	—	—	—	—	—
その他火災	1(4)	—	1(4)	—	—	—	—

(注) ()内は死者数を示す。

航空機火災1件(1.6%)で3人(0.9%), その他の火災1件(1.6%)で4人(1.1%)となっている。

1件で3人以上の死者を出した火災について時間別発生状況をみると、第1—31表に示すとおり、13時台の死者が最も多いが、これは熊本市大洋デパート火災による死者100人を含むためである。これ以外では1時台から3時台にかけて出火件数、死者数ともに多いが、就寝時間帯に多く発生していることは例年の傾向である。

建物用途別の死者発生状況は、第1—32表で示すように、大洋デパート火災のため店舗における死者が35.2%を占めて最も多く、次いで専用住宅

第1—31表 1件で3人以上の死者を出した火災の時間別発生状況

区 分	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
出火件数	4	7	7	6	3	3	4	—	2	—	—	1	1
死者数	15	27	24	31	14	10	17	—	9	—	—	6	3
区 分	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	計	
出火件数	1	5	2	1	2	1	—	3	3	5	2	63	
死者数	100	17	6	4	6	4	—	11	13	19	10	346	

第1—32表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区 分	火災件数	死者数	専用住宅	共同住宅	宿泊所	店舗	作業所	飲食店	事務所	倉庫	飲食店併用	病院	作業所	店舗	飯場
						併用住宅									
計	55	315	79	12	10	24	21	13	6	5	3	22	4	111	5
1階	41	83	43		4	6	6	7		2	1	5	4	5	
2階	12	107	36	9	3	18	15	6	6	3	2	4			5
3階	—	4			3									1	
4階	1	52										13		39	
5階	—	4		3										1	
6階	—	31												31	
7階	—	29												29	
8階	—	1												1	
地下1階	1	4												4	

25.1%, 併用住宅21.9%と続いている。なお、前年に比べ、旅館・ホテル、が減少したほかはいずれも増加している。

階層別の死者発生状況をみると、第1—32表に示すように、2階以上の階で死亡したものが73.7%という高い率を占めており専用住宅では45.6%, 専用住宅以外ではその83.1%が2階以上の階で死亡している。

工 出 火 原 因

昭和48年における出火原因別の出火件数は、第1—33表のとおりである。昭和48年の出火件数7万3,072件のうち、失火が6万682件(83.0%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第1—33表 昭和48年出火原因別出火件数

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	60,682	83.0
放火、放火の疑い	3,875	5.3
自然発火・再燃	1,218	1.7
天災、地震	312	0.4
不明	6,985	9.6
計	73,072	100.0

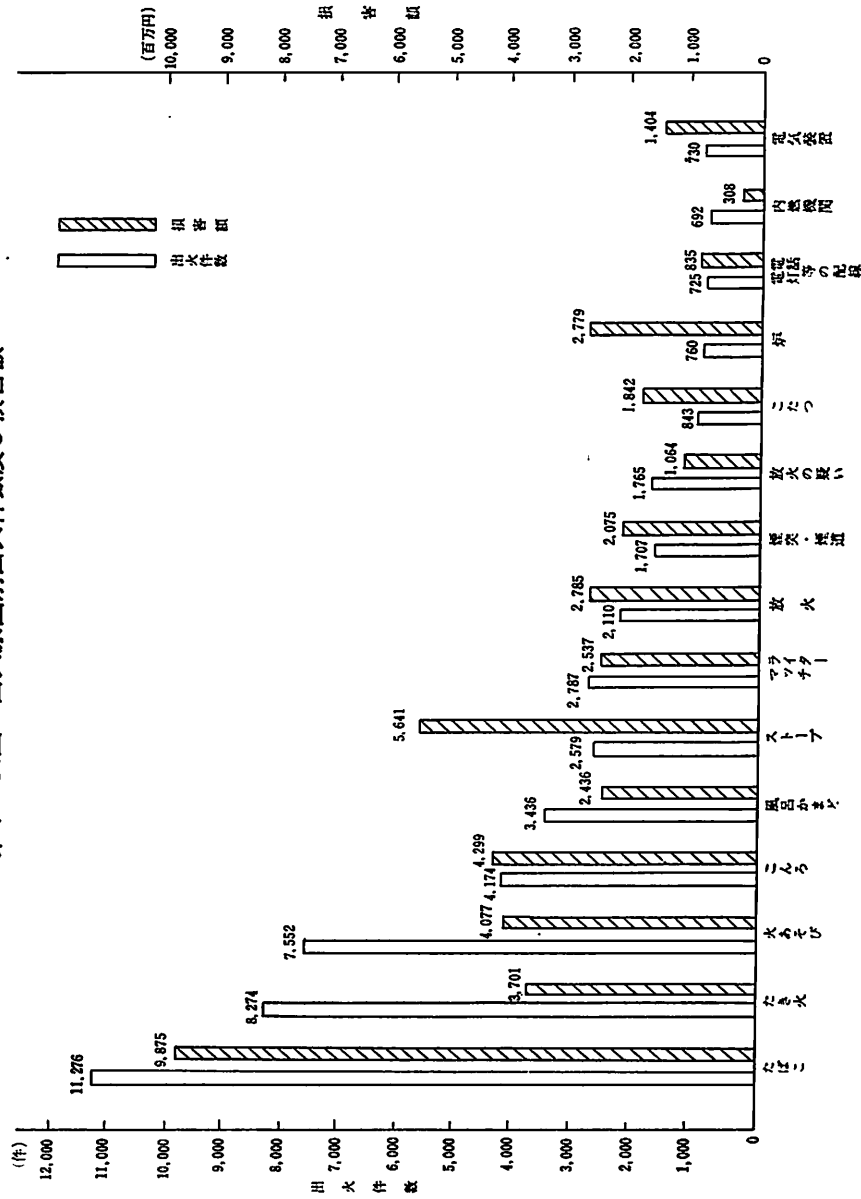
(ア) 「たばこ」による火災が相変わらず首位

出火原因別の出火件数及び損害額をみると、第1—34図のとおりである。たばこによるものが1万1,276件と全火災件数の15.4%(前年14.3%)を占め、例年どおり首位となっている。次いで、たき火の8,274件で11.3%(前年8.0%), 火あそびの7,552件で10.3%(前年8.8%), こんろの4,174件で5.7%(前年6.6%), 風呂かまどの3,436件で4.7%(前年5.2%)の順となっている。

たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると、第1—35図のとおりである。たばこ販売量の増加とともに出火件数も増加する傾向にあるが、昭和48年においては、たばこ販売量の伸びに比べると、たばこによる出火件数の伸びは大幅である。

たばこによる火災の損害状況をみると、建物21万2,615m², 林野18万7,540

第1—34図 出火原因別出火件数及び損害額



アールを焼失し、98億7,500万円の損害を出している。

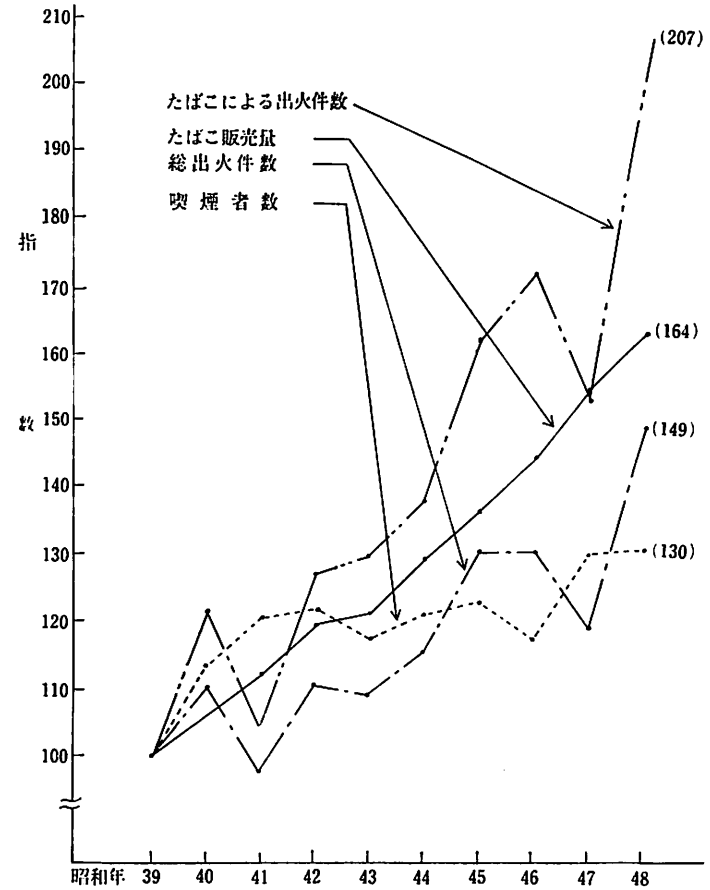
たばこによる火災は、我が国では最も多いが、アメリカ、カナダ、イギリスなどの諸国においても出火原因の上位を占めている。昭和48年度において

は、全国で3,369万人（国民3人に1人の割合）の愛煙家が毎日1人当たり男約22本、女約15本で総計2,671億本のたばこを消費している。

たばこの火は、住宅、事務所、工場等の建物の中や山林、自動車の中といったところにあり、しかも喫煙中のたばこの温度は約700度にも達するものであるため、喫煙者の不注意によって、多くの火災をひき起す結果となっている。

たばこによる火災の種別は第1—36表のとおりであり、建物火災が最も多く4,475件（39.7%）で、林野火災は2,236件（19.8%）となっている。また、これを経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く7,152件（63.4%）となっている。屋内での床上への投げ捨て、列車、バス等の乗物の窓からの

第1—35図 たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移



(注) たばこ販売量及び喫煙者数については、専売公社の資料による。

投げ捨て、山林の中での枯草への投げ捨て等しばしば見受けられるが、火災の危険性を思えば社会的罪悪というべきであろう。次いで、放置していたたばこが落下したもの1,285件(11.4%)、消し忘れによるもの1,025件(9.1%)の順となっている。

第1-36表 たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況

区 分	単 位	た ば こ	マ ッ チ ライ タ ー
出 火 件 数	件	11,276	2,787
うち 建 物 火 災		4,475	1,303
林 野 火 災		2,236	658
車 両 火 災		599	110
そ の 他 の 火 災		3,966	716
主な経過別出火件数	件		
たばこ			マッチ・ライター
{ 投げ捨て	{ 投げ捨て	7,152	998
{ 火源落下	{ 引 火	1,285	342
{ 消し忘れ	{ 火源落下	1,025	140
焼 損 面 積 { 建 物	㎡	212,615	55,877
損 害 額 { 林 野	アール	187,540	82,384
	百万円	9,875	2,537
昭和48年度たばこ販売量	億 本	2,671	
昭和48年度全国たばこ喫煙者数	万 人	3,369	
全国たばこ喫煙者率			
男 性	%	78.3	
女 性		15.1	

(注) 昭和48年度たばこ販売量以下の区分については、専売公社の資料による。

このように、たばこによる火災はいずれも喫煙者の不注意、不始末によって生じているものであり、今後たばこの販売量の増加に伴ってますます出火件数が増加することが考えられるので、喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

たばこに関連して、マッチ、ライターによる火災の損害状況についてみると第1-36表のとおりであり、昭和48年においては前年より621件(28.7%)増加し2,787件の火災が発生し、建物5万5,877㎡、林野8万2,384アールを焼失し、前年より8億5,700万円(51.0%)増の25億3,700万円の損害額を出

している。主な経過別出火件数をみると、たばこと同様に、マッチの投げ捨てが998件(35.8%)で最も多く、次いで、ガス等への引火342件、マッチの火の落下140件の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておらず、可燃物に着火したり、漏油に引火する例はよく見受けられる。マッチの燃えかすの処理には、十分な注意が必要である。

(イ) たき火、火あそびによる火災は大幅に増加

たき火による火災の損害状況をみると第1-37表のとおりであり、前年に比べ3,582件(76.3%)増加して8,274件(全火災の11.3%)の火災が発生し、損害額についても、前年に比べ21億5,100万円(177.0%)増の33億6,600万円と大幅に増加している。

たき火による火災の主な経過別の出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが3,547件で最も多く、次いで、火の粉の飛火によるもの2,017件となっている。たき火による火災の28%は林野において発生しており、ハイカーや林業労務者、工事現場作業員等のたき火により火災になった例が多い。

次に、火あそびによる火災の損害状況をみると、第1-37表のとおりであり、前年に比べ2,439件(47.7%)増加して7,552件(全火災の10.3%)の火災が発生し、4億1,500万円(11.3%)増の40億7,700万円の損害額である。火あそびによる火災の主な経過別の出火件数は、マッチによるものが5,965件(79.0%)で最も多く、次いで花火469件、ローソク106件の順となっている。

第1-37表 たき火及び火あそびによる損害状況

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	8,274	7,552
発火源別内訳			
		たき火の延焼拡大 3,547	マ ッ チ 5,965
		火の粉の飛火 2,017	花 火 469
		虫 焼 火 250	ロ ー ソ ク 106
建物焼損面積	㎡	80,655	174,202
林野焼損面積	アール	130,890	70,862
損 害 額	百万円	3,366	4,077

マッチによる火あそびが非常に多いことは、保護者等大人自身にも問題があり、子供の手の届くところにはマッチを置かないように配慮するほか、火の取扱い方について子供に対し更に適切な指導、監督を行うべきである。

(ウ) 石油ストーブの火災が目立つ

ストーブによる火災の損害状況をみると、第1—38表のとおりであり、2,579件の火災が発生し、56億4,100万円の損害額を出し前年に比べて179件、4億8,700万円の増加となっている。

ストーブによる火災のうちでは、石油ストーブによるものが最も多く1,819件(70.5%)を占めている。これは近年暖房器具として石油ストーブが著しく普及し、一般家庭や事業所などで広く使用されるようになったことに起因している。昭和48年においては石油ストーブの普及率は88.5%で前年に比べて2.0%の増加を示しており、また、昭和48年中の灯油の消費者向け販売量も2,147万klと前年に比べて25.7%増加している。今後石油ストーブ

第1—38表 ストーブによる損害状況

区 分	単 位	昭 和 48 年
出 火 件 数	件	2,579
うち 石油ストーブ		1,819
ガス "		277
まき "		213
電気 "		206
石炭 "		64
主 な 経 過 別 出 火 件 数	件	
うち 引 火・ふく射		550
可燃物の接触・落下		498
使用方法の誤り		230
転 倒		186
消 し 忘 れ		144
建 物 焼 損 面 積	㎡	172,250
損 害 額	百万円	5,641
石 油 ス ト ー ブ 普 及 率	%	88.5
灯 油 販 売 量	万kl	2,147

及び灯油の需要はさらに伸びるものと考えられるが、その取扱い上の注意事項については、一層周知徹底をさせる必要がある。

また、石油ストーブ以外のストーブによる出火件数は、ガスストーブ(都市ガス、プロパンガス)、まきストーブ、電気ストーブ、石炭ストーブの順となっている。次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火、ふく射によるものが550件と最も多い。これには、石油ストーブのそばで灯油等を取り扱ったため引火したもの、ゴム管の差しこみのゆるみ、老朽化、きれつ等によってガスが漏れ、これに引火して火災となったもの又はストーブをカーテンやふすま、棚等の燃えやすい物の近くで使用したため、ふく射熱によって火災となったもの等が多く、ストーブを使用する際の一層の注意が望まれる。

(エ) ガス使用器具の火災が増加

近年プロパンガスの普及、家庭用ガス器具の使用の増加に伴いガス使用器具等による出火件数は年々増加している。ガス使用器具及び施設の火災件数の推移をみると第1—39表のとおりであり、昭和44年を基準とした場合昭和48年には、風呂かまど2.4倍、湯沸かし器1.9倍、ガス使用器具及び施設全体でも1.5倍と火災件数が大幅に増加している。また都市ガスとプロパンガスの別で見ると、僅かではあるがプロパンガスによる火災件数の割合が大きくなってきている。

ガス使用器具のうちでは、コンロによる火災が最も多く3,454件(40.8%)に達しており、前年より12.1%増加している。また、都市ガスとプロパンガスの構成比をみると、都市ガス45.3%、プロパンガス54.7%となっている。

次に、出火件数の多いのはガスを使用した風呂かまどで、前年より13.8%増加して2,076件となっているが、そのうち都市ガスとプロパンガスの構成比は、都市ガス47.0%、プロパンガス53.0%となっている。

これらは、ガス漏れやコック、バルブの閉じ忘れによる引火、ふく射熱による壁体の過熱等によって火災が発生した例が多い。またプロパンガスは空気よりも重く、都市ガスに比べて着臭の度合いが薄いいため、ガス漏れがあっても気づきにくい特性を有しているので、火災の危険性が大きい。

3番目に出火件数の多いのは、ガス湯沸かし器の732件である。近年、家庭用の風呂や炊事用又はセントラルヒーティング用のガス湯沸かし器が著しく普及し、昭和48年の普及率は61.6%に達している。これによる出火件数も逐年増加しており、長期間使用した湯沸かし器の内部にススがたまり、内部にこもった熱によって器具の裏側とこれに面した壁が過熱し火災となった例がある。

このように、ガス使用器具による出火件数が逐年増加していることは、最近における火災の一つの特徴である。いうまでもなく、ガスによる火災が発生した場合には、一時に多数の人命を失うおそれがある。これを防止するには、ガスを使用する一般家庭に対するガスの危険性及びガスの取扱いに関する知識の普及、業者の保安サービスの徹底、安全性確保のための器具の改良などに十分な対策をたてる必要がある。

第1-39表 ガス使用器具及び施設の火災件数の推移

区 分	年			47			48		
	44	45	46	都市 ガス	プロパ ンガス	計	都市 ガス	プロパ ンガス	計
コ ン ロ	2,324	2,551	2,884	1,390	1,691	3,081	1,565	1,889	3,454
ス ト ー ブ	224	269	270	120	104	224	168	123	291
風 呂 か ま ど	879	1,311	1,564	942	882	1,824	975	1,101	2,076
湯 沸 か し 器	394	536	578	331	326	657	340	392	732
工 業 用 } 炉	151	147	137	47	43	90	39	74	113
か ま ど	28	26	28	4	19	23	13	10	23
そ の 他	1,652	1,776	1,672	982	636	1,618	1,036	735	1,771
計	5,652	6,616	7,133	3,816	3,701	7,517	4,136	4,324	8,460

(オ) 放火による火災の増加が目立つ

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると、第1-40表のとおりであり、出火件数3,875件(放火の疑いを含む。)、損害額134億2,300万円となっている。前年に比べて出火件数で570件(17.2%)、損害額で91億6,500万円(215.2%)のそれぞれ増加である。

損害額が2倍と大幅に増加しているが、これは、大阪府高槻市の西部タカツキショッピングセンターの火災で70億6,000万円の損害額(前年損害額の

1.7倍)を出したことが主な原因である。

放火による火災を発火源別にみると、マッチによるもの(放火1,321件、放火の疑い1,020件)が最も多い。

ところで、全国の都道府県警察において放火犯罪として認知した件数は1,576件で、検挙人員数及び触法少年補導人員数は997人となっている。これを年齢別にみると、13歳以下の者が295人で最も多く、次いで30歳以上39歳以下の者が190人となっており、24歳以下の青少年が524人と全体の52.6%を占めている。また、学校火災には放火によるものが多く、昭和48年において学校火災は639件発生し、そのうち放火によるもの72件、放火の疑い89件となっており、出火原因の首位を占めている。

第1-40表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	2,110	1,765	3,875
うち マッチによるもの		1,321	1,020	2,341
たばこによるもの		67	51	118
ライターによるもの		89	48	137
損 害 額	百万円	2,785	10,638	13,423
放 火 罪 認 知 件 数	件		1,576	
放 火 犯 検 挙 人 員	人		702	
触法少年補導人員(13歳以下)			295	
検 挙 人 員 等 年 齢 別 内 訳				
13歳以下			295	
14歳~19歳			100	
20歳~24歳			129	
25歳~29歳			92	
30歳~39歳			190	
40歳~49歳			118	
50歳以上			73	

- (注) 1. 放火罪認知件数以下の区分については、警察庁の資料による。
 2. 認知件数とは、警察において認知した犯罪と思料される事件数をいう。
 3. 検挙人員とは、警察において検挙した事件(解決事件に係る者を除く。)の被疑者の数をいう。
 4. 触法少年補導人員とは、警察において触法少年として補導した少年の数をいう。

オ 各種火災

(ア) 建物火災

a 建物火災は1日に117件、12分ごとに1件

昭和48年における建物火災の出火件数は、総出火件数の58.2%に相当する4万2,551件であり、1日に117件、12分ごとに1件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は、逐年増加の一途をたどり(第1-5表参照)、昭和48年は前年に比べて3,683件(9.5%)増加している。次に、月別の建物火災の出火件数をみると、第1-41表のとおりで、3月の5,247件を最高に12月4,763件、2月3,980件、1月3,804件と冬季から春先にかけて多く発生している。建物火災の損害額は1,058億3,100万円(総火災損害額の93.0%)に達し、257万m²の建物が灰になった。

第1-41表 昭和48年月別建物火災出火件数

件数	月別						
	1	2	3	4	5	6	7
件数	3,804	3,980	5,247	3,681	3,767	2,842	3,227
割合(%)	8.9	9.4	12.3	8.6	8.8	6.7	7.6

件数	月別						計
	8	9	10	11	12		
件数	2,719	2,333	2,676	3,512	4,763	42,551	
割合(%)	6.4	5.5	6.3	8.3	11.2	(100.0)	

(a) 住宅の火災が48%

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第1-42表のとおりであり、居住建物の出火件数が2万232件で最も多く、全体の47.5%を占めている。これは前年に比べて10.5%の増加である。

次いで、工場・作業場6,614件、倉庫3,813件、飲食店1,300件の順となっている。出火件数を前年と比べてみると、劇場・興行場、社会福祉施設、学校の火災は減少しているが、居住、百貨店・マーケット、旅館・ホテル、病院・診療所等の火災は増加している。

(b) 木造建物の火災が65%

第1-42表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (m ²)	損害額 (百万円)
		昭和48年 (件)	昭和47年 (件)	増減率 (%)		
居	住	20,232	18,307	10.5	874,480	25,844
劇	場・興行場	157	185	△15.1	17,994	1,319
百	貨店・マーケット	139	132	5.3	50,795	9,533
旅	館・ホテル	411	384	7.0	32,351	1,121
病	院・診療所	255	228	11.8	8,335	525
社	会福祉施設	69	73	△5.5	2,490	50
学	校	492	526	△6.5	67,934	1,405
神	社・寺院	227	219	3.7	21,881	2,123
浴	場	125	98	27.6	7,277	294
事	務所	956	887	7.8	46,183	2,074
飲	食店	1,300	1,228	5.9	59,444	3,138
工	場・作業場	6,614	6,338	4.4	645,001	30,141
倉	庫	3,813	3,217	18.5	315,895	12,853
車	庫	244	228	7.0	7,811	212
養	畜舎	722	677	6.6	79,179	849
官	公署	116	109	6.4	7,793	218
そ	の他	6,679	6,032	10.7	326,857	14,132
	計	42,551	38,868	9.5	2,571,700	105,831

建物火災を火元建物の構造別にみると、第1-43表のとおりであり、木造建物からの出火件数は2万7,709件で、建物火災数の65.1%を占め、次いで防火造建物6,086件(14.3%)、耐火造建物3,811件(9.0%)、簡易耐火造建物3,601件(8.5%)の順となっている。

これら建物火災について、火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合(延焼率)を構造別にみると、木造建物では20.2%と出火件数5件のうち1件は別むねに延焼している。以下防火造建物の9.6%、簡易耐火造建物の7.1%、耐火造建物の1.9%の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たり焼損面積をみると、簡易耐火造建物が71.6m²と最も大きく、以下、木造建物の68.3m²、防火造建物の35.0m²、耐火造建物の34.5m²となっている。

第1-44表は、昭和43年における住宅の建て方及び構造別のむね数を示す

第1-43表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年別	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年				
							出火件数	延焼率(%)	焼損むね数	1件当たり焼損面積(㎡)	1件当たり損害額(千円)
木造	A	13,525	27,275	27,992	27,135	25,933	27,709	20.2	40,165	68.3	2,062
	B	12,874									
防火造		4,933	5,224	5,518	5,557	5,526	6,086	9.6	7,125	35.0	2,026
簡易耐火造		—	1,975	2,307	2,450	2,850	3,601	7.1	4,021	71.6	4,057
耐火造		2,292	2,445	2,944	3,225	3,321	3,811	1.9	3,863	34.5	4,852
その他・不明		829	734	1,084	1,182	1,238	1,344	50.7	2,069	57.1	2,428
計		34,453	37,653	39,845	39,549	38,868	42,551	16.9	57,243	60.4	2,487

(注) 1. 木造Aとは、屋根が可燃材料(例トントン葺, バラック)のもの又は防火造の建物で老朽, 破損しているものをいい, 木造Bとは, その他のものをいう。
2. 昭和44年から耐火造を建築基準法に基づく簡易耐火建築物と耐火建築物とに区分した。

第1-44表 建て方・構造別住宅むね数(単位:千むね)

建て方別	構造別	全 国			市 部				
		総 数	木 造	防火木造	非木造	総 数	木 造	防火木造	非木造
総 数		18,195	15,642	2,025	529	12,075	9,896	1,758	421
1 戸 建		16,102	14,172	1,612	319	10,238	8,624	1,370	244
長 屋 建		1,363	1,119	144	100	1,154	951	128	75
共 同 住 宅		651	306	254	92	616	284	246	86
そ の 他		79	46	15	18	67	37	14	16

(注) 本表は, 昭和43年総理府統計局「住宅統計調査報告」によるものである。
ものであるが, 全国で木造建物は1,564万むねと全体の86.0%を占めており, 圧倒的に木造の割合が高い。防火対策上住宅などの建築物の不燃化の促進が重要視されるゆえんである。

(c) 中小都市の火災が58%

大都市, その他の都市, 町村別の建物火災の出火件数をみると, 大都市9,716件(22.8%), その他の都市2万4,502件(57.6%), 町村8,333件(19.6%)となり, その他の都市すなわち中小都市における火災が過半数を占めてい

る。また, 昭和39年以降の推移をみると, 第1-45表のとおりであり, 昭和39年を100とした場合の昭和48年の指数は, 大都市114, その他の都市130, 町村133となっており, 町村及びその他の都市が大都市を上回る増加率を示している。しかし, 建物火災の出火率は大都市4.3, その他の都市4.2, 町村3.1となっており, 人口の集中度の高い地域ほど出火率も高い。

第1-45表 市町村別建物出火件数の推移

区 分	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年
大 都 市 計	8,553	8,541	8,056	8,187	8,161	8,615	9,133	8,680	9,291	9,716
同 上 指 数	100	100	94	96	95	101	107	101	109	114
そ の 他 の 都 市 計	18,823	19,548	18,799	21,153	20,118	22,176	23,737	23,881	22,511	24,502
同 上 指 数	100	104	100	112	107	118	126	127	120	130
町 村 計	6,271	6,525	6,128	6,347	6,174	6,862	6,975	6,988	7,066	8,333
同 上 指 数	100	104	98	101	98	109	111	111	113	133
全 国 計	33,647	34,614	32,983	35,687	34,453	37,653	39,845	39,549	38,868	42,551
同 上 指 数	100	103	98	106	103	112	118	116	116	126

(注) 昭和47年, 48年の大都市計には, 札幌市, 川崎市, 福岡市を含む。

(d) 建物火災の55%は小火災

建物火災の出火件数を, 損害額及び焼損面積の段階別にみると第1-46表のとおりである。損害額では, 1件の火災につき10万円未満の出火件数が2

第1-46表 昭和48年建物火災の損害額, 焼損面積, 段階別出火件数

損 害 額	出 火 件 数	焼 損 面 積	出 火 件 数
0 円	2,895	0 ㎡	19,697
10万円未満	20,470	50㎡未満	11,797
50万円 "	5,520	100㎡ "	4,211
100万円 "	2,748	200㎡ "	3,725
500万円 "	7,090	300㎡ "	1,412
1,000万円 "	1,970	500㎡ "	922
2,000万円 "	1,017	1,000㎡ "	557
3,000万円 "	316	2,000㎡ "	172
5,000万円 "	279	3,000㎡ "	37
5,000万円以上	246	3,000㎡以上	21
計	42,551	計	42,551

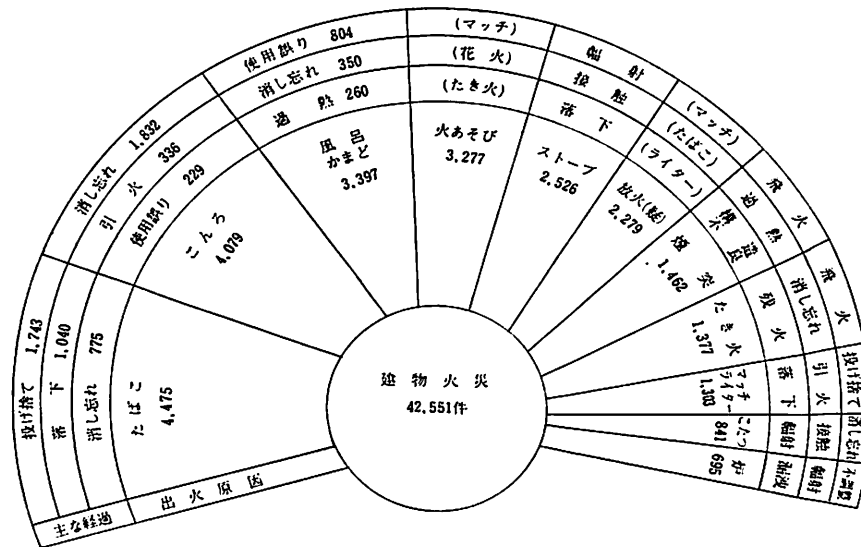
万3,365件で全体の54.9%を占め、焼損面積では、1件の火災につき50m²未満の出火件数が3万1,494件で全体の74.0%を占めており、建物火災の過半数は小火災であるといえる。

b 建物火災の原因はたばこによるものが多い

建物火災の出火原因は第1—47図のとおりであり、たばこによるものが4,475件と最も多く（全体の10.5%）、次いでこんろの4,079件（9.6%）、風呂かまど3,397件（8.0%）、火あそび3,277件（7.7%）の順となっている。

たばこによる出火件数4,475件のうち1,743件（38.9%）はすいがらの投げ捨てによるものであり、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,040件（23.2%）、消し忘れたもの775件（17.3%）となっている。たばこに次いで出火件数の多いこんろ、風呂かまど、火あそびについては、消し忘れ、引火、使用方法の誤り、過熱、ふく射熱等によって火災となった例が多い。

第1—47図 昭和48年建物火災の主な出火原因と経過



c 建物焼損面積は前年より6%増加

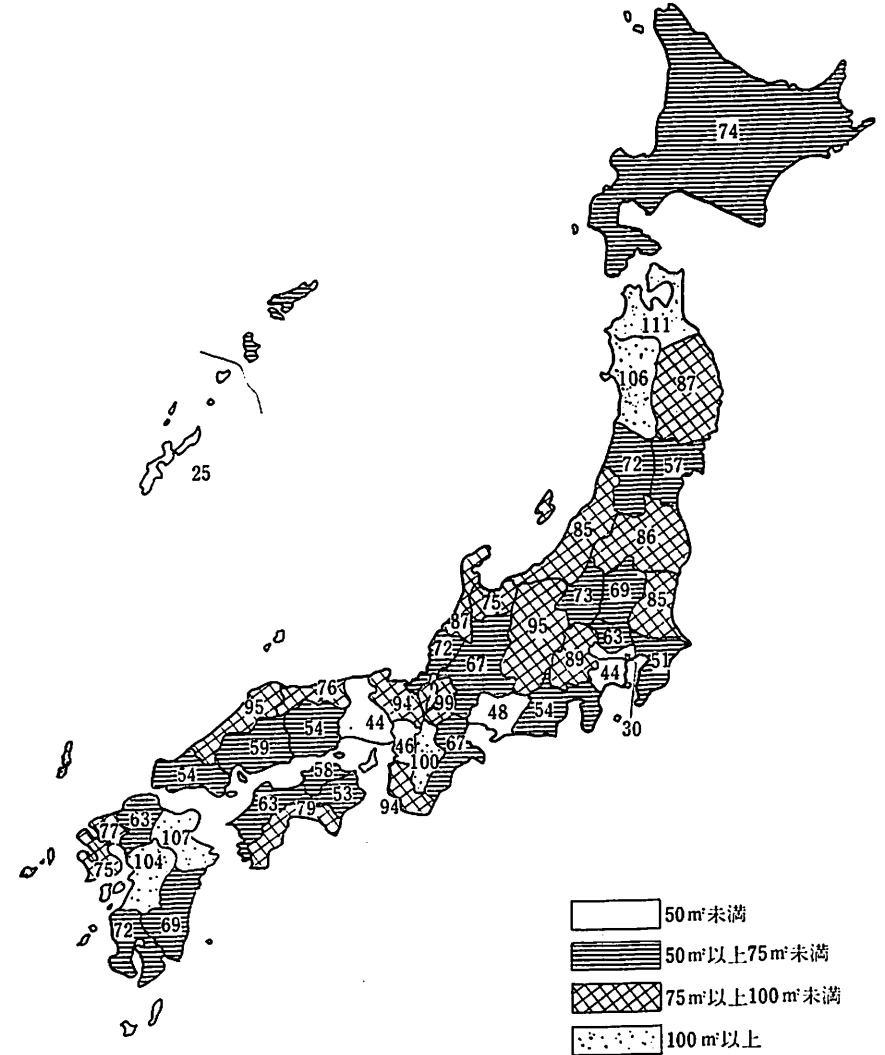
建物焼損面積は、前年より13万7,215m²（5.6%）増加して、257万1,700m²となった。都道府県別の建物焼損面積は、大阪府が19万1,923m²で最も多く、

次いで北海道17万2,323m²、東京都16万6,544m²、愛知県10万3,281m²、埼玉県10万1,601m²、福岡県8万9,649m²の順となっている。最も少ないのは、沖縄県の8,271m²である。

(a) 1件当たり建物焼損面積は60m²

火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第1—48図のとおりで

第1—48図 都道府県別建物火災1件当たりの焼損面積



ある。全国平均は60m²で前年より3m²減少している。全国平均を上回るのは、青森県の111m²を最高に、大分県107m²、秋田県106m²、熊本県104m²、奈良県100m²など33道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは沖縄県の25m²を最低に、東京都30m²、神奈川県及び兵庫県の44m²など14都府県となっている。

(b) 1件当たりの建物焼損面積は町村が大きい。

建物焼損面積を大都市、その他の都市、町村別にみると、第1-49表のとおりであり、1件当たりの焼損面積は、大都市36m²、その他の都市58m²、町村97m²で、町村は大都市に比べて2.7倍となっている。このような差違は、建物の構造、気象、地勢、都市構造等の影響もあるが、主として消防力の格差、すなわち、大都市にあっては、消防機関の組織、人員、施設が充実していることによるものと思われる。また、大都市と町村では、出火から消防機関が火災を覚知するまでに要する時間に差違があることも一因と考えられる。

第1-49表 市町村別建物焼損面積の推移(単位：m²)

区 分	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年
大 都 市 計	356,941 41	336,766 39	290,296 37	324,350 39	317,786 39
そ の 他 の 都 市 計	1,262,676 67	1,248,353 64	1,201,868 64	1,264,957 60	1,188,962 59
町 村 計	910,745 145	905,077 139	826,391 135	847,663 134	738,925 120
全 国 計	2,530,362 72	2,490,196 72	2,318,555 70	2,436,970 68	2,245,673 65
区 分	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年
大 都 市 計	330,412 38	346,660 38	283,733 33	325,133 35	351,332 36
そ の 他 の 都 市 計	1,385,818 62	1,467,396 62	1,423,575 60	1,303,349 58	1,416,106 58
町 村 計	839,321 122	891,733 128	806,720 115	806,003 114	804,262 97
全 国 計	2,555,551 68	2,705,789 68	2,514,028 64	2,434,485 63	2,571,700 60

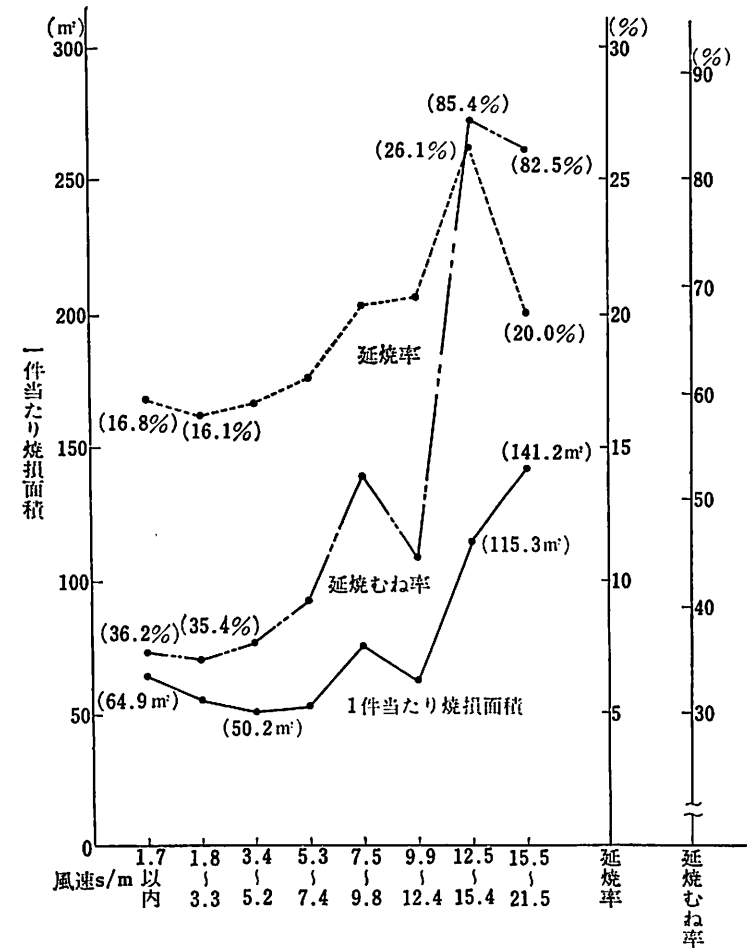
(注) 1. 上段は焼損面積、下段は1件当たりの焼損面積である。
2. 昭和47年、48年の大都市計には、札幌市、川崎市、福岡市を含む。

なお、過去10年間における町村の建物火災1件当たりの焼損面積をみると、昭和39年に145m²であったものが、昭和48年には97m²と徐々に減少の傾向をみせている。

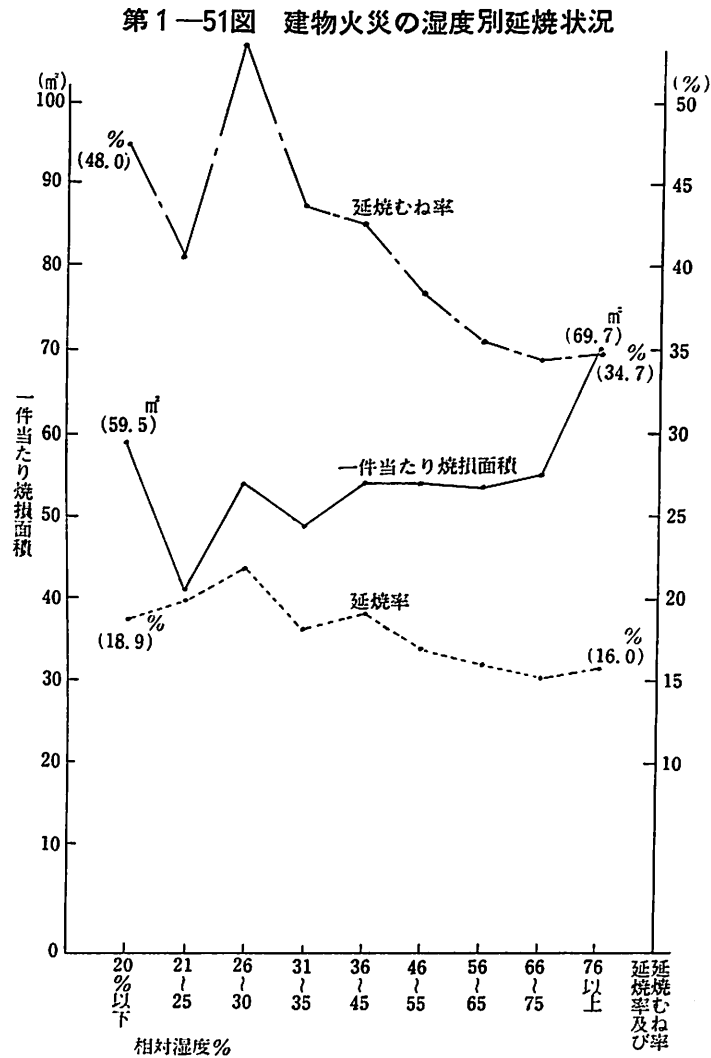
(c) 強風は大火災になりやすい

火災は風速、湿度、気温等の気象条件に大きく影響される。特に、風は延焼と密接な関係がある。昭和48年における建物火災の風速別延焼状況をみると、第1-50図のとおりであり、たとえば風速1.7m以内のときにおいては、延焼率(火元むね以外の別むねに延焼した火災件数の出火件数に対する割

第1-50図 建物火災の湿度別延焼状況



合)は16.8%であるのに対し、風速が9.9mから12.4mの強い風の際には、延焼率は20.5%、また風速12.5mから15.4mの際には延焼率は26.1%に上昇している。また、風と延焼むね率(延焼むね数の火元むね数に対する割合)との関係を見ると、風速1.7m以内の際には延焼むね率が36.2%であるのに対し、風速12.5mから15.4mの際には延焼むね率は85.4%に上昇している。



また、建物火災の湿度別延焼状況をみると、第1—51図のとおりであり、たとえば相対湿度が66%から75%までの際には、延焼率は15.1%であるのに対し、相対湿度が20%以内のような乾燥した空気の下では、延焼率は18.9%と上昇している。延焼率が高くなるのには風が大きく影響しているので、湿度のみでは直ちに判断し難いが、一般的な傾向として湿度が低いほど延焼率が高くなっていると考えられる。

したがって、湿度が低く、風速が大である気象条件の下では、一たん火災が発生すると、延焼拡大しやすく人命に与える危険性も高くなるので、このようなときには住民に対する火災警報の周知徹底を図り、たばこのすいがらの始末やその他の火気の取扱いの注意を十分に喚起する必要がある。

(d) 建物火災の55%は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると、第1—52表のとおりである。建物火災4万2,551件のうち通報等によって消防機関が火災を覚知し、

第1—52表 昭和48年建物火災の放水開始時間別焼損状況

焼損状況 昼夜別	火災件数			一件当たり焼損面積 (m²)		一放水台件水当りポンプ数 (台)		延焼率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
覚知から放水開始まで								
1分	442	284	158	60.4	95.0	3.2	3.9	21.0
2 "	1,506	935	571	65.7	161.6	3.7	4.7	22.0
3 "	3,174	1,998	1,176	82.0	124.6	4.0	4.8	26.8
4 "	3,519	2,162	1,357	77.5	128.0	4.0	4.9	30.1
5 "	4,220	2,556	1,664	106.3	136.3	4.1	4.8	29.6
6~10 "	7,328	4,470	2,858	94.5	126.7	4.0	4.5	28.0
11~15 "	1,558	983	575	109.1	153.5	4.0	4.3	30.9
16~20 "	538	324	214	146.2	145.0	4.3	3.9	35.7
21 "以上	530	288	242	139.0	168.0	3.5	3.9	36.2
不明	631	401	230	57.0	72.6	3.4	3.7	17.4
計	23,446	14,401	9,045	91.8	131.9	4.0	4.6	28.2
全建物火災 (放水しなかった 火災分を含む。)		42,551		60.4		2.3		15.5

消防隊が出動して放水を行った件数は2万3,446件（建物火災の55.1%）である。これを覚知から放水開始までの時間別にみると、覚知後5分以内では1万2,861件（54.9%）、覚知後10分以内では2万189件（86.1%）となっている。

1件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると、昼間においては、1分以内では60.4m²、6分から10分以内では94.5m²、16分から20分以内では146.2m²と時間が経過するほど焼損面積も拡大していることが数字の上からも明らかになっている。

したがって、市町村における消防組織の常備化による初動体制の整備と、早期通報の体制の整備によって、火災による損害はかなり減少するものと考えられる。

ちなみに、建物火災の出火件数を覚知方法別にみると、第1—53表のとおりであり、都市では、火災報知専用電話「119番」によるものが最も多く、大都市では7,790件で全体の80.2%、その他の都市では1万9,597件で全体の80.0%、町村では4,444件で全体の53.3%を占めており、町村で火災報知

第1—53表 昭和48年建物火災の覚知方法別出火件数及び1件当たりの焼損面積

区 分	覚 知 方 法 別	火 災 報 知 機	火 災 報 知 専 用 電 話 (119番)	加 入 電 話	警 察 電 話	望 楼 発 見	駆 け 付 け 通 報	事 後 聞 知	そ の 他	計
一 焼 損 面 積 当 り (m ²)	大 都 市 計	32	7,790	150	502	16	64	1,088	74	9,716
	そ の 他 の 都 市 計	108	19,597	912	730	169	262	2,303	421	24,502
	町 村 計	30	4,444	2,533	84	21	342	352	527	8,333
	全 国 計	170	31,831	3,595	1,316	206	668	3,743	1,022	42,551
一 焼 損 面 積 当 り (m ²)	大 都 市 計	51.7	41.9	16.2	21.5	294.1	43.6	0.2	32.6	36.2
	そ の 他 の 都 市 計	59.9	61.3	81.5	57.6	189.9	103.5	3.0	59.3	57.8
	町 村 計	64.4	93.9	107.1	103.4	317.2	119.2	16.9	97.8	96.5
	全 国 計	59.2	61.1	96.8	46.8	211.0	105.8	3.5	77.2	60.4

専用電話「119番」によるものが増加傾向にあるが、未だ駆け付け通報が342件（4.1%）と多く消火における初期の貴重な時間が失われている。なお、加入電話等も含めた電話による通報は建物火災出火件数の86.3%を占めている。

次に、覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、第1—52表のとおりであり、たとえば、覚知後1分以内では昼間60.4m²に対し夜間は95.0m²となっており、一般に夜間における焼損面積は昼間の建物焼損面積を上回っている。これは、夜間の火災は昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは、既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。夜間の火災は単に焼損面積を大きくするだけにとどまらず、死傷者を伴いやすいことを考慮すれば、夜間の通報及び防火体制には、一層の注意を払う必要がある。

(e) 建物火災の61%は放水後20分以内で鎮火

消防隊が放水した建物火災2万3,156件について、鎮火所要時間別の件数をみると第1—54図のとおりであり、放水開始後11分から20分までのものが5,840件で25.2%と最も多い。次いで、5分以内の4,480件、6分から10分までの3,762件の順となっている。20分以内に鎮火した件数は1万4,082件で、全体の60.8%を占めている。鎮火所要時間は都市と町村の間では気象条件、地勢及び消防力等の相違から差異があると考えられるが、全国的にみた場合建物火災の61%は放水開始後20分以内に鎮火している。

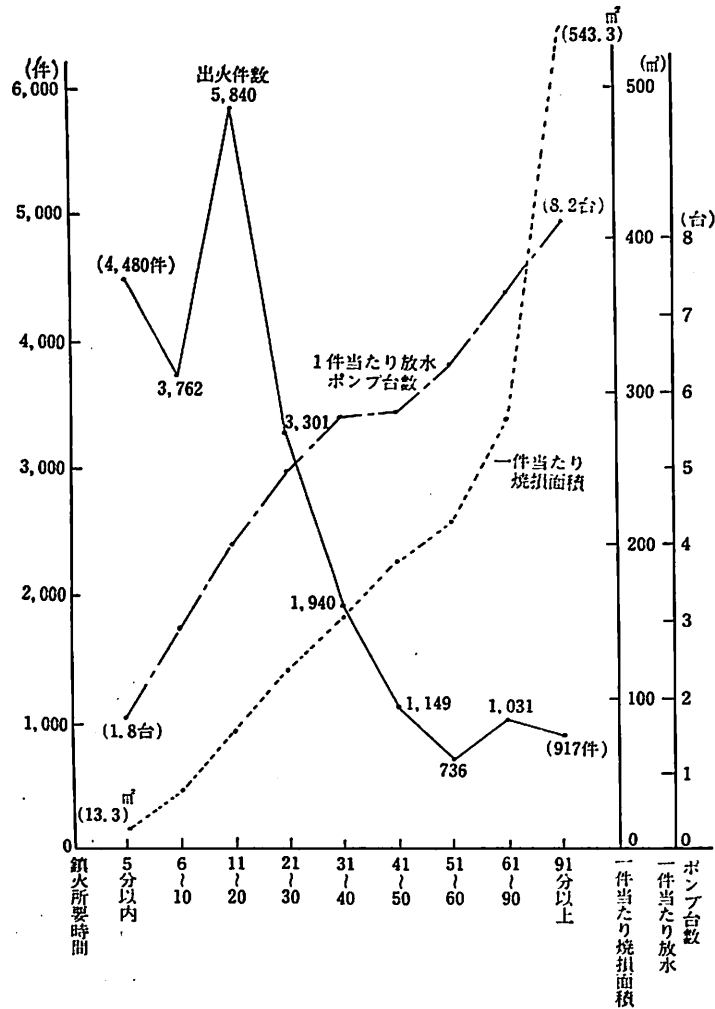
次に、鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると、5分以内が13.3m²、6分から10分までが38.0m²、11分から20分までが75.0m²となっており、鎮火所要時間が長ければ長いほど1件当たりの焼損面積が増加していることが、数字の上からも確認できる。また、1件当たりの放水ポンプ台数をみると、鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数も増加している。

d 1件当たりの損害額は町村が大きい

建物火災の損害額は、火災による総損害額の93.0%に相当する1,058億3,100万円で、前年より248億7,500万円（30.7%）増加している。

建物火災による損害額を大都市、その他の都市、町村別にみると第1—55

第1—54図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



表のとおりであり、その他の都市が608億5,200万円で全体の57.5%を占め、大都市226億5,200万円 (21.4%)、町村223億2,700万円 (21.1%)の順となっている。

1件当たりの損害額は町村が267万9,000円、その他の都市が248万4,000円、大都市が233万1,000円となっている。町村の1件当たりの損害額が大であるが、これは建物火災1件当たりの焼損面積は町村が最も大きいことに対応するものである (b)参照)。

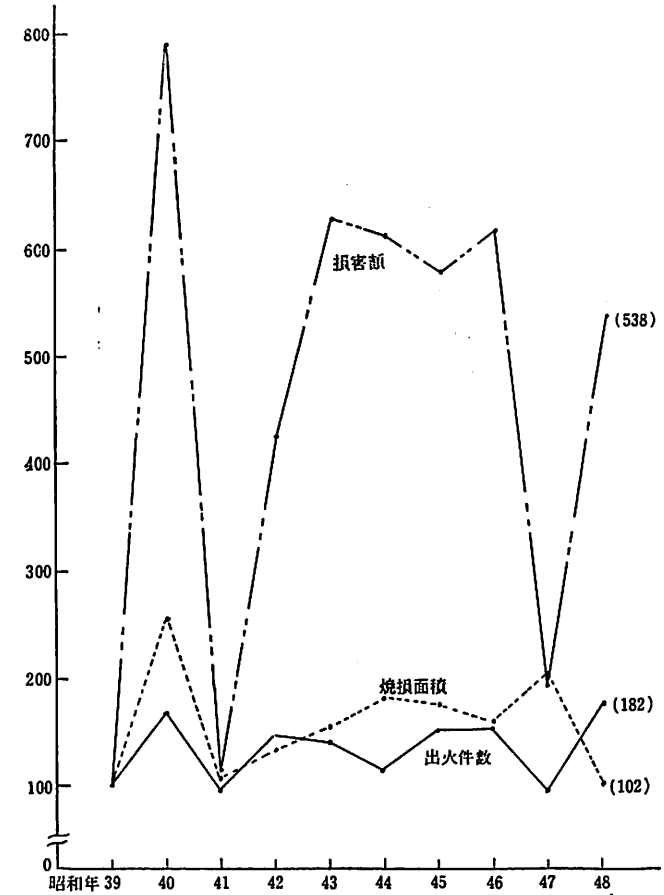
第1—55表 市町村別建物火災の損害額及び1件当たりの損害額

区 分	昭和48年		昭和47年	
	損害額 (百万円)	1件当たりの損害額 (千円)	損害額 (百万円)	1件当たりの損害額 (千円)
大都市計	22,652	2,331	20,627	2,220
その他の都市計	60,852	2,484	40,845	1,814
町村計	22,327	2,679	19,484	2,757
全国計	105,831	2,487	80,956	2,083

(イ) 林野火災

林野火災は、8,311件で、前年に比べ3,770件 (83.0%) 増加し、死者は58

第1—56図 林野火災の推移

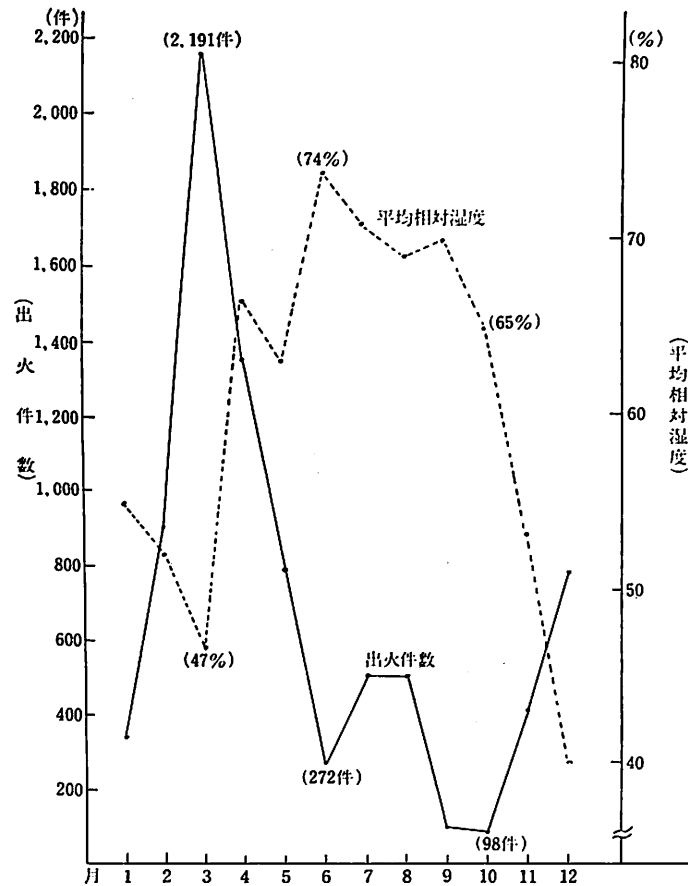


人と昨年の32人を大幅に上回っている。また、損害額は23億2,500万円で前年の8億4,300万円より175.8%増加し、焼損面積は8,403ヘクタールで、前年の1万7,012ヘクタールより50.6%減少している。

全国の過去5ケ年間における年平均造林面積は44万5,884ヘクタールとなっており（林野庁資料）、1年間の全国造林面積の1.9%に相当する面積の森林が火災により焼損している。

都道府県別にみると、北海道の1,062ヘクタールが最高で、次いで広島県585ヘクタール、山梨県557ヘクタール、栃木県480ヘクタールの順であり、

第1-57図 月別林野火災の出火件数



(注) 平均相対湿度は東京気象台調による。

少ないのは富山県15ヘクタール、香川県17ヘクタール、福井県18ヘクタールである。

林野火災の出火件数を月別にみると第1-57図のとおりである。地域によって林野火災の発生時期は必ずしも一定していないが、2月から5月までの間及び12月に集中して発生している。これはこの時期に概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど、林野火災の発生しやすい気象条件下にあるからである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第1-58表のとおりであり、1件の火災につき1アール以上5アール未満の出火件数が2,671件で全体の32.1%を占めており、次いで10アール以上50アール未満の出火件数が2,397件(28.8%)となっている。

林野火災の出火原因は、第1-59図のとおりであり、たき火によるものが2,309件で全体の27.8%を占めて最も多く、たばこ2,236件(26.9%)、火あそび880件(10.6%)、マッチ・ライター658件(7.9%)の順となっている。

たき火による出火件数2,309件のうち40%の913件は、たき火の飛火により周囲に燃え広がったものであり、たばこによる出火件数2,236件のうち70%の1,565件は、すいがらの投げ捨てにより周囲に燃え広がったものである。

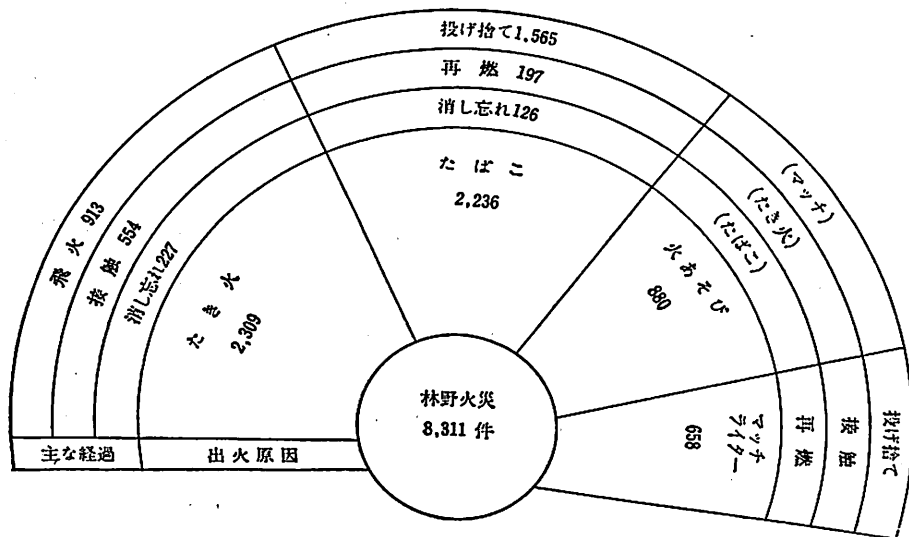
なお、10ヘクタール以上の林野火災中その実態について各都道府県から消防庁に報告のあった140件の火災についてみると、失火者が出火場所へきた目的は、農作業(24件,22%)が最も多く、山菜とり(13件,12%)、ハイキング(7件,6%)、伐採(6件,5%)の順である。またその出火原因は、たばこ(39件,36%)が最も多く、たき火(13件,12%)、火入れ(12件,12%)の順であり、出火場所へきた目的と出火原因との関係は、農作業については火入れ(8件,33%)、たき火、マッチの投げ捨ての順であり、山菜とり及びハイキングについてはすべてたばことなっている。

なお、第1-60図に示すとおり、近年道路網の整備、レジャー人口の増加等により、入山者が逐年増加しているが、これに伴って出火の機会も増大することが考えられるので、林野火災防止対策を一層強力に推進する必要がある。

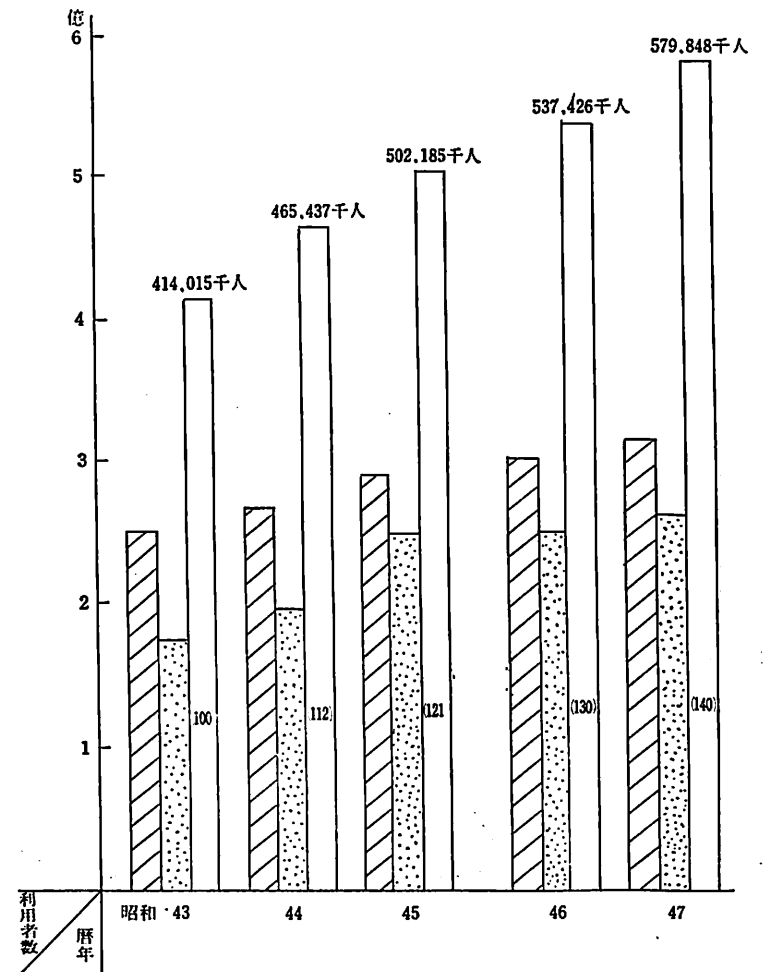
第1—58表 林野火災の焼損面積段階別の損害状況

区分	焼損面積					
	1 a 未満	1 a 以上 5 a 未満	5 a 以上 10 a 未満	10 a 以上 50 a 未満	50 a 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 2 ha 未満
出火件数(件)	761	2,671	919	2,397	520	465
焼損面積(ha)	—	54	56	484	326	583
1件当たり放水ポンプ台数(台)	0.5	0.9	1.2	1.4	1.7	2.2
損害額(千円)	3,326	51,222	29,086	137,315	64,908	151,053
区分	焼損面積				計	
	2 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上 10 ha 未満	10 ha 以上		
出火件数(件)	171	139	128	140	8,311	
焼損面積(ha)	388	512	888	5,112	8,403	
1件当たり放水ポンプ台数(台)	2.0	2.6	3.3	4.5	1.3	
損害額(千円)	107,697	87,222	186,848	1,506,286	2,324,963	

第1—59図 昭和48年林野火災の主な出火原因と経過



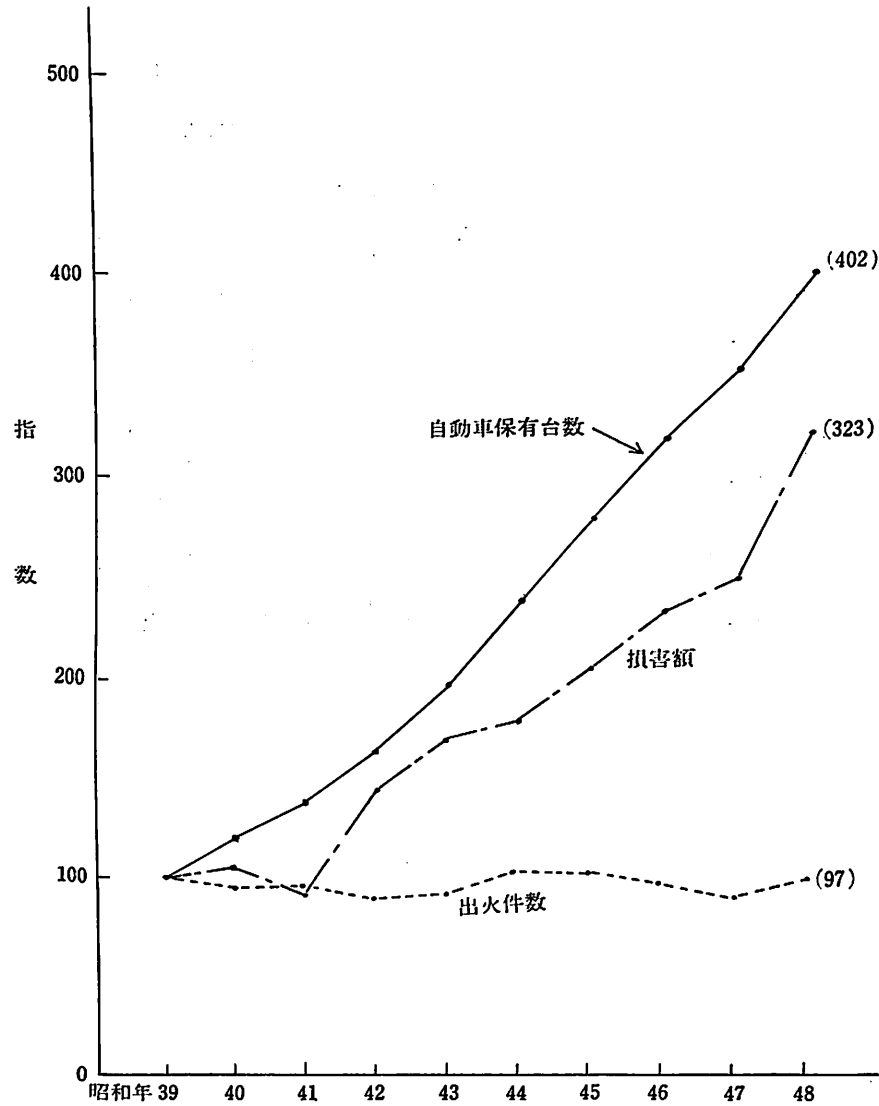
第1—60図 国立公園及び国定公園の利用者数の推移(環境庁資料)



(ウ) 車両火災

自動車保有台数と車両火災の推移をみると、第1—61図のとおりであり、最近におけるモータリゼーションの普及に伴う自動車保有台数の急激な増加にもかかわらず、車両火災の出火件数は横ばいの状態である。昭和48年における車両火災の出火件数は3,986件で前年に比べ212件(5.6%)増加しており、損害額も9億7,000万円と前年より2億2,300万円(29.9%)増加している。また、車両火災による死者は77人となっており前年に比べて43人(35.8

第1—61図 自動車保有台数と車両火災の推移(昭和39年100)

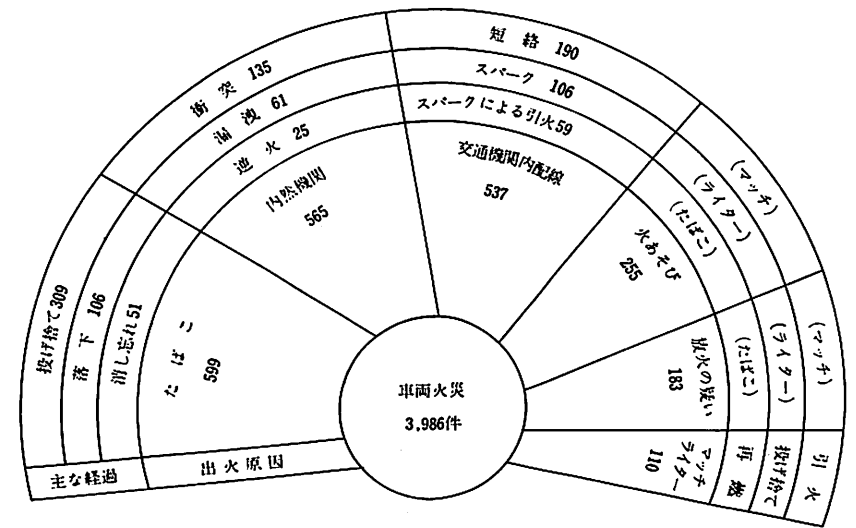


(注) 自動車保有台数は、運輸省の資料による。

%) 減少している。

車両火災の出火原因は第1—62図のとおりであり、たばこによるものが599件(15.0%)と最も多く、次いで内燃機関からの出火が565件(14.2%)、交通機関内配線からの出火が537件(13.4%)の順となっている。

第1—62図 昭和48年車両火災の主な出火原因と経過



(工) 船舶火災

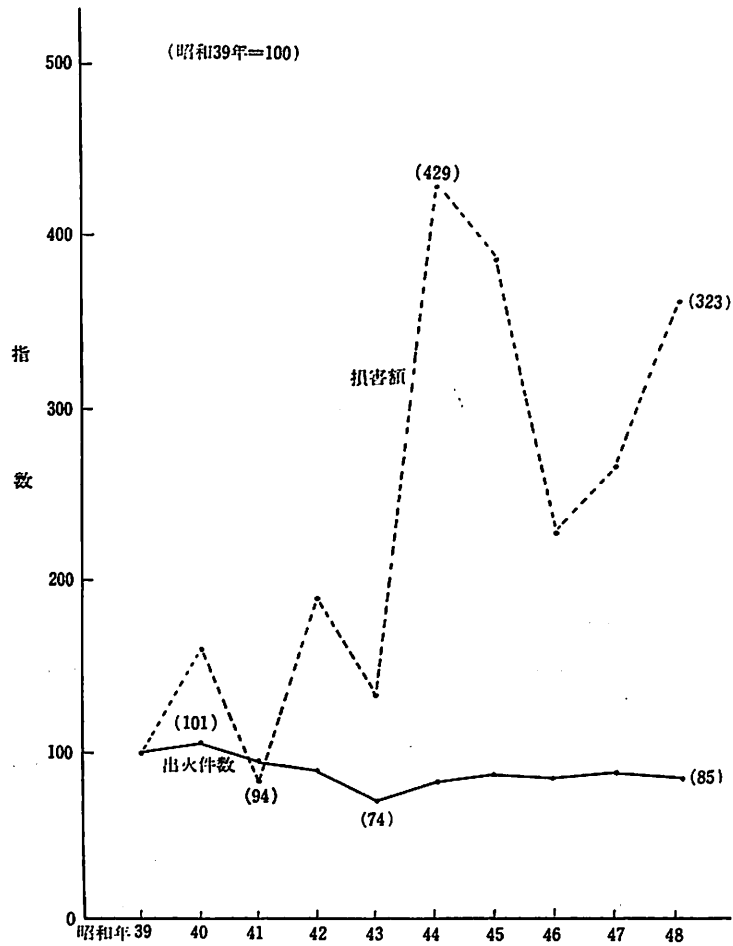
昭和39年以降の船舶火災の推移は第1—63図のとおりであり、出火件数は昭和43年には減少したが、例年ほぼ横ばいの状態にある。損害額はその年により増減が激しく昭和45年から減少に向ったかに思われたが昭和47年から再び増加に転じている。昭和48年の船舶火災は出火件数301件、損害額6億6,000万円となっている。前年に比べて出火件数は12件減少しているが損害額は1億7,300万円増加している。また、船舶火災による死者は17人、負傷者は64人となっている。船舶火災の出火原因は第1—64図のとおりであり、たばこが40件(前年41件)と最も多く、次いで、溶接器等電気関係31件、内燃機関12件の順となっている。

(オ) 危険物施設の火災

a 火災件数及び損害

昭和48年中における危険物施設の火災は、168件で前年より10件増加している。特に、昭和48年においては、7月7日の出光石油化学徳山工場をはじめとして各地の石油コンビナート地帯等の化学工場において危険物施設の火災が続発し、これら化学工場における危険物施設の安全確保の問題が社会的

第1—63図 船舶火災の推移

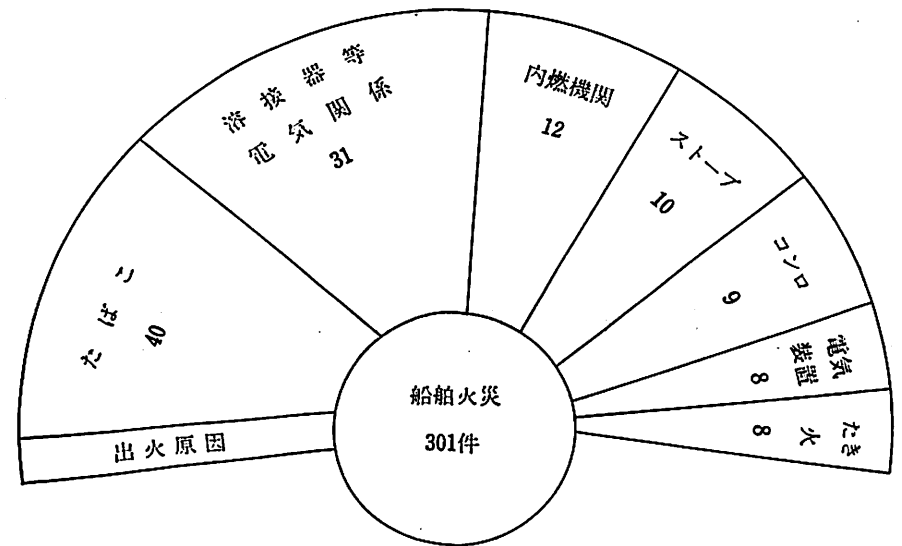


にも大きく取り上げられることとなった。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに見ると第1—65図のとおりである。

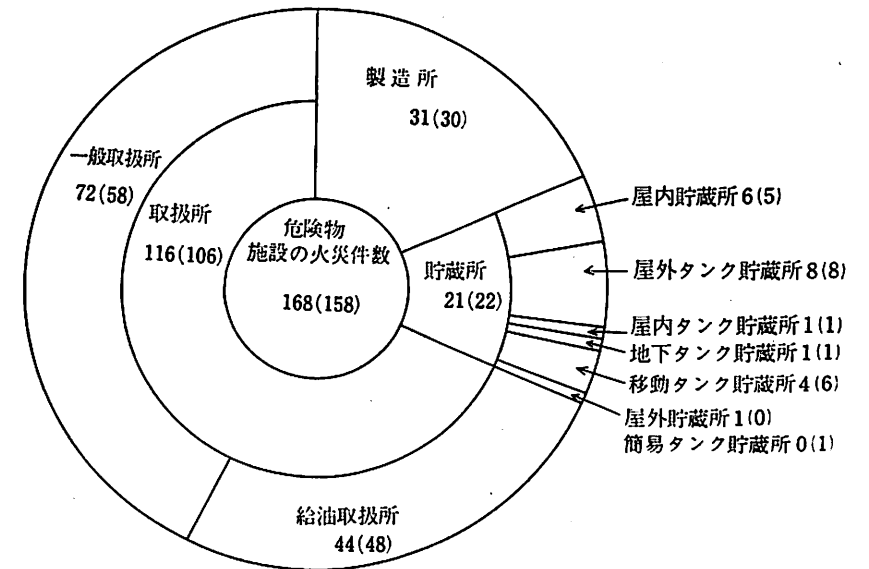
これによると取扱所116件、製造所31件、貯蔵所21件となっており、前年に比べ取扱所は10件、製造所は1件増加し、貯蔵所は1件減少している。

また、これらの火災に伴う死傷者の数は死者12人（製造所5，一般取扱所3，給油取扱所2，屋内貯蔵所1，屋外タンク貯蔵所1），負傷者179（一般取扱所136，製造所19，給油取扱所10，屋内貯蔵所6，屋外タンク貯蔵所5，

第1—64図 昭和48年船舶火災の主な出火原因



第1—65図 昭和48年危険物施設の火災発生状況



(注) () 内は前年の件数

屋内タンク貯蔵所 1，地下タンク貯蔵所 1，移動タンク貯蔵所 1) で死者は前年の12人と同数であり，負傷者は前年の172人より7人増加している。

危険物施設火災の損害額は約54億5,000万円で，昨年の約3億5,000万円より大幅に増加している。これは，大規模な危険物施設の火災があったためである。

昭和44年以降の危険物施設の火災件数，損害額及び死傷者数の推移は第1—66表のとおりである。

第1—66表 危険物施設火災件数及び損害の推移

年	別	火災件数	損害額	死者	負傷者
44		187	2.7(億円)	10(人)	198(人)
45		192	12.8	9	110
46		151	5.7	14	75
47		158	3.5	12	172
48		168	54.5	12	179

b 危険物による火災

危険物施設の火災は，その性格上，危険物に起因するものが大部分であり，昭和48年中に発生したものについて消防法別表の分類に従って区分してみると次のとおりである。

第4類122件，第5類4件，第2類3件，第1類2件，第3類1件

なお，危険物以外のものが原因となった火災は36件である。

第4類の危険物による件数をその種類ごとに区分してみると第1石油類（ガソリン，トルオール等）59件，第2石油類（灯油，軽油等）12件，第3石油類（重油，焼入れ油等）33件，第4石油類（シリンダー油，潤滑油等）11件となっており，これらの石油類で危険物火災の68%を占めている。

c 危険物取扱者の保安監督等

危険物施設では，施設の規模，危険物の種類，貯蔵又は取扱いの態様により，法令で定められた資格者のうちから選任された危険物保安監督者又は法令で定められた資格を持った取扱者によらなければ危険物を取り扱うことができないとされている。昭和48年中における危険物火災総件数168のうち，

危険物保安監督者の立会又は危険物取扱者により取扱いがなされていなかったものは52件（31.0%）で前年とほぼ件数及び比率とも同数であるが，危険物保安監督者の立会のもとの取扱い又は危険物取扱者による取扱いが励行されるよう，更に，徹底を図る必要がある。

危険物施設の火災のうち，火災が火元の施設にとどまったものは，155件（92.2%），他の建物等に延焼したものは8件（4.8%），他からの火災により類焼したものは5件（3.0%）となっており，危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっており，他へ延焼したり，他から類焼したものは少く，延焼率（3.2%）及び類焼率（1.2%）は前年より僅かに増加している。

d 無許可施設の火災

危険物施設の火災のほか，無許可施設の火災は15件あり，前年大幅に減少した5件から46年と同数に増加した。損害額の総計は約2億4,000万円で昨年の515万円に比べ大幅に増加している。無許可施設の火災のうち1件（7%）が他へ延焼し，2件（13%）が他から類焼している。

無許可施設の火災に伴う死者は1人，負傷者は13人で負傷者のみ3人であった前年より増加しており，この数は，46年の死者4人，負傷者13人に近い数であるが，死傷者の比率は，許可施設と大差はない。

e 容器運搬中の火災

危険物を容器に入れて運搬中，運搬方法や積載方法が適切でないため容器が破損したりして火災となったものは6件ある。

なお，危険物施設のうち，移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の火災は4件あるが移送中に火災となったものは1件である。

カ 昭和49年上半期における火災の発生状況

昭和49年上半期における出火件数は，前年同期より1,785件（4.2%）増加し4万3,914件となった。これは1日当たり243件，6分に1件の割合で火災が発生したことになる。

火災の種類別内訳をみると，建物火災2万2,506件，林野火災7,216件，車両火災1,904件，船舶火災162件，航空機火災1件，その他の火災1万2,125

件であり、前年同期に比べ減少しているのは建物火災（815件、3.5%）、車両火災（99件、4.9%）、航空機火災（1件、50%）であり、増加しているのは林野火災（1,353件、23.1%）、その他の火災（1,332件、12.3%）、船舶火災（15件、10.2%）である。

第1—67表 昭和49年上半年期の火災の概況

区 分	昭和49年 上半期累計 (A)	昭和48年 上半期累計 (B)	対前年同 期増減数 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) × 100 (%)
総出火件数(件)	43,914	42,129	1,785	4.2
建物火災	22,506	23,321	△ 815	△ 3.5
林野火災	7,216	5,863	1,353	23.1
車両火災	1,904	2,003	△ 99	△ 4.9
船舶火災	162	147	15	10.2
航空機火災	1	2	△ 1	△ 50.0
その他の火災	12,125	10,793	1,332	12.3
焼損むね数(むね)	30,685	31,675	△ 990	△ 3.1
り災世帯数(世帯)	24,039	24,201	△ 162	△ 0.7
焼損面積建物(m ²)	1,404,242	1,391,636	12,606	0.9
〃 林野(アール)	1,055,274	695,078	360,196	51.8
損害額(千円)	60,902,472	51,430,341	9,472,131	18.4
火災1件当たり				
建物焼損面積(m ²)	62.4	59.7	2.7	4.5
焼損むね数(むね)	1.4	1.4	0	—
損害額(千円)	1,387	1,221	166	13.6
1日当たり				
出火件数	242.6	232.8	9.8	4.2
建物焼損面積(m ²)	7,758	7,689	69	0.9
焼損むね数(むね)	169.5	175.0	△ 5.5	△ 3.1
損害額(千円)	336,478	284,146	52,332	18.4
死者数(人)	997	977	20	2.0
負傷者数(人)	5,369	5,479	△ 110	△ 2.0

損害額は、前年同期より94億7,213万円（18.4%）増加し、609億247万円である。建物焼損面積は1万2,606m²（0.9%）増加し、140万4,242m²、林野焼損面積は36万196アール（51.8%）増加し、105万5,274アールとなっており、特に林野焼損面積の大幅な増加が目立っている。

次に、死者は997人であり、前年同期に比べると20人（2.0%）増加しているが、これは一時に多数の死者が発生した火災はなかったものの、死者を生じた火災の件数が増加したことによるものである。（第1—67表参照）

キ 外国の火災状況

(ア) 主要諸外国の火災状況

1972年（昭和47年）における世界主要国の火災状況は、第1—68表のとおりである。人口1万人当たりの出火件数（出火率）は、アメリカが最も高く130.0、次いでオーストラリア71.9、ニュージーランド64.7、スイス57.9となり、日本は最も低く5.5でアメリカの約23分の1である。

死者については、アメリカが1万1,900人で最も多く、以下日本1,672人、イギリス1,000人、カナダ739人となっている。これを人口100万人当たりの死者数でみると、最も多いのがアメリカで57.1人、以下カナダ29.2人、イギ

第1—68表 1972年の主要諸外国の火災状況

国 名	火災件数	1万人当	死 者	100万人	損害額	1件当た	死者1人
		たりの出		当たりの		りの損害	当たりの
	件	火件数	人	死者	億円	の損害	火災件数
日 本	58,291	5.5	1,672	14.2	841	1,443	34.9
ア メ リ カ	2,728,000	130.0	11,900	57.1	※9,117	334	229.2
イ ギ リ ス	285,000	51.5	1,000	18.1	※1,133	398	285
オーストラリア	91,270	71.9	188	14.8	※492	539	485.5
オ ラ ン ダ	22,648	17.0	77	5.79	300	1,325	294.1
カ ナ ダ	72,729	31.1	739	29.2	※786	1,081	98.4
ス イ ス	36,571	57.9	—	—	※157	429	—
ス ー デ ン	21,333	26.2	146	18.0	※234	1,097	146.1
デンマーク	16,962	32.3	63	12.7	※165	973	269.2
フィンランド	24,500	52.3	78	16.3	65	265	314.1
ニュージーランド	18,531	64.7	28	9.79	—	—	661.8
イ タ リ ア	63,078	11.6	156	2.88	※346	549	404.3
フ ラ ン ス	84,064	16.3	250	4.85	※1,349	1,605	336.3
ベルギー	13,893	14.3	95	6.83	—	—	146.2

- この資料は、FIRE JOURNAL・NOVEMBER 1973 による。
- カナダ及びデンマークの数字は、1971年のものである。
- 損害額の欄中※印は、昭和34年大蔵省告示第241号に定める外国貨幣換算率による。
- イギリスの損害額中、北アイルランドの分は含まない。

第1-69表 1973年の世界

都市名	管内面積 (km ²)	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1 万人当た りの出火 件数)	死者数 (人)
東京[日本]	1,211	1,095	16,061	9,677	8.8	166
ワシントン特別区[アメリカ]	179	75	1,544	9,705	129.4	37
ニューヨーク["]	829	850	14,745	117,961	138.8	284
ボストン["]	124	64	2,146	22,098	354.3	117
フィアデルフィア["]	336	195	3,122	18,277	93.7	111
ロスアンゼルス["]	1,202	275	3,434	31,412	114.2	57
デトロイト["]	362	163	2,098	15,933	97.7	80
ホノルル["]	1,564	68	922	4,487	66.0	13
マイアミ["]	88	36	691	2,807	78.0	7
サンフランシスコ["]	81	68	1,890	9,059	133.2	39
シアトル["]	238	52	1,030	8,685	167.0	29
クリーブランド["]	194	75	1,335	9,429	125.7	46
アンカレッジ["]	28	8	96	649	81.1	2
ボルチモア["]	236	88	2,299	15,057	171.1	36
ピッツバーグ["]	144	52	1,116	6,395	123.0	22
モントリオール[カナダ]	169	147	2,480	6,600	44.9	47
トロント["]	97	69	1,321	6,133	88.9	26
オタワ["]	123	30	464	1,334	44.5	8
バーミンガム[イギリス]	128	110	832	6,302	57.3	38
グラスゴー["]	161	90	853	9,435	104.8	57
ランカシャー県["]	4,232	250	1,956	18,432	73.7	44
リバプール["]	110	61	987	11,383	186.6	17
アムステルダム[オランダ]	207	77	699	2,018	26.2	2
ロッテルダム["]	285	66	706	2,231	33.8	3
ベルリン[ドイツ]	480	205	2,898	5,744	28.0	26

主要都市の火災状況

人口100 万人当た りの死者 数(人)	死者1人 当たりの 火災件数 (件)	救急件数 (数)	火災原因		
			1	2	3
15.1	58.2	240,419	たばこ	放(疑いを含む)火	火遊び
49.3	262.3	71,202	火遊び	たばこ	車両バックファイア
33.4	415.3	業務外	調理中	電気釜	たばこ
182.8	188.8	業務外	たばこ	不審火	破壊行為
56.9	164.6	32,887	マッチ	たばこ	放(疑いを含む)火
20.7	551.4	110,955	マッチ	喫煙	バックファイア
49.1	199.1	103,537	火遊び	たばこ	放火
19.1	345.1	業務外	たばこ	放た	火ごみ
19.4	401.0	業務外	調理中	たばこ	放火
57.3	232.2	業務外	草・ごみ	たばこ	電気
55.7	299.4	21,983	放(疑いを含む)火	たばこ	調理中
61.3	204.9	業務外	たばこ	破壊行為	放火
25.0	324.5	業務外	たばこ	不審火	火遊び
40.9	418.2	65,886	火遊び	たばこ	電気
42.3	290.9	業務外	ごみ	草	電気配線
31.9	140.4	業務外	たばこ	電気器具	その他
37.6	235.8	業務外	たばこ	電気器具	ストーブ
26.6	166.7	業務外	ごみ	たばこ	マッチ
34.5	165.8	424,204	火遊び	火の不始末	火の放置
63.3	165.5	業務外	火遊び	放火	たばこ
17.6	148.9	業務外	調理中	火遊び	電気器具
27.8	669.5	業務外	火遊び	裸火	器具の放置
2.6	1,009.0	業務外	不明	火遊び	車両配線の短絡
4.5	743.6	業務外	火遊び	不審火	電氣的欠陥
12.7	220.9	97,723	火遊び	たばこ	電気こんろ

第1—69表 1973年の世界

都 市 名	管内面積 (Km ²)	人 口 (万人)	消 防 職員数 (人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1 万人当た りの出火 件数)	死者数 (人)
フランクフルト[ッ]	222	68	820	1,980	29.1	7
ウィーン ^{オーストリア}	414	161	1,282	3,350	20.8	1
ストックホルム ^{スウェーデン}	186	68	577	1,997	29.4	0
ケープタウン ^{南アフリカ}	282	77	325	2,474	32.1	18
ホンコン[ホンコン]	1,046	422	3,750	8,791	20.8	25
デリー[インド]	1,485	451	844	3,528	7.8	35
シンガポール ^{シンガポール}	600	220	736	1,987	9.0	9
マニラ ^{フィリピン}	38	150	727	877	5.8	2
メルボルン ^{オーストラリア}	922	250	1,498	10,479	41.9	21
ウェリントン ^{ニュージーランド}	259	14	291	1,176	84.0	5

リス18.1人、スウェーデン18.0人とつづき、日本は14.2人で中位に属し、アメリカの約4分の1である。

火災1件当たりの損害額は、フランスが最も多く160万5,000円、次いで日本144万3,000円、オランダ132万5,000円、スウェーデン109万7,000円とつづき、一方最も少ないのはフィンランドの26万5,000円、アメリカの33万4,000円、イギリスの39万8,000円で、日本はアメリカの4.3倍強である。

また、死者数を火災件数と対比してみると、日本は火災35件に死者1人の割合で最も高く、次いでカナダ98件に1人、スウェーデンとベルギーがともに146件に1人とつづき、アメリカは229件に1人であり、日本の死者の割合はアメリカの6.5倍強と著しく高い。

このことから、諸外国の火災の定義、火災報告のあり方等の相異により一概にいうことはできないが日本は、外国の火災状況と比べて人口単位当たりの出火件数は低く、国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。

しかし、一旦火災になると建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者の発生率は著しく高く、また損害額もかなり多い。

主要都市の火災状況(つづき)

人口100 万人当た りの死者 数 (人)	死者1人 当たりの 火災件数 (件)	救急件数 (件)	火 災 原 因		
			1	2	3
10.3	282.9	48,003	放 火	裸 火	残 火
0.62	3,350.0	業 務 外	過 失	ス パ ー ク	過 熱
—	—	82,540	放 火	過 熱	裸 火
23.3	137.4	業 務 外	火の不始末	電 気 器 具	た ば こ
5.9	351.6	105,127	た ば こ	電 気 器 具	石 油 ス ト ー プ
7.7	100.7	業 務 外	た ば こ	短 絡	花 火
4.1	220.7	23,348	短 絡	た ば こ	裸 火
1.3	438.5	業 務 外	電 気 器 具	た ば こ	火 遊 び
8.4	499.0	業 務 外	ご み	電 気	放 火
35.7	235.2	業 務 外	鍋の過熱	車 両 の 短 絡	不 審 火

(イ) 世界主要都市の火災状況

1973年(昭和48年)における世界主要都市の火災状況は、第1—69表のとおりである。1万人当たりの出火件数(出火率)をみるとボストンが354.3件と極端に高く、次いでリバプール186.6件、ボルチモア171.1件、シアトル167.0件、ニューヨーク138.8件、サンフランシスコ133.2件とリバプールを除きアメリカの都市が上位を占めており、一方最も低いのはマニラの5.8件で、次いでデリーの7.8件、東京(受託分を含む)8.8件、シンガポール9.0件となっており、東京は出火率の低いグループに属している。

死者についてみると、ニューヨークの284人が最も多く、次いで東京166人、ボストン117人、フィアデルフィア111人、デトロイト80人と続いている。これを人口100万人当たりの死者数でみると、一番多いのはボストンの182.8人、次いでグラスゴー63.3人、クリーブランド61.3人、サンフランシスコ57.3人と続き、東京は15.1人となっている。この死者数を火災件数と対比してみると、東京が58件に1人の割合で最も高く、次いでデリー101件に1人、ケープタウン137件に1人となっている。一方最も低いのはウィーンの3,350件に

1人で、次いでアムステルダム1,009件に1人、ロッテルダムの744件に1人、リバプールの670件に1人、ロスアンゼルス551件に1人となっている。このことから東京は出火件数が極めて少ない反面、火災による死者の発生率が著しく高いことがわかる。

この内容を調べてみると死因としては、焼死80人、火傷死63人、一酸化炭素中毒死21人と続いており、死者の状況としては、自殺放火が最も多く32人、次いで飲酒熟睡24人、熟睡24人、病気18人、幼児低学年16人、老人の一人暮らし14人(うち5人は病気)、身体不自由7人と続いている。

出火原因についてみると、たばこが1位を占めているのが9都市で、火あそびが1位を占めているのが8都市となっており、35都市中の17都市がたばこと火あそびで1位を占めていることになる。次いで草・ごみ焼きの不始末、放火(疑いを含む。)、調理中、電気関係が目立ち、総体的には、たばこ、電気関係、火あそび、放火、草・ごみ焼きの不始末の順となっている。

このような出火原因の傾向は、世界各都市に共通したものと考えられる。

(2) 風水害及び地震災害

ア 風 水 害

昭和48年下半期における風水害の主なものは、7月下旬の北九州を中心とする豪雨及び9月下旬の北日本を中心とする豪雨による被害であり、各地において甚大な損害が生じ死者行方不明者53人、負傷者92人、住家の全半壊547むね、床上浸水1万2,274むねに及んだ。これに対し福岡、高知、青森の3県及び68市町村においては災害対策本部を設置し消防職団員延べ2万4,872人が出動した(附属資料12参照)。

なお、昭和48年中の各都道府県における被害状況は、附属資料11のとおりである。

昭和49年上半期には、4月に山形県において融雪による地すべりのため、死者17人、負傷者13人、全壊家屋20戸等の被害が発生し、更に6月から8月上旬までの約2か月間に梅雨前線に伴う集中豪雨及び台風第8号のため全国

各地で莫大な被害が発生し、143人の死者・行方不明者を出した(9月10日付政令324号により激甚災害に指定)。

消防機関は、これらの災害に対して危険地域の巡ら警戒、避難の指示と誘導、倒壊家屋からの人命救助、負傷者の搬送、行方不明者・死体の捜索、水防工法の実施等の活動を行った。

イ 地 震 災 害

昭和49年5月9日伊豆半島沖に地震が発生し、伊豆半島南部の南伊豆町を中心に1市4町にわたって山崩れ、崖崩れ等のため死者30人、傷者102人、焼失家屋5むね、全壊家屋134むね、半壊家屋240むね等の多大の被害が発生し被害総額は約89億円に及んだ。

地震の強さがマグニチュード6.9と比較的小さかったにもかかわらず、このように大きな被害が発生したのは、震源地が伊豆半島南部の海底10kmと浅発直下型の地震であったため局地的に強い地震動が生じたものである。このことは今後における震災対策上新たな問題を提起した。

この地震災害に対処して、静岡県及び下田市、南伊豆町、東伊豆町、松崎町、河津町は、災害対策本部を設置し消防職、団員延べ4,427人が出動した。なお、この地震は、昭和49年6月27日政令第229号により激甚災害に指定された(被害の詳細等については、附属資料21を参照)。

(3) その他の災害

火災による被害及び風水害のほか、近年は社会経済構造の変動を反映して交通災害、産業災害、労働災害等の各種災害も増加している。これらの災害のうち主なものの実態を掲げると次のとおりである。

ア 災 害 の 実 態

(ア) 交 通 災 害

a 道 路 交 通 事 故

道路交通事故の発生状況は第1—70表のとおりである。昭和48年における交通事故の発生件数は58万6,713件でこれによる死者は1万4,574人、負傷者は78万9,948人であり、前年と比べると、件数は7万2,570件(11.0%)、死者

は1,344人(8.4%), 負傷者は9万9,250人(11.2%)のそれぞれ減である。

また、5年前の昭和43年に比べると、件数は4万8,343件(7.6%), 負傷者は3万8,123人(4.6%)とそれぞれ減少しているものの、死者は318人(2.2%)と逆に増加である。

第1-70表 道路交通事故発生状況の推移

年	項目	件数(件)	死者数(人)	負傷者(人)
43		635,056	14,256	828,071
44		720,880	16,257	967,000
45		718,080	16,765	981,096
46		700,290	16,278	949,689
47		659,283	15,918	889,198
48		586,713	14,574	789,948

(注) 警察庁資料による。

b 鉄軌道事故

鉄軌道の運転事故の発生状況は、第1-71表のとおりである。昭和48年度における発生件数は前年度対比348件(6.4%)減の5,116件となり、これに伴う死傷者数も1,145人(24.3%)減の3,575人となった。また、最近の推移を見ると、発生件数は年々減少しており、死傷者数についても全体としては減少傾向にある。国鉄の主な事故としては、昭和48年12月26日関西線平野駅で運転士の注意信号未確認から発生した列車脱線による死者3人、負傷者156人という悲惨な事故があり、民鉄では、昭和48年10月3日近江鉄道が日野、水戸間で横断直前のミキサ車と衝突し、負傷者70人を出している。最近5か年間の運転事故発生状況をみると、国鉄民鉄ともに全体としては年々減少の傾向にある。

c 海難事故

救助を必要とする船舶の海難事故の発生状況は、第1-72表のとおりである。昭和48年における海難発生せき数(要救助船舶)は2,615せきで死者、行方不明者は361人である。これを前年と比べると海難せき数は42せき(1.6%)、死者、行方不明者数は216人(37.4%)の減である。

第1-71表 運転事故発生状況の推移

年度	項目	国・民鉄別		計
		国鉄	民鉄	
43	{ 件数(件) 死傷者(人)	2,842	5,486	8,328
		2,704	2,368	5,072
44	{ 件数(件) 死傷者(人)	2,982	5,277	8,259
		2,470	2,628	5,098
45	{ 件数(件) 死傷者(人)	2,721	4,594	7,315
		2,607	2,146	4,753
46	{ 件数(件) 死傷者(人)	2,550	3,698	6,248
		3,099	2,545	5,644
47	{ 件数(件) 死傷者(人)	2,500	2,964	5,464
		3,100	1,620	4,720
48	件数(件) 死傷者(人)	2,467	2,649	5,116
		727	355	1,082
		1,502	991	2,493
		2,229	1,346	3,575

(注) 1. 運輸省資料による。

2. 運転事故とは、列車衝突・列車脱線・列車火災・踏切障害・人身障害及びこれらに属さない事故であって、列車又は車輛の運転により50万円以上の物損を生じたものをいう。

第1-72表 海難発生せき数・トン数の推移

船種	区分	年					
		43	44	45	46	47	48
一般船舶	せき数(せき)	1,387	1,506	1,581	1,413	1,444	1,473
	総トン数(トン)	1,055,411	1,435,569	1,716,177	1,827,670	1,404,557	1,447,784
	一せきあたり平均総トン数(トン)	761	953	1,086	1,293	973	983
漁船	せき数(せき)	1,121	1,172	1,065	1,187	1,213	1,142
	総トン数(トン)	61,508	65,844	57,903	83,461	72,717	73,297
	一せきあたり平均総トン数(トン)	55	56	54	70	60	64
計	せき数(せき)	2,508	2,678	2,646	2,600	2,657	2,615
	総トン数(トン)	1,116,919	1,501,413	1,774,080	1,911,131	1,477,274	1,521,081
死者・行方不明者		422	562	533	452	577	361

注 1. 海上保安庁資料による。

2. 上記数字は要救助を示す。

最近5か年間の傾向を見ると、海難発生せき数は、おおむね横ばいに推移しているが、死亡、行方不明者の昭和48年における大幅な減少に注目される。これは、昭和48年中において、台風等の異常気象の発生が比較的少なかったことが1因となっている。

d 航空機事故

民間航空機の事故発生状況は、第1-73表のとおりである。昭和48年の事故発生件数は45件で死傷者は38人である。これを前年と比べると件数は2件(4.7%)の増であるが、死傷者は20人(34.5%)の減となっている。

第1-73表 航空事故発生件数及び死傷者数

区 分 年	発 生 件 数				死 傷 者 数		
	飛行機	回転翼機	滑空機	計	死 亡	負 傷	計
43	21	28	6	55	17	33	50
44	22	12	1	35	10	43	53
45	18	25	4	47	22	40	62
46	22	15	0	37	241	32	273
47	25	14	4	43	22	36	58
48	24	17	4	45	24	14	38

(注) 運輸省資料による

(イ) 労働災害

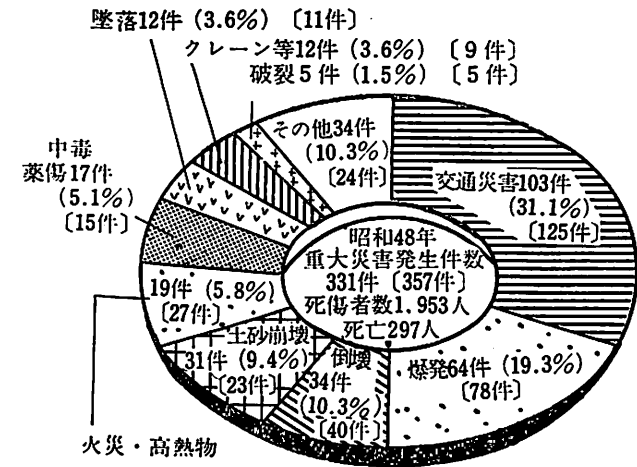
a 一時に3人以上の死傷者を伴った労働災害(重大災害)

労働災害において、一時に3人以上の死傷者を伴った災害を重大災害と呼んでいるが、その災害の発生状況とその推移は第1-74図及び第1-75図のとおりである。

重大災害の発生件数は、昭和43年の480件をピークとしてその後は減少の傾向を示している。昭和48年における発生件数は331件で、前年に比べて26件(7.3%)の減である。しかしながら、これらによる死傷者数は1,953人(前年度1,963人)とわずか0.5%の減少にとどまっている。

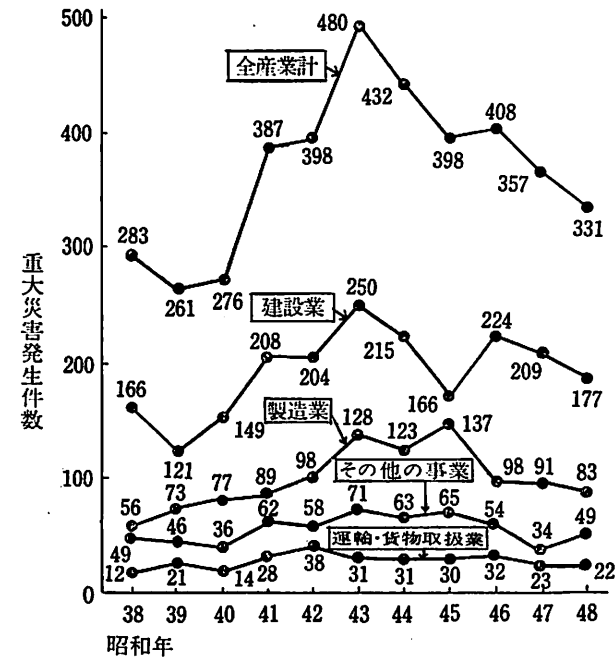
これらを産業別にみると、建設業において177件で全体の53.5%を占め、ついで製造業における83件(25.1%)となっており、この両方で全体の約80%を

第1-74図 原因別重大災害発生状況



(注) 1. 労働省資料による。
2. []内は昭和47年度の数を示す。

第1-75図 災害別重大災害発生件数の推移



(注) 労働省の資料による。

占めている。次に、これらの重大災害を原因別にみると、交通災害が最も多く、103件で全体の31.1%を占め、次いで爆発災害が64件（19.3%）、倒壊災害が34件（10.3%）、土砂崩壊による災害が31件（9.4%）となっており、これらで全体の70%に達している。

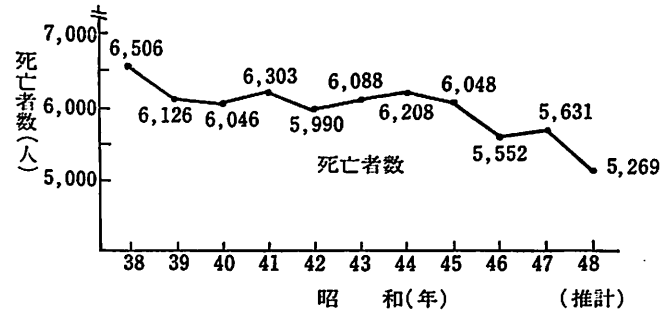
b 労働災害による死傷者

全産業における労働災害による死傷者の状況は、第1—76図のとおりである。

労働災害による死傷者数は、昭和36年の死傷者数48万1,686人（休業8日以上）をピークとしてその後減少傾向にある。

昭和48年についても休業4日以上死傷者数は、前年に比べて7%減少したものと推計され、死亡者数においても5,269人（推計）で前年の約6%の減であった。

第1—76図 全産業における死傷者数の推移



(注) 労働省資料による。

c 高圧ガス災害

高圧ガスによる事故の発生状況は、第1—77表のとおりである。昭和48年における高圧ガスによる事故件数（一般ガス及びLPガスの事故件数には一般家庭における事故を含む。）は484件で、死者は72人、負傷者は453人で、このほか142人がガス中毒にかかっている。これを前年に比べると、件数は86件（21.6%）、死者は10人（16.1%）、負傷者及びガス中毒にかかった者は91人（18.1%）の増となっている。

第1—77表 高圧ガス災害の状況

区	一般ガス						LPガス						高圧ガス						合計																
	事業所	消費先	運搬中	小計	事業所	消費先	運搬中	小計	事業所	消費先	運搬中	小計	事業所	消費先	運搬中	小計	死	傷																	
43	15	4	60	19	4	30	4	0	238	8	92	8	0	13	112	38	146	3	0	0	123	88	159	10	1	3	7	210	1	0	0	179	49	264	
44	23	2	86	11	5	8	1	0	35	17	94	14	4	21	170	69	236	3	0	4	187	73	261	15	1	11	2	0	4	0	0	239	91	370	
45	31	6	44	30	7	84	7	1	86	14	136	19	3	13	217	44	284	4	1	4	240	48	301	12	1	2	3	0	0	4	0	7	327	63	446
46	23	2	10	28	2	31	6	1	257	5	43	9	0	8	217	33	301	6	1	0	231	34	308	16	2	9	1	0	1	10	0	19	316	41	381
47	24	4	10	31	1	10	8	4	563	9	25	10	115	299	52	398	7	0	2	316	53	415	12	0	3	2	0	1	5	0	8	398	62	452	
48	38	10	22	41	3	21	6	1	285	14	45	12	0	15	368	59	389	4	0	1	384	59	405	13	2	4	2	0	1	2	0	484	72	453	

(注) 1. 通産省資料による。
2. 傷者の欄の()は中毒者の数(外数)を示す。

死傷者及びガス中毒にかかった者の最も多いのは、LPガスの消費先における事故で、死者は59人で全体の81.9%を占め、負傷者及びガス中毒にかかった者は409人で全体の68.7%を占めている。

イ その他の災害における消防機関の活動

消防機関は、火災のみならず、すべての災害に際して出動し、救急、救助、応急措置、避難の指示等の活動を行い、国民の生命、身体、財産の保護に活躍している。

例えば、第1-78表は、昭和48年中における都道府県庁所在市及び人口30

第1-78 火災以外の災害活動状況（災害件数）

活動内容 災害種別	人命救助活動	危険物 品排除 活動	警戒区 域設定 活動	救急措 置活動	水防活 動	警戒活 動	その他 の活動	合計
① 列車・電車事故	35		2	1		2	5	45
② 自動車事故	910	845	5	36		50	112	1,958
③ 航空機・船舶事故	11	4	1	64		6	2	88
④ 増水・浸水	15		3	67	417	51	20	573
⑤ 高潮・津波			1		2	3		6
⑥ 山（崖土石）くずれ	14		5	20	97	24	13	173
⑦ 風害	2		4	7		2	2	17
⑧ 危険物品（危険物・ 毒物・劇物）	6	2,900	39	93		57	13	3,108
⑨ 爆発（破れつ）事故	35	5	5	8		15	37	105
⑩ ガス関係（酸素欠乏 を含む）事故	136	84	359	334		319	239	1,471
⑪ 建築（土木）工事事故	236		2	23		7	7	275
⑫ 機械、工作物等による 事故	411	5		8		12	641	1,077
⑬ 物の転倒、落下による 事故	70	50		45			19	184
⑭ 人の転倒・転落群集 混乱事故	176			3			2	181
⑮ 遭難、水難事故	276	5		4			3	288
⑯ 警戒活動時の事故	2					270	14	286
⑰ その他の災害事故	250	44	3	86		628	5,977	6,988
合計	2,585	3,942	429	799	516	1,446	7,106	16,823

(参考) 火災件数 21,606
 火災以外の出動件数 16,823
 全出動件数に対する割合 43.8%

万人以上の市の消防機関（64消防本部及び東京消防庁）の火災以外の災害の場合の活動状況（救急出動は除く）であるが、これをみると、火災以外の災害出動件数は1万6,823件で、火災出動を含めた全災害出動件数3万8,429件の43.8%を占めており、都市の消防機関が風水害、交通災害、産業災害、労働災害等の災害に広く活躍していることを示している。

更に、活動内容についてみると、危険物品排除活動3,942件（23%）、人命救助活動2,585件（15%）、警戒活動1,446件（9%）、救急措置活動799件（5%）などが主なものである。

これらの災害に備えて、最近では、消防機関においてレンジャー訓練（救助訓練）を実施するとともに、専任の救助隊を編成する等の努力が払われている。しかしながら、消防機関の火災以外の災害における災害予防及び災害応急活動については、法制面、財政面において十分に措置されていない現状にあるので、今後、法制、財政の両面を強力に整備し、もって災害対策の推進を図るとともに、部隊装備、個人装備の充実と教育訓練の徹底を図る必要がある。

2 消 防 体 制

我が国の消防制度は、昭和23年に自治体消防として発足して以来20余年の年月をかぞえるが、この間における関係者の努力によって市町村の消防力も次第に強化充実され今日に至っている。しかしながら、社会経済の急激な発展に伴い、火災その他の災害も増加の傾向にあり、また市町村の消防力は、消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）に照して、一般的には未だ十分とはいえない状態にあるので、その充実については、今後一層の努力が必要である。

また、大震災火災、林野火災、風水災等の広域災害、石油コンビナート地帯における火災、海上火災及び航空機火災等の特殊火災に対しては、個々の市町村の消防力のみでは対処しえないので、市町村間の相互応援、消防一部事務組合等の共同組織による広域消防体制の確立及び都道府県の消防防災体制の整備並びに警察、自衛隊等の関係機関の応援協力体制の整備等総合的、広域的な防災体制を整備する必要がある。

なお、消防力としては、市町村の公設消防によるもののほか、工場及び事業所の自衛消防によるものがある。この自衛消防力は、近年、工場及び事業所の災害の増加に対処するため、今後一層の増強を期待しなければならない。

(1) 消 防 組 織

ア 消防機関と人員

昭和48年4月1日現在における市町村の消防機関と人員の現況は、第2—1表及び附属資料14のとおりである。

常備化の進展に伴って消防本部、署数及び消防職員数は、前年に比べていずれも増加しているが、消防団数及び団員数は、第2—3図にみられるとおり、依然として減少の傾向にある。

イ 消防の常備化

第2—1表 市町村の消防組織の現況

区 分		昭和48年 (A)	昭和47年 (B)	(A) — (B)
消 防 本 部 署	消 防 本 部 数	829	805	24
	消 防 署 数	1,155	1,094	61
	出 張 所 数	2,120	1,769	351
	消 防 職 員 数	88,754	79,092	9,662
消 防 団	消 防 団 数	3,696	3,659	37
	分 団 数	27,392	27,638	△ 246
	消 防 団 常 備 部 数	25	23	2
	消 防 団 員 数	1,148,567	1,166,625	△ 18,058

(ア) 常備化の変遷と見とおし

火災等の災害による被害を最少限にとどめるためには、災害の早期覚知、早期出動が何にもまして重要であるが、この観点から消防体制は常備体制にあることが最も望ましいといえる。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防の常備化、すなわち消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり、翌39年に486市町村が指定されたが、その後毎年追加指定され常備化が積極的に推進された。更に、昭和46年6月、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村等を定める政令の全部が改正され、すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務づけることとし、町村については、自治大臣が当該市町村の人口、態容、気象条件などを考慮して指定することとされた。

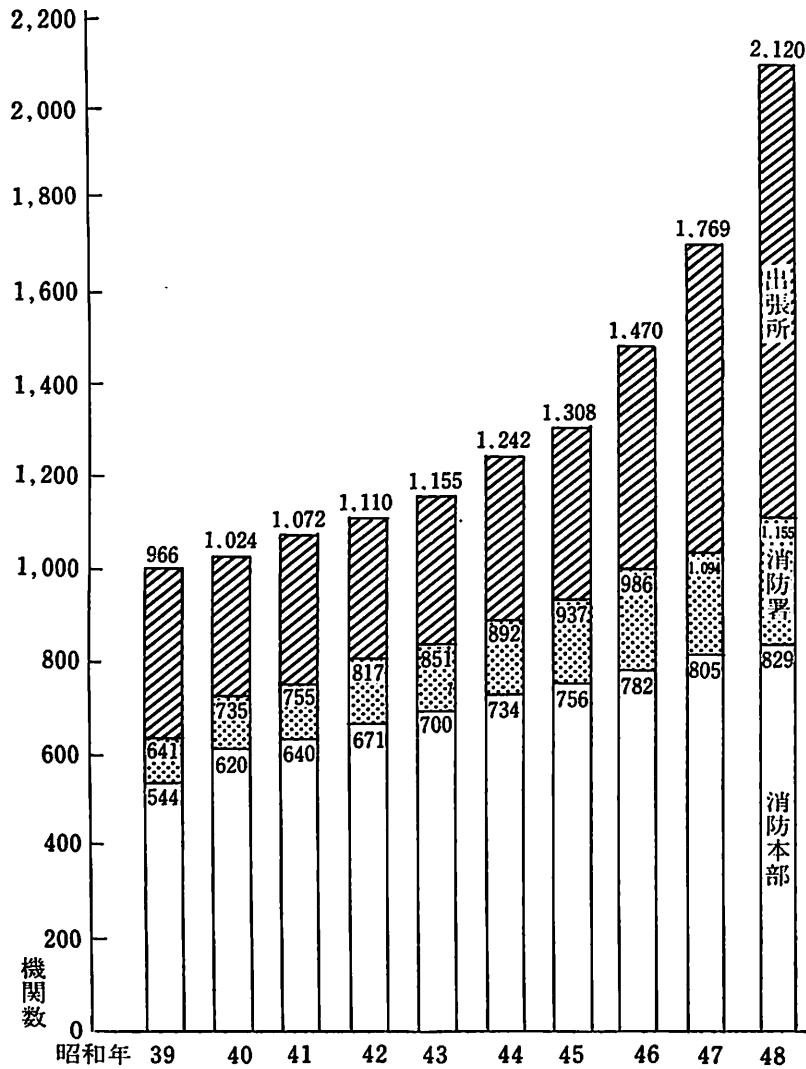
現在、昭和49年4月に政令指定された222町村を含め2,468市町村が政令指定市町村となり、この結果昭和50年4月には、市町村数では75.5%(市は100%、町村は69.0%)、人口数では93.4%が常備化される見込みである。その変遷は第2—4表のとおりである。

また、常備化についての今後の見とおしとしては、昭和50年までに全市町村の80%程度が常備化される見込みである。

(イ) 過疎地域における常備化の状況

過疎地域対策緊急措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎市町村」という。)その他人口減少の著しい市町村においては社

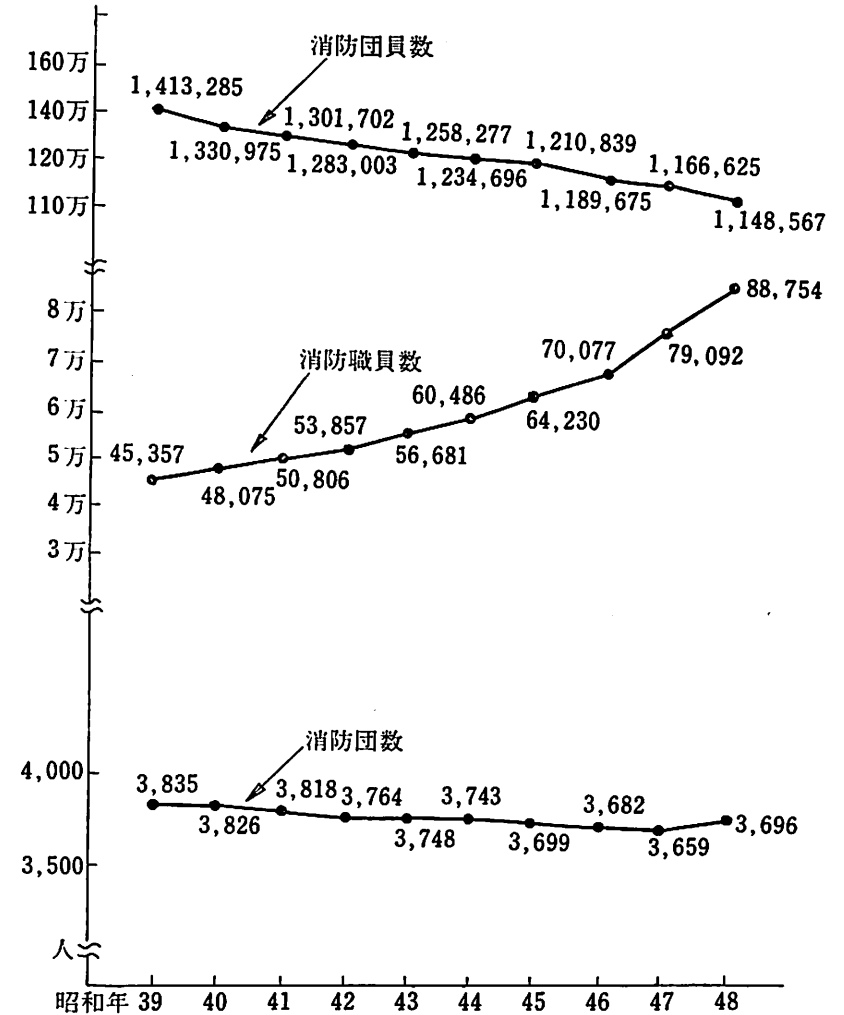
第2-2図 消防機関数（昭和39年～48年）



会経済の変化に伴う生活様式の変化，郷土愛護，奉仕の精神の意識自体の変化による消防団又は消防団員に対する魅力の減退，若年層の都市部への流出などにより，消防団員の数が急減の傾向にあり，常備化の必要性が非常に高まってきている。

昭和49年9月現在，過疎市町村の数は，全国で1,046（42市，1,004町村）

第2-3図 全国消防職員及び団員の推移



あり，1団体当たりの平均人口は8,363人で全国市町村の1団体当たり平均人口3万3,478人と比較すると，人口規模の小さい団体が多く人口1万人以下の団体が約76.4%を占めている。

過疎地域市町村のうち，常備化している市町村数は658で過疎地域市町村の62.9%となっている。常備化を行っていない388町村は人口規模が小さく，かつ，財政力の弱い団体であり，これが単独で消防本部及び消防署を設

第2-4表 常備化市町村数の推移

年度別	指 定 数			町村合併による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
40	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218 (7)	4	214	△ 2	1△ 1	△ 3	1,004	556	448
46	382 (18)	(7)	382	△ 128	—	△ 28	1,392	590	802
47	489 (2)	(18)	489	△ 324	—	△ 27	1,896	632	1,264
48	363	(2)	363	△ 1110	—	△ 21	2,250	644	1,606
49	222	—	222	△ 4	△ 1	△ 3	2,468	643	1,826

置し、消防体制の整備を図ることは極めて困難であるので、市街地、密集地が隣接し、又はおおむね隣接して地域的一体性をなしているものについては、消防組合又は事務委託による広域的処理方式を特に検討すべきである。また、これらになじまない町村については、少なくとも消防団による機関員常備を検討する必要がある。

ウ 消防の広域化

(ア) 広域化の変遷と見とおし

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任がある。しかし、災害はその市町村限りでとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防御し得ない場合が多い。このような場合には、市町村が相互に応援し、又は共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近では、道路、交通・通信網が発達し、モータリゼーションの普及により、住民の生活圏が市町村の区域をこえて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されている。

このような情勢から、消防事務を市町村が単独で処理するよりも相互応援、共同組織等により処理するのが効率的かつ合理的な場合が多い。こうし

た要請に応じるのが広域消防であり、その具体的な方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による一部事務組合、事務委託の制度が広く活用されており、その変遷は第2-5表及び第2-6表のとおりである。

第2-5表 消防組合の変遷

年度別	区 分	組 合 数	構成市町村数
41		4	9
42		7	11
43		15	38
44		39	125
45		93	358
46		164	760
47		252	1,292
48		325	1,679
49		369	1,903

第2-6表 事務委託市町村の変遷

年度別	区 分	市	町	村	計	累 計
39		17	—	—	17	17
45		—	1	—	1	18
46		—	14	1	15	33
47		—	21	1	22	55
48		—	17	3	20	75
49		7	13	1	21	96

また、昭和49年4月17日現在、全市町村の約75.5%が政令指定を受け、常備化されることになっているので、今後常備化の対象となるのは、広域市町村圏の構成市町村にあつては圏域事業の一環として、また、広域市町村圏の未構成町村にあつては近隣の市を拠点として広域化を図ることにより、常備化することが必要になってくる。

(イ) 広域化の種類

広域化の方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による一部事務組合及び事務委託がある。以下にこれらの現況を述べる

こととする。

a 一部事務組合

この方式は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するため設立するものであり、近年この方式を採用するものが急激に増加している。第2—5表は消防組合設立の変遷であるが、昭和49年度中に設立予定のものを含めて369組合と前年度に比べ44組合増加することとなる。

これは前述の理由に加えて、全国的に市の常備化が完了し、単独で消防本部、署を設置することが困難な町村において常備化が推進される段階に入っていること、広域市町村圏の設定と相まって共同で常備消防を設置しようとする動きが活発化してきていることなどによるものである。

なお、消防組合は、昭和41年度以前に設立されたものはいずれも2ないし3の中都市のみの組合であったが、その後町村の組合が設立の中心となり、最近では広域市町村圏の設定等により拠点都市に周辺の町村が結びついた組合が次第に多くなっている。

このように、昭和49年度中には消防組合は、常備化市町村の約77.1%に相当する1,903市町村を構成市町村とする369組合に達する見込みであり、消防行政において消防組合は非常に重要な地位を占めている。

しかしながら、消防組合は設立後、日も浅いこともあり、法制、人事、財政面等において種々の問題に当面しており、消防組合が健全に発展するためには関係市町村の協力と道府県、国の援助を得てこれらの問題を解決しなければならない。

b 事務委託

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託するものであるが、広域化の推進に伴い、近年、事務委託を行なう団体が増加の傾向にある（第2—6表参照）。

昭和49年4月1日現在、消防事務を委託しているものは、96市町村であり、前年の75市町村より21市町村増加しており、また、救急業務のみを委託しているものは66町村で前年の59町村より7町村増加している。

c 相互応援

相互応援は消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、強力な協力体制をとることにより、火災等の災害による損害を最少限度にとどめ、その拡大を防止しようとするものである。

相互応援は従来から広く行われてきているが、最近では常備化の推進に伴い、隣接市町村間の相互応援から数市町村のブロック的な相互応援や更には県下全市町村の相互応援にまで発展しているものもある。

また、消防組織法第21条第2項においては、消防の相互応援に関し市町村長が協定できる旨規定しているが、この協定は離島などで応援実施不可能な場合以外はほとんどの市町村で締結している。協定は、各市町村の実態に応じた形式によりなされているが、多くは応援消防力の具体的な内容、応援に要した費用、災害補償負担区分などが明記されている。

なお、相互応援協定の締結状況は、全市町村の96.4%（昭和47年6月30日現在）に達しているが、広域化の推進に伴い、急増する消防組合においては、隣接する消防組合相互間の相互応援協定の締結状況が全消防組合の64%（昭和47年6月30日現在）と未だ十分でないきらいがあるので、応援協定の締結をより一層促進することにより、消防行政の合理化、効率化を図る必要がある。

(ウ) 広域市町村圏における広域化の状況

最近における交通、通信手段の発達に伴い、地域住民の生活上の行動圏域は漸次広域化し、都市的地域を中心とし周辺農山漁村地域を一体としたより広域の日常生活圏が形成されつつある。このような地域を一体とした広域的かつ総合的な市町村行政を推進することにより、地域的格差の是正を図る必要性が増大しつつある現状にかんがみ、昭和44年度から広域市町村圏の指定が行われ、昭和47年度をもって一応終結することとなったが、その指定数は329圏域、その構成市町村数は2,902に達している。

消防行政においても、この広域市町村圏設定の趣旨にそって積極的に広域行政の推進を図った結果、昭和49年度末には、広域市町村圏全域を一つの消防組合の設立により広域化しているものが122圏域（全圏域の37.1%）でその構成市町村数は922（全圏域構成市町村数の31.8%）、複数の消防組合の設

立により広域化しているものが22圏域（全圏域の6.7%）でその構成市町村数は257（全圏域構成市町村数の8.9%）であり、結局、消防組合の設立により広域化しているのは144圏域（全圏域の43.8%）となり、その構成市町村数は1,179（全圏域構成市町村数の40.6%）となる見込みである。

なお、昭和49年6月、地方自治法の一部改正により市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることができることとされた（いわゆる複合的一部事務組合）ことに伴い、消防事務についても、新しい形式の下での広域行政が一層進展することになる。

エ 消防団の実態

昭和39年以来消防本部、署を置かなければならない市町村の政令指定の制度により、消防の常備化が急速に進み、かつ、消防本部、署も年々充実整備されてきているが、それは主として一定規模以上の都市的型態をなす地域に限られ、その他の地域にあっては消防団に全面的に依存している。加えて、消防常備化市町村にあっては、未だ常備消防力の十分でないところも多く、また、水火災や大災害時における消防団の活躍等を考えるとき、消防団の協力なくしては、消防行政の遂行は考えられないといっても過言ではない。

ところが、消防団員は逐年減少する傾向にあり、最近10年間の減少人員は、約35万人にもものぼっており、また最近3年間（46年～48年）の平均で1年に約2万人も減少している。

更に、消防団員の年齢構成は第2—7表のとおりで、昭和48年において40才以下の消防団員が全団員の82.5%（前年83.7%）であり、前年より1.2%減少している反面、41才以上の消防団員は全団員の17.5%（前年16.3%）で、前年より1.2%の増加をみせており、41才以上の消防団員の占める割合が年々高くなる傾向を示している。

40才以下の消防団員の構成割合を地域ブロック別にみると、全国平均の82.5%に対して中部地方が6.6%上回る89.1%を示し、青年層の占める割合が抜群に高くなっている。次いで関東地方の86.7%、九州地方の86.1%、近

第2—7表 消防団員の年齢構成の推移

区 分	18歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳以上	合 計
44	44,600 (3.6)	416,979 (37.4)	564,226 (45.7)	138,010 (11.2)	25,381 (2.1)	1,234,696 (100.0)
45	39,800 (3.3)	455,678 (37.6)	542,161 (44.8)	146,339 (12.1)	26,861 (2.2)	1,210,839 (100.0)
46	34,623 (2.9)	454,306 (38.2)	518,602 (43.6)	153,848 (12.9)	28,296 (2.4)	1,189,675 (100.0)
47	29,797 (2.5)	449,872 (38.6)	497,322 (42.6)	160,700 (13.8)	28,934 (2.5)	1,166,625 (100.0)
48	27,238 (2.4)	445,860 (38.8)	474,382 (41.3)	169,974 (14.8)	31,113 (2.7)	1,148,567 (100.0)

畿地方の84.7%が全国平均を上回っている。一方、41才以上の消防団員の構成割合は、北海道(41.4%)、東北地方(26.0%)で著しく高くなっており、次いで中国地方(23.3%)、四国地方(22.7%)が全国平均の17.5%を上回っている。

以上述べたように消防団員の高令化の傾向に加えて大都市周辺における団員の地域外勤務による昼間不在の実態と地方、特に北海道、東北地方等に多くみられる季節的出稼ぎによる長期不在のため、消防団に籍を置いてはいるが、現実には出勤できない団員の増加が消防団の戦力低下に拍車をかけている。

消防団員の減少の理由としては、消防常備化の進行、消防団の再編成、消防団装備の機械化、近代化に伴う人員の節減もあるが、特に大都市及びその周辺部への人口集中による郡部人口の減少、郷土愛護、社会奉仕に関する意識の変化による入団希望者の減少も見逃せない。消防団員の減少は地域の消防力、防災力の減退につながる大きな問題であり、国としても今日まで消防団員の処遇改善、消防の常備化市町村の拡大等種々の対策を講じてきたが、市町村においても特に青年層に真に魅力ある消防団づくりを目指して必要団員数の確保に努めるとともに、地域の実情に即した常備体制の促進（消防本部、署の設置のほか、消防団常備部の設置、機関員の常置、季節的常備等）、消防施設の改善、機械化、近代化などによりその不足を補う対策を更に強力におし進める必要がある。

それには、人口水利（消火栓，防火水そう，プール等）と自然水利（河川，池，沼，海水等）とがある。全国の主な水利の現有数は第2—9表のとおりである。

第2—9表 消防水利の保有数

消防水利	48.4.1現在	47.4.1現在	比較増減数	増減率
全国の現有数	819,825	771,245	48,580	6.3%
消火栓	597,547	556,982	40,559	7.3
防火水そう	195,331	186,856	8,475	4.5
20m ³ ~40m ³ 未満	90,528	87,715	2,813	3.2
40m ³ 以上	104,803	99,141	5,662	5.7
井戸	26,953	27,407	△ 454	△ 1.7
20m ³ ~40m ³ 未満	17,547	16,638	909	5.5
40m ³ 以上	9,406	10,769	△ 1,363	△ 12.7

自然水利は，人工水利とともに消防水利として重要な役割を果たしているが，渇水期，排水期には使用困難又は不能におち入り，河川水位，地下水位の低下により，あるいは護岸，道路，埋立等の工事による影響を受け目的を十分に果たせないことが多い。

一方，住宅，事業所等の新增築等に伴い市街地が拡大し，消防水利を必要とする地域が大都市近郊に増加している。したがって，新たな消防水利の需要に応じ，今後とも消防水利の増強を図らなければならない。これらの中で防火水そうは①自然水利と異なり渇水，干潮等の影響を受けない。②消火栓のように使用時間，季節，水源の変化等の影響による水圧，水量の変化がない。③消化栓に比べ耐震性が強い等の長所を有するので今後とも一層防火水そうの増設を推進する必要がある。

ウ 火災通報施設

火災をはじめ各種災害の被害を最少限度に食い止めるためには，早期通報，初動体制の整備が重要である。火災通報施設には消防機関相互の通報施設，一般に使用される火災報知機，火災報知専用電話（119番）及び加入電話がある。このうち，火災報知専用電話（119番）による通報は利用率が高く，損害を最少の範囲で防止するうえに大きな役割を果たしている。

(ア) 消防無線電話

大規模な災害時には有線電話による通話が不能になり，的確な情報の収集及び伝達等に重大な支障を生ずることが少なくない。

消防無線電話はこのような場合にきわめて効果を発揮する。それは災害現場からの情報の収集，各消防隊への適切な対策の指示，災害事故による負傷者の症状等について行動中の救急自動車への連絡，救急病院への連絡等に広く活用されている。全国の消防無線電話の保有数は，第2—10表のとおりである。

第2—10表 消防無線電話の保有数

区分	48.4.1現在	47.4.1現在	比較増減数	増減率
局数 (基地及び移動局)	18,402	15,048	3,354	22.3%
固定用中短波 (“ ”)	575	871	△ 296	34.0
移動用超短波 (“ ”)	17,827	14,177	3,650	25.7

昭和48年は18,402局で前年に比べ3,354局（22.3%）増加している。これを昭和36年と対比すると1万6,252局，8.6倍の増加となっている。

無線電話には，中短波と超短波とがあるが，災害対策業務をはじめ救急業務が増大し，広域化している最近の事態に対処するため特に高度の性能を有する超短波通信施設の早急な普及が必要である。

(イ) 火災報知専用電話

消防機関に火災，その他の災害の発生を迅速，的確に通報するものであり，加入電話又は公衆電話を使用し「119番」で消防機関に通報する施設である。

この施設は，昭和48年には6,170基（回線）となり，前年対比で865基（16.3%）の増加となり，昭和36年と対比すると，5,235基，6.6倍の増加となっている。

(ウ) 消防電話

消防本部・署等の消防機関を結ぶ消防専用電話であり，各種災害の情報連

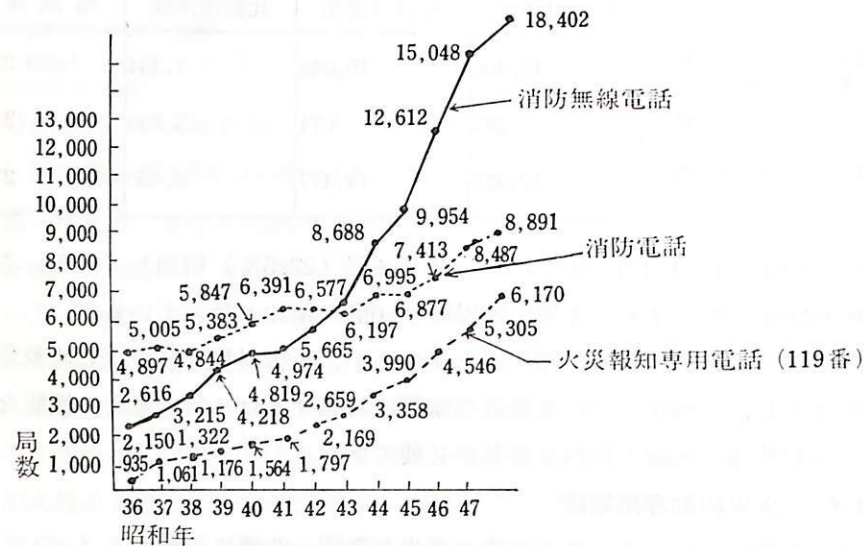
絡等に大きな役割を果たしている。

昭和48年は、8,891基となっており、昭和36年の4,897基に比べ3,994基(81.6%)の増加となっている。

(エ) 火災報知機

火災報知機には、市町村が公衆の用に供するため街路等に設置し消防機関と直結している公衆用のものと、防火対象物の所有者、管理者が設置する自衛用のものがある。公衆用のものと、自衛用のものうち市町村の消防機関に直結されている火災報知機の設置状況は第2-11図のとおりであり、公

第2-11図 消防電話・火災報知専用電話及び消防電話の推移

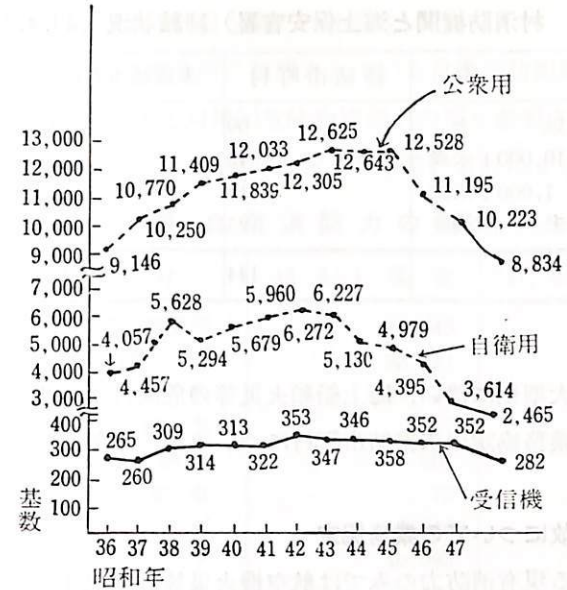


衆用は昭和44年をピークに、自衛用は昭和42年をピークに逐年減少の傾向を示している。これは加入電話の普及に伴い火災報知機の役割が低下するとともに、いたずら通報や誤報が多く、消防機関の出動体制がこれにより妨げられる等によるものである。

(3) 関係行政機関との協力

市町村の消防業務を円滑かつ能率的に推進するためには、関係行政機関と

第2-12図 火災報知機の推移



連絡を密にし、相互に協力体制を確保しなければならない。関係行政機関は、例えば警察庁、防衛庁、厚生省、林野庁、建設省等であるが、ここでは海上保安庁、運輸省との協力関係について述べる。

ア 海上火災についての業務協定

領海内の消防については、昭和24年12月9日付で海上保安庁と当時の国家消防庁との間に「海上保安庁と消防機関の業務協定」が締結されていたが、海上の船舶火災発生危険の増大を考慮し、その内容を実情に即したものとするため、昭和43年3月29日に改めて「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」が交換された。

この覚書は、領海内における船舶の火災による消火活動及びこれに関連する事項について、両機関が協力し、円滑に消防活動を行うために締結すべき業務協定の基本を定めたものである。これによって市町村は一層実情に即した海上火災の消火活動が可能になった。

なお、タンカーの出入する港湾数は248港であるが、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署との業務協定の締結状況は第2-13表のとおりであ

第2-13表 タンカーの出入する港湾所在市町村の業務協定（市町村消防機関と海上保安官署）締結状況（49.4.1現在）

区 分	締結市町村	未締結市町村	計
10,000 t 以上	60	11	71
1,000 t 以上～10,000 t 未満	45	27	72
500 t 以上～1,000 t 未満	14	23	37
500 t 未満	25	55	80
計	144	116	260

る。

タンカーの大型化に伴い、海上船舶火災等の危険性の増大を考慮し、海上保安官署との業務協定の未締結市町村については、早急に締結を図る必要がある。

イ 空港事故についての業務協定

空港における現有消防力のみでは航空機火災等に対処することは困難であるので市町村消防力に依存せざるを得ないが、空港と市町村の消防機関の消火、救助活動が円滑に行われるよう、あらかじめ協力関係について協定を締結しておく必要がある。このため、協定の準則について消防庁と運輸省との間で協議を進めてきたが、昭和45年5月協議が成立し、空港所在市町村において、この協定準則を基本として協定の締結が進められている。（付属資料20参照）

（4） 自衛消防力

近年、重化学工場、石油コンビナート、その他の大規模な事業所の爆発、火災事故が増加の傾向を示している。企業自体が、火災、その他の災害の発生を予防し、被害の軽減を図ることは企業としては当然のことであるが、特に災害発生の危険度の高い企業や災害により他に重大な被害をおよぼすおそれのある企業では、その社会的責任として消防組織、施設設備等を完備する必要がある。

自衛消防力とは、広義には市町村が設置する公設消防以外の消防組織をい

うが、ここでは消防法第8条の規定にもとづいて工場、事業所等で消防機械器具を有し、これを運営する要員を備えた組織をいう。

なお、危険物施設のある事業所に設置されている自衛消防組織については、「各論、予防行政の現況と対策(4)危険物規制」の項を参照されたい。

自衛消防力の概況は、第2-14表のとおりである。これによると、事業所

第2-14表 自衛消防力の概況

区 分	48.4.1 現在	47.4.1 現在
自衛消防力を有する工場、事業所	26,645	25,480
自衛消防隊数	32,121	30,901
隊員数	929,544	886,159
消防ポンプ自動車	857	841
水そう付消防ポンプ自動車	304	303
三輪消防ポンプ自動車	75	83
手引動力ポンプ	1,640	1,522
小型動力ポンプ	10,093	10,125
化学消防自動車	628	579
大型消火器	49,421	43,078

（注）本表は、危険物のある事業所に設置されている自衛消防組織の自衛消防力を含む。

数、隊員数、資機材とも増加傾向にあるが、今後も事業所、工場における火災、その他の災害は増加するものと考えられるので、各企業においては、自衛消防力の量の増加は勿論、質的向上を図るとともに、市町村消防との密接な連携の下に、災害予防、被害の軽減を促進するよう一層の努力が望まれる。

3 予防行政の現況と対策

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

火災の発生を防止するとともに、火災発生時の早期通報、初期消火、安全避難など一連の消防活動を円滑に行うためには、国民の平素からの防火意識の高揚をはかることが最も肝要である。このため全国火災予防運動を春と秋の2回、全国いっせいに展開している。

(ア) 秋季全国火災予防運動（昭和48年11月26日から12月2日まで）

秋季全国予防火災運動は、火災多発期を迎えるに当たり、広く国民ひとりひとりの防火意識を喚起し、近年、年をおって増加している火災件数及び火災による死傷者の減少を図ることを目的としている。昭和48年秋季の本運動においては、同年3月の北九州市済生会病院火災にかんがみ、病院における避難対策等多数の者の出入りする防火対象物における安全対策を呼びかけるとともに、同年7月の出光石油化学徳山工場火災をはじめとする一連の化学工場火災の教訓に基づき、化学工場における火災の発生に対処するため、次の項目を取り上げ、全国いっせいに実施した。

a 家庭における安全点検

昭和48年上半期における火災の件数は、上半期としては戦後最高となり、また火災による死者については、わずかに減少したものの、なお多くの尊い生命が失われている。火災及び死者の発生は、その大半が建物火災によるものであり、特に死者については、建物火災のうち住宅、共同住宅火災による被害が著しい。このような実態から、各家庭における防火体制の確立がもっとも肝要と考えられるので、火の元に対する注意心、心がまえの重要性について注意を喚起するとともに、次の事項を中心として各家庭における火災予防上の安全点検を行い、火災発生の防止及びこれに伴う人命、財産の被害の軽減について一層の徹底を図る。

(a) 老人、病人、幼児等の就寝場所の再点検

(b) たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

(c) 消火器具のそなえつけ

(d) 暖房器具の正しい使い方

b 旅館、病院、百貨店、地下街等における消防用設備等の保守及び避難不特定多数の者を収容するこれら施設の火災時における避難等の安全の確保については、従来から繰返しその徹底に努めてきたところであるが、秋季においてもこれを実施するとともに、特に消防用設備等の点検及び保守管理の項目を追加して一層の徹底を図る。

(a) 消防用設備等の点検及び保守管理の徹底

消防用設備等は、火災が発生した際の被害を最小限に食い止めるために設置されるものであるが、平素使用されることが少ないことからこれらの設備の維持管理をおこたりにちになりやすい。したがって、この点について注意を促すとともに防火管理者等による消防用設備等の総点検、保守管理についての徹底を図る。

(b) 避難路の確保

安全避難の確保のため、通報設備、避難設備等の消防用設備及び出入口、廊下、避難階段（屋内、外）等の避難上必要な施設の総点検を実施し、火災時にこれら施設が有効に利用できるようその徹底を図る。

(c) 避難誘導の徹底

避難誘導については、緊急時に真に有効かつ適切な誘導が行われるよう、防火対象物内の従業員の防火管理上の任務分担を組織的に明確にして、従業員による避難誘導が効果的に行われるようにする。

(d) 避難訓練の実施

各防火対象物の防火管理組織における自衛消防組織等を消防計画上のものに止めることなく、あらゆる出火場所を想定し、より効果的に、人命安全を第一とした避難誘導ができるよう、全従業員の参加による総合的な避難訓練を実施する。

c 工場、作業場の火災防止

危険物施設において、施設内装置等の整備不良又は知識の欠如若しくは誤操作等の原因により火災事故が発生している。したがって、特に次の項目を取り上げ、工場、作業場における火災防止の徹底を図る。

(a) 危険物等の施設の自主点検

危険物施設の火災事故の原因は、施設自体の整備不良等による欠陥で発生する場合がみられる。したがって、工場、作業場における危険物、高圧ガス等の施設について積極的に自主点検を実施し、火災発生危険の排除の徹底を期する。

(b) 保安教育の実施

危険物施設の従業員等のちょっとした誤操作等により事故が発生したり、あるいは発生時の緊急操作、初期消火、初期通報等が組織的に適切に行われなために火災を大きくしたものがある。したがって、実効ある保安教育を消防機関の指導のもとに、あるいは自主的に実施して火災防止の徹底を期する。

(イ) 春季全国火災予防運動(昭和49年2月28日から3月13日まで、前期1週間は、車両及び林野の火災予防運動、後期1週間は一般火災予防運動)

春先には、火災が多発しやすく、また季節がら大火になり易い。そこで、この季節を迎えるに当り、春の火災予防運動が展開されるが、今回は、熊本市で発生した大洋デパート火災の大惨事にかんがみ、火災時における人命安全の観点から避難を重点とした次の項目をとりあげ、不特定多数の者の利用する防火対象物における安全避難については、新たに火災発生の通報連絡体制の確立についての項目を加える等その徹底を図った。

a わが家の避難点検

昭和48年中の火災及び火災による死者はともに戦後最高の記録となり、非常に憂慮される状況になった。ことに、火災による死者は、住宅火災による死者が圧倒的に多いことにかんがみ、各家庭における避難対策に重点をおき、次の項目を掲げて、わが家の避難点検の徹底を図った。

(a) 家族が話し合って、火災が発生したときの避難経路等を決めておくこと。

(b) 老人、子ども、病弱者等の就寝場所が避難しやすい場所であるかどうか

か見直すこと。

b たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

たばこは、昭和35年以来、毎年火災原因のトップを占めており、今後も増加することが危惧されるので、たばこによる火災の防止を図るため、喫煙者の不注意、不始末により火災の原因になっていることに注意を促すとともに、たばこの投げ捨て及び寝たばこの防止を呼びかけ、警火心の一層の喚起と喫煙マナーの徹底を図る。

c 外出、就寝前の火の元点検の励行

外出中や就寝中の火災は、発見が遅れ、大規模な火災になりやすく、また人命損傷の危険も高くなるため、外出前と就寝前には、必ず火の元の点検を行うようその徹底を図る。

d 百貨店、病院、旅館、ホテル、地下街、店舗等及び複合用途防火対象物における安全避難体制の確保

熊本市で発生した大洋デパート火災は、不特定多数の者の出入する防火対象物における安全避難の問題について、あらためてその重要性を指摘することとなったが、このような惨事を再び繰返さないために、次に掲げる事項を中心として、不特定多数の者の出入りする防火対象物における人命安全を最優先とした安全避難体制の確保を図ることにより、これら防火対象物における火災と火災による死者発生の絶滅を期する。

(a) 火災発生の通報連絡体制の確立

(b) 避難誘導の徹底

(c) 避難路の確保

(d) 避難訓練の実施

(e) 防火、避難施設及び消防用設備等の点検整備及び保守管理の徹底

イ 車両火災予防運動(昭和49年2月28日から3月6日まで)

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を防止し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と運輸省の主唱により、次の事項を重点事項として実施した。

なお、昭和47年11月6日福井県で発生した北陸トンネル列車火災を契機

に、前回に引続き、地下駅等の駅舎、トンネル等における消火、通報及び避難誘導訓練の実施並びに食堂車等における火気設備の点検を実施することとして、車両火災防止の万全を図った。

- (ア) たばこの投げ捨ての防止と禁煙車内における喫煙の防止
- (イ) 危険物品の車内持込防止
- (ウ) 地下駅等の駅舎及びトンネルにおける消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- (エ) 消火器の点検及び取扱方法の習熟並びに保守管理の徹底
- (オ) 食堂車等における火気設備の総点検
- (カ) 車両の防火点検整備
- (キ) 危険物輸送における安全運転の励行

ウ 全国山火事予防運動（昭和49年2月28日から3月6日まで）

この運動は、例年林野火災が晩冬季から春先にかけての乾燥期に多く発生することから、国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防対策を強化し、森林資源の保全に努めることを目的として、消防庁と林野庁の主唱により、山林で働く者、ハイカー等の入山者、森林所有者、その他農耕者等を対象に次の諸点を重点事項として実施した。

- (ア) たき火の跡始末を完全にすること。
- (イ) たばこの吸がらは必ず消すこと。
- (ウ) 火入れの許可を必ずとること。

エ 文化財防火デー（昭和49年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺等の重要文化財の焼失を契機として、昭和29年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、消防庁と文化庁の主唱により、この日を中心として、全国的に文化財防火運動を展開し文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護意識の高揚を図っている。

昭和48年の文化財防火デーは、第20回を迎え、前回同様文化財の防火対策の再認識、消防用設備等の点検及び整備等について実施し、文化財防火運動を展開した。

オ 民間防火組織

国民の火災予防に対する意識を高揚させるためには、少年を介して行うことが効果的であり、また少年の頃から火に対する知識、火災に対する処置を涵養していくことがのぞましい。また、家庭において火を使用する機会の多い婦人を対象に火災予防の知識を養うことが必要である。そこで、家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと小中学校生徒を対象とした少年消防クラブとが結成され、それぞれの立場において火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。それらのクラブ数及び人員は、昭和48年4月1日現在、婦人防火クラブでは、7,296団体（前年は7,074団体）、96万5,420人（前年92万3,800人）で、少年消防クラブでは、5,056団体（前年5,229団体）48万7,848人（前年51万8,407人）である。

婦人防火クラブは、従来、その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが、最近は大都市においてもその結成が進められてきている。このクラブは、各家庭の防火診断、火を使用する器具類の正しい取扱い方法、消火器具の設置の指導、防火座談会の開催等火災予防のための活動並びに研究を行っている。近年、特に農山漁村地帯においては、出かせぎ等により男手が不足し、消防団員は減少の傾向を示しており、これを補う意味でも、婦人による防火活動の果たす役割は大きい。

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ、直接的には火遊び等の危険な行為を防止して各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって、昭和25年以来、その結成を促進し、運営について指導を行ってきている。少年消防クラブは、学校、消防署、又は市町村を単位に結成されており、昭和28年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれの地域の地理条件、気象状況等の環境条件によって異なるが、主なものは、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火弁論大会、避難訓練、防火ポスター等の製作、火災予防運動行事への参加、協力等であり、特に、クラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）は、少年消防クラブ育成のため、毎年3月表彰を行い、優良少年消防クラブ及び指導者に対し表彰旗及び記念品を授与している。昭和49年3月に行われた表彰では、表彰旗を授与されたクラブ17団体、記念品を授与されたクラブ18団体、記念品を授与されたクラブ指導者9人となっている。

（２） 自主防火体制

ア 防火管理者

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るためには、市町村消防機関の強化拡充だけでは不十分であり、一般国民の不断の協力を要するの言うまでもない。この国民自らによる火災予防体制を推進させるための制度の一つとして防火管理者制度がある。すなわち、消防法上、多数の人（劇場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、サウナ浴場等の不特定多数の者又は身体弱者を収容する防火対象物及びこれらの用途に供される部分が存する複合用途防火対象物にあっては収容人員が30人以上、その他の防火対象物にあっては収容人員が50人以上）が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物（対象物数は、昭和49年7月1日現在全国で47万2,694）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、一定の資格を有する防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく避難訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気の使用又は取扱いに関する監督などの防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととされている。

防火管理者は、防火対象物の防火上の構造、設備及び防火対象物の使用状態に応じた消防計画を作成し、その旨を所轄消防長に届け出なければならないが、消防計画の作成に当たり特に避難体制の確立及び消防用設備等の点検、整備等については、十分留意する必要がある。また、届出を受けた消防機関は、同計画の適正化について十分に指導助言をする必要がある。避難体制の確立については、火災時に避難が有効に行えるように、通報、誘導、避難器具の使用等について、従業員等の任務分担を明確にし、定期的（特に不特定多数の者又は身体弱者を収容する防火対象物及びこれらの用途に供さ

れる部分が存する複合用途防火対象物においては、年2回以上）に避難訓練を行わなければならない。また、消防用設備等は、火災時に有効にその機能が発揮されるよう、日頃から点検、整備を十分行っていないといけない。なお、防火管理者は、これらすべての防火管理業務を行うに際して、自己の管理監督の下に火元責任者等の補助者を活用して、防火管理がその防火対象物の全体にいきわたるようにする必要がある。

防火管理者の資格は、消防機関の行う防火管理者講習を受講する等により与えられるが、最近における建築様式や建築材料等の多様化等に伴い、防火管理者に要求される知識は高度なものとなっているので、資格を取得した後でも、常に新しい知識の吸収につとめる必要があり、消防機関においては、防火管理者の指導と講習会等による再教育に一層の努力を払う必要がある。また、防火管理者がその業務を有効に実施できるよう、防火管理者の資格要件として、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあることが附加されているが、防火対象物の管理権原者は、防火管理者を選任しさえすれば、これに防火管理業務をすべて任せきりにしてよいわけではなく、常に防火管理者に対する指導、監督に努め、防火管理業務を適切に実施させるよう配慮しなければならない。

なお、第72回国会においては、防火管理の火災予防について果す役割の重要性にかんがみ、防火管理体制の一層の強化を図るため消防法の一部改正を行い、防火管理者の行うべき防火管理業務が法令の規定又は当該防火対象物の消防計画に従って行われていない場合には、消防機関は防火対象物の管理権原者に対し、法令の規定又は消防計画にしたがって防火管理業務を適正に行うよう措置を命ずることができるものとされた。これにより従来から規定されている防火管理者が選任されていない場合の選任命令ともあいまって、更に防火管理の徹底が図られるものと期待される。

イ 共同防火管理

防火管理上必要な業務は、火災に対して同一の運命にある防火対象物について一体的になされることが有効であることは言うまでもない。消防法上、高層建築物、地下街又は一定規模以上の複合用途防火対象物（不特定多数の

者又は身体弱者を収容する用途に供される部分の存する複合用途防火対象物にあっては地階を除く階数が3以上のもの、その他の複合用途防火対象物にあっては地階を除く階数が5以上のもの)で管理系統が分かれているもの(対象数は、昭和49年7月1日現在全国で2万1,436)については、これらの防火対象物の各管理権原者は、共同して防火対象物全体の防火管理を行わなければならないこととされている。

すなわち、各管理権原者は、共同防火管理協議会の設置、統括防火管理者の選任、全体の消防計画の作成等について協議し、その決定に基づいて避難訓練等を実施しなければならないが、この共同防火管理を実効性あるものにするためには、各管理権原者は、協議会の代表者及び統括防火管理者に大幅な権限を付与し、これに積極的に協力する必要がある。

最近、これらの共同防火管理を行わなければならない防火対象物が急増しているが共同防火管理の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の場合と同様に、共同防火管理について必要な事項が定められていないと認める場合には、これを定めるべきことを命じ、共同防火管理のより一層の徹底を図る必要がある。

(3) 消防設備規制等

ア 防火対象物の実態

昭和48年4月1日現在における全国の防火対象物(消防法施行令別表第1(-)項~(ロ)項に掲げるもので延べ面積150m²以上のもの)の数は第3-1表に示すとおりで、全国では総数138万8,306で前年同期より9.3%の増加となっている。増加件数の最も多いのは、複合用途防火対象物の2万5,725(85.6%)増で、次いで共同住宅、寄宿舎の3万2,412(12.2%)増、工場の1万8,864(6.1%)増、倉庫の1万135(12.1%)増の順であり、百貨店を含む物品販売店舗も8,468(59.4%)増加している。

また、10大都市における防火対象物の数は、全国の28.5%を占めている。特に大都市に集中しているものは、特定の複合用途防火対象物(83.4%)であり、次いで共同住宅、寄宿舎(46.4%)バー、キャバレー(43.6%)である。

第3-1表 防火対象物数調 (48.4.1現在)

防火対象物の区分		(-)		(一)		(二)		(三)	
		劇場映画館等	公会堂集会場	バー、キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	物品販売店舗等	
事項	防火対象物数	3,758	26,623	12,831	15,781	12,476	35,848	22,701	
	10大都市	730	1,961	5,598	5,720	2,735	7,020	8,520	
	割合	19.4	7.3	43.6	36.2	21.9	19.5	37.5	

防火対象物の区分		(五)		(六)			(七)	(八)
		旅館ホテル	共同住宅等	病院診療所	社会福祉施設	幼稚園盲学校等	学校	図書館美術館等
事項	防火対象物数	74,739	296,904	45,446	20,603	16,692	72,954	1,285
	10大都市	10,643	137,908	7,485	2,736	3,031	13,466	208
	割合	14.2	46.4	16.4	13.2	18.1	18.4	16.1

防火対象物の区分		(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)	
		特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院	工場作業所	スタジオ	駐車場	航空機格納庫
事項	防火対象物数	3,105	14,684	3,852	40,362	327,549	568	16,753	217
	10大都市	514	6,054	861	4,028	74,862	157	4,209	34
	割合	16.5	41.2	22.3	9.9	22.8	27.6	25.1	15.6

防火対象物の区分		(十四)	(十五)	(十六)		(十七)	計	昭和47年の防火対象物数等	増加率
		倉庫	事務所等	複合用途防火対象物 特定	一般	文化財			
事項	防火対象物数	93,293	172,094	37,313	18,452	1,423	1,388,306	1,270,296	9.3%増
	10大都市	22,857	42,096	31,116	2,908	337	397,794	362,519	9.7%増
	割合	24.5	24.4	83.4	15.8	23.6	28.7	28.5	

(注)1. 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称は、その例示である。

2. 割合とは、全国を100とした場合における10大都市の防火対象物の占める割合である。

イ 消防用設備等の規制の現状

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第17条第1項の規定により学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、飲食店、旅館その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて政令・省令で定める具体的な基準に従って消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備）を設置し維持管理することが義務づけられており、これらの基準内容も逐次整備強化が図られている。昭和49年6月1日の消防法の一部改正により、消防法第17条の2及び第17条の3の規定が改正され、既存の防火対象物であってもスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置が義務づけられ、百貨店、地下街及び複合用途防火対象物については、昭和52年4月1日から、旅館、病院その他の特定用途防火対象物については、昭和54年4月1日から施行することとなっている。

ウ 消防用設備等の設置の現状

消防用設備等の設置状況を10大都市についてみると第3—2表に示すとおりである。

これによれば、既存不適格のもの（法的には一応認められているもの）を除いても、なお未設置の防火対象物が相当数存在している。しかしながら、消防用設備等の未設置防火対象物はわずかながらも減少しており、今後消防機関による立入検査を強化する等必要な措置をとることにより消防用設備等の設置を進めていくことが必要である。

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用の現状

火災予防の一環として消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、展示用合板等の防災対象物品については、所定の防災性能を有するもの(防災物品)でなけれ

第3—2表 10大都市における消防用設備等設置状況調

(49.6.1現在)

事項	防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店		
避難器具の設置を必要とする防火対象物数	175	556	345	624	270	1,068		
誘導灯の設置を必要とする防火対象物数	784	1,435	6,298	5,241	2,482	5,471		
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	302	381	158	411	261	562
		延面積	884,471	810,364	425,579	1,635,274	429,616	542,605
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	52(48)	62(31)	16(13)	36(25)	58(25)	79(31)
		延面積	72,278(70,312)	70,474(38,761)	16,396(13,896)	74,103(21,845)	62,611(26,884)	80,087(30,892)
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	36	25	66	285	4	35
		延面積	373,467	6,498,839	199,113	1,542,377	8,626	84,503
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	23(17)	15(9)	5(5)	23(12)		5(2)
		延面積	324,936(276,390)	143,092(88,240)	6,443(6,443)	73,772(28,486)		33,711(2,750)
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	3	8	1	77		1
		延面積	2,706	35,224		507,640		927
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	2(2)			2		
		延面積	1,000(1,000)			(9,132)		
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	538	742	433	1,468	935	1,306
		延面積	800,170	1,098,827	449,364	2,497,753	581,084	1,115,083
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	175(151)	197(104)	80(62)	285(193)	356(194)	359(300)
		延面積	182,516(155,332)	148,804(96,728)	44,805(35,818)	159,557(107,851)	179,266(109,585)	174,356(150,751)

第3-2表 10大都市における消防用設備等設置状況調(つづき)
(49.6.1現在)

事 項	防火対象物の区分		(四)			(五)			(六)			
	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等
避難器具の設置を必要とする防火対象物数	1,188	2,485	5,133	2,353	791	824						
誘導灯の設置を必要とする防火対象物数	5,280	9,014	7,993	7,767	2,367	2,262						
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	1,170	1,216	3,851	1,551	559	377				
	延面積	5,280,138	2,892,232	8,059,853	5,179,575	1,249,977	678,264					
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	240 (162)	172 (122)	489 (332)	119 (76)	27 (21)	42 (26)					
	延面積	352,881 (228,225)	421,307 (169,136)	765,422 (463,150)	341,986 (208,121)	36,805 (28,276)	53,145 (36,346)					
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	233	63	10	177	2					
	延面積	2,895,567	1,144,530	39,122	2,557,319	16,555						
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	45 (14)	40 (34)	9 (9)	130 (71)	1 (1)						
	延面積	516,454 (141,360)	585,375 (545,851)	32,998 (32,998)	1,747,847 (919,975)	8,500 (8,500)						
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	32	32	10	11						
	延面積	381,192	30,451	13,476	27,966							
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1 (1)	8 (5)		5 (4)							
	延面積	21,950 (21,950)	8,117 (2,381)		1,600 (1,400)							
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	4,239	7,666	57,729	3,326	1,817	2,247				
	延面積	8,696,437	13,277,250	32,141,243	6,385,074	1,389,697	1,057,507					
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1,130 (770)	594	5,704 (4,345)	196 (19)	154 (124)	367 (220)					
	延面積	871,771 (628,541)	349,243	3,077,972 (2,244,067)	202,184 (7,066)	113,619 (76,164)	166,031 (126,670)					

第3-2表 10大都市における消防用設備等設置状況調(つづき)
(49.6.1現在)

事 項	防火対象物の区分		(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)	
	学 校	図 館 書 等	特 殊 浴 場	一 般 浴 場	停 車 場	神 社 寺 院	学 校	図 館 書 等	特 殊 浴 場	一 般 浴 場	停 車 場	神 社 寺 院
避難器具の設置を必要とする防火対象物数	9,175	739	184	10	17	42						
誘導灯の設置を必要とする防火対象物数	8,391	103	917	3,150	2,863	190						
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	8,208	106	28	244	140					
	延面積	28,328,133	230,980	48,803	1,112,921	362,784						
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1,039 (629)	30 (5)	1	9 (9)	31 (26)						
	延面積	2,631,004 (1,668,638)	48,606 (21,982)	3,190	55,049 (55,049)	61,879 (53,329)						
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	11	3	5	1	2					
	延面積	101,002	34,636	7,407	74,439	20,055						
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1		2 (2)								
	延面積	23,307		3,442 (3,442)								
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	2	2	0	1	2					
	延面積	6,793	16,057	3,604	6,665	4,078						
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数		0	0 (0)								
	延面積			0 (0)								
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	12,639	180	563	201	484	466				
	延面積	30,894,401	480,871	263,861	106,753	1,732,095	627,935					
未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1,415 (1,151)	34 (9)	217 (119)	15 (7)	61 (26)	67 (57)					
	延面積	2,856,331 (2,534,405)	44,620 (17,996)	81,525 (51,732)	8,480 (4,773)	209,198 (138,283)	97,575 (86,451)					

第3-2表 10大都市における消防用設備等設置状況調(つづき)
(49.6.1現在)

事 項	防火対象物の区分	(ア)		(イ)		(ウ)	(エ)	
		工場等	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
避難器具の設置を必要とする防火対象物数		1,222	63	78		147	3,705	
誘導灯の設置を必要とする防火対象物数		11,681	27	270		1,236	8,882	
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	8,299	18	29	3,195	8,659	
	延面積	972,421,311	154,311	126,558		10,448,711	25,777,692	
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	2,813 (1,474)	16 (16)	4 (2)	528 (349)	516 (271)	
	延面積	5,287,756 (3,420,874)	12,807 (12,807)	8,561 (3,922)		1,045,650 (692,928)	1,751,382 (690,717)	
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	92	11		107	184	
	延面積	767,493	122,145			477,632	1,037,072	
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	2			56 (30)	1 (0)	
	延面積	10,031				112,907 (80,756)	28,976	
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	238	2	490	29	57	1,084
	延面積	723,997	28,320	762,301	83,261	708,478	1,307,018	
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	16 (9)		68 (38)	4	3	11 (8)
	延面積	31,765 (26,197)		82,341 (49,844)	5,937	21,699	50,633 (18,883)	
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	24,943	106	646	34	10,366	15,325
	延面積	47,179,179	10,013,088	1,801,674	100,069	18,697,566	41,490,390	
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	6,848 (4,545)	38 (37)	146 (96)	6	2,003 (1,013)	1,280 (839)
	延面積	8,884,679 (6,683,255)	33,918 (32,783)	140,097 (103,911)	7,024	1,871,960 (1,372,797)	2,901,387 (1,917,638)	

第3-2表 10大都市における消防用設備等設置状況調(つづき)
(49.6.1現在)

事 項	防火対象物の区分	(ア)		(イ)	計	昭和48年6月1日調査現況	
		複合用途防火対象物		文化財			
		特	定	一	般		
避難器具の設置を必要とする防火対象物数		7,064		3,038		38,232	37,093
誘導灯の設置を必要とする防火対象物数		13,284		2,169		109,557	101,534
屋内消火栓設備	設置を必要とする防火対象物	数	3,307	1,138		44,170	43,042
	延面積	12,371,830	2,087,007			1,081,538,989	129,126,817
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	122 (47)	89 (23)		6,590 (3,763)	7,389 (4,093)
	延面積	359,167 (111,396)	235,953 (46,013)			13,848,499 (3,113,479)	14,389,127 (8,731,601)
スプリンクラー設備	設置を必要とする防火対象物	数	1,192	48		2,592	1,882
	延面積	15,225,505	342,956			33,570,360	20,703,330
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	516 (209)	2 (1)		876 (416)	490 (288)
	延面積	4,892,005 (970,184)	10,907 (9,535)			8,554,703 (3,114,510)	3,035,581 (1,484,480)
水噴霧消火設備等	設置を必要とする防火対象物	数	29	28		2,138	3,408
	延面積	153,253	40,986			4,844,373	3,481,733
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数		2 (2)		122 (69)	113 (58)
	延面積		1,509 (1,509)			235,683 (123,164)	184,921 (124,377)
自動火災報知設備	設置を必要とする防火対象物	数	12,357	5,279	393	166,401	154,948
	延面積	45,908,455	17,688,034	199,761		286,673,576	252,118,408
	未設置防火対象物(既存不適格をカッコ内に再掲)	数	1,266 (579)	337 (133)	38	17,664 (10,748)	27,520 (16,867)
	延面積	1,345,918 (1,090,750)	330,956 (221,824)	20,324		24,504,116 (17,995,170)	32,157,894 (18,644,687)

ばならないとされ、その普及の徹底を図っているが、昭和49年6月1日現在
 防災防火対象物における防災物品の使用状況は第3—3表(その1)に示す
 とおりであり、防災対象物品を使用しているにもかかわらず、それらのすべ
 てが防災性能を有していない防災防火対象物がまだ57.3%もある。

第3—3表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(その1) カーテン、どん帳等

使用状況区分		(-)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等				
防災防火対象物数		4,678	30,507	21,250	21,915	14,618	80,636	91,533	75,867	45,902				
内	カーテン・どん帳等を使用しているもの	全部防災物品を使用しているもの	1,114 (343) <26.5>	3,941 (927) <21.2>	3,822 (942) <26.4>	4,302 (1,184) <31.5>	1,967 (648) <19.1>	11,203 (3,226) <21.1>	12,203 (3,064) <25.8>	21,952 (4,736) <34.6>	13,050 (2,410) <33.9>			
		一部防災物品を使用しているもの	1,356 (205)	2,008 (788)	2,900 (787)	2,370 (1,502)	1,717 (762)	7,617 (3,661)	6,573 (2,517)	7,399 (2,262)	5,997 (2,416)			
		全く防災物品を使用していないもの	1,737	12,681	7,758	6,972	6,618	34,356	28,497	34,056	19,350			
		計	4,207 (548)	18,630 (1,715)	14,480 (1,729)	13,644 (2,686)	10,302 (1,410)	53,176 (6,887)	47,273 (5,581)	63,407 (6,998)	38,397 (4,826)			
訳	カーテン・どん帳等を全く使用していないもの	471	11,877	6,770	8,271	4,316	27,460	44,260	12,460	7,452				
使用状況区分		(六)		(七)	(八)	(九)		(十)		計	比率			
		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	スタジオ	複合用途特定	高層建築物一般	地下街						
防災防火対象物数		20,720	15,068	2,949	740	56,158	4,779	1,903	66	489,289				
内	カーテン・どん帳等を使用しているもの	全部防災物品を使用しているもの	5,792 (1,518) <33.5>	3,194 (831) <27.0>	923 (226) <44.1>	140 (22) <37.0>			693 (261) <40.2>	30 (2) <50.0>	84,326 (20,340)	28.4		
		一部防災物品を使用しているもの	1,987 (649)	1,490 (439)	278 (105)	88 (46)			697 (469)	27 (14)	42,504 (16,622)	14.3		
		全く防災物品を使用していないもの	9,469	7,131	890	150			333	3	170,001	57.3		
		計	17,248 (2,167)	11,815 (1,270)	2,091 (331)	378 (68)			1,723 (730)	60 (16)	296,831 (36,962)	100.0		
訳	カーテン・どん帳等を全く使用していないもの	3,472	3,253	858	362			180	6	131,468				

(その2) 工事用シート

使用状況区分		防火対象物区分		
		工事中の建築物工物	比率	
工事中の建築物工物数		64,236		
内	工事用シートを使用しているもの	全部防災シートを使用しているもの	13,964 (3,009)	58.3
		一部防災シートを使用しているもの	3,786 (1,459)	15.8
		全く防災シートを使用していないもの	4,333	18.1
		防災シートと金網等と併用しているもの	1,855 (404)	7.8
		計	23,936 (4,872)	100.0
工事用シートを全く使用していないもの		40,298		

- (注)1. 表中()書は、防災性能があっても防災表示がされていない防火対象物数を内数で示したものである。
 2. 表中「全部防災物品を使用しているもの」の欄の< >書は、各用途別のカーテンどん帳等の使用率を示したものである。
 3. 同別表第1(16)項に掲げる防火対象物については(6)項の欄に計上するとともに同表の(1)項から(4)項まで、(5)項イ(6)項、(9)項イ又は(12)項ロにも掲げる防火対象物の用途に供される部分の存在に応じて、それぞれの用途ごとに該当する欄にも分割計上したものである。
 4. 高層建築物及び地下街の数は、用途別に分割計上せず一括して計上したものである。

次に防災防火対象物の種類別に防災物品の使用状況を見ると、防災対象物品がすべて防災性能を有しているものを使用している割合の高いものは、地下街(50%)、特殊浴場(44.1%)、高層建築物(40.2%)、スタジオ等(37%)、旅館、ホテル(34.6%)、病院(33.9%)の順になっており、料理店、飲食店等(19.1~21.1%)、映画館、集会場等(21.2~26.5%)における使用状況が良くない。

防災工事用シートの使用状況は第3—3表(その2)に示すとおりであり、工事用シート以外の防災対象物品に比較すると、若干高い普及率を示している。また、防災表示については、昭和48年6月の消防法改正により義務

づけられたものであるが、すべて防災物品を使用している防災防火対象物についてみると、そのうち、防災表示がされていないものは、24%で残り76%はされている。消防法に基づく防災規制は、昭和44年4月から実施されているが、徹底が十分でなかったため、昭和47年6月に既存の防災防火対象物にも防災規制の適用を図り、また、昭和48年6月には防災表示の義務づけが行われた。これにより改正前の状況に比べて、防災物品の使用の普及が急速に促進されつつある。しかしながら、なお、防災物品を使用していない防災防火対象物が6割近くも存在する実態にかんがみ、今後も一層防災規制の徹底を図っていく必要がある。

(イ) 防災表示者の認定業務

カーテン等の防災対象物品には、その防災性能の有無が誰でも容易に判別できるように、消防法第8条の3の規定により、防災表示を附さなければならないこととされている。この規定に基づき、防災表示を附することができる者として、昭和48年6月から防災物品の製造業者、防災処理業者、縫製業者及び販売業者に対する消防庁長官の認定が始められた。昭和49年8月末までの認定防災表示業者数は、第3—4表に示すとおり、総数3,101で前年8月末までの数に比べ454業者の増加となっている。なお、縫製業者が多いのは、防災対象物品の大部分がカーテン、工事用シート等の繊維製品であり、これらの流通経路が防災対象物品の材料から防災物品として縫製され、消費者に渡る現状にあること等によるものである。

(ウ) 防災加工専門技術者の養成

カーテン等の防災対象物品又はその材料について防災処理を適正に行うためには、専門的な知識、技能を持つ専門技術者が必要であるので、昭和44年度から、消防庁の指導のもとに財団法人日本防災協会が全国主要都市において、防災加工専門技術者講習を年4～6回実施している。当該講習修了者は第3—5表に示すとおり、2,212人でうち資格証交付は2,013人となっており、毎年平均400人余の専門技術者が養成されている。しかし、防災加工の対象となる繊維や、防災薬剤の改良や新開発が著しく、防災加工についてもこれに即応した知識、技能が要求されるため、専門技術者に対し、技術の進

第3—4表 認定防災表示業者数

A : 48. 8.31現在 B : 49. 6. 1現在

都道府県	製 造 業			防 災 処 理 業			縫 製 業			計 (C欄 の計)
	A昭和 47年	B昭和 48年	小計(C)	A	B	小計(C)	A	B	小計(C)	
1 北海道				57	13	70	172	4	176	246
2 青森				6		6	18		18	24
3 岩手				5	2	7	8		8	15
4 宮城	1		1	6		6	32	25	57	64
5 秋田				5		5	21		21	26
6 山形				3		3	0		0	3
7 福島				6	1	7	21		21	28
8 茨城				9	1	10	2	15	17	27
9 栃木				6		6	0		0	6
10 群馬				7		7	70	21	91	98
11 埼玉				5	2	7	44	1	45	52
12 千代田				6	3	9	37	1	38	47
13 東京都	12	2	14	63	2	65	435	57	492	571
14 神奈川県				24	2	26	27	9	36	62
15 新潟				5	2	7	43		43	50
16 富山				8	2	10	30	1	31	41
17 石川				4		4	66	3	69	73
18 福井	1		1	3	1	4	23	1	24	29
19 山梨				2	1	3	0		0	3
20 長野				7	2	9	53	38	91	100
21 岐阜	1		1	8	8	16	69	1	70	87
22 静岡県				9	6	15	30	9	39	54
23 愛知県		2	2	17	5	22	90	23	113	137
24 三重				3		3	24	15	39	42
25 滋賀				4	1	5	8	4	12	17
26 京都	6		6	9	1	10	70	1	71	87
27 大阪府	18		18	22	1	23	258	10	268	309
28 兵庫県	1	1	2	15	4	19	120	11	131	152
29 奈良				4		4	18		18	22
30 和歌山				4	1	5	0		0	5
31 鳥取				1		1	11		11	12
32 島根				1	1	2	5		5	7
33 岡山				3	1	4	20	28	48	52
34 広島				9		9	90	4	94	103
35 山口				7	4	11	8	22	30	41
36 徳島				1		1	20		20	21
37 香川県	1		1	2	1	3	24		24	28
38 愛媛				1		1	44		44	45
39 高知県				2		2	19		19	21
40 福岡				13	6	19	80	42	122	141
41 佐賀				2	1	3	19		19	22
42 長崎				5	2	7	13	4	17	24
43 熊本				4		4	24	1	25	29
44 大宮				4		4	24		24	28
45 宮崎				1		1	11	4	15	16
46 鹿児島				1		1	16	17	33	34
47 沖縄										
合 計	41	①5	46	389	②77	466	2,217	③372	2,589	3,101

Bの合計454

①+②+③ 454

10大都市比率55%

第3—5表 防災加工専門技術者数

区分	年度	44	45	46	47	48	計
受講者		672人	796人	433人	263人	660人	2,824人
講習修了		560	705	345	231	371	2,212
資格証交付者		511	595	236	※ 310	359	2,013

歩に対応する内容を中心とした再講習が必要と考えられる。

(エ) 防災物品の鑑定

防災物品及び防災薬剤については、特殊法人日本消防検定協会が製造業者等からの申請により品質についての鑑定を行っている。

過去4年間の原反及び防災薬剤の鑑定申請件数及び合格件数は第3—6表(その1)のとおりである。合板又は繊維板については、昭和47年度から開始され、その鑑定申請件数及び合格件数は、第3—6表(その2)のとおりである。

第3—6表 鑑定実施状況

(その1) 原反及び防災薬剤鑑定

年度	区分	原 反 鑑 定			防 災 薬 剤 鑑 定		
		試験件数	合格件数	合格率(%)	試験件数	合格件数	合格率(%)
45		539	486	90.17	49	34	69.39
46		460	429	93.26	32	25	78.13
47		752	675	89.76	24	14	58.33
48		842	699	83.01	35	27	77.14

(その2) 合板又は繊維板鑑定

年度	区分	試験件数	合格件数	合格率(%)
47		12	9	75.0
48		59	42	71.18

(オ) 寝具等の防災化

現在の火災の着火源、拡大経過等からみるとカーテン等の防災対象物品以外の物品であっても火災予防止防災性能を有するものを使用することが望ましいことはいうまでもない。そこで、特に寝たきり老人を収容する施設や

身体障害者を収容する施設等においては、寝具類、敷物類等についても防災性能を付与したものを普及させる目的で、学識経験者等で構成する防災製品認定委員会(事務局財団法人日本防災協会)を設けて、寝具類、敷物類等について防災性能並びに経口毒性及び経皮毒性の有無をチェックし、これらの安全性が確認されたものについて防災製品である旨の表示を行うこととした。

オ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、予防行政の根幹として消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する予防査察を行っている。昭和48年中に全国の消防機関が行った予防査察の実施状況及びこのうち10大都市における予防査察の実施状況は、第3—7表に示すとおりである。

第3—7表 火災予防査察実施状況(昭和48年)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場	公会堂	キャバレー	遊技場	料理店	飲食店	百貨店	旅館
全 国	3,489	13,876	7,085	12,038	8,736	36,091	42,787	67,219
10大都市	860	1,944	2,111	4,591	2,043	8,309	14,163	13,358
防火対象物の区分	(六)	(七)		(八)	(九)	(十)		
	寄宿舎	病院	社会福祉施設	幼稚園	学校	図書館	トルコ浴	公衆浴場
全 国	187,675	41,414	19,171	11,732	31,961	860	1,966	9,708
10大都市	101,408	10,722	3,216	2,309	5,279	165	700	4,058
防火対象物の区分	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)		(十五)	(十六)
	停車場	神社	工場	スタジオ	駐車場	航空機格納庫	倉庫	その他事業所
全 国	2,070	12,108	153,521	265	7,667	195	37,867	67,603
10大都市	904	2,598	46,138	98	2,665	28	12,584	25,085
防火対象物の区分	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計		
	複合用途	文化財	アーケード	山林	舟車			
全 国	62,230	2,381	266	2,084	13,715	857,780		
10大都市	33,951	745	90	2,079	10,530	312,731		

(注) 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分である。

第3-10表 消防用設備等に関する措置命令

防火対象物の区分 設備の種類	(一)		(二)		(三)		四	(五)		(六)			(七)	
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		イ	ロ	イ	ロ	ハ	学	
	劇場	公会堂	イキャバレー	ロ遊技場	イ料理店	ロ飲食店	物品販売店	イ旅館	ロ共同住宅	イ病院	ロ社会福祉施設	ハ幼稚園	学校	
消火設備	消火器具	14	47	18	32	26	64	132	197	207	78	73	26	164
	屋内消火栓	5	11		7	1	4	60	23	19	35	8		72
	スプリンクラー				2	1	8	60			2			
	水噴霧								1					
	泡								1	2	3	1	3	
	二酸化炭素													
	ハロゲン化物													
	粉末		3				2		13	5	1	1	3	3
	屋外消火栓								1	4	2	2		
	動力消防ポンプ													1
小計(A)	19	61	18	41	28	78	252	235	236	120	87	31	244	
警報設備	自火報	18	42	9	25	24	30	131	315	132	206	125	44	120
	漏電	1	7		1	7	3	8	56	81	32	15	12	16
	消防機関通報												1	
	非常	3	18	5	7	5	27	45	97	13	75	64	16	70
	小計(B)	22	67	14	33	30	60	184	468	226	313	204	73	206
避難設備	避難器具	4	8	3	4	6	3	63	112	35	65	12	1	58
	誘導灯誘導標識	10	30	27	28	28	52	183	374	96	214	96	19	74
	小計(C)	14	38	30	32	34	55	246	486	131	279	108	20	132
計(A)+(B)+(C)	55	166	62	106	92	193	682	1,189	593	712	399	124	582	

(消防法第17条の4) 状況(全国)

(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計
	イ	ロ			イ	ロ									
図書館	イ特殊浴場	ロ公衆浴場	停車場	神社	工場	ロスタジオ	イ駐車場	ロ航空機格納庫	倉庫	その他事務	イ特定複合用	ロその他複合	文化財		
	4	20	4	32	792		8	100	137	48	10	4	2,237		
				1	159			12	23	27	2		469		
				1	1					8			83		
					1								2		
					7				1			1	19		
					1								1		
					2								4		
				1	17								1	50	
				1	36	1		4	1				52		
				1	2								4		
	4	20	4	37	1,018	1	8	116	162	83	13	5	2,921		
	2	2	3	11	377		6	1	62	54	74	3	4	1,820	
	1	3	1	4	42				2	2	8	1	1	298	
									1		2			4	
	1		3	7	100		1	2	11	33	7			610	
	4	5	7	22	519		7	1	67	67	117	11	5	2,732	
	1				8				3	8	23	2		419	
		3	8	3	110		1		13	27	96	12		1,504	
	1	3	8	3	118		1		16	35	119	14		1,923	
	1	11	33	11	62	1,655	1	16	1	199	264	319	38	10	7,576

第3-11表 消防用設備等に関する措置命令

防火対象物の区分 設備の種類	(一)		(二)		(三)		四	(五)		(六)			(七)
	イ 劇 場	ロ 公 会 堂	イ キ ャ バ レ ー	ロ 遊 技 場	イ 料 理 店	ロ 飲 食 店		物 品 販 売 店	イ 旅 館	ロ 共 同 住 宅	イ 病 院	ロ 社 会 福 祉 施 設	ハ 幼 稚 園
消 火 設 備	消火器具							3		1			
	屋内消火栓						1	6	8	1			
	スプリンクラー				1	1	8	46		1			
	水噴霧 泡												
	二酸化炭素 ハロゲン化物 粉末												
備	屋外消火栓												
	動力消防ポンプ												
小計 (A)				1	1	8	47	9	10	1			
警 報 設 備	自火報 漏電	1		4	1	4	4	11	176	57			
	消防機関通報									12	1		
	非常			2			1	3	64	41	2	1	
	小計 (B)	1		6	1	4	5	14	252	110	3	1	
避 難 設 備	避難器具			3	2			15	75	24		1	
	誘導灯誘導標識			7		6	3	26	152	74	1	1	
	小計 (C)			10	2	6	3	41	227	98	1	2	
計(A)+(B)+(C)	1		16	4	11	16	102	488	218	5	3		

(消防法第17条の4) 状況 (10大市)

(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	計	
					イ 工 場	ロ ス タ ジ オ								
図書館	イ 特 殊 浴 場	ロ 公 衆 浴 場	停 車 場	神 社	イ 工 場	ロ ス タ ジ オ	イ 駐 車 場	ロ 航 空 機 格 納 庫	倉 庫	所 其 他 事 務	イ 特 定 複 合 用	ロ 其 他 複 合 用	文 化 財	4
					6				1	2	12	6		37
					1									63
					1									1
					1									1
					8				1	2	18			106
					10					1	26			295
														25
					10						18			132
											44			452
											8			128
											29			299
											37			427
					18				1	3	99			985

予防査察を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認められる場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認められる場合には、消防法第5条の規定により、権限を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止等必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされているが、昭和48年中に全国の消防機関が出した措置命令の件数は、第3—8表に示すとおりであり、危険な部分の改修に関する命令が最も多く740件となっており、このうち命令が出された後昭和49年6月末日までに是正された件数は443件となっており、是正率は59.9%である。また、10大都市における措置命令等の件数は第3—9表に示すとおりであり、危険な部分の除去に関する命令件数が最も多く、579件となっており、このうち是正件数は566件、是正率は97.8%である。これらの措置命令を発して後依然として是正されない防火対象物に対しては、これまで各消防機関において告発を行った例は少なかったが、今後は悪質なものに対してはちゅうちょすることなく告発措置をとって行くことが、住民生活の安全を守るために必要である。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権限を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされているが、昭和48年中に全国の消防機関が出した措置命令の件数は、第3—10表に示すとおりであり、このうち、10大都市における措置命令の件数は、第3—11表に示すとおりである。防火対象物の別にみると、旅館及び工場に対する件数が、消防用設備等の別にみると、消火器具、自動火災報知設備並びに誘導灯及び誘導標識に対する件数が多くなっている。

この措置命令の制度は、特に今回の消防法改正により既存遡及することとされた特定防火対象物の設備規制の実効性を担保するための重要な法的手段であることにかんがみ、一層の活用が望まれる。

力 消防同意の実態

予防査察、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第

7条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは、建築物の新築、増築等について、建築行政庁が許可、確認等をなすに際し、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

第3—12表 消防同意事務処理状況（全国）

申請要旨	内訳	同 意			不 同 意				計	
		指導無	指導有	小 計	構造	設備	避難	その他		小計
新 築		967,948	139,183	1,107,131	417	333	158	267	1,175	1,108,306
増 築		223,030	41,373	264,403	159	121	22	69	371	264,774
改 築		37,081	3,485	40,566	17	7	1	8	33	40,599
移 転		1,479	169	1,648				1	1	1,649
修 繕		295	57	352						352
模 様 替		454	122	576				3	3	579
用途変更		1,010	705	1,715		10	1		11	1,726
そ の 他		11,215	1,335	12,550	4	1		18	23	12,573
計		1,242,512	186,429	1,428,941	597	472	182	366	1,617	1,430,558

第3—13表 消防同意事務処理状況（10大都市）

申請要旨	内訳	同 意			不 同 意				計	
		指導無	指導有	小 計	構造	設備	避難	その他		小計
新 築		144,377	53,771	198,148	22	4	8	40	74	198,222
増 築		24,980	14,713	39,693	12	2		8	22	39,715
改 築		501	323	824						824
移 転		79	41	120						120
修 繕		54	22	76						76
模 様 替		29	6	35				1	1	36
用途変更		66	118	184						184
そ の 他		4,645	776	5,421	1				1	5,422
計		174,731	69,770	244,501	35	6	8	49	98	244,599

昭和48年中に全国の消防機関の行った消防同意事務処理件数は、第3—12表に示すとおりであり、このうち、10大都市における消防同意事務処理件数は、第3—13表に示すとおりである。表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するとかの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいい、その件数は、同意件数中全国では13.0%（昭和47年は9.2%）10大都市では28.5%（昭和47年は16.6%）を占めており、前年度にくらべいづれも具体的な指導が強化されたことを示している。消防同意事務は、その性格上、建築物について個別のかつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめこまかな行政指導を行うことが必要である。

なお、消防同意事務については、建築物に対する法令上の規定は勿論のこと、防災対策についての広汎、かつ、高度な知識が要求されるので、担当者の一層の努力が期待される。

キ 最近において講じた主な施策

（ア）消防用設備等関係

防火対象物に対する消防用設備等の設置基準は、昭和36年に消防法施行令が制定されて以来逐次改正強化されてきた。最近では、昭和47年5月の大阪千日デパートビル火災にかんがみ、複合用途防火対象物をはじめ不特定多数の者を収容する防火対象物についての安全対策として同年12月に基準の強化が図られた。しかしながら、その後昭和48年に入ってから北九州市済生会八幡病院、釧路市オリエンタルホテル、高槻市西武ショッピングセンターなど全国各地でビル火災が相次ぎ、同年11月29日には熊本市大洋デパートにおいて再び100人を越える焼死者を出す大惨事を引き起した。

このため、これまで大きな課題として検討してきた事項すなわち既存の防火対象物にも現行の基準を適用することなどを内容とする消防法改正を行うことに踏切ることとし、改正案が、第72回通常国会に提出された。改正案は衆参両議院を全会一致で通過し、49年6月1日法律第64号として公布され

た。また、この法改正に基づき、政省令も改正され、それぞれ6月1日及び7月1日に公布された。これら一連の改正のうち消防用設備等に関する主な内容は次のとおりである。

（法律）

① 既存の防火対象物の安全性を向上させるため、百貨店、地下街、複合用途防火対象物、旅館、病院等多数の者が出入する防火対象物（「特定防火対象物」）については、既存のものであっても、法第17条の消防用設備等の技術上の基準に従ってスプリンクラー設備等の消防用設備等を設置し、維持しなければならないこと。用途が変更されて特定防火対象物となった場合も同様とすること。（第3—14表参照）

この措置は、設置のための工事期間等を考慮して、百貨店、地下街及び特定の複合用途防火対象物については昭和52年4月1日から、その他の特定防火対象物については昭和54年4月1日から施行することとされた。

- ② 消防用設備等の設置の適正化を図るため、法第17条第1項の防火対象物のうち特定のもの所有者等は、消防用設備等を設置したときは、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこと。
- ③ 設置された消防用設備等の機能保持を徹底するため、法第17条第1項の防火対象物の所有者等は、当該防火対象物の消防用設備等について、定期的に点検（特定の防火対象物については、消防設備士又は自治大臣が認める資格者による点検に限る。）し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこと。
- ④ 消防用設備等の整備の適正化を図るため軽微な整備を除きすべて消防設備士でなければ行ってはならないこと。
- ⑤ 消防設備士の質的向上を図るため、消防設備士は都道府県知事の行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を定期的に受けなければならないこと。

（政令）

- ① 消防用設備等の技術上の基準の遡及適用を受ける特定防火対象物とし

て百貨店等のほか、劇場、キャバレー、飲食店、サウナ浴場などが定められたこと。

② 消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物及び消防設備士等の点検を要する防火対象物として、特定防火対象物で延べ面積が前者については300m²以上のもの、後者については1,000m²以上のものが定められたこと。

③ 消防用設備等の技術上の基準について、次のような強化がなされたこと。

i 地下街の安全性を確保するため、地下街は、地下道も含めて一つの防火対象物としてとらえるとともに、これに対する消防用設備等の基準を明確にしたこと。

ii 高層建築物の安全性の向上を図るため、地階を除く階数が11以上の特定防火対象物には、その10階以下もスプリンクラー設備の設置の対象としたこと。

iii 建築物の出火危険部分に対応するため、水噴霧、泡などの特殊消火設備を設置すべき場所として、床面積200m²以上の電気室、ボイラー室、駐車場などを追加したこと。

iv 停電時における消防用設備等の操作又は作動の確実性を確保するため、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び特殊消火設備にはすべて非常電源を附置しなければならないこととしたこと。

④ 検定を受けなければならない消防用機械器具等として、新たに泡消火薬剤を追加したこと。

以上のほか、消防用設備等の届出及び検査、点検及び報告、消防設備士の講習等に関する省令並びに講習の実施細目に関する消防庁長官告示が定められた。

(イ) 地下街対策

昭和48年7月31日付けの建設省、消防庁、警察庁及び運輸省の共同通達「地下街の取扱いについて」に基づき、中央に設けられた地下街中央連絡協議会において地下街の新設計画を個別に審査するとともに、今後の地下街に

関する基本方針の策定に当たっていたが、昭和49年6月28日成案を得たので中央協議会から地方の協議会あて通知された。消防庁としては、この基本方針を適正に運用し、地下街の安全対策に万全を期するよう指導している。

この基本方針の要点は、次のとおりである。

① 地下街の設置は、道路、駅前広場の管理上及び将来の利用計画上支障となるのみではなく、防災、衛生、交通その他の観点からも問題が多いので、その新增設は、厳に抑制し原則として認めないこと。

② 地上交通の著るしく輻輳する地区において歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合で、そのために地下街の設置がやむを得ない場合に限り認めること。この場合、次の要件を充足すること。

i 地域の土地利用計画等に支障がないこと。公共地下歩道等は他の施設の整備計画との調整等のため、都市計画決定し、都市計画事業として整備すること。

ii 事業主体は公法人等将来とも適切な管理運営ができる者であること。

iii 地下街は、駐車場、機械室等を除き一層とし、店舗部分は極力小規模にとどめ、他の建築物の地階との接続は原則としてしないこと。

iv 公共地下歩道は、巾員6m以上とし、歩行距離100m以内ごとに防災上有効な地下広場を設け、全体の配置を簡明なものとする。

v 店舗等は200m²以内ごとに防火区画するとともに、壁、天井等の下地、仕上げは不燃材料とし、地下街全体の防災管理を行う防災センター及びすべての部分を対象としてスプリンクラー設備、警報設備、誘導灯、排煙設備、無線通信補助設備等の消防用設備等防災上必要な設備を設けること。また、これら防災設備には非常電源を附置するほか地震、火災、水害等に十分な措置を講ずること。

vi 店舗等では原則として裸火を使用しないこととし、飲食店等については、防火区画等防火上有効な構造とすること。

vii 大型商品、危険物品等を扱う店舗、風紀を損うもの、宿泊施設、

興業場等を設けないこと。

viii 地下街の適正な管理のための規程を定めること。

③ 既設の地下街についても要件に適合するよう極力改善措置を講じさせること。

(ウ) 消防用設備等の設置に対する金融上、税制上の措置

消防用設備等の設置に当たっては、設置工事費用等相当な経済的負担を伴うことにかんがみ、従来からも金融上、税制上の措置が図られてきたが、昭和49年6月1日消防法が改正され、既存の特定防火対象物のうち百貨店、地下街及び特定の複合用途防火対象物については、昭和52年3月31日まで、その他のものについても昭和54年3月31日までに現行の消防用設備等の技術上の基準に従って設置及び維持しなければならないこととされたことにより、短期間に多額の改善資金が必要となった。このため、従来から実施されている環境衛生金融公庫、医療金融公庫、中小企業金融公庫及び国民金融公庫等による融資のほか昭和49年度から日本開発銀行による融資制度（特別金利8.7%、期間10年、融資比率50%）を発足させた。

また、昭和49年3月30日租税特別措置法が改正され、昭和49年6月から、スプリンクラー設備の設置に対する税制上の優遇措置として、既存の特定防火対象物に当該設備を設置した場合、設置年度において所要経費の1/3に相当する額の特別償却が認められることとなった。

ク 今後の課題

(ア) 消防用設備等の設置の促進

前述のように今回の消防法令の改正により、消防用設備等の規制の強化を図ったが、法令に違反する防火対象物について厳しく是正させるよう指導することは勿論のこと、既存の防火対象物であっても特に人命危険性の高い特定防火対象物にあっては、遡及猶予期限にかかわらず、現行の法令にできるだけ早期に適合するよう消防用設備等の設置を促進させることが必要である。

このため、消防機関としては予防行政の一環として消防法第4条の規定に基づき防火対象物に対する予防査察を行っているが、この査察結果に基づく指摘事項の改善を図ることはもとより、違反施設に対しては措置命令、告発

等必要な措置を講ずることにより是正させるとともに、既存不適格施設においても早急に是正させるよう指導することが必要である。

特に、旅館、ホテル、病院等不特定多数の者又は身体老幼弱者を収容する防火対象物における火災による惨事の再発を根絶するため、消防用設備等の設置状況、避難誘導體制をはじめとする防火管理体制について、国民にこれらの状況に関する情報を公開することにより、早急にこれらの防火対象物における人命危険を排除するため、査察結果を表示又は公表するよう通達している（昭和47年11月28日消防予第198号消防庁次長通達）が、これらを更に積極的に活用することが必要である。

既存防火対象物において消防用設備等を整備させることは、防火対象物の関係者に多大の経済的な負担を課すこととなるため、整備に伴う費用に対する資金上の助成措置の拡大をはじめ、税制上の優遇措置を実施しているが、これらを十分PRし、活用を図るとともに更に、適正に整備されたものについては、損害保険料率の割引等を検討する必要がある。

一方、既存防火対象物においては、消防用設備等を現行の法令に従って設置することが、技術的に困難な場合が予想される。そこで、既存防火対象物における消防用設備等の設置基準、消防用設備等の代替措置等について技術的な検討を行うとともに都道府県においても、個々の防火対象物についての消防用設備等の設置について技術的に指導することができるよう指導体制の強化を図ることが必要である。

なお、建築物の防災対策を総合的に充実するためには、現在国会に提案され、継続審議となっている建築基準法の一部を改正する法律案（①既存の百貨店、病院、旅館、複合用途建築物、地下街等に対する避難施設、防火区画等に関する規定の適用②工事中の建築物の使用制限及び安全計画の届出の義務付け等）の早期成立が期待される。

(イ) 消防用設備等の保守体制の確立

防火対象物における消防用設備等の適正な維持管理を徹底するため、消防法第17条第1項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防機関に報告しなければならない

いこととする消防法の改正が行われた。

そこで、今後消防用設備等の保守点検に従事する業者の指導育成を図るため、中央及び地方に適正な民間団体を設置するとともに、適正な保守が行われた防火対象物に対する保険料率の割引き、保守に基因する事故が発生した場合の損害補償共済制度を設ける等消防用設備等の保守制度が適正かつ円滑に行える体制を早急に確立する必要がある。

(ウ) 建築物の総合防災システムの研究

現在、建築物には防火を主体とした種々の防災設備が設置されているが、これらは一般的に単一機能のものが個別に設置されていることが多く、建築物全体からみると必ずしも防災上の総合的な機能が十分発揮されない場合があると考えられる。また、最近このような点を考慮してシステム化された防災設備の開発されてきているが、これらについても信頼性等について問題があると思われる。

このため、建築物における防災設備をより効果的に機能させるためには、建築物における火災現象に対応する防災システムについて学識経験者を中心とした研究を行う必要がある。

(エ) 消防用設備等の品質認定業務体制等

現在、屋内消火栓設備等に用いられる自家発電設備、蓄電池設備及び耐火耐熱電線、スプリンクラー設備の流水検知装置、非常警報設備並びに連結散水設備の散水ヘッドについては、その性能及び構造に関する一定の基準を消防庁長官告示で定めているが、個々のメーカーの製品がこれらの基準に適合したかどうかについてユーザーや消防機関が判断しやすいようにするため、これらの設備等ごとに認定業務運営委員会を設け、試験を行い、合格したものについては基準に適合する旨の表示を行わせている。

一方消防用設備等の規制が逐次強化され、一般国民の安全の確保が推進されているが、設置の促進を図る観点から、消防用設備等の効果、設置方法等について国民に広く理解を得るためのPRその他の措置が必要である。

(オ) 消防防災機器等の実用化促進

国民の生命、身体及び財産を火災等から守るため、消防法により各種の消

防設備等の設置の義務付けや消防機関における消防装備の充実がなされているが、現在用いられている消防防災機器のほか、更に最近の火災事故の実態を考慮して各種の防災機器の開発研究とその実用化が促進されなければならない。

(4) 危険物規制

ア 危険物規制の概要

消防法では、引火性又は発火性を有する物品を危険物として指定しこれらの物品のもつ特性、すなわち、①引火性、発火性の特性及び引火、発火を促進する特性、②燃焼速度が早い特性、③消火困難な特性を勘案し保安上の規制を行っている。

これら危険物による災害の発生を防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、危険物施設としての許可を受けなければならないこととされている。また、これら危険物施設における危険物の取り扱い、資格を有する危険物取扱者又は危険物取扱者の立ち会いのもとにより行われなければならないこととするとともに危険物の貯蔵及び取扱いの基準を定めている。

更に一定の危険物施設では、危険物の保安の監督をする者を定め、その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか、特定の危険物施設には、予防規程、危険物施設保安員を定めなければならないこととされ、特定の事業所については、自衛消防組織の設置を義務づけている。また、危険物の運搬についても、その容器積載方法、運搬方法が規制されている。

イ 危険物の現状

危険物は、第1類から第6類までに区分されているが、このうち、石油製品を中心とした第4類の危険物が全危険物の大半を占めており第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設が全危険物施設数46万1,500のうち44万7,257施設(96.9%)に及んでいる。

ちなみに、ガソリン、灯油、軽油及び重油の昭和44から昭和48年までの生

産実績並びに昭和34年を100とした指数グラフは、それぞれ第3—15表及び

第3—15表 生産実績の推移

(単位kl)

品目	昭和34年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年
ガソリン	5,417,925 (100)	18,480,299 (341)	20,888,428 (371)	22,675,821 (418)	25,137,891 (464)	27,925,044 (515)
灯油	1,744,605 (100)	12,911,917 (740)	17,496,504 (1003)	17,566,693 (1004)	17,881,575 (1025)	23,316,683 (1337)
軽油	1,830,017 (100)	10,440,392 (571)	12,096,393 (661)	13,249,578 (662)	15,195,783 (830)	18,264,097 (998)
重油	11,931,676 (100)	85,708,036 (718)	96,590,897 (810)	109,229,033 (918)	115,594,262 (969)	134,635,674 (1128)

(注) 括弧内の数値は、昭和34年の生産量を100として指数で表したものである。

第3—16図のとおりである。

ウ 危険物施設の状況(製造所, 貯蔵所, 取扱所)

(ア) 危険物施設の数

昭和49年3月31日現在における危険物施設の総数は、第3—17表に示すとおり総数46万1,500で前年同期に比べ5万1,342(12.5%)の増加となっている。

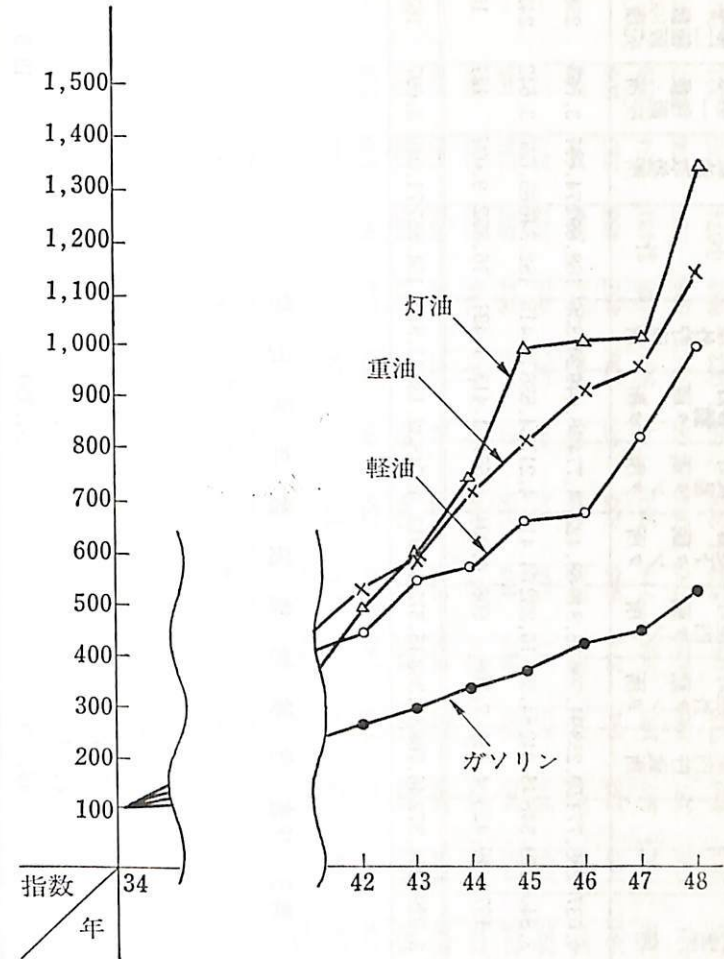
危険物施設は、年々増加を続けているが、各年度毎の増加の状況は第3—18表のとおりであり、昭和48年度においては前年に対し、5万を超える著しい増加を示している。

また、危険物施設数の推移を昭和34年の危険物規制制度改正当時の施設数を100とした指数によって表わすと第3—19表のとおりである。

これによると、危険物施設総数で4.85倍、製造所1.60倍、貯蔵所4.56倍及び取扱所5.74倍となっている。これを危険物施設ごとに増加の大きいものを見ると、貯蔵所では地下タンク貯蔵所12.48倍、移動タンク貯蔵所10.22倍、屋外貯蔵所8.86倍、屋内タンク貯蔵所8.22倍となっており、取扱所では、一般取扱所が11.62倍、第2種販売取扱所については、新たに施設区分が設けられた昭和47年度を基準としてみると、19.85倍となりそれぞれ著しい増加がみられる。

昭和48年度中に設置された各危険物施設ごとの設置数をみると、屋外タン

第3—16図 生産実績の推移(昭和34年=100)



ク貯蔵所 1万208, 一般取扱所 1万26, 地下タンク貯蔵所9,510, 屋外貯蔵所 8,996, 移動タンク貯蔵所3,910等となっており、貯蔵所の設置が増加している。また屋外貯蔵所の設置が例年に比して増加していることも注目される。

(イ) 危険物施設の許可区分別構成

昭和49年3月31日現在における危険物施設をその許可区分ごとの構成比で示すと第3—20図のとおりであり、製造所0.9%, 貯蔵所 62.6%及び取扱所

第3—17表 危険物施設数

施設の区分	合計	製造所				貯蔵所						取扱所					
		小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タシク	地下タシク	簡易タシク	移動タシク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	一般取扱所			
市町村の別																	
総計	461,500	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258	89,974			
消防本部及び署設置市町村分	425,528	3,840	269,348	46,042	84,387	16,232	64,419	4,217	34,636	19,415	152,340	65,660	3,642	242	82,796		
消防本部及び署未設置市町村分	35,972	197	19,423	4,211	7,209	608	4,004	557	1,413	1,421	16,352	9,037	121	16	7,178		
昭和48.3.31現在数	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163	79,948		

第3—18表 危険物施設数年別比較

調査期日	危険物施設総数	前年同期に対する増加施設数	前年同期に対する増加率
45. 3.31 現在	308,784	29,772	10.7
46. 3.31 "	346,113	37,329	12.1
47. 3.31 "	377,123	31,010	9.0
48. 3.31 "	410,158	33,035	8.8
49. 3.31 "	461,500	51,350	12.5

第3—19表 危険物施設数の累年比較

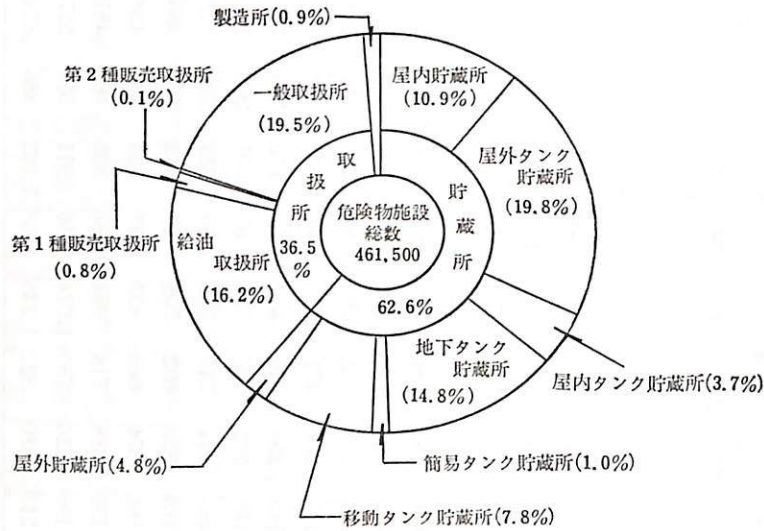
製造所等の別	総計	貯蔵所						取扱所									
		小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タシク	地下タシク	簡易タシク	移動タシク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	一般取扱所			
調査期日																	
34. 9.30 現在	(95,207)(2,523)(63,303)(23,566)(19,000)(2,048)(5,484)(7,237)(3,527)(2,351)(29,381)(19,937)(1,702)(1,742)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
36. 3.31 現在		98	109	104	121	109	117	77	131	99	116	133	115	115	115	115	115
37 "		123	102	122	109	146	132	61	176	99	129	99	142	142	142	142	142
38 "		134	106	138	114	169	194	61	224	112	146	101	168	168	168	168	168
39 "		158	109	157	119	190	249	60	283	123	166	112	197	197	197	197	197
40 "		180	110	179	128	215	312	63	337	143	190	123	238	238	238	238	238
41 "		200	115	203	137	236	371	64	377	182	206	126	259	259	259	259	259
42 "		222	119	222	145	256	435	64	431	218	237	121	327	327	327	327	327
43 "		255	125	249	155	282	497	65	506	262	297	145	448	448	448	448	448
44 "		293	133	276	165	311	546	66	583	302	342	171	563	563	563	563	563
45 "		324	137	304	173	339	602	66	642	347	385	192	669	669	669	669	669
46 "		364	146	338	184	374	665	67	720	407	438	209	804	804	804	804	804
47 "		396	150	367	190	398	718	67	808	465	481	219	916	916	916	916	916
48 "		431	156	397	198	426	760	66	911	504	527	217	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033
49 "		485	160	456	213	480	822	66	1,022	886	574	221	1,162	1,162	1,162	1,162	1,162

(注) 1. 昭和34年9月30日現在の数値を100とする。 2. 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とする。 3. ()内は、実数である。

36.5%となっている。

前年度の構成比、製造所1.0%、貯蔵所61.3%、取扱所37.7%に比べると貯蔵所の占める割合が増加し、製造所及び例年その占める割合が徐々に増加する傾向を示していた取扱所の占める割合が減少している。

第3—20図 危険物施設許可区分構成比



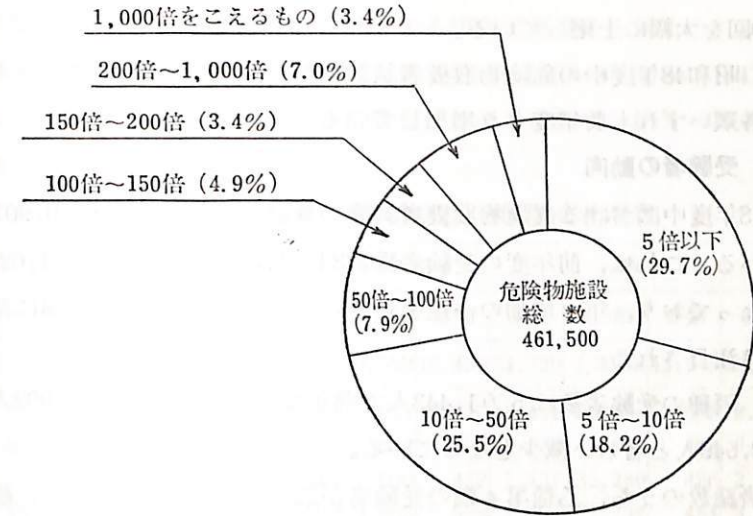
(ウ) 危険物施設の規模別構成

昭和49年3月31日現在における危険物施設の規模（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）別の構成は、第3—21図のとおりである。

危険物施設の規模別構成比の例年の傾向は、指定数量の5倍以下の施設、10倍から50倍の施設及び200倍から1,000倍の施設の区分の占める割合が年々増加し、5倍から10倍の施設、50倍から100倍の施設、100倍から150倍の施設及び150倍から200倍の施設の区分の占める割合が年々減少していたが、昭和48年度は、例年の傾向と異り、指定数量の50倍以下の施設の各区分の占める割合がいずれも増加し、50倍をこえる施設の各区分の占める割合がいずれも減少している。これは、昭和48年度中に設置された貯蔵所が比較的小規模

のものが多かったことを示している。

第3—21図 危険物施設の規模別構成比



エ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種の3種類に区分されるが、この試験における甲種又は乙種の合格者に対しては、危険物施設における危険物の保安監督

種類別 区分	甲種	乙種						丙種
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
試験実施回数	56	55	54	54	147	50	58	109
前年度試験実施回数	49	49	48	50	101	47	53	105

- (注) 1. 甲種危険物取扱者は全類の危険物について取扱い及び立ち会いをすることができる。
 2. 乙種危険物取扱者は、特定の類の危険物について取扱い及び立ち会いをすることができる。
 3. 丙種危険物取扱者は、第4類の危険物のうちガソリン、灯油、軽油、重油、第4石油類及び動植物油類について取り扱うことができる。

者になり得る資格が付与され、丙種の合格者に対しては、ガソリン、灯油、軽油、重油等の危険物に限定して、危険物の取扱い資格が与えられる。

昭和48年度中に実施された危険物取扱者試験は、全国で延べ196回で前年度の130回を大幅に上廻っている。

なお、昭和48年度中の危険物取扱者試験の種類別実施回数は次のとおりであり、各類型いずれも前年度より増加している。

(ア) 受験者の動向

昭和48年度中における危険物取扱者試験の受験者総数は、29万9,901人となっている。これは、前年度の受験者総数34万1,521人に対し4万1,620人の減少となっており、年々増加の一途をたどっていた受験者数が大幅に減少したことは注目される。

また、丙種の受験者数は5万1,443人で前年度の受験者数7万3,992人に対し2万2,549人と著しい減少となっている。

受験者総数のうち、乙種第4類の受験者が22万775人で最も多く、総数の73.6%を占め、次いで、丙種が17.2%、甲種が3.5%と続いている。

昭和44年度から昭和48年度までにおける危険物取扱者試験受験者数の推移は、第3—22表のとおりである。

第3—22表 危険物取扱者試験受験者数の推移

区分 年度	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	1類	2類	3類	4類	5類		6類
44	246,956	6,796	240,160	3,556	2,361	2,827	221,681	1,775	7,960	—
45	252,083	8,303	243,780	3,701	2,863	3,085	224,103	1,786	8,242	—
46	318,075	8,919	257,534	3,791	2,603	2,791	238,353	1,626	8,457	51,622
47	341,521	9,983	257,546	2,685	2,288	2,667	239,788	1,514	8,604	73,992
48	299,901	10,508	237,950	2,765	2,112	2,271	202,775	1,082	8,945	51,443

(イ) 合格者数及び合格率の動向

昭和48年度における危険物取扱者試験の合格者数は、14万7,039人で、合格率は50.2%となっている。また、試験の種類別による合格率の内訳は、甲種が45.1%、乙種が44.1%及び丙種が74.5%となっている。

最も受験者数の多い乙種第4類の合格率は42.5%で、前年度の合格率44.1%を下廻ったが、近年の乙種第4類の合格率をみると、昭和44年度が46.5%、昭和45年度44.4%、昭和46年度45.5%、昭和47年度44.1%、昭和48年度42.5%となっており、年々合格率が低下する傾向が見受けられる。

なお、本制度が発足して以来の合格者数は、昭和48年度末で144万8,189人となっており、各年度ごとの合格者数及びその内訳は、第3—23表のとおりである。

第3—23表 危険物取扱者試験合格者数

区分 年度	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	1類	2類	3類	4類	5類		6類
総計	1,448,189	42,761	1,270,412	26,559	16,469	24,729	1,129,568	12,245	60,838	135,016
35	41,977	1,394	40,583	621	430	1,481	35,430	583	2,038	—
36	52,886	1,687	51,199	690	483	1,625	45,130	484	2,784	—
37	62,759	1,514	61,245	690	452	1,457	55,289	426	2,931	—
38	82,195	2,086	80,109	2,655	535	1,605	71,732	454	3,128	—
39	79,102	2,363	76,739	2,070	800	1,409	68,109	556	3,795	—
40	84,897	2,582	82,315	1,742	853	1,388	78,834	668	3,830	—
41	94,496	2,807	91,689	1,846	1,100	1,738	81,655	848	4,502	—
42	105,245	3,567	101,678	2,382	1,458	1,917	89,446	1,141	5,334	—
43	114,274	3,277	110,997	2,542	1,516	2,057	98,608	1,155	5,119	—
44	119,616	3,287	116,329	2,519	1,731	2,145	103,142	1,415	5,377	—
45	117,145	4,212	112,933	2,509	2,009	2,246	99,610	1,347	5,212	—
46	168,734	4,492	121,813	2,658	1,861	2,081	108,480	1,249	5,484	42,429
47	177,824	4,581	117,794	1,839	1,708	1,969	105,736	1,123	5,419	55,449
48	147,039	4,912	109,989	1,796	1,533	1,613	93,367	796	5,882	37,138

オ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として、5年以内ごとに都道府県知事（自治大臣が指定する市長村長その他の機関を含む。昭和49年3月31日現在未指定）が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。保安講習は、昭和47年度から開始されたが、昭和48年度中における保安講習は、全国で延べ503回実施され、その受講者数は、11万8,912人となっている。

また、受講者の所有している免状を種類別にみると、甲種危険物取扱者免状が5,994、乙種危険物取扱者免状が127,586、丙種危険物取扱者免状が925となっている。

なお、各年度ごとの受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は、第3-24表に示すとおりである。

第3-24表 受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数 人	総数	甲種	乙種						丙種	
				小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
総計	182,907	206,411	8,645	196,546	4,624	3,109	5,332	171,058	2,100	10,323	1,220
47	63,983	71,906	2,651	68,960	1,721	1,066	2,178	60,299	552	3,144	295
48	118,912	134,505	5,994	127,586	2,903	2,043	3,154	110,759	1,548	7,179	925

カ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち、石油精製施設等の一定規模以上の施設又は事業所に対しては、特に、自主保安体制の強化を図るために化学消防自動車を主体とした自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の設置又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成等各種の義務が課せられているが、昭和49年3月31日現在、これらの義務が課せられている危険物の事業所数は、第3-25表のとおりである。

第3-25表 危険物事業所数

区分 市町村別	自衛消防組織、危険物施設保安員、予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
総計	216	1,211	10,106	185,859
消防本部及び署設置市町村	211	1,160	9,322	168,426
消防本部及び署未設置市町村	5	51	784	17,433

自衛消防組織の設置を要する事業所216のうち、自衛消防組織の編成について、化学消防自動車4台以上、人員20人以上を必要とする事業所は、7事

業所、3台以上15人以上を必要とする事業所は、14事業所、2台以上10人以上を必要とする事業所は、24事業所、1台以上5人以上を必要とする事業所は、171事業所となっている。

キ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、特に臨時に危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日間限り、仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められることとされている。

昭和48年度中に、この承認を受けた件数は、第3-26表のとおりであり、前年度の仮貯蔵承認件数1万738、仮取扱い承認件数5,978に比べて、いずれも増加している。

第3-26表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数

市町村別	区分	仮貯蔵	仮取扱い
総計		15,531	6,750
消防本部及び署設置市町村		15,190	6,695
消防本部及び署未設置市町村		341	55

ク 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められない

第3-27表 仮使用の承認件数

製造所等の別 市町村別	合計	貯蔵所									取扱所				
		製造所小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	一般取扱所	
総計	21,243	1,372	2,308	206	1,763	51	189	7	3	89	17,563	12,890	8	4	4,661
消防本部及び署設置市町村	20,439	1,342	2,271	200	1,735	51	186	7	3	89	16,826	12,208	8	4	4,606
消防本部及び署未設置市町村	804	30	37	6	28	—	3	—	—	—	737	682	—	—	55

が、危険物施設を変更する場合において、当該危険物施設のうち、当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

昭和48年度中に、この承認を受けた件数は、第3—27表のとおりである。

(5) 石油パイプラインの規制

我が国における石油類の陸上輸送は、タンクローリー、鉄道のタンク車等により行われているが、近年、鉄道ダイヤの過密化、道路交通のふくそう等により、これらの車両による円滑な輸送は困難なものとなってきた。このような事情から、パイプラインによる石油類の長距離輸送が具体的に計画されるに至ったことにかんがみ、昭和47年6月に石油パイプライン事業法が制定された。

同法は、一般の需要に応じ延長15キロメートルを超えるパイプラインにより石油輸送を行う事業につきその事業及び施設の保安を一元的に規制することとし、通産、運輸、建設及び自治の四省が共管しており、その施設の保安規制については消防法の適用を除外している。しかしながら、その保安に関しては、住民生活の安全を守る観点から消防の関与が強く要請され、この立場から特に自治大臣が関与する事項としては、

ア 基本計画の策定に当たって、基本計画を策定する主務大臣に対し、防災等の観点から意見を述べること。

イ 事業の許可に当たって、事業の許可をする主務大臣に対し、防災等の観点から意見を述べること。

ウ 工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等保安に関する事項の主務大臣になることとされている。

なお、工事計画の認可に当たっての技術上の審査基準である石油パイプラインの技術上の基準については、昭和47年12月に技術上の基準を定める関係四省の共同省令が制定され、また、昭和48年9月に同省令に基づく技術上の基準が告示された。

(6) 危険物関係法令の改正

ア 危険物の規制に関する政令等の改正

石油パイプライン事業法の適用が除外されている自家用パイプライン施設及び小規模の事業用パイプライン施設は、従来どおり、消防法により一般取扱所として規制されてきたが、石油パイプライン事業法に基づく石油パイプラインの技術上の基準が定められたことにかんがみ、消防法により規制される危険物パイプライン施設についても、移送取扱所として基準を整備することとし、従来からの懸案事項の改正とあわせて昭和48年12月危険物の規制に関する政令の一部改正を行った。次いで、昭和49年5月危険物の規制に関する規則の一部改正並びに製造所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準の細目を定める告示の判定を行ったが、これらの改正等の概要は、次のとおりである。

- ① 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所について新たに移送取扱所の区分が設けられたこと。
- ② 製造所の避雷設備及び危険物を取り扱う配管について、その位置、構造及び設備の基準の整備強化が図られたこと。
- ③ 屋内貯蔵所の避雷設備について、その構造に関する基準の整備が図られたこと。
- ④ 屋外タンク貯蔵所のタンクの底板、流入口、ポンプ設備、避雷設備、配管等について、その位置、構造及び設備の基準の整備強化が図られたこと。
- ⑤ 屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の配管について、その位置、構造及び設備の基準の整備強化が図られたこと。
- ⑥ 移送取扱所の位置、構造及び設備に関する技術上の基準が新たに定められたこと。
- ⑦ 移送取扱所における危険物の取扱い基準が新たに定められたこと。
- ⑧ 移送取扱所に関する自衛消防組織について、所要の規定の整備が図られたこと。

⑨ その他所要の規定の整備が図られたこと。

イ 消防法等の改正

第72回国会において消防法の一部を改正する法律が成立し、これに伴う改正政省令とともに、昭和49年6月1日に公布されたが、これらの改正の概要は次のとおりである。

- ① 危険物施設の許可行政庁に関して、2以上の市町村の区域にわたって設置される移送取扱所の許可のうち、2以上の都道府県にわたるものについての許可は自治大臣の権限に属するものとし、その他のものについての許可は、都道府県知事の権限に属するものとされたこと。
- ② 移送取扱所の許可に関して、関係地方公共団体の長は、意見を申し出ることができるものとされたこと。
- ③ 緊急時の措置として、市町村長等は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の使用を停止すべきことを命じ、又は制限することができるものとされたこと。
- ④ 危険物施設において危険物の流出その他の事故が発生して危険な状態となったとき所有者等に応急の措置を講ずることを義務付けるとともに、消防署等への通報を義務付けるものとされたこと。
- ⑤ 関係市町村長は、都道府県知事又は自治大臣の許可に係る移送取扱所について災害の発生の危険を認めたときは、都道府県知事又は自治大臣に対し、必要な措置を講ずべきことを要請できるものとされたこと。
- ⑥ 一定規模以上の移送取扱所の所有者等は、危険物の流出その他の事故に備え、応急措置に関して関係市町村長と協議しておくものとされたこと。
- ⑦ 一定規模以上の移送取扱所の所有者等は、定期的に市町村長等の行う保安検査を受けなければならないものとする。
- ⑧ その他所要の規定の整備が図られたこと。

(7) LPガスの保安

ア LPガスの普及とその現状

昭和48年度のLPガスの需要は、通商産業省調べでは需要総量992万1,000トンで、前年度の871万8,000トンに比べ13.7%の伸びを示している。需要の内訳は、家庭、業務用476万2,000トン、工業用200万9,000トン、都市ガス用40万1,000トン、自動車用150万5,000トン、化学工業用119万4,000トン、輸出用5万トンとなっており、各方面に広く使用されているが、特に家庭、業務用は、全体の48.0%を占めている。

家庭用での需要戸数は、通商産業省の推定によれば昭和49年3月現在で1,636万2,000戸になっている。

イ LPガスによる災害の現状

昭和48年中におけるLPガスの災害件数は、第3—28表のとおり384件で前年に比して23.0%の増加を示しており、高圧ガス災害事故件数のうち79.3%（前年79.4%）という高い率を示している。

第3—28表 高圧ガス災害事故件数

区分 年別	L P ガ ス				一 般 ガ ス				冷凍	その 他	計
	事業 所	消費 先	移動 中	計	事業 所	消費 先	移動 中	計			
45	19	217	4	240	31	30	7	68	12	7	327
46	9	217	6	232	23	28	6	57	16	11	316
47	10	299	7	316	24	31	8	63	12	7	398
48	12	368	4	384	38	22	6	85	13	2	484

(通商産業省調べ)

次に、LPガスの取扱い主体別の災害事故件数は、消費先、事業所、運搬中の順となっており、消費先における災害事故件数は368件（前年299件）で事故総数の95.8%を占めている。その理由としては、LPガスの急速な普及と使用形態の多様化に伴いその使用対象及び使用量が增大してきたことにより次のような点が考えられる。

- ① LPガスの消費者の不注意によることと、LPガスの特性に対する消費者の認識がいまだ不十分であること。
- ② LPガス販売業者の保安サービスが十分でないこと。

なお、LPガス災害事故による死者は、59人、負傷者は405人に達している。(第3—29表参照)。

消費先における災害事故発生状況を更に場所別、現象別に分析すると、第

第3—29表 LPガス災害事故による死傷者数

年別	区 分			事 業 所			消 費 先			移 動 中			合 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
45	19	3	13	217	44	284	4	1	4	240	48	301			
46	9	0	8	217	33	301	6	1	0	232	34	309			
47	10	1	15	299	52	398	7	0	2	316	53	415			
48	12	0	15	368	59	389	4	0	1	384	59	405			

(通商産業省調べ)

第3—30表 LPガス消費先災害事故の場所別、現象別内訳

場所	年別	45	46	47	48	備 考
		一般家屋	42	60	104	
アパート	88	78	78	69		
浴室内	29	26	26	47		
旅館	7	8	8	7		
飲食店	23	22	22	36		
学校	3	2	2	5		
病院	1	1	1	1		
工場	9	2	2	15		
事務所	6	3	3	7		
その他業務用	9	14	14	22		
計		217	216	216	368	

現象	年別	45	46	47	48	備 考
		引火火災	193	206	287	
引火容器爆発	2	0	0	0		
中毒	11	5	4	11		
浴室中毒	11	5	8	12		
計		217	216	299	368	

(通商産業省調べ)

3—30表のとおりである。

注目すべきことはこれら消費先での事故は、場所的には浴室を含めて一般家屋及びアパートにおけるものが74.7%であり、現象的には引火し火災につながっているものが93.7%、345件を占めている。

ウ LPガス災害の防止

LPガス災害を防止するため、消防機関としては、予防査察を通じて一般家庭等に対してガスの取扱い方のPRを進める一方、消防大学校や各都道府県消防学校などにLPガス規制に関する講座を設け消防関係者の研修を行うよう努めている。

(8) 消防用機械器具の検定

ア 検定の概要

消防用機械器具等は、日常使用されるものではなく、万一の場合にその機能を発揮すべしものであるために、その安全性と性能が保障され、火災の確実な感知、早期の通報及び適確、かつ、有効な消火並びに火災発生時における安全確実な避難等消防の目的が十分全うされる機器でなければならない。

このため、昭和38年に消防法の改正が行われ、従来の任意検定制度から強制検定制度に改められるとともに、検定業務実施機関として、特殊法人日本消防検定協会が設けられた。検定を必要とする消防用機械器具等は、現在消防法施行令第37条で消火器をはじめ11種類が指定されており、検定に当たっては、自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格により型式試験を行い、適合するものには自治大臣が型式承認を与えている。更にこれに基づき同検定協会が個別検定を行い合格したものにはその旨の表示が個々の製品について付される。

政令で指定された消防用機械器具等は、消防法の規定により、検定合格の表示があるものでなければ、販売したり、販売の目的で陳列し、その機器を用いて設置、変更又は修理等の工事に使用してはならないことになっている。

また、日本消防検定協会の行う個別検定に合格したもの以外は、消防法施行規則で定められた合格表示の使用や紛らわしい表示の使用は禁止されてい

る。

イ 消防用機械器具等の検定規格の改正

最近の科学技術の進歩に伴い、消防用機械器具等においても技術開発が著しく、消防用機械器具等についての改良がなされたり、新しい製品が開発されている。

これに伴い消防用機械器具等に係る技術上の規格についてもその形状、構

第3—31表 昭和48年度検定申請数量

種 別	区 分		型式試験		型式変更試験		個 別 検 定	
	年度別		47	48	47	48	47	48
			件	件	件	件	個	個
消 火 器(大 型)			5	9	4	2	16,816	27,040
消 火 器(小 型)			103	206	78	37	4,542,524	4,562,873
消 火 薬 剤(大 型)			—	2	—	—	34,445	36,365
消 火 薬 剤(小 型)			15	22	—	—	3,796,236	3,620,367
動 力 消 防 ポ ン プ(大 型)			17	—	59	74	2,222	2,184
動 力 消 防 ポ ン プ(中 型)			—	—	—	—	24	4
動 力 消 防 ポ ン プ(小 型)			3	—	5	1	7,810	8,927
消 防 用 ホ ー ス(第 1 種 ゴ ム 引 き)			4	1	1	5	26,065	22,503
消 防 用 ホ ー ス(第 2 種 ゴ ム 引 き)			13	8	7	7	393,009	533,060
消 防 用 ホ ー ス(麻)			—	—	—	—	33,740	8,100
差 込 式 結 合 金 具			2	1	4	—	384,136	482,202
ね じ 式 結 合 金 具			5	—	—	—	40,406	30,680
感 知 器			93	71	39	59	3,470,320	4,950,871
発 信 機			11	7	36	18	247,126	380,389
受 信 機			28	25	42	47	54,373	81,551
中 継 器			3	9	—	1	4,010	13,114
漏 電 火 災 警 報 器			5	1	14	9	74,361	97,583
閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド			20	21	9	7	995,691	844,077
金 属 製 避 難 は し ご			3	2	1	9	15,505	26,984
緩 降 機			4	17	—	—	5,817	10,065
消 防 用 吸 管			13	5	—	—	15,787	20,519
計			347	407	299	276	14,106,423	15,759,458

造、材質、成分、性能等についてより安全でかつ信頼性を有するものを供給するため、当該規格を改正したり、新たに消防用機械器具等に関する技術上の規格を制定することが必要である。

昭和48年度において次に掲げる消防用機械器具等に関する技術上の規格について改正がなされた。

(ア) 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和48年10月17日自治省令第28号)

(イ) 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和48年10月17日自治省令第29号)

(ウ) 緩降機の技術上の規格を定める省令(昭和48年11月1日自治省令第31号)

ウ 検定申請数量

昭和48年度における消防用機械器具等の検定申請数量は、第3—31表のとおりである。

型式試験の申請数量については、消火器、消火薬剤、緩降機は増加しているが、その他は若干減少している。個別検定の申請総数量は増加している。

エ 鑑定その他の受託試験

日本消防検定協会は、消防法第21条の36により、消防用機械器具等の検定を行うほか、消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定その他の受託試験を行っているが、協会の人員、試験設備の制約もあり、依頼のあるものすべてについて実施し得るところまで至っていない。

昭和48年度における鑑定その他の受託試験の申請件数は第3—32表のとおりである。

第3—32表 昭和48年度鑑定その他の受託試験申請件数

年度別	特殊消防ポンプ自動車の鑑定						防火性能の鑑定				受託試験	計
	化学消火装置	水そう	はしご	屈折はしご	放水塔	その他	防火布	防炎剤	その他			
47	128	340	38	29	4	4	775	28	12	17	1,375	
48	107	335	100	45	6	5	842	35	59	15	1,549	

4 防災対策の推進

我が国は、その地理的、地形的条件が台風、地震、豪雨、高潮、津波、集中豪雨、火山の爆発等の自然災害を受けやすい環境にあるが、特に最近は、局地的集中豪雨による地すべり、崖崩れ等の災害がめだってきている。幸い、豪雨については、昭和48年下半期及び昭和49年上半期は、過去数年間のうちで最も被害が少なかったが、その他の災害については、昭和49年4月26日の山形県最上郡大蔵村赤松地区南方松山における融雪による地すべり及び昭和49年5月9日の「伊豆半島沖地震」により多数の死傷者を出した。

一方、都市の過密化及び産業経済活動の拡大に伴って、都市の地上、地下にわたる空間の高度利用と構築物の高度化が進み、石油コンビナート地帯も増加する等災害発生の危険性が急速に増大しており、昭和48年11月には、熊本市大洋デパートの火災により多数の生命が失われたことは記憶に新しい。また、近年各地で道路網の拡大、観光開発等により入山者が増加し、これに伴って、さまざまな原因による林野火災発生の危険が高まっている。

これらの多様な災害に対処するためには、国土保全、都市の防災構造化等の防災事業の促進、防災無線通信網の拡大等を図るとともに、消防をはじめとする防災機関と自主防災組織を中心とする地域住民との緊密な協力による防災体制の整備拡充を図らなければならない。

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織

防災対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関及び地域住民が一体となって活動することが必要であり、このためには、平素から関係機関の防災に関する組織の体系的整備を図るとともに、地域住民による自主的な防災組織を設け、防災意識の高揚、浸透を図る等、発災時において、関係機関と住民を通じる一体的な防災活動が可能となるよう努めるべきである。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほか日本赤十字社など関係公共機関の参加を得て、それぞれ災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効に対処するための防災計画の作成とその円滑な実施を図ることを定めている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

(7) 防災会議

昭和49年8月1日現在、都道府県防災会議は、全都道府県に設置されている。

市町村（特別区を含む。）では、全国3,290市町村（災害対策基本法第16条第3項により防災会議の設置を要しない団体24を除く。）のうち96.7%に当たる3,183市町村に設置されている。なお、未設置団体83のうち52団体は沖縄県の市町村である（附属資料15及び17参照）。

昭和48年度中における防災会議の開催状況をみると、都道府県については37団体（78.7%）、都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市については、64団体中46団体（71.9%）が会議を開催している。会議の開催目的をみると地域防災計画の修正のため開催されるのが通例であり、あわせて防災訓練実施についての検討、災害状況の報告、聴取等が行われている（附属資料15及び18参照）。

(イ) 防災会議の部会

都道府県、市町村の防災会議には、必要に応じて部会を置くことができるが、各地方公共団体では、地域の実情に応じて、地震対策、石油コンビナート地帯の防災対策、原子力の防災対策、山崩れ対策、救急医療対策、通信情報対策等を専門に検討するための部会を設置して、積極的に各種の防災対策を行っている（附属資料15及び18参照）。

また、石油コンビナート地帯を有する都道府県で当該地帯における防災対策を総合的に検討するために、防災会議の部会にかえて国、県、市町村、企

業等の関係者による協議会を設置し、関係機関が一体となった防災体制の整備を図っているところも見られる。

(ウ) 災害対策本部

昭和48年中の災害対策本部の設置状況は、都道府県においては、延べ15回、市町村では延べ193回にわたっているが、総体としてみると、この年の災害が少なかったことを反映して昭和47年中に比較して極めて少ない(附属資料11参照)。

(エ) 都道府県の消防防災主管部課

消防防災行政の推進を図るため、すべての都道府県において、消防防災に関する事務を専管する課を設けており(附属資料15参照)、地域防災計画の策定など災害対策基本法に基づく事務、消防に関する市町村の指導など消防組織法に基づく事務及び危険物の規制など消防法に基づく事務を処理している。また、液化石油ガス、高圧ガス、火薬類の規制取締りを所管している場合も多く、あるいは、災害救助法、水防法に関する事務を取り扱うなどその所掌事務は広汎多岐にわたっている。

また、近年における災害の広域化、多様化の傾向から、広域的地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災の主管課は、防災関係機関の中心となって大規模災害、特殊災害に対する防災計画の策定、防災訓練の実施、防災資機材の整備、備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

(オ) 市町村の防災事務主管部課

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、長部局防災会議、防災計画等を所掌する部課を設け、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多い。なお、消防防災の担当課としては、総務課、庶務課等の総務部門所属課であることが多いが、企画部門所属の企画課等が所管する団体も見られ。また、一部の大都市においては、災害対策室等の消防防災に関する独立した部課を設けているところもある。

(カ) 自発的な防災組織

災害対策基本法は、各種災害に有効に対処するため防災関係機関における

防災に関する組織を整備するのみならず、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

消防庁では、こうした自主的な住民組織をつくる場合の参考となるよう、特に大地震発生時における初期消火対策、避難対策等に重点をおいた「自主防災組織の手引」を編集して自主防災組織の設置推進を図っているところである。

イ 防災計画

災害対策基本法は、国、都道府県、市町村に対して、防災会議の設置を義務づけるとともに、それぞれが防災基本計画及び防災業務計画、都道府県地域防災計画、市町村地域防災計画を作成し、防災対策の総合的かつ計画的推進を図ることとしている。

都道府県地域防災計画は、沖縄県を除く全都道府県において作成されており、昭和48年度中においては、85.1%に当たる40都道府県が修正を行っている。また、この計画は、当初作成された後、昭和48年度末までに平均8.3回の修正が行われており、都市の過密化、産業構造の高度化に伴う新しい災害についての防災対策がとり入れられるとともに、従来の防災計画を更に具体化するなど逐次より実効性のあるものとなってきている(附属資料15参照)。

市町村では、全国3,290市町村(特別区を含む)の97.6%に当たる3,210団体において市町村地域防災計画を作成しており、昭和48年度においては、そのうち12.2%に当たる393団体(都道府県に協議した団体)が計画の修正を行っている。なお、沖縄県の52市町村においては、いずれも計画が未作成であるので、これを除くと作成済の団体は、全国3,238団体中の99.1%に当たることとなる(附属資料17参照)。なお、都道府県庁所在市及び人口30万人以上の市64市においては、すべて計画作成済みである(附属資料18参照)。

防災計画は、防災対策の総合的、効果的な実施を図るために、防災対策を計画化、体系化するものであり、特に市町村地域防災計画は、防災の第1次責任を負っている市町村の防災活動の基本となるものであるから、未作成の市町村にあっては、その作成を急ぐとともに、既に作成済のところについても毎年これに検討を加え、地域内で想定される災害にすべて有効に対処しう

るよう各般の対策について定めることが必要である。

ウ 防災訓練

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには、常日頃から防災訓練を実施することにより実戦的な能力をかん養しておくことが必要である。このため、災害対策基本法において、行政機関その他関係機関における防災訓練の実施が義務づけられており、消防庁ではこれを受けて地方公共団体に対して防災機関及び地元住民が連れいして、総合的実戦的な防災訓練を年1回以上実施するよう指導している。

昭和48年度中における都道府県並びに都道府県庁所在地市及び人口30万人以上の市での防災訓練の実施状況は附属資料16及び18のとおりであり、若干の団体を除き年に1回以上実施しており、多いところでは災害の想定を変えて3～4回にわたって実施している。訓練に際しての災害想定は、地震、台風、豪雨による災害が圧倒的に多く、ところにより林野火災、石油コンビナート災害などの想定も見られる。また、訓練の形態はほとんどが地方公共団体、国の出先機関、公共機関、民間企業及び住民が一体となった総合訓練であり、通信訓練及び図上訓練も行われている。

防災訓練は、防災関係機関等の防災活動の実戦的能力をかん養するだけでなく、防災計画の熟知、その妥当性の評価、関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災思想の普及に役立つものであり、防災対策の推進上極めて重要なものであるから、その実施については更に努力する必要がある。

(2) 防災無線通信網の整備

災害態様の複雑多様化に対処して的確な災害対策を実施するためには、災害状況を正確かつ迅速には握るために必要な無線通信網を整備することが重要である。

消防防災業務を遂行するに当たって、情報の収集及び伝達の主軸をなす無線通信網は、

- ① 国（消防庁）と都道府県とを結ぶ消防防災無線通信網
- ② 都道府県と市町村とを結ぶ消防防災無線通信網

③ 市町村の行政区域内における消防防災無線通信網

の三つに分類されるが、防災対策に万全を期すためには、それぞれの通信施設を整備充実するとともに、上記の三つの通信網による有機的な情報の収集伝達体制の整備を強化する必要がある。

ア 消防庁と都道府県とを結ぶ消防防災無線通信網

昭和41年度から消防庁と全国都道府県とを結ぶ消防防災無線通信網（第4—1図参照）の整備を推進してきたが、昭和48年度末において45道府県との間で通話が可能となっており、更にこのうちの29道府県は、模写電送装置も併設しているので、消防情報（災害報告、火災及び救急速報等）の収集伝達に成果を上げている。また、昭和49年度においては、沖縄県との無線通信網が整備され、東京都を除く46道府県との通話が可能となる。

イ 都道府県と市町村とを結ぶ消防防災無線通信網

各都道府県の無線通信網は、従来、防災、水防、行政その他各行政目的別の無線通信系として個別に整備されており、そのほとんどが都道府県の出先機関までであるので、災害が発生した場合、各都道府県及び市町村間の情報収集、伝達の一元化が困難であった。

このことから、近年、地域防災計画の充実と相まって、市町村を含む総合的な防災無線通信網の整備が緊要な課題となり、各都道府県はそれぞれの管内市町村と結ぶ消防防災無線通信施設の整備に着手することとなったが、消防庁は、昭和48年度から都道府県に国庫補助金を交付し、その整備を促進することとした。

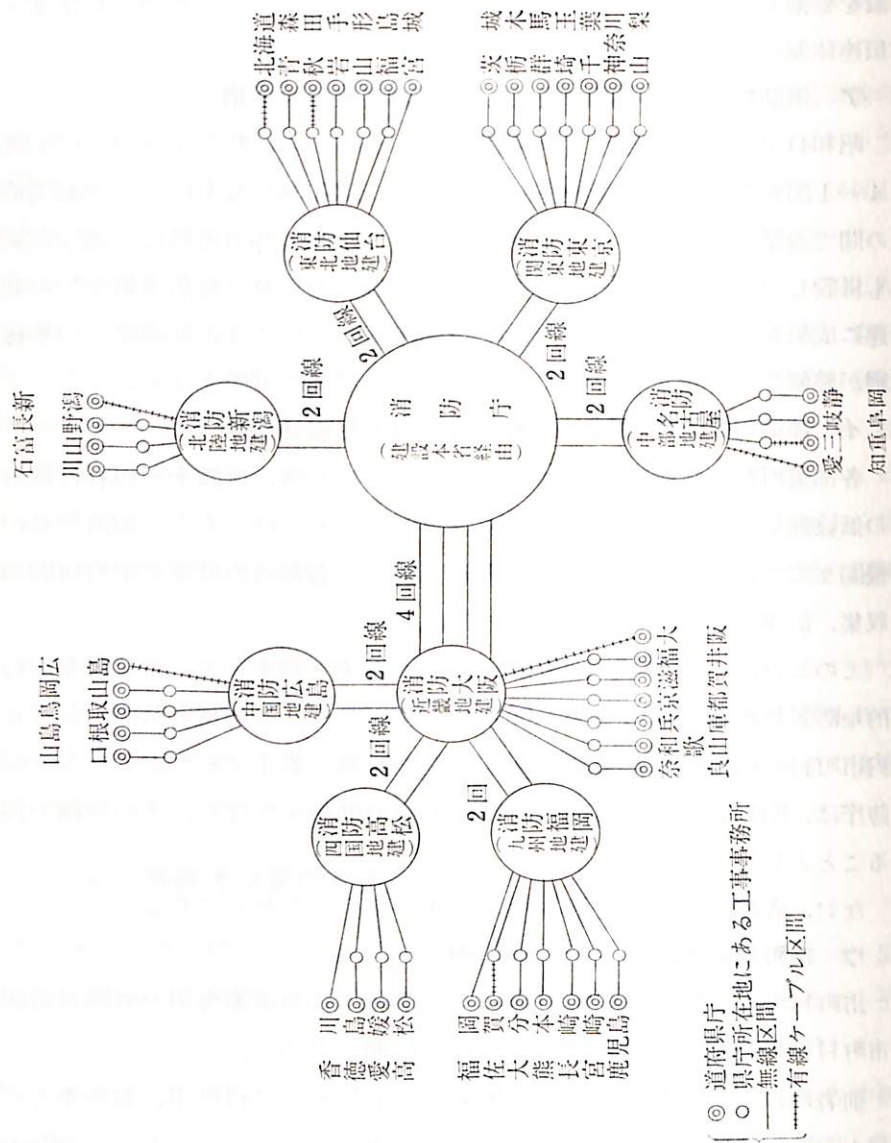
なお、各都道府県の整備状況は第4—2表のとおりである。

ウ 市町村の消防防災無線通信網

市町村の消防防災無線通信網には、消防、救急業務専用の無線通信網及び市町村役場と集落間の防災行政無線通信網とがある。

前者は、消防本部、署等に基地局を、消防ポンプ自動車、救急車等に移動局を設置して情報収集、指揮連絡等に活用しているものである。昭和48年4月1日現在における整備状況は第4—2表のとおりであり、現在これらに割り当てられている周波数は60波となっている。また、昭和48年度は無線機器

第4—1図 消防防災無線通信網系統図



第4—2表 消防防災無線網整備状況

都道府県	消防庁一都道府県 (49.4.1)	都道府県市町村 (49.4.1)	市町村消防, 救急用無線 (48.4.1)			
			全市町村数	整備市町村数 (組合数)	固定局・基地局	移動局
北海道	道	森手城田形島城木馬玉葉川梨	212	211(44)	109	942
		北海	67	67(13)	53	233
		道	62	60(10)	42	234
		森	74	72(9)	58	307
		手	69	68(14)	34	200
		城	44	41(5)	25	160
		田	90	90(10)	69	291
		形	92	50(6)	34	218
		島	49	44(9)	29	234
		城	70	60(9)	28	244
東北	道	茨衝薛崎千神奈山	92	77(13)	58	571
		茨	80	71(9)	44	590
		衝	42	33(3)	59	2,528
		薛	37	34(2)	50	684
		崎	112	94(13)	77	507
		千	35	27(2)	42	239
		神	41	25(3)	32	146
		奈	35	35(8)	28	200
		山	64	60(7)	24	316
		梨	123	63(9)	72	377
関東	道	茨衝薛崎千神奈山	100	59(9)	41	325
		茨	75	63(13)	40	494
		衝	88	61(8)	66	885
		薛	69	41(6)	31	208
		崎	50	49(8)	44	186
		千	44	17(1)	25	334
		神	44	35(4)	58	1,035
		奈	94	36(2)	54	581
		山	47	15(1)	16	136
		梨	50	15(2)	20	122
中部	道	石富長新	39	13(1)	9	67
		石	59	49(8)	29	131
		富	79	70(9)	24	196
		長	97	49(10)	41	423
		新	56	41(6)	38	231
		道	50	31(7)	20	130
		中	43	33(5)	18	193
		部	70	34(6)	20	142
		道	53	49(9)	20	128
		新	98	80(12)	51	512
近畿	道	石富長新	49	49(7)	16	110
		石	79	78(7)	25	179
		富	98	81(11)	27	141
		長	58	58(10)	48	190
		新	44	28(3)	18	109
		道	96	35(7)	19	121
		中	53	12(1)	16	74
		部				
		道				
		新				
中国	道	石富長新	45			
		石	23			
		富	3,272	2,463(371)	1,798	16,604
		長				18,402
		新				
		道				
		中				
		国				
		道				
		新				
四国	道	石富長新				
		石				
		富				
		長				
		新				
		道				
		中				
		国				
		道				
		新				
合						
計						

○印完成
△印整備中

の狭帯域化の整備が完了し、各市町村ごとの平常時における個別運用波の整備、地震風水害時等における市町村相互の広域運用波の設定、救急業務用無線通信系の複信化等目的別及び用途別に画期的な充実強化が図られた。

後者は、市町村役場に固定局及び基地局を設置し、集落等に固定無線用屋外拡声器及び移動局を配備して、平常時には行政広報等に利用するとともに、災害時には気象予警報の伝達、避難の指示、情報の収集伝達等防災全般にわたって利用する無線通信網であり、一部の市町村に設置されているが、この方式は、市町村から集落等への一方的な伝送形態が主となっているため集落等の情報を市町村が得ることができず、災害時の応急対策に支障がある。この無線通信網の整備は、上記の欠点の改善策を講じながら、防災対策を積極的に推進することが必要である。

(3) 都市における防災対策の推進

我が国では、近年人口と産業の都市への集中が進み、都市はますます過密、過大化している。更に、都市の安全への配慮が十分でなかったことも相まって、防災の観点からする都市の危険度は増大しつつあり、ひとたび災害が発生した場合、多くの国民の生命をおびやかすおそれがある。

このような都市の防災対策は、抜本的な都市構造全体の防災化という長期構想で実現すべきものであるが、地震を含めた大災害はいつ起るかかわからないものであり、したがって、一方で長期的な対策を講ずるとともに他方で応急的対策も整備を急がなければならない。

ア 都市における災害対策の現況

都市（都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市）においては、災害対策として防災会議に地震部会や石油コンビナート部会を設けたり、防災訓練にあたって、地震、建物密集地域火災、コンビナート災害等の都市型の災害を想定するなど都市としての特色ある防災対策を着実に進めており（附属資料18）また、地震、地下街、大量危険物、地盤沈下等に対処するため各都市においてさまざまな調査研究を行っている。

イ 消防庁における都市災害対策

消防庁においては、最近における都市災害の多発化、複雑多様化、大規模化等に対処して、都市における防災上取るべき施策について研究し、防災対策の総合化、体系化を図るため昭和48年度から都市防災総合システム研究会を設置している。昭和48年度においては、都市防災に関する基本的な問題について研究したが、昭和49年度においては、主として防災上の各種データの収集、処理と活用についてのシステム化について研究を進めている。これは、防災上の各種の生データを効果的にストックし、誰もが必要な時に必要な形で使用出来る体制及び刻々変化していく都市の状況に合った最新のデータをストック出来るような体制の確立等に関するものである。

(4) 林野火災対策の推進

最近における地域開発の進展、道路網の整備、レジャー人口の増加等により林野火災は発生件数、損害額ともに増加の傾向にある。

その出火原因は、たばこ、たき火、火あそびが主なものであるが、最近において多数の犠牲者を出した事例としては、昭和46年広島県呉市において炊事用たき火が原因で340ヘクタールを焼損し、消防職員18人の尊い生命を奪った火災、昭和48年4月の貴重な観光資源等を焼失させた山梨県御岳昇仙峡の火災、更に、昭和49年5月の北海道厚岸町及び標茶町の人工林と天然林1,600ヘクタールを焼失させた火災がある。これらの林野火災を通じて林野火災対策上次のような問題点が指摘される。

その第1は、従来の人海戦術のみをもってしては、気象の急変地域、林相、地形等の複雑な地域の火災に対処することは困難であること。第2は、複雑な地形においては情報の収集、指揮命令の伝達が困難であり、無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は、林野火災の延焼状況を地上においては握することは困難であり、ヘリコプター等による空中からの偵察が必要であること。第4は、被災地の地形、気象に通じ、林野火災の経験豊富な消防職員をもって構成された消防隊であっても、全員殉職したということから林野火災の戦術を重視し、再検討する必要があること。第5は、不用意な火の取扱いが大火の原因となっていることを再確認させられたことであ

る。

これらの教訓にかんがみ、今後は林野火災の出火防止対策を徹底するほか、林野火災による被害の軽減を図るため、ヘリコプターによる立体的な消防活動体制の確立をはじめとし、近代的な消防戦術の確立を図り、また、林野火災用消防機器の近代化、科学化を図る等総合的な林野火災対策を推進することが必要と考えられる。

このため消防庁では、昭和43年度から、林野庁と林野火災について相互に連絡協議を行うため、林野火災対策研究会を発足させ、昭和45年度からは防衛庁等の参画をえて、消火方法の研究、消防体制の整備、出火防止対策等の研究、検討及び相互調整を行ってきた。

また、消防審議会の答申（昭和44年11月、林野火災対策について）に基づいて、林野火災特別地域対策事業の実施、出火防止対策の徹底、広域的な消防体制及び相互応援体制の確立、防災関係機関の総合防災体制の整備、ヘリコプターによる空中消火体制の確立に努力してきた。

ア 林野火災特別地域対策事業の推進

昭和45年度から、林野火災の危険度の高い地域に対して、消防庁及び林野庁が共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は、林野火災の多発する地域において、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することにより、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図ろうとするものである。

昭和49年度上半期までに林野火災特別地域として指定され、事業を実施した地域数は44、関係市町村は23市108町、37村で、17道府県にわたっている。しかし、これ以外にも林野火災特別地域対策事業の指定要件を備えている市町村は、82市町村に及んでおり、今後これらの市町村を対象として、この事業を促進していく予定である。

事業内容としては、林野火災用消防無線、林野火災用防火水そう及び林野火災工作車の整備であり、消防庁はこれに対して3分の1（過疎地域に係るものについては3分の2）を補助しているが、その昭和48年度の補助事業実績は第4—3表のとおりである。

イ 空中消火体制の確立

欧米先進国では、消防活動における航空機利用が広く実用化され、航空機による災害状況の偵察、地上部隊の指揮、人命救助、救急患者の輸送、人員、資機材の輸送、林野火災の消火等が行われている。

我が国でも、昭和44年度から消防研究所及び林業試験場が共同し、自衛隊の協力のもとに、林野火災を対象としたヘリコプターによる空中消火のための機材の開発及び空中消火技術の研究が行われてきた結果、昭和48年度に実用化の見通しが立ったので、昭和49年度を訓練期間とし、昭和50年度から空中消火を実施することとしている。このため、昭和49年度から消防施設整備費補助金を交付して、都道府県における空中消火用資機材の整備の促進を図っている。

ウ 今後の検討事項

林野火災対策の推進に当たっては、今後、次の事項を重点として迅速かつ積極的に推進する必要がある。

(ア) 広域的総合消防体制の確立

林野の分布状況、地況、気象条件、消防力の整備状況等を考慮した林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を確立し、消防及び林野関係行政機関を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力による都道府県及び市町村における総合的な消防体制を確立すること。

(イ) 出火防止対策の強化

林野火災の出火原因の過半数が、たばこ、たき火、マッチ等による失火であることにかんがみ、その防止対策の徹底を図るため、①国、地方公共団体、林野の所有者等の密接な連絡のもとに有効かつ強力な広報宣伝を行う、②火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、一定区域における林野火災多発期の「たき火」又は「喫煙」の制限について検討をする、③火入れに当たっては、必ず消防機関と連絡をとるよう指導を強化する、④林野火災多発期における巡視、監視等の警戒活動を強化する、⑤ヘリコプター等による広報及び偵察を行う等の施策を講ずること。

(ウ) 火災防御対策

林野火災に対処するための消防戦術及び装備の近代化を図るため、①地方公共団体における空中消火用資機材、軽量小型ポンプ、刈払機、無線機等の防備機材の整備、②防火樹帯の布設、消防水利の確保、③防火線の設定、消火活動についての図上訓練及び実地訓練の実施等の措置を講ずること。

第4—3表 消防施設整備費補助金（林野火災分）による整備状況
（昭和48年度分）

都道府県	市町村及び消防事務組合	林野火災用消防施設				摘要
		消防無線	防火水そう	林野火災工作車	補助金額(千円)	
北海道	士別地方消防事務組合			1	3,400	特別地区
	利尻、礼文消防事務組合			1	3,400	
	北海道、北留萌消防事務組合			1	3,400	
	遠軽地区消防組合			1	3,400	
	東十勝消防事務組合	1	1		330	
	西十勝消防事務組合	1	1		260	
青森	北十勝消防事務組合	1			490	特別地域
	羊蹄山ろく消防組合	1		1	3,660	
	鯨ヶ沢町		2		660	
	深岩浦崎村		1		165	
岩手	八戸地域広域市町村圏事務組合		7	1	5,380	特別地域
	弘前地区消防事務組合		6	1	5,380	
	遠野地区消防事務組合	2			165	
福島	いわき市		5		260	特別地域
	宮三			2	1,040	
富山	利賀市				660	特別地域
	峡南消防組合			1	330	
長野	佐久地域行政事務組合	1		1	3,660	特別地域
静岡	天竜市	1		2	330	特別地域
	森竜				130	
広島	呉市	8			1,205	特別地域
	安川町	3		1	390	
	大野町	1		1	295	
	佐野町	1			130	
	伯耆町	2			520	

山口	下山小阿徳鹿野	関陽口東山野	市町市町市町市町	2	1	330	特別地域	
				1				165
				1				460
				1				130
				2				260
				2	1,700			
高知 嶺北消防組合				1	13	4,550	特別地域	
福岡 犀川町				1	1	590	特別地域	
大分	前中上	津津津	江江江	村村村	1	330	特別地域	
					2	330		
					1	330		
計41団体（9市13町5村14組合）				35	57	11	57,350	

(5) 石油コンビナート地帯防災対策の推進

各地に、石油精製業を営む事業所、大規模な石油化学工業・製品製造業を営む事業所及び大規模な屋外タンク貯蔵所が群として存在する施設等のいわゆる「石油コンビナート地帯」が現出したことは、石油化学工業の急速な発展を示すものであったが、他方陸上施設又はオイルタンカーの火災等の、大規模かつ特殊な態様の災害を発生する危険性をこれらの地域に与えることとなった。

最近の事故としては、昭和48年1月10日パナマ船籍のクリスタルコブス号（2万8,000総トン）が瀬戸内海で暗礁に接触し、積載していたミナス原油4万7,000klのうち210klを流出しながら水島港三菱石油棧橋に接岸した例、7月7日徳山市の出光石油化学工場の第2エチレン製造装置が爆発火災を起し、4日間にわたり燃え続け、周辺住民に大きな不安を与えた例、また10月8日には、千葉県市原市のチッソ石油化学五井工場のポリプロピレン製造工程の火災、10月18日川崎市の日本石油浮島工場のプロピレン製造工程の爆発火災、10月28日新潟県の信越化学工業株式会社直江津工場の塩化ビニール製造工程の爆発火災等があり、10月だけで7件の事故が発生し、死亡者5人、負傷者36人を出している。

これらの事例から、第1に人為災害である大規模火災又は特殊災害は、住

民に与える影響が大であること、又一たん災害が発生すると長時間の防災活動を必要とするため、防災関係機関、企業を通ずる協力体制が必要であること。第2に防災関係機関との緊急かつ的確な連絡、情報の収集、伝達を行う必要があること。第3に近代的、科学的な防災資機材、施設の整備を行う必要があること。第4に企業における保安点検整備の強化、従業員の保安教育、訓練の充実等保安管理体制の整備が必要であること等が認められる。

消防庁においては、消防審議会の答申（昭和42年5月、当面措置すべき石油コンビナート地帯の災害対策）に基づき、

- ア 化学消防ポンプ車、消防艇の整備のための国庫補助
- イ 海面火災に対する特殊な研究の実施
- ウ 海上保安官署と市町村消防との業務協定の締結
- エ 地域防災計画における石油コンビナート地帯防災対策の確立
- オ 連絡協議会等の組織の整備
- カ 企業間及び市町村消防間の相互応援体制の推進
- キ 泡消火剤の共同備蓄の推進
- ク 防災訓練の実施

等の対策を推進してきたが、更に、昭和45年12月には「石油コンビナート地帯防災対策要綱」を定め、都道府県、市町村に対し

- ア 都道府県知事による石油コンビナート地帯の設定
- イ 防災会議に石油コンビナート部会の設置、地域防災計画中に石油コンビナート地帯防災計画の設定

- ウ 都道府県相互間、市町村相互間の応援協定の締結
- エ 都道府県の防災資機材センターの設置

等の対策の推進を指導する一方、関係企業に対し

- ア 関係企業における自衛消防組織の整備強化
- イ 関係企業が連けいして災害に対処するための相互援助協定の締結
- ウ 関係企業における防災意識の高揚、保安体制の整備

等の防災対策を講ずるよう指導してきたところである。特に、消防庁としては、昭和46年度から都道府県に対し、防災対策促進のため、泡消火剤貯蔵設

備、泡消火剤搬送用タンク車、泡放射砲、オイルフェンス等の防災資機材、施設を整備する場合についての補助制度を創設し、昭和48年度までに14道府県に対して助成を行った。

しかし、昭和48年度においてなお、化学工場の爆発火災が多発したことにかんがみ、消防庁としては、昭和48年11月「石油コンビナート地帯における危険物施設等の災害防止について」（通達）により、

- ア 消防機関の立入検査の強化
- イ 設備の安全操作等の確保
- ウ 保安監督体制等の強化、従業員教育の徹底
- エ 石油コンビナート地帯の防災対策をおりこんだ地域防災計画の再検討
- オ 被害想定に基づく地域住民の避難のありかたについての再検討
- カ 被害想定に基づく総合的な防災対策の検討

等について指導するとともに、昭和49年5月には学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設置し、重要な石油コンビナート地帯について、災害危険要因のチェックと被害想定、防災対策の策定等を内容とする防災診断を行うとともに、地方公共団体が行う防災診断の基準の設定等について検討している。

また、昭和48年12月には、消防審議会から「石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見」（附属資料22の(1)参照）が提言されたが、その内容は

- ア 地域防災計画の中に石油コンビナート地帯の防災計画の組み入れの推進
- イ 災害危険度の評価及び被害想定に基づく必要な対策の指示を内容とする総合的な防災診断の実施
- ウ 石油コンビナート地帯と住居地域との隔離及びその他防災上の配慮
- エ 情報連絡体制及び避難体制の整備

等である。

なお、相互応援協定については、61石油コンビナート地帯所在の28都道府県のうち、青森県ほか9都県が相互応援協定を締結、室蘭市ほか55市町村が市町村相互応援協定を締結し、56市町村が市町村と海上保安官署との間の相

互応援協定を締結している。一方、苫小牧ほか41地帯の企業が関係企業の相互応援協定を締結している。今後更にこれらの広域的な協力防災体制の確立を図るとともに、石油コンビナート地帯の防災診断を実施し、防災対策の再検討を行う必要がある。(附属資料19参照)

(6) 空港における防災体制の整備

我が国における航空機の利用は年々急激な伸びを示しているが、航空機の大規模化と運航回数の増加に伴い空港とその周辺における航空機事故は多発化の傾向にあり、一たん事故が発生すれば大惨事となる可能性が大きい。

空港管理者である空港事務所は、航空法、同法施行規則、空港事務所等組織規則等の規定に基づき、空港及びその周辺における航空機事故、その他空港における事故に際して、消火救難の責任を有しているものであり、第1種、第2種空港については、「国際空港の消防力の基準」(国際民間航空条約)に準拠し、また、第3種空港については、消防庁次長通達(昭和46年12月、第3種空港における消防力の整備について)により、空港における防災体制の整備を推進しているところである。

しかし、地方公共団体が設置管理する第3種空港の消防体制は、37空港中、岡山、佐渡、奄美の3空港が化学消防車を配備しているが、その他の空港については、大型消火器を設置しているのみで、消防ポンプ車、給水車、救難設備については未整備の状況にあるので、早急に消火設備及び救難設備を整備する必要がある。(附属資料20参照)

消防庁では、空港における現有消防力のみでは、航空機火災に対処することは、極めて困難であるので、運輸省航空局との協議(昭和45年6月1日、〇〇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(準則))に基づき、空港と市町村の消防機関との消火活動、救助活動が円滑に行われるようあらかじめ協力関係について、協定を締結しておくよう指導している。(附属資料20参照)

なお、昭和47年3月航空機燃料税が創設され、昭和47年度から、空港及び、空港関係市町村は、空港又は、航空機の災害に対処するため航空機燃料

税の一部の譲与を受け、消防施設の整備を図ることができることとなった。この制度の発足により、今後空港消防体制の整備が促進されると思われる。

(7) 活動火山対策の推進

我が国は、世界有数の火山国である。日本列島には、富士火山帯をはじめとする八つの火山帯が走り、新生代第四期の火山が200にのぼり、そのうち今後も噴火する恐れが多少でもある広義の活火山だけでも、70近くあって全世界の活火山の一割近くに及んでいる。

これら活火山の観光上等の利点も大きいですが、その噴火活動に伴う噴石、降灰、溶岩流などにより、周辺地域の人命、住家、農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため、国において、特に昭和47年10月2日、48年6月1日の桜島火山の2回にわたる爆発を契機として昭和48年7月13日「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」(昭和48年法律第61号)を制定した。この法律に基づく避難施設緊急整備地域の指定を受けた鹿児島市及び桜島町は、「避難施設緊急整備計画」を策定し、これに基づき活動火山周辺地域における住民等の迅速かつ安全な避難のために必要な退避壕、退避舎等の退避施設等の整備事業を推進している。

これに対し、消防庁では、昭和48年度においては退避壕(29)、退避舎(2)、ヘリコプター離着陸用広場(1)の整備事業に対して総額2,374万1,000円の補助金(補助率1/2)を交付した。

また、昭和49年度においても退避舎(4)の整備事業に対して総額1,913万3,000円の補助金の交付を決定している。

5 大震火災対策の推進

(1) 我が国の地震発生状況

我が国は、環太平洋地震帯に位置し、世界有数の地震国である。記録に残されたマグニチュード5.0以上の地震を地域別にみると第5-1表のとおりである。

第5-1表 我が国および近海の地域別・規模別大地震発生状況

地域	マグニチュード					計	百分比%
	5.0~5.9	6.0~6.9	7.0~7.9	8.0~8.9	不明のもの		
北海道	4	9	6	4	3	26	5.9
東北	11	24	29	4	16	84	19.1
関東	5	36	22	2	18	83	18.9
中部	11	48	15	4	14	92	20.9
近畿	1	37	18	6	20	82	18.6
中国・四国	3	14	8	1	2	28	6.4
九州	3	21	8	1	12	45	10.2
計	38	189	106	22	85	440	100.0

(注) 東京天文台編纂理科年表(昭和49年版)による西暦599年から1972年までの地震を掲げた。

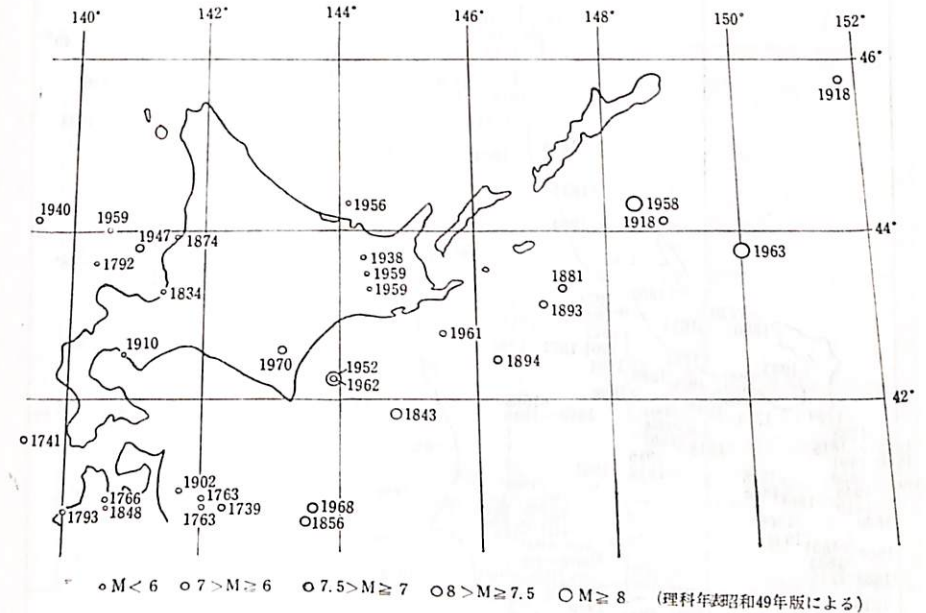
これによれば、中部地方が最も多く20.9%の92件で、以下東北地方、関東地方、近畿地方がほぼ同数の18~19%台で、他の北海道、中国・四国地方、九州地方が5~10%の率を示している。

また、大きな被害を及ぼすマグニチュード7.0以上の大地震についてみると、東北地方が25.8%の33件で最も多く、次いで関東地方及び近畿地方が18.8%の24件、中部地方が14.8%の19件、北海道が7.8%の10件、中国・四国地方及び九州地方がそれぞれ7.0%の9件となっており、大地震は東北地方、関東地方及び近畿地方に多く発生している。

なお、我が国及びその周辺に発生した地震のうち、被害の記録が残されているものを、地域別に示すと第5-2図~第5-5図のとおりである。これ

らの図でもわかるとおり、地震の分布は全国各地に分散しているが、大きな規模の地震は、東北地方から近畿地方までの太平洋側の海底で多く発生している。

第5-2図 東北日本の破壊地震

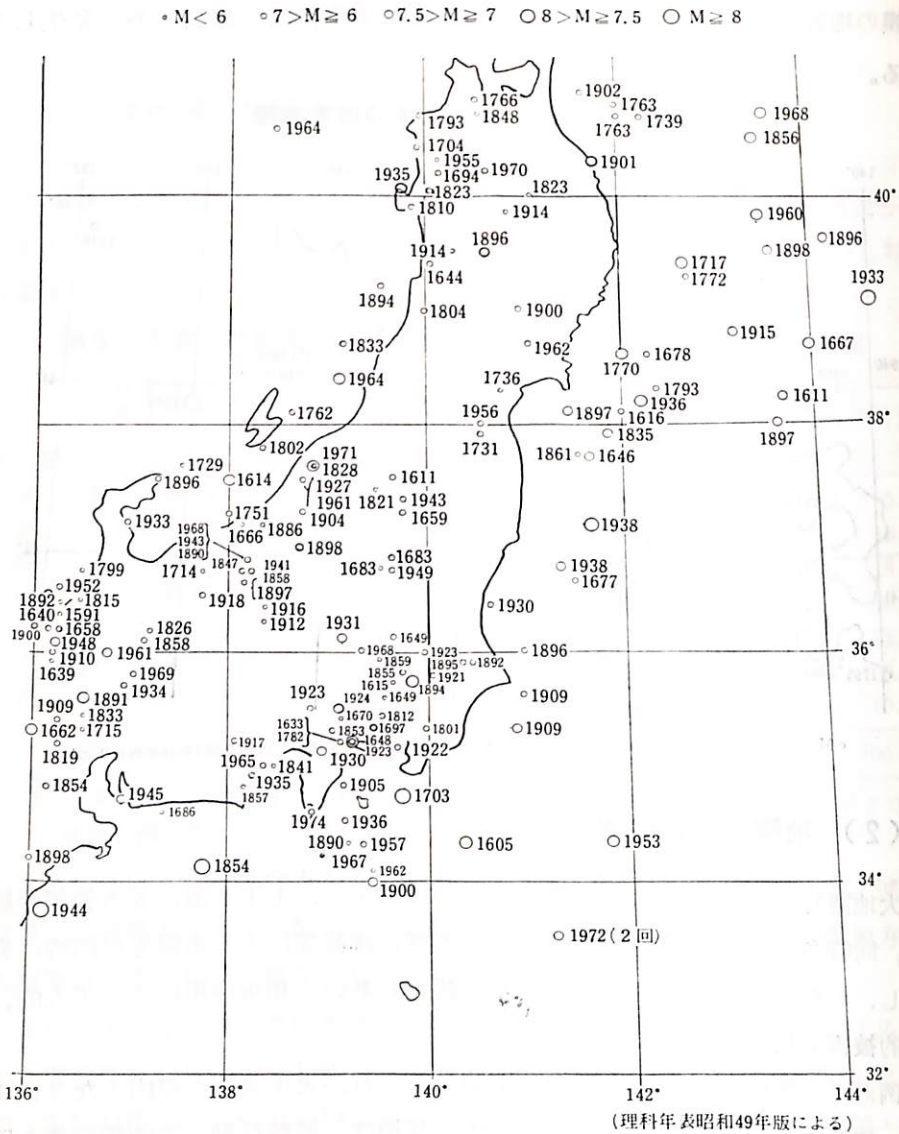


(2) 地震の被害の実態

大地震時には、建築物の倒壊、道路、橋りょう、上下水道、ガス管等の損壊、同時多発火災の発生、河川護岸の破壊、津波等による水害等が同時に発生し、しかも、これらの災害が相互に誘発しあい、相乗作用によって人的、物的被害を増大させる。

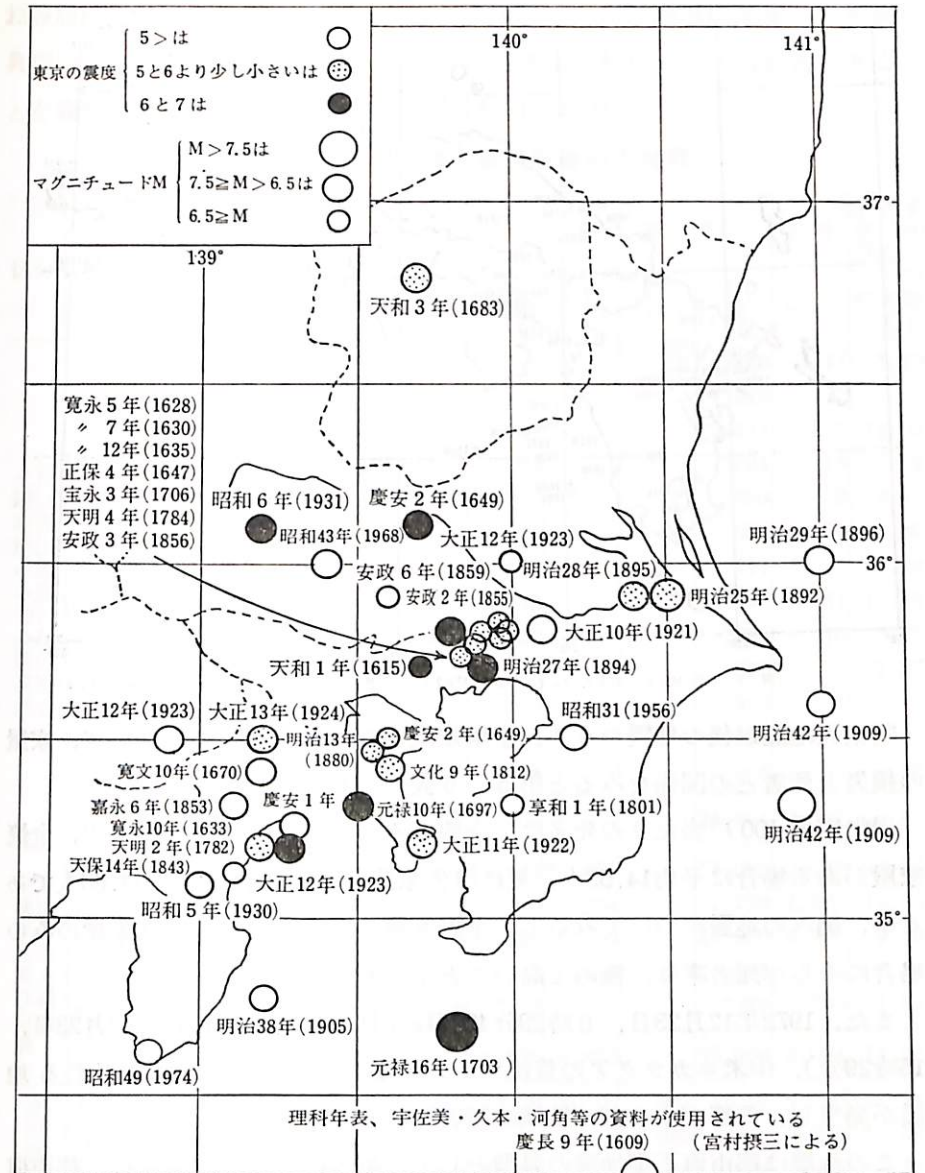
例えば、地震動が木造建築物を倒壊し、これが火災発生の原因となり、また、建築物、工作物等の道路への倒壊、落橋は、避難行動、消防活動等を困難にさせ、被害を拡大させる。

第5-3図 中部日本の破壊地震

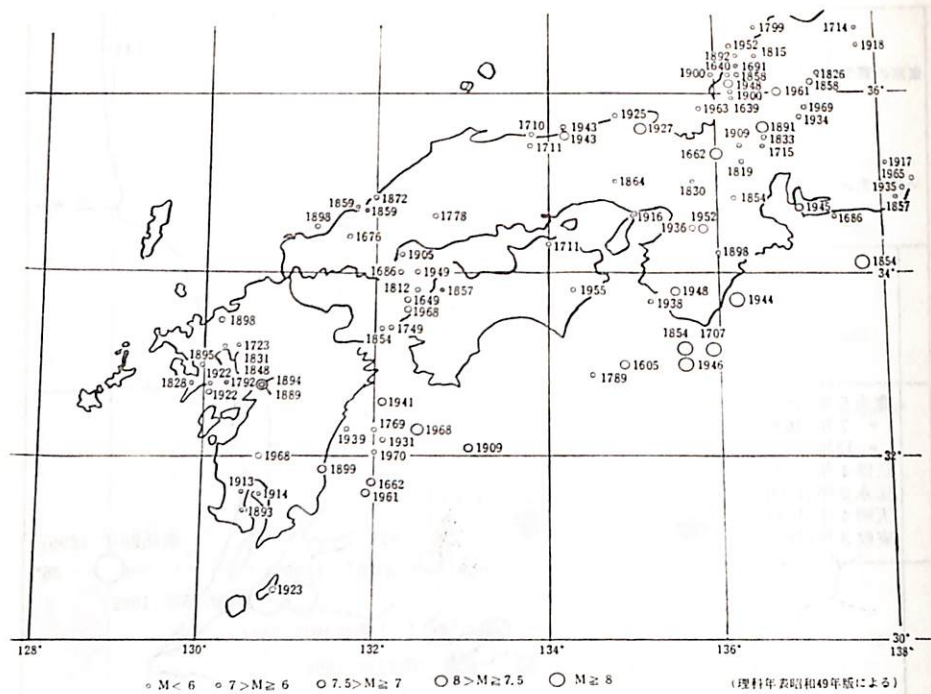


特に、地震による被害は、地震動による建築物の崩壊、道路、橋りょう、堤防等の破壊などの直接的な被害よりも、火災や水災等の二次的被害の有無が被害の大小を左右している。更に、最近の過密都市においては、いわゆるパニック状態がもたらす被害も見のがすことはできない。

第5-4図 東京付近の破壊地震(1600~1974)



第5-5図 西南日本の破壊地震



関東大地震以後の地震のうち、全壊家屋100戸以上のものについて、家屋の損失と死者との関係を見ると第5-6表のとおりである。

損失家屋100戸当たりの死者は、全壊のみの場合が平均10.85人で、全焼家屋がある場合は平均14.53人、更に流失家屋がある場合は平均23.66人であるが、個々の地震についてみると、全焼家屋がある場合は、全壊家屋のみの場合にくらべ死者率は、極めて高いことを示している。

また、1972年12月23日、0時29分42.5秒（日本時間、昭和47年12月23日、15時29分）、中米ニカラグアの首都マナグア市において震度6に相当する地震が発生し、首都の中心部は壊滅的被害を被った。

この地震は都市直下型地震の典型として、被害の激甚さとともに、都市構造、生活様式の異なる我が国にとっても多くの問題を提起した。

更に、1974年5月9日、8時33分、伊豆半島においてマグニチュード6.9の直下型地震が発生し、南伊豆町を中心に山崩れ、崖崩れ、道路損壊等が各

所で発生し、これによって死者、行方不明者あわせて30人、全壊家屋134むね等局地的に壊滅的被害を被った。この地震は、山村地域に発生した地震の典型であり、震災対策が大都市のみでなく農山漁村においても必要であることを痛感させた。（地震の概要は附属資料21を参照）

第5-6表 関東大震災以後の大地震

区分	年月日	地名又は地震名	規模 (マグニチュード)	家屋損失				死者 (人)	損失家屋100戸についての死者数 (人)
				全壊 (戸)	全焼 (戸)	流出 (戸)	計 (戸)		
全及 及び 流出 家屋 の家 み屋 での 全な 壊い 家屋 合	大正13. 1.15	相模中部	7.2	1,273			1,273	14	1.10
	" 14. 5.23	但馬北部	7.0	1,219			1,219	—	—
	昭和5. 11.26	伊豆北部	7.0	*2,141			*2,141	259	12.09
	" 6. 9.21	武蔵西北部	6.7	*204			*204	16	7.84
	" 10. 7.11	静岡市	6.6	363			363	9	2.48
	" 14. 5. 1	男鹿半島	6.6	604			604	29	4.80
	" 16. 11.19	日向沖	7.0	111			111	1	0.98
	" 20. 1.13	三河渥美湾北岸	6.9	12,142			12,142	1,961	16.16
	" 24. 12.26	栃木県今市付近	6.5	*290			*290	10	3.45
	" 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220			220	5	2.27
" 37. 4.30	宮崎県北部	6.5	369			369	—	—	
" 39. 6.16	新潟県粟島南方	7.5	1,960			1,960	—	—	
" 43. 2.21	えびの地震	6.1	368			368	3	0.82	
台 計				21,264			21,264	2,307	10.85
全 家 壊 家 屋 の あ る 場 合 全 合	昭和2. 3. 7	丹後西北部	7.4	*4,974	*2,651		*7,625	3,017	39.57
	" 18. 9.10	鳥取県野土川中	7.3	7,485	254		7,739	1,083	13.99
	" 23. 6.28	福井平野	7.2	35,420	3,960		39,380	3,895	9.89
	" 43. 5.16	十勝沖地震	7.9	673	13		686	49	7.14
	" 49. 5. 9	伊豆半島沖地震	6.9	*134	*5		*139	*30	21.58
台 計				48,686	6,883		55,569	8,074	14.53
流 出 家 屋 の あ る 場 合	大正12. 9. 1	関東南部	7.9	128,266	447,123	868	576,252	142,807	24.78
	昭和8. 3. 3	三陸沖	8.5			4,086	4,086	2,986	73.08
	" 19. 12. 7	東南海沖	8.3	*26,130	*11	*3,059	*29,200	998	3.42
	" 21. 12.21	南海地震	8.1	11,591	2,598	1,451	15,640	1,330	8.50
	" 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	14	91	920	28	3.04
合 計				166,802	449,751	9,555	626,108	148,149	23.66

- (注) 1. 東京天文台編集理科年表(昭和49年版)による家屋損失100戸以上のものを掲げた。
 2. *印を付したものは住家のみ損失戸数である。
 3. 死者には、行方不明者を含む。

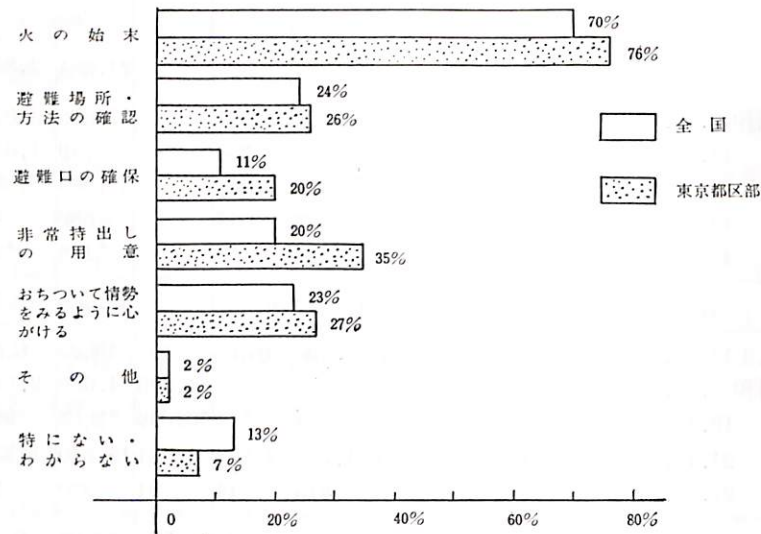
(3) 地震災害に対する市民の意識と行動

大震火災対策をすすめて行くうえで、地震時における市民の意識や行動等を知ることは重要なことである。

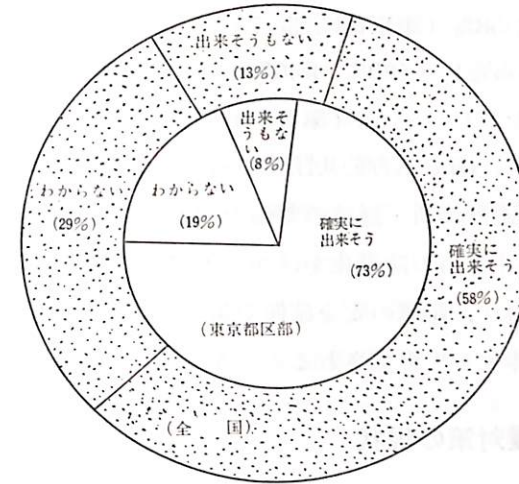
昭和49年7月に行われた「消防に関する世論調査」の結果から、地震に関する意識と行動について考察すると、大要は次のとおりである。

ア 地震の発生に備え、平素からの心構えについての問に対し[複数回答]「火の始末」を普段から心がけているものが最も多く70% (東京都区部は76%)、以下「避難場所・方法の確認」が24%、「おちついて情勢をみるように心がけている」23%、「非常持出しの用意(食料・医薬品など)」20%の順となっている。これは、地震時に最も恐ろしいのは火災であり、火の始末が最も大切であることの認識が深くなっていることを示してい

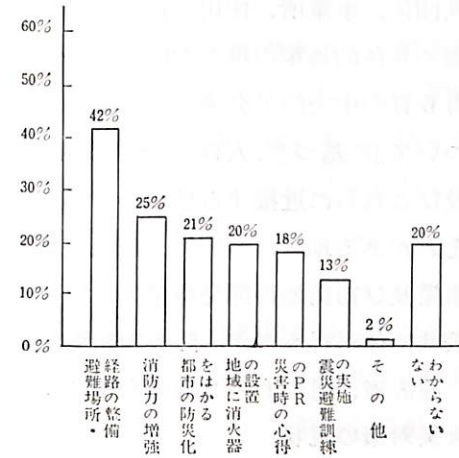
第5-7図 地震に備える心がまえ



第5-8図 地震発生時の火の始末



第5-9図 地震に関して国及び地方公共団体に対する要望



る。(第5—7図参照)

イ 次に、地震発生時に火の始末が確実にできるかとの問に対し、「確実にできそう」が58%（東京都区部は73%）に対し、「できそうにない」(13%),「わからない」(29%)が40%をこえ、意識と行動とは必ずしも一致しないことを示している。(第5—8図参照)

ウ 地震に関して、国や地方公共団体に対する要望についての問に対し、[複数回答]、「避難場所・経路の整備」が42%で最も多く、以下「消防力の増強」25%、「都市の防災化をはかる」21%、「地域に消火器の設置」20%となっており、避難の安全確保対策や防災体制の整備が、都市の防災化対策と一体化して推進されることを訴えている(第5—9図参照)。

(4) 国の大震対策の現状

ア 大都市震災対策推進要綱に基づく地震対策

消防審議会が昭和45年3月23日に行った「東京地方（関東地方南部）における大震火災対策について」の答申をもとに、中央防災会議は、昭和46年5月25日に「大都市震災対策推進要綱」を決定し、引き続きこの要綱に基づき国の各機関、地方公共団体、事業所、住民の行うべき地震対策について分科会を設けて、検討を進め具体的施策の推進を図っている。

また、昭和48年7月6日の中央防災会議における申し合わせである「当面の防災対策の推進について」に基づき、人口、産業の集積する首都圏、近畿圏、中部圏の既成市街地及びこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれがある地域について、広域避難地、避難路、消防水利等の防災施設の整備事業及び市街地再開発事業等を緊急かつ計画的に実施するため、国及び地方公共団体が行うべき「防災対策緊急事業計画」を早期に策定すべく、消防庁、建設省、総理府の3省庁を中心に検討を進めている。

イ 消防庁の大震火災対策の現状

地震による被害の大小は、火災の発生の有無に大きく左右される。消防庁では大震火災対策の重要性にかんがみ、大震火災対策に関する技術的な研究を続けるとともに、大地震発生時の人命の安全を確保するための消火対策を

推進している。

昭和48年度においては、大地震発生時における出火防止、初期消火及び火災による被害の軽減を図るため、次の対策を実施した。

- a 昭和47年度に引続き耐震性貯水槽（100m³）84基、可搬式（小型）動力ポンプ110台を東京都及び大阪市に設置した。
- b 事業所の震災対策として、事業所の業態によって異なる建築構造、利用者の特性、地震時の出火要因、延焼拡大要因等及び発災時の出火防止、初期消火、避難誘導及び救出救護対策等について、わかり易く解説した「地震の心得（事業所編）」を作成し、都道府県、市町村に配付した。
- c 大震火災に対する消防活動、避難誘導活動等の対策樹立のため、旋風や合流火災等の特異な現象、あるいは地形等の自然環境条件が与える影響について、実験等による研究を行った。

昭和49年度においては、大震火災対策に関する指導、防災知識の啓発、大震火災空中消火試験の実施及び大震火災対策施設の整備等、次のような対策をすすめている。

a 防災知識の普及啓発

震災対策は、国、都道府県、市町村が一体となって推進しなければならないことはもちろんであるが、地震から身を守り、財産を守るためには、国民一人一人が自衛のための意識を持つとともに、防災訓練に参加するなど地域、事業所の人々がまちぐるみ、事業所ぐるみで防災対策にあたることによって、大地震による倒壊などの「第一次災害」は防ぐことはできないにしても、特に被害を大きくする「火災」や「パニック」などの「第二次災害」は最小限度に止めることは可能である。

そのため、主として都道府県、市町村が住民及び事業所等を指導するための指針書として46年度から第5—10表の小冊子を作成配布している。

また、昭和49年5月からはテレビ（5分番組を毎週2本、特別番組1本）、ラジオ（20秒スポット）放送を全国ネットにより行っているが、この啓発方法は国民の防災知識の向上に非常に有効であり、引き続き実施する必要がある。

b 大震火災対策施設等の補助事業

第5—10表 大震対策指導書作成状況

作成年度	題 名	内 容
46年度	地震の心得 (一般編)	一般家庭を対象とし、地震に備えての平素の心構えや準備、また地震が起きた場合の心構えや行動について解説
47年度	自主防災組織の手引	自主防災組織の整備、促進を図るため、事業所や地域の住民が自主防災組織を設置し、又は充実強化する際の参考事項を具体的に解説
48年度	地震の心得 (事業所編)	事業所の業態によって異なる建築構造、利用者の特性、地震時の出火要因、延焼拡大要因と平素の維持管理要領、地震時の出火防止、初期消火、避難誘導及び救護要領について解説

東京、大阪、名古屋等の人口の密集する大都市においては、いったん大地震が発生した場合、著しい被害が生ずることが予想される。

この大地震による被害を軽減するためには、建築物の不燃化、事業所の施設、設備の耐震化、安全な避難地、避難路の確保等長期的構想に基づく防災都市造りを強力に推進するとともに、予知の難しい地震の被害を最少にするためには、出火防止、消防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策が十分行われるような体制が、整備されていなければならない。

このため、第5—11表のように施設等の整備の促進を図っている。

c 大震火災対策に関する研究

大震発生時の消防活動、避難誘導等の手法を開発するため、次の研究を実施している。

○ 市街地火災の延焼性状等に関する研究

市街地火災の延焼状態、消火薬剤の空中散布による延焼抑制の可能性、暗夜における赤外線利用による空中偵察の可能性について解明するため、昭和49年8月岩手県の旧松尾鋳業所の廃屋を利用して実験を行った。

○ 飛行艇による空中消火に関する研究

大地震発生時に予想される消防水利の使用不能、道路交通の途絶等による消防活動の減退に対処するため、飛行艇(カナダエアー製CL-215)によ

る市街地火災の延焼阻止、避難者の安全確保等の効果について研究するために、茨城県那珂市の旧東陸軍飛行場跡地を利用して実験を行った。

第5—11表 大震火災対策施設等補助事業の整備状況

事業項目	年度別	数 量	金 額 (千円)	補助事業団体	47年度	48年度	49年度 (一部 予定を 含む)	合 計
耐震性貯水 そう(100m ³) の設置及び可搬 式(小型)動 力ポンプの整 備	47年度	水そう 101基	160,730	東 京	水そう 101	64	157	322基
		ポンプ 165台			ポンプ 165	90	225	480台
					大 阪	水そう ポンプ	20	40
	48年度	水そう 84基	160,730	名古屋	ポンプ	20	52	72台
		ポンプ 110台			水そう ポンプ		18	18基
	49年度	水そう 220基	544,000	横 浜	ポンプ		2	2基
ポンプ 300台		ポンプ			2	2台		
避難誘導のた めのテレビ電 送システムの 整備	49年度	移動局 2式	71,800	東 京			移動局 2	移動局 2式
		基地局 1式					基地局 1	基地局 1式
大震火災対策 用特殊車両 (電源車)の整 備	49年度	3 台	16,000	東 京 大 阪			2 1	2台 1台
地域防災セン ターの設置		1 地区	20,000	愛知県			1	1地区

ウ 消防庁以外の各省庁の大震火災対策の現状

中央防災会議が決定した「大都市震災対策推進要綱」に基づき、消防庁以外の各省庁においても専門的立場から検討を行うとともに、各省庁の所管事務に関連する大震対策について調査研究等を進めているが、なかでも特に注目されるのは、①地震予知に関する研究及び調査(科学技術庁、文部省、気象庁、通産省、建設省、海上保安庁)、②都市防災に関する研究(科学技術

庁、建設省), ③新耐震設計法の開発研究(建設省), ④球形タンクの耐震性に関する総合研究(科学技術庁, 通産省, 建設省)などである。

(5) 地方公共団体における大震火災対策の現状

地方公共団体においては, 昭和39年6月の新潟地震, 昭和43年5月の十勝沖地震等を契機に, 地方防災会議に地震対策部会を設置し, 大震対策計画を樹立する等積極的に具体的対策を進めている。

地方公共団体の大震対策計画等の内容は, 地盤, 地質の調査, 各種被害の想定等に基づく都市の防災化, 避難地の確保, 出火防止対策, 消防力の整備強化等大地震時における人命の安全確保等であり, 従来の大震対策が住民に対する大地震に関する意識の高揚, 大地震発生時の心得の周知等が主体であったのに比べ, 最近の傾向としては, 次のような具体的, 積極的な施策が行われている。

a 調査研究

- 地震に関する意識調査
- 地質, 地盤調査, 災害危険地域の調査等の「自然環境の調査」
- 土木施設, 建築物の耐震性調査等の「人為環境の調査」
- 震災時の被害想定
- 避難地等の調査
- 都市再開発のための調査

b 震災対策事業

- 耐震性貯水槽, 可搬式(小型)動力ポンプの整備による火災拡大等の防止
- 家庭等への消火器設置の促進による初期消火対策
- 避難地の指定による避難の安全確保
- 市街地不燃化再開発等の都市の防災化事業

c 防災体制の整備

- 備蓄倉庫の建設
- 防災教育
- 情報連絡通信網の整備
- 地域住民の防災組織づくり
- 震災訓練

6 救急業務

(1) 実施状況

昭和48年中における全国の救急業務の実施状況をみると, 救急出場件数134万71件, 搬送人員130万380人で前年に比し, 救急出場件数において19万4,775件, 搬送人員において19万2,825人の増加を示し, いずれも約17%の伸び率となった。

このことは, 全国で1日平均3,671件(前年3,138件)の救急事故が発生し, 約24秒(前年27秒)に1回の割合で救急隊が出場し, 国民の約75人(前年84人)に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数及び搬送人員の推移をみると, 第6—1表のとおりで, 救急業務が法制化された昭和38年を100とした場合, 救急出場件数で560, 搬送人員で603と非常に高い伸び率を示している。

第6—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分 年 別	救急出場			救急搬送			(A)のうち 交通事故 による出 場件数(B)	(B)の対 前年比 (増)	(A)に対 する(B) の構成 比	交通事 故件数
	件数 (A)	指数	対前年 増減率	人員	指数	対前年 増減率				
38	239,393	100	21.3	215,804	100	21.5	81,387	10.0	34.0	531,966
39	314,272	131	31.3	275,623	128	27.7	95,852	17.8	30.5	557,183
40	329,898	138	5.0	317,145	147	15.1	97,627	1.9	29.6	567,286
41	429,972	180	30.3	383,790	178	21.0	137,431	40.8	32.0	425,914
42	504,417	210	17.3	458,766	216	19.5	158,777	15.5	31.5	521,481
43	594,862	248	17.9	551,104	255	20.1	188,059	18.4	31.6	635,056
44	724,819	303	21.8	685,629	318	24.4	239,957	27.6	33.1	720,880
45	872,545	364	20.4	830,577	385	21.1	267,730	11.6	30.7	718,080
46	991,914	414	13.7	954,324	442	14.9	286,165	6.9	28.8	700,290
47	1,145,296	478	15.5	1,107,555	513	16.1	306,931	7.3	26.8	659,283
48	1,340,071	560	17.0	1,300,380	603	17.4	317,712	3.5	23.7	586,713

(注) 救急出場件数及び搬送人員のうち昭和38年は4月10日以降のものである。

救急出場件数を地域別にみると附属資料23のとおりで、昭和47年と同様、首都圏がもっとも多く、次いで近畿圏、中部圏の順となっている。

各県のうち、特に顕著な伸びを示しているところは、沖縄県の190.6%を最高に、山梨県53.5%、以下熊本県、佐賀県、秋田県、北海道、青森県、香川県等で、いずれも30%以上の増加率となっている。

このように大都市圏以外の地域においても救急出場件数が急速に増大していることは、これらの地域において新規に救急業務を開始した団体が多かったこと及び地方においても救急事故が増加していることを示すものである。

また、救急業務実施市町村内における人口1万人当たりの救急出場件数を見ると全国の平均は137.2件で、都道府県別では、大阪府の225.3件を最高に、以下東京都の215.2件、神奈川県214.2件、埼玉県181.5件、千葉県179.2件、奈良県171.2件と続いている（附属資料23参照）。

(2) 事故種別ごとの出場状況

ア 概況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみると、いずれも第1位が急病によるもので、第2位が交通事故、以下一般負傷、労働災害、犯罪、自損行為と続いている。

その内訳は、附属資料24及び25のとおりで、救急出場件数についてみると、急病が67万3,189件（構成比50.2%）、交通事故31万7,712件（構成比23.7%）となっており、11種類に分類される救急事故の中でこの2種類だけで全体の73.9%を占めている。

急病と交通事故の比率を地域別にみると、10大都市においては、救急出場件数47万6,807件のうち、急病によるもの57.7%（27万5,260件）、交通事故によるもの16.4%（7万8,370件）と急病によるものが圧倒的に高く、また、その他の市町村においても救急出場件数86万3,264件のうち、急病によるもの46.1%（39万7,929件）、交通事故によるもの27.7%（23万9,342件）と急病による出場件数が交通事故による出場件数を上廻っている（第6—2表参照）。

第6—2表 地域別にみた急病と交通事故件数の比較

区 分 年	10 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数 に対する 割合	件 数	全件数 に対する 割合	件 数	全件数 に対する 割合	件 数	全件数 に対する 割合
44	164,830	48.9	86,246	25.6	135,946	35.0	153,711	39.6
45	189,318	51.0	84,309	22.7	196,227	39.1	184,234	36.8
46	215,667	53.8	84,064	21.0	246,142	41.6	202,101	34.2
47	245,203	57.4	79,649	18.6	302,607	42.1	227,282	31.6
48	275,260	57.7	78,370	16.4	397,929	46.1	239,342	27.7

イ 交通事故に対する実施状況

昭和48年中の全国の人身事故を伴う交通事故件数は、58万6,713件で、前年に比較して7万2,570件（11.0%）の減少を示している。このうち救急業務を実施している市町村内におけるものは、55万1,084件で、これに対する救急出場件数は、31万7,712件となっており、57.7%の出場率を示している。

また、これにより搬送された負傷者は35万6,883人で前年に比較して1万7,614人（5.2%）の増加を示している。

交通事故に対する救急出場率を都道府県別にみると、栃木県の99.3%を最高に、千葉県97.0%、東京都86.6%、群馬県81.2%、山形県81.0%と続いている。逆に出場率の低いところは、山梨県27.0%、福岡県28.4%、長崎県28.6%、熊本県29.0%、大分県32.1%となっている（附属資料23参照）。

ウ 特異な救急事故

救急事故1件当たりの傷病者は、普通1~2人であるが、電車事故、バス事故あるいは、集団食中毒のように、集団的に多数の傷病者を伴う事故を年間でみるとかなり発生している。

このように、集団的に多数の傷病者を伴う事故を普通の救急事故と区別して救急統計のうえでは、特異な救急事故として取り扱っており、その基準は次のとおりである。

- ① 傷病者及び死者の合計が10人以上の事故

- ② 死者が5人以上の事故
- ③ その他特異な事故

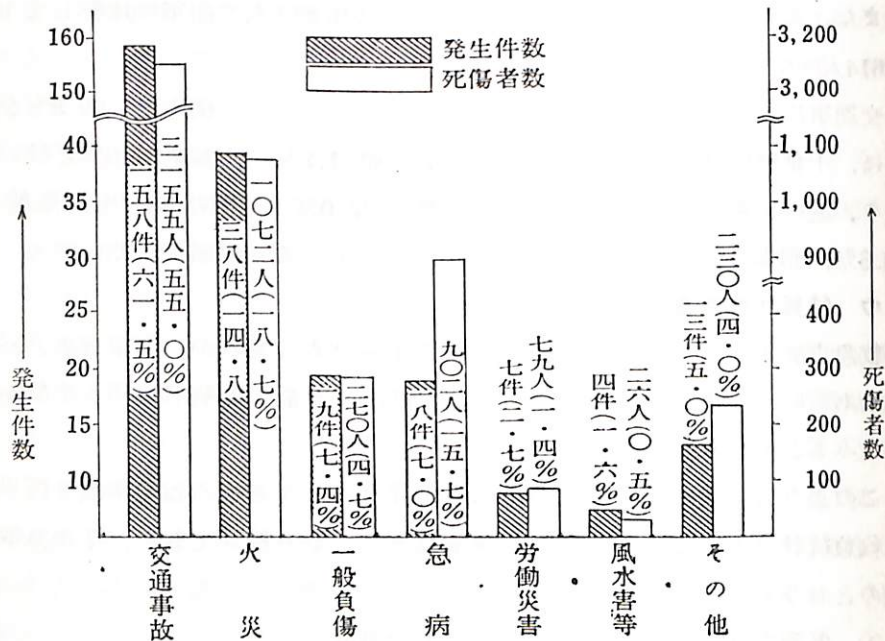
昭和48年中における特異な救急事故の発生状況をみると、100人以上の傷病者を出した事故5件（火災2件、急病3件）を含み、全国で257件発生し、これによる死傷者は、5,734人（死者428人、負傷者5,306人）と前年に比較すると件数において8件、死者において40人の増加となっているが、負傷者は1,560人減少している。

また、事故1件当たりの死傷者数も、前年の28.8人に対し、22.3人と減少している。

特異な救急事故を事故種別ごとにみると、交通事故が158件で全体の61.5%を占め、また死傷者数においても交通事故によるものが3,155人で55%を占めている（第6—3図参照）。

同時に多数の死傷者を伴う特異な救急事故は、通常の救急体制では対処しえない場合が多いので、有事に備えて、消防機関相互の協力体制をととのえ

第6—3図 昭和48年中における特異な救急事故の状況



るとともに、警察、保健所、医療機関等相互の緊密な協力体制が必要である。

このような集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については、消防庁、厚生省、警察庁、日本医師会等の関係機関の協議に基づき、昭和40年6月消防庁長官名をもつて都道府県知事あて通知をし、ファースト・エイド（初期処置）及び初期診療を適切に確保するとともに、更に災害が長期化する場合等を考慮して医療体制を組織的に整備するよう指導を行っている。また、都道府県及び市町村はそれぞれ地域防災計画を策定し、防災会議に救急医療部会を設置するなどの対策を推進しているところである。

（3）救急体制の整備状況

ア 救急業務の実施市町村

救急業務実施市町村は、昭和49年4月1日現在で2,429市町村（643市、1,398町、388村）で、前年に比較すると303市町村（14.3%）増加している。

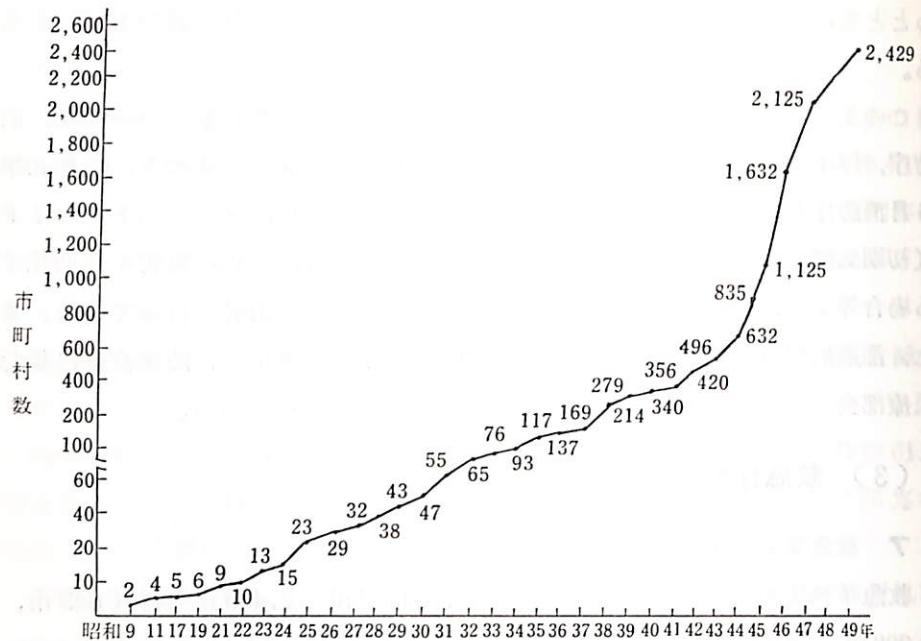
救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来実施市町村の数も年々増加し、昭和38年を100とすれば、昭和49年の指数は1,135と大幅な伸びを示している（第6—4表参照）。

このうち1,800市町村（629市、940町、231村）は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務づけられた政令市町村であるが、629市町村（14市、458町、157村）は、実施義務の課せられていない任意実施市町村である（第6—5図参照）。

また、これらの救急業務実施市町村のうちには、当該市町村の財政状況、

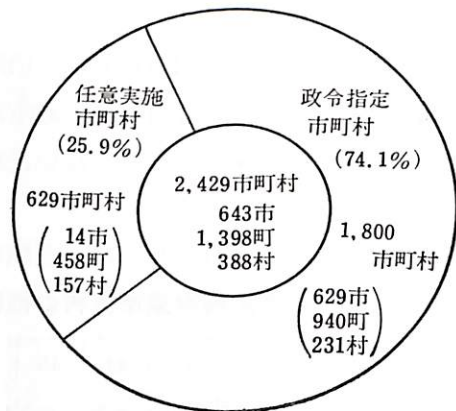
第6—4表 救急業務実施市町村の推移

区分	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
市町村数	214	279	340	356	420	496	632	835	1,125	1,632	2,126	2,429
対前年増加数	45	65	61	16	64	76	136	203	290	507	494	303
対前年増加率	27	30	22	5	18	18	27	32	35	45	30	14
指数	100	130	159	166	196	232	295	390	526	763	993	1,135



(注) 昭和38年までは、1月1日現在、39年は5月31日現在、40年及び41年は3月31日現在、42年以降は毎年4月1日現在の数値である。

第6—5図 救急業務実施市町村の内訳

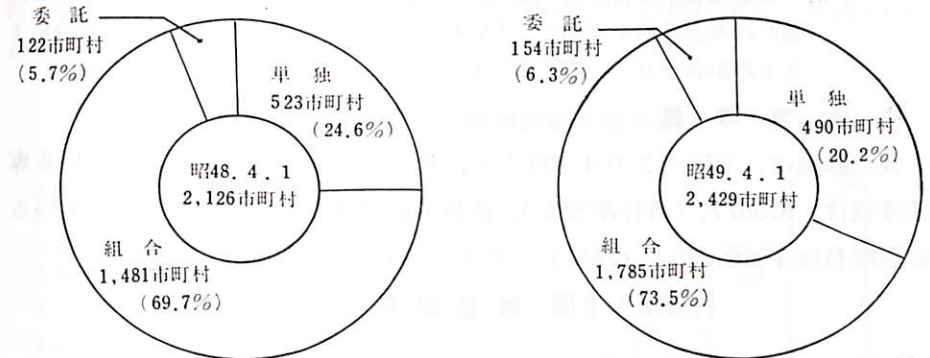


人口、事故の発生状況から単独で実施するよりも、複数の市町村が共同で処理の方がより効果的であるということから、一部事務組合及び事務委託に

よる広域的共同処理方式により実施している市町村(第6—6図参照)もある。

このうち、特に単独実施市町村が減少し、一部事務組合による実施市町村が昨年に比較し、約21%も増加したが、今後もこのような傾向が強まるものと思われる。

第6—6図 救急業務実施形態の内訳



救急業務の実施率を、市町村割合及び人口割合で見ると、市町村割合は、全市町村数3,271(49.4.1現在)のうち2,429市町村で、実施率74.3%(前年64.9%)であるが、人口割合では、93.3%(前年89.0%)となっている。

県別で実施率の高いところでは、市町村割合で見ると、岩手県、福島県、福井県の100%、北海道の99.5%、青森県の98.5%となっている。また人口割合で見ると岩手県、福島県、福井県の100%、北海道、東京都の99.8%、神奈川県、大阪府の99.4%となっている(附属資料23参照)。

イ 救 急 隊

救急隊は、「救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成し」、「救急自動車には傷病者を搬送するに適した設備、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えつければならない」とされている(消防法施行令第44条)。

救急隊は、救急業務を実施している2,429市町村に2,261隊配置されており、48年の1,909隊に比べて352隊(18.4%)増加している(第6—7表参照)。

第6—7表 救急隊の設置状況

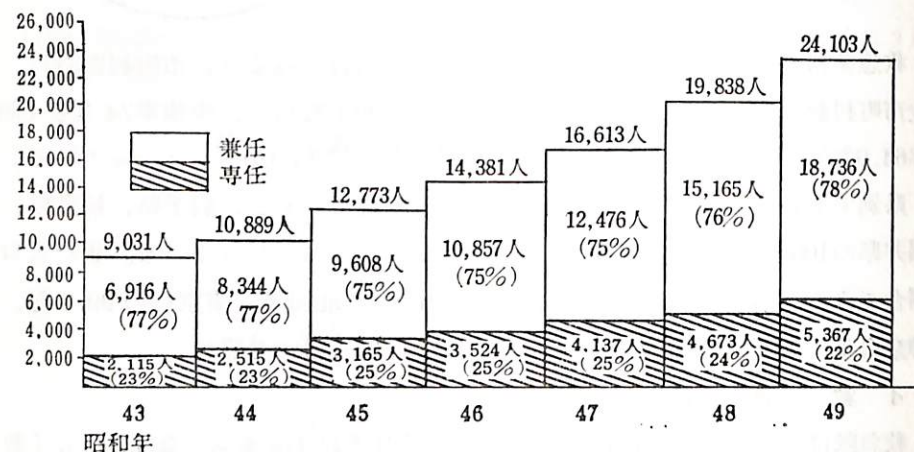
区分	年	43	44	45	46	47	48	49
救急隊数		802	966	1,161	1,312	1,564	1,909	2,261
対前年増加数		150	164	195	151	252	345	352
対前年増加率(%)		17.1	20.4	20.2	13.0	19.2	22.0	18.4

(注) 1. 各年とも4月1日現在の数値である。
 2. 救急業務実施市町村の増加数と比較し、救急隊の増加数が少ないのは、新たに救急業務を実施した市町村の中に、事務委託及び一部事務組合によるものが含まれているためである。

ウ 救急隊員

救急隊員は、全国で2万4,103人で、そのうち救急業務に従事している専任隊員は、5,367人(専任率22%)、救急業務以外の消防業務を兼務している救急隊員は1万8,736人(78%)である(第6—8図参照)。

第6—8図 救急隊員の状況



(注) 救急隊員数は、各年とも4月1日現在の数である。

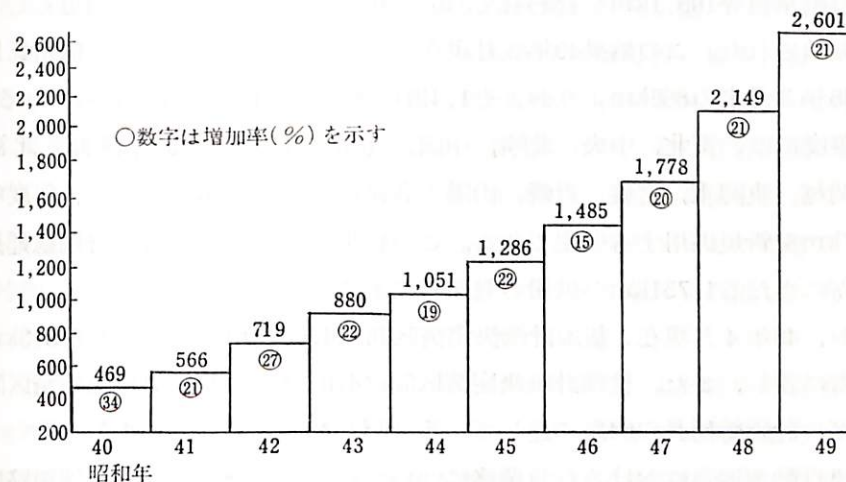
救急隊員は、人命救護という重要な任務をもっているので、隊員の養成については、都道府県及び指定都市の消防学校において救急業務実施基準に従い救急科を設けて養成を行っているほか、救急隊員の指導者を養成するため、昭和43年度から消防大学校において救急科を設置しており、48年度末までに251人がその課程を修了し、全国の救急隊員の中核となり活躍している

が、2万4,103人の救急隊員のうち、救急業務実施基準に定める資格を有する隊員は、9,217人と全体の38.2%(前年34.3%)にすぎないので、今後とも教育訓練の充実を図り、救急隊員の資質の向上に努め、より適正な業務の遂行を期する必要がある。

エ 救急自動車

救急自動車の保有台数は、49年1月1日現在2,601台で前年の2,149台に比較し452台(21.0%)増加しているが、過去10年間の推移は第6—9図のとおりである。

第6—9図 救急自動車保有台数の推移



(注) 昭和40年は3月31日現在、41年以降は4月1日現在の台数である。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの処理を迅速適確にするため、救急病院等の関係機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示を行うための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については、昭和43年度から国庫補助を行っているが、48年度までに87団体において整備された。なお、従来は主として人口規模の大きい都市を対象に国庫補助を行ってきたが、48年度からは補助基準を引下げおおむね人口10万程度の中小都市についても補助されるようになった

た。全国の救急指令装置の保有数は、昭和49年4月1日現在で149基となっている。

(4) 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道は、第7次道路整備五か年計画期間中に、約3,100kmを供用することを目途として、現在着々と建設がすすめられている。48年度中には、中央自動車道西宮線13.3km、中国縦貫自動車道15.5km、九州縦貫自動車道57.5km、北陸自動車道53.2km、東北縦貫自動車道91.2kmおよび関門自動車道9.4kmの計240.1kmが完成し、48年4月に切替えられた北海道横断自動車道等106.1kmを合わせて346.2kmが新たに高速自動車国道として供用開始された。この結果49年3月現在における高速自動車国道の供用延長は、48年3月末の868kmよりおよそ1.4倍に増加した1,214kmとなっている。

49年度には、東北、中央、北陸、中国、九州の5道及び九州横断、北海道、関越、東関東、常盤、近畿、山陽の各路線について事業を行い、年度中に537kmを新規供用する予定である。この結果、50年3月末には計画総延長の23%に当たる1,751kmが供用の見込みである。

なお、48年4月現在、基本計画決定済区間は6,694kmで計画延長7,513kmの89%に通し、また、整備計画決定済区間は4,816kmで基本計画決定済区間の72%、計画総延長の64%に達している（昭和49年「建設白書」）。

高速自動車国道における救急業務については、昭和38年、名神高速道路について第1次供開始が行われて以来、沿線市町村がインター所在市町村を中心に、一部事務組合、相互応援協定あるいは、知事要請方式によって、救急体制を整備するとともに、各高速道路ごとに、沿線市町村及び都道府県において連絡協議会を設置して、救急業務の円滑かつ適切な実施を図ってきていた。

その後、昭和45年6月、交通安全対策基本法が施行され、翌46年3月同法に基づいて策定された交通安全基本計画において、「高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに救急業務実施市町村と同公団との連携を強化す

るものとする。」と定められた。しかしながら、日本道路公団の自主救急の範囲及び同公団と市町村との連携のあり方が必ずしも明確でなかったこと等により、少なからず問題を残していたが、昭和48年10月「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ、高速自動車国道における救急業務のあり方について、昭和49年3月次のような研究結果の答申がなされた。

高速自動車国道における救急業務については、交通安全基本計画（昭和46年3月中央交通安全対策会議決定）の定めるところにより日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的に、人命救護に万全を期すべきである。

日本道路公団は、インターチェンジが所在する市町村の規模、救急処理能力その他の実情を勘案して、(1)供用延長がおおむね40キロメートル以上である高速自動車国道に置かれる交通管理分駐所のうち、その管理区間の延長に対し人口5万未満のインターチェンジ所在市町村が救急業務を担当すべき区間の延長の割合が2分の1以上となるもの、(2)超長大トンネルの管理のため特別な管理体制をとるべき交通管理分駐所について基地を設置し、その管理にかかる区間について自主救急を行うべきである。

これにより、日本道路公団では、昭和49年度から、上記答申の自主救急基地の設置基準に該当する区間について、インターチェンジ所在市町村の実情等を勘案して交通管理分駐所に基地を設置して自主救急を実施することとしている。自主救急区間以外の区間については、インターチェンジ所在市町村等が救急業務を行うこととなるが、これらの救急業務実施市町村に対しては、高速自動車国道の特殊性を考慮し日本道路公団において一定の財政措置を行うこととしている。また、同公団は、従来どおり交通管理員に対する救急訓練の実施、交通管理用車輛への医薬品の搭載等の措置を講ずるとともに、日本道路公団と関係機関との救急専用通信回線の整備、非常出入口の整備等の措置を引き続き推進することとしている。

高速自動車国道における救急業務の処理については、日本道路公団及び市町村は、関係機関による連絡協議会を設置する等により連携を強化すると

ともに、それぞれの救急業務の実施体制の整備を促進し、円滑な連携により、国民の生命身体の安全を確保していかなければならない。

(5) 救急体制の拡大強化

ア 救急業務を行わなければならない市町村の指定

救急業務を行わなければならない市町村は、消防法施行令第43条に「自治大臣が、当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村とする」と定められている。

これにより、昭和49年6月29日以降、新たに401市町村に救急業務の実施が義務づけられ、救急業務義務実施市町村は、2204市町村となった(うち1町は未実施である)(第6-10表参照)。

また、現在任意に実施している239市町村を合せて2442市町村が救急業務実施中の市町村である。

なお、本年7月1日、消防法施行令の一部が改正され、昭和50年4月1日より「消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村」は、救急業務を行わなければならない(消防法施行令第43条)こととされた。昭和38年に救急業務が消防の業務として法制化されて以来、逐次義務実施市町村が拡大されて来たところであるが、消防法で定める救急業務の義務実施市町村の範囲の拡大については、これで最終的なものになる。

第6-10表 49年度義務実施市町村追加指定後の救急体制

区 分	市 町 村 数 (A)	(A)のうち救急業務を 実施しているもの (B)
48年度以前指定義務実施市町村	1,803	1,803
49年度追加指定義務実施市町村	401	400
小 計	2,204	4,203
任 意 実 施 市 町 村	239	239
合 計	2,443	2,442

(注) 実施市町村は昭和49年6月28日現在の数値である。

イ 広域共同処理方式の推進

単独で救急業務を実施することが困難な市町村及び数市町村が共同して行う方が効率的である地域については、事務委託あるいは、広域市町村圏の整備計画にそった一部事務組合等の広域的共同処理方式により市町村の実態に即した体制の整備を図っている。今後とも救急体制の整備を促進していくに当たっては、これらの広域共同処理方式を積極的に活用する必要がある。

(6) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況をみると第6-11表のとおりで、全国に4,767か所あり、前年(4,778か所)と比較すると11か所の減となっている。

これを都道府県別にみると附属資料26のとおりで、多いところは、東京都の512、愛知県の430、静岡県の293か所であり、少ないところは、島根県の16、滋賀県の17、鳥取県、奈良県の19である。

第6-11表 救急病院等の告示状況(49.4.1現在厚生省調べ)

区分	国 及 び 公 的 医 療 機 関								私的医 療機関	合 計
	国立	都道府 県立	市町村 立	日赤	済生会 北社協	厚生連	社保関 係団体	計		
病 院	102	88	352	76	39	79	60	796	2,108	2,904
診 療 所	—	—	4	1	—	—	—	5	1,858	1,863
計	102	88	356	77	39	79	60	801	3,966	4,767

厚生省においては、救急業務を行わなければならない市町村の範囲の拡大に対応し、救急病院等の適正配置を推進するとともに次のような救急医療体制の整備強化を図っている。

交通事故による傷病者には頭部外傷等の重症外傷患者が少なくなく、これら重症患者のためには、主として、初期治療を担当する救急告示病院・診療所のほかに、これらと連携しつつ、更に、高度の診療機能を有する救急医療専門施設の整備が必要である。

このため、救急医療の中心的役割を果たす救急医療センターを、おおむね人口 100 万に 1 か所程度の割合で国立及び公的医療機関を中心に全国に配置することを目標として、47年度から国庫補助等により整備し、47年度末まで当初目標を上まわる 153 か所が整備されたところであるが、引き続き今後も道路交通事情等を勘案のうえ、交通事故多発地域に救急医療センターの整備を推進することとしている（第 6—12 参照）。また、休日、夜間における住民の医療を確保するため、当番医制等医療機関相互の連絡体制等を図る休日急患診療確保対策を、47年度から国庫補助により実施している。

救急医療機関の技術を向上させるため、39年度から、救急病院、救急診療所に勤務する医師に対して救急医療一般に関する研修を行うとともに、救急医療センターに勤務する医師を対象に、43年度から脳神経外科、44年度から麻酔科を加え、高度の救急医療技術の研修を行っている（昭和48年版厚生白書）。

第 6—12 表 救急医療センター年次別整備計画

区 分	計画数	42年度以前	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	合 計	
国立救急医療センター	1						1				1	
救 急 医 療 セ ン タ ー	国 立	46		6	7	7	7	3	4	(予定) 5	46	
	公 的	147	17	11	14	15	20	15	17	22	(予定) 16	147
	そ の 他	6	6									6
計	200	23	17	21	22	27	23	20	26	21	200	

このほか、昭和49年度には、休日夜間診療所 100 カ所の整備を図るべく所要の予算措置を講じている。

以上のように救急医療体制については厚生省においても、逐次その整備が図られているが、消防庁においても、このような救急医療体制の現状にかんがみ、昭和44年以来、もっとも住民に密接な関係にある公立病院に対し、積極的に救急医療機関として申し出を行うよう指導方針を打出しているが、48年にも都道府県知事あてこの趣旨の通達を出し指導している。

しかしながら、急病を始めとする救急事故の増加に対処するためには、現在の救急医療体制は、十分といい難く、救急医療需要の増加にみあった救急医療体制の早期整備が強く望まれている。

7 救助活動

(1) 概要

救助活動とは、災害事故によって生ずる危険から、人命を救出救助することであって、一般的には消防機関が、その実施に当たっているが、救助活動の態様によっては警察、自衛隊、水防団及び山岳会その他の民間国体との協力のもとに行われている。

救助活動の必要性の高い地域では、消防機関に救助活動に当たる専門の隊を設置しており、昭和49年4月1日現在、救助隊設置団体は317団体、救助隊数は834隊でいずれも前年度にくらべて77%増加している(第7-1表参照)。

救助隊の装備については、各団体における救助活動の内容程度により差異があり、必ずしも同一ではないが、呼吸保護器、エンジンカッター、溶断機、油圧式救助器具等の救助器具を専用の救助工作車、又は化学車、はしご車、消防ポンプ車等の車両に積載し、1車両当たり4ないし5人の人員で1隊を構成し、2ないし3交替で救助活動の任に当たっている。

救助隊員は全国で1万2,397人でそのうち救助業務に専従している専任救助隊員は1,079人(専任率8.7%)、救助業務とその他の消防業務とを兼務している救助隊員は1万1,318人である(第7-1表参照)。

第7-1表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊設置団体数	設置団体人口(45国調)	救助隊数	救助隊員数			隊員が登乗する車両					
				専任	兼任	小計	救工作助車	はしご車	消防ポンプ車	タンク車	その他	小計
49.4.1現在④	317	63,054,495	834	1,079	11,318	12,397	127	177	577	148	61	1,090
48.4.1現在⑤	179	50,674,954	472	775	4,593	5,368	107	64	194	79	73	517
伸び率 ④/⑤	1.77	1.24	1.77	1.39	2.46	2.31	1.19	2.77	2.97	1.87	0.84	2.11

また、消防職員の救助活動に関する教育訓練については、「消防学校の教育訓練の基準(昭和45年消防庁告示1号)」に取り入れられており、これによると消防職員に対する専科教育の教育課目である警防科に救助課程をおき、災害救助対策、救助基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている。

(2) 実施状況

ア 火災発生時における救助活動

火災発生時における救助活動は、中高層建築物、地下街等の火災発生時における人命救助がその典型であるが、これらの救助活動を要する建築物の火災において、救助隊は消火活動に当たる隊とともに出動して人命の安全確保を優先して、まず人命検索を行い、救助活動を展開しているのが実情である。

昭和48年中における火災時の全国の救助活動の実施状況をみると、救助活動の件数448件、救助人員数1,529人、救助活動出動人員数1万738人となっている(第7-2表参照)。

イ 火災以外の災害発生時における救助活動

火災以外の災害発生時における救助活動は、交通事故、水難事故、あるいは労働災害事故等による被害者の救出救助がその典型である。

昭和48年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況をみると、救助活動件数については、交通事故が3,637件で全体の52%を占めている。救助人員については、交通事故、火災及び風水害等の自然災害の三つの合計で全体の71%を占めている。

なお、水難事故及び風水害等自然災害時における救助活動人員のうち約4分の1は消防団員となっている(第7-2表参照)。

今後、火災以外の災害発生時における救助活動の必要性は、最近における社会環境の複雑化、多様化、災害の多発化、大規模化に伴いますます増大するものと思われる。

第7—2表 救助活動状況

災害、 事故の 種別	火災以外の災害時における救助活動								計 (B)~(H) (1)	合計 (A)+(1)
	火災時 における 救助活 動 (A)	交 通 事 故 (B)	水 難 事 故 (C)	風 害 等自然 災害 (D)	機 械 による 事 故 (E)	建 物 、 工 作 物 による 事 故 (F)	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故 (G)	そ の 他 の 事 故 (H)		
救助活動 件数	448	3,637	523	178	607	436	335	805	6,521	6,969
救助人員	1,529	4,171	523	938	549	412	414	766	7,773	9,302
救助活動 出 員 数	10,738 (556)	27,834 (726)	5,529 (1,730)	2,779 (1,027)	6,709 (76)	4,246 (11)	3,037 (73)	7,588 (1,346)	57,722 (4,989)	68,460 (5,545)

(注)1. ()書は消防団員数で外書である。

2. 機械による事故とは、エレベーターによる事故、プレス機械、ベルトコンベア等の建設機械、工作機械等による事故をいう。
3. 「建物工作物による事故」とは、建物又は工作物の倒壊による事故、建物内にとじこめられる事故、建物又は工作物にはさみこまれる事故をいう。

(3) 今後の課題

今後都市化が進むにしたがい建築物の高層化に伴う高所での救助新建材等による有毒ガス、あるいは濃煙中における救助、酸素欠乏中における救助、交通事故における救助等、高度かつ専門的な救助活動を要する場合がありますますます増大するものと思われる。

これに対処するため、高度かつ専門的な救助技術の錬磨及びこの技術を取得した職員の確保、救助技術の開発と体系化、救助装備の高度化並びに救助業務の制度化を図る必要がある。

特に、火災以外の災害時における救助活動については、消防の本来的な任務との関連において救助活動の対象とすべき災害事象の範囲が、問題であり、救助活動のあるべき基準の設定等更に検討すべき課題は多い。

8 消防教養訓練

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助

ア 教育訓練

消防大学校は、消防組織法第4条の4に定めるところにより、昭和34年開講以来、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員、又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行っており、前身の消防講習所（昭和23年開所）以来7,897人（昭和49年7月末現在）の卒業生を送り出している。

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育訓練の課程は、「消防大学校校則」に定められ、次の4部8学科からなっている。

部	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部
学 科	本 科	警 防 科 予 防 科	上級幹部第1科 上級幹部第2科 消防団長科	機 械 科 救 急 科

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

- 第1部 消防に関する総合的、かつ、高度の知識及び技術の修得
- 第2部 消防の実務に関する専門的、かつ、高度の知識及び技術の修得
- 第3部 消防行政並びに消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得
- 第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和48年度及び昭和49年度における教育訓練の実施状況は第8—1表のとおりである。

第8—1表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和48年度		昭和49年度		備 考
部	学 科	実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第1部	本 科	2	76	(2)	(89)	()は49.4.5~9.20及び49.9.27~50.3.20実施予定、49.9.27~50.3.20までの45人は見込数
第2部	警 防 科	2	148	(2)	(141)	()は49.10.16~12.18及び50.1.17~3.20実施予定、学生数は見込数
	予 防 科	2	146	(2)	(141)	()は49.4.5~7.6及び49.9.18~12.18実施予定、49.9.18~12.18までの78人は見込数
第3部	上級幹部第1科	1	83	1	71	
	上級幹部第2科	—	—	—	—	
	消防団長科	1	33	(1)	35	
第4部	機 械 科	—	—	—	—	
	救 急 科	1	52	(1)	(65)	()は50.1.17~3.20学生数は見込数
計		9	538	9	542	

(ウ) 入校学生の教育訓練

最近消防大学校に入校を希望する者が年々急激に増加しており、特に警防科、予防科及び上級幹部第1科にその傾向が著しい。

このことは、国における消防の常備化、広域化施策の推進に伴い、組合消防の形での消防本部、署の設置市町村の増加と、これに加えて時代に即応する消防関係者の消防教養に対する認識の高まりによるものと考えられる。ちなみに、最近5年間における学生数は次のとおりである。

年 度	45	46	47	48	49	備 考
学生数	415	481	493	538	542	昭和49年度は今後入校予定者を含む

(注) 昭和49年度の入校希望者は722人であったが、消防大学校の施設の収容能力等の関係から、542人(入校希望者の75%)を受け入れることとした。

消防大学校においては、従来から学生の消防に関する経験年数や年齢その他の相違のはなはだしい傾向がみられ、そのため、教育内容や方法の基盤をどこに置くかについて多くの問題があったが、更に入校学生の増加は一層そ

の傾向を深める結果を示している。このため、特に入校希望者の多い学科については、学生の消防経験の多寡等により入校時期を分けて入校させ、それぞれの期の学生ごとの知識や技術の斉一化を図ることが、教育効果を収めるうえに必要なとの観点から昭和48年度においては警防科のほか、更に予防科についても前期、後期に分けて2回実施し、前期に入校する学生については、予防行政の経験豊富な者を、後期に入校する者については前期の学生に比し、予防行政の経験の少ない者を対象とし、入校学生の知識、技術を斉一化したため、教育効果のうえにおいて好結果を得た。

昭和49年度においては、警防科及び予防科の年2回実施が予算化されたので引き続き年2回の教育を実施することとしている。

(エ) 今後の課題

消防大学校における入校希望者の激増の状況については、既に述べたが、現に消防大学校の施設の収容能力限度の学生を収容しながらもなお、入校希望者のうち相当数の受け入れを制限している実情にある。一方、1クラスの学生数は一部の学科を除き70人ないし90人というようすし詰め教育の現状である。このような教育需要の増大する現状にいかに対処するかが当面の課題である。これがため施設の整備、教職員の確保等解決を図らねばならない多くの問題がある。

第一の施設の整備については、昭和49年度中には寮(48人収容)が完成することとなり年間100人程度の学生の受け入れ数を増すことが可能となり、この面では多少現地の要望に応えられるわけである。教室については、視聴覚教室が昭和49年度半ばに完成し使用可能となるが、普通教室、食堂等については収容学生数に適應するよう今後早急に整備を図る必要がある。

第二は、教職員の確保である。すし詰め教室を解消し教育訓練の実施に適当な1クラス50人ないし、救急科のように特に実技訓練を多く必要とするものについては、それ以下の人数で行うことが望ましく、そのためには学科の実施回数を増すことが必要である。

このように学科の実施回数を増加し、増大する教育需要に対応するためには、教職員の増員が必要な要件である。

更に我が国の都市化の状況、また勤務の三部制、週休二日制の実施への動き等を総合的に勘案すると、消防職員の数は今後相当に増加し、これに伴い消防大学校の教育対象者である幹部の数は更に増加するものと考えられる。このような状況に対応するため長期的見通しのもとに逐次教職員の確保と施設の整備等を図って行く必要がある。

イ 消防学校に対する技術的援助

消防大学校においては、その任務の一つとして消防組織法第4条の4第3項に基づき、消防学校等に対し教育訓練の内容及び方法について必要な技術援助を行っている。

(ア) 講師の派遣及びあっ旋

専門的な分野の教育に資するため学識経験者を講師に委嘱し、都道府県等の消防学校からの要請に応じて派遣している。その担当教科目は、現在人事管理、消防戦術、火災対策、火災現象、避難対策及び出火原因調査の6科目である。

また、都道府県等の消防学校は実務担当教員が不足している実情にあるので、消防大学校においては、消防学校等からの要請を受け入れ、消防大学校教官若しくは適当な消防機関から講師を派遣あるいはあっ旋して便宜を図っている。

(イ) 消防学校教員の実務講習

消防学校における問題の一つとして、消防実務に通じた教員の少ないことがあげられる。そのため、従来から消防大学校に対し、教員養成科の新設が強く望まれていた。

そこで消防大学校では、消防学校等に対する技術援助の一環として、実務面の知識や技術を補足するため、昭和45年3月を第1回とし、年2回教員の実務講習を実施してきた。

昭和49年度計画においては、これを更に一步進めて、消防教育の実効をあげるため消防学校教員科とし、教員の養成並びに資質の向上を図ることとしている。

(ウ) 教員用指導資料及び参考資料の編集配布

昭和43年から教員用資料の作成に着手したが、昭和45年3月に「消防学校の教育訓練の基準」が定められたので、この間に編集、配布した資料は基準に適合するよう整備し、現在まで32種目にわたる資料の編集及び配布を行った。

今後は指導資料のほかに視聴覚教材についても作成又は編集し、消防学校等に対し技術援助の範囲を広げることとしている。

(エ) 消防教育訓練研究会

消防教育にたずさわる者の共通の広場として、昭和40年3月に第1回研究会を開催以来昭和48年12月までに13回開催した。

当初は、都道府県消防学校の校長、教員等が参加して、学識経験者の講演を聞き、また参加者による研究討議あるいは研究発表を行い、消防教育訓練指導要領の作成に資するものであった。

第9回研究会以降は、新しい消防学校の教育訓練の基準にのっとり実施される教育訓練上の具体的な諸問題を課題としてとりあげてきたが、今後は、常備消防の拡充強化に伴う教育需要の増大、並びに教育内容の多様化専門化に対応すべき教育方法、すなわち効率的な教育方法としての視聴覚教育の導入、活用とこれらに関連する科目の教授要領等を課題としてとりあげていくこととしている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情ある場合を除くほか、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている。(消防組織法第26条)

従来43都道府県が消防学校を設置していたが、新たに沖縄県消防学校が昭和49年3月1日に開設され、昭和49年4月1日現在で未設置は、京都府、和歌山県、鳥取県の3府県である。なお、和歌山県は現在建設中である。また指定都市では名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市、東京都特別区が

消防学校を設置しており、昭和49年4月1日現在で未設置は、札幌市、横浜市、川崎市、北九州市の4市である。この結果、昭和49年4月1日現在の消防学校数は昭和48年4月1日より1校増えて計49校になった。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準は、従来「消防教養基準」（昭和39年3月5日自消甲教発第8号都道府県知事あて消防庁長官通達）に示されていたが、昭和43年の消防組織法の改正により、同法第26条に第4項が加えられ、「消防学校における教育訓練については、消防庁の定める基準を確保するように努めなければならない」と規定されたので、これに基づき「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）が定められ昭和45年4月1日から実施されている。

消防学校における教育訓練の種類は、消防職員に対するものには初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものには普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とされている。

その概要は、次のとおりである。

- ① 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- ② 「普通教育」とは消防団員のすべてに対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- ③ 「専科教育」とは現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいい、科又は課程の種別ごとに行われるのが原則であるが、必要に応じ2以上の科又は課程を合わせて行うことができるとされ、教育期間はその内容に応じて異なっている。
- ④ 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい、教育期間は内容に応じて異なっている。
- ⑤ 「特別教育」とは上記①～④に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団員は、自らの職業を持っているため、消防学校における教育が十分実施できがたいと認められるときは、教員を教育訓練場等に派遣して、学校教育の補習を行うことができるとされている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウェイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は、第8—2表のとおりで初任教育を実施した46校のうち「消防学校の教育訓練の基準」に定める6か月の教育を実施したのは、わずか10校（うち指定都市の消防学校は5校）であり、前年に比べて3校の増とはなっているものの全体の5分の1にすぎない。これは主として最近の組合消防等広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員数が急増したのに対し、消防学校の収容能力が追いつかなかったため、教育期間を短縮し、実施回数を増加して、これを消化せざるを得なかったためである。

新規採用者の初任教育受講状況（第8—3表）をみると、昭和48年度の新規採用職員数は9,999人で前年度より436人の減ではあるが、前々年度より1,705人増加しており、先述のように組合消防等広域消防体制に伴う新規採用職員の急増の傾向はピークを越えたものの依然として続いている。したがって急増する初任教育の需要に対し十分な体制が整っていないのが現状である。また、初任教育を受けた者は7,327人で新規採用職員の73.3%となっており、比率ではわずか1%ではあるが前年度より上回っている。このうち6か月受講者は人員で2,589人と前年度1,254人より1,335人増、新規採用職員に対する割合で25.9%と前年度12.0%より13.9%増となっており、4か月受講者は、人員で1,695人と前年度626人より1,069人増、新規採用職員に対する割合で17.0%と前年度6.0%より11.0%増と大巾に伸びている。逆に5か月受講者は人員で394人と前年度1,886人より1,492人減、新規採用職員に対する割合で3.9%と前年度18.1%より14.2%減となっており、3か月受講者は人員で1,118人と前年度1,638人より520人減、新規採用職員に対する割合で11.2%と前年度15.7%より4.5%減となっている。これは5か月コースが6か月コースへと、3か月コースが4か月コースへと充実されたことによるものと考えられる。このように、全般的に初任教育の期間が長期となってき

ていることは、関係者の努力の結果と考えられ喜ばしいことである。しかしながら、ここ数年来、新規採用職員の4分の1以上が初任教育を受けず、また、初任教育受講者の約65%が初任教育期間5か月以下で受けざるを得ない状態にある現状では、他の消防職員、団員の教育訓練にまで手が回りかねるところが多い。しかし、新規採用職員数も昭和49年度以降は安定してくるものと思われ、関係者の努力と相まって逐次改善がみられることが期待される。

第8—2表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭和48年度	昭和47年度	昭和46年度
6 か 月	10	7	7
5 か 月	4	10 (2)	11 (2)
4 か 月	15	6 (1)	4
3 か 月	10	12 (1)	15 (1)
2 か 月	10	10 (4)	7 (3)
1 か 月	— (2)	1 (3)	0 (2)
そ の 他	—	0 (2)	2 (3)
計	49 (2)	46(13)	46(11)

(注) 同一消防学校において研修期間の異なる研修を実施した場合、一番期間の長いものを1校としてとらえ、その他の研修については()で計上した。また1か月未満の期間については15日以上のもを1か月としてとらえている。

第8—3表 新規採用者の初任教育受講状況

区 分	昭和48年度	昭和47年度	昭和46年度	
初任教育を受けた者	6 か 月	2,589人(25.9%)	1,254人(12.0%)	1,367人(16.5%)
	5 か 月	394人(3.9%)	1,886人(18.1%)	1,157人(13.9%)
	4 か 月	1,695人(17.0%)	626人(6.0%)	669人(8.1%)
	3 か 月	1,118人(11.2%)	1,638人(15.7%)	1,512人(18.2%)
	2 か 月	1,531人(15.3%)	1,855人(17.8%)	1,040人(12.5%)
	1 か 月	—	380人(3.6%)	269人(3.3%)
	小 計	7,327人(73.3%)	7,639人(73.2%)	6,014人(72.5%)
初任教育を受けなかった者	2,672人(26.7%)	2,796人(26.8%)	2,280人(27.5%)	
合 計	9,999人(100%)	10,435人(100%)	8,294人(100%)	

エ 教育訓練の問題点と今後の課題

(ア) 新規採用者の急増

このように消防学校における教育訓練が徹底できない最も大きな理由は前にも述べたとおり、教育訓練を受けるべき消防職員数の急増に対し、消防学校の施設及び教職員の整備充実が立ち遅れていることにあるといえるであろう。最もウェイトの高い初任教育の対象者である新規採用職員数は、昭和43年度においては4,240人であったが、年々平均25.3%の増加を示し、昭和48年度では前年度に引続き約1万人に及んでいる。なお、この間における消防学校の初任教育修了者数も昭和43年度の3,030人から昭和48年度では7,327人へと年々増加の一途をたどり昭和43年度の約2.5倍に達している。

(イ) 施設面の不足

これに対し消防学校の施設及び教職員については「消防学校の施設、人員及び運営の基準」(昭和46年4月19日消防庁告示第1号)にそって整備されつつあるが6か月初任教育を完全に実施するには現在の2倍以上の寮施設が必要であり、また、現有の施設についても、全般に施設設備の狭少、老朽化がみられ、屋内訓練場、プール等の必要施設を欠くものが多く、実務的教育訓練を行うために必要な消防車等も老朽化したものが使用されている場合が多い。

(ウ) 教職員の不足

教育訓練に従事する教職員の確保も、人員不足のおりから困難をきわめ、特に専門的な知識及び高度な技能を必要とする教員は消防実務を直接担当していない都道府県から適任者を得るのは容易でなく、したがって多くの都道府県は市町村の消防職員から教員を迎えている実状である。昭和49年4月1日現在の教職員数は793人で、このうち市町村からの派遣職員は81人(10.2%)で昭和48年度の75人(10.5%)より6人増となっているが、その占める比率はやや小さくなっている。一方、専任職員についてみると、702人(88.5%)で昭和48年度539人(75.5%)より163人(13.0%)増と大巾な伸びをみせており、都道府県の努力のあとがうかがえる。

(エ) 今後の課題

広域消防体制の推進に伴い急激な増加を示していた新規採用職員も昭和47年度をピークとして昭和48年度ではやや安定してきており、当分の間はおちつくものとみられるので、都道府県等の努力も相まって初任教育は多分に改善されるものと思われる。しかしながら、「教育訓練の基準」に定められた教育訓練の完全実施はなおほど遠い状態にあり、消防学校の施設の拡充、教員の確保等の環境づくりのほか、消防職員の職務内容に応じた教育訓練のあり方も再検討すべき時期にきている。

(3) その他

ア 消防操法の基準の制定

従来、消防用器具等の操法は、「消防操法の準則」及び「消防用器具操法の準則」に基づき訓練を実施してきたが、最近の経済成長と科学技術の発達により、発生する災害も複雑多様化し、これらの災害に対処するためには、現在の社会状況にマッチした消防操法の基準を制定し複雑な状況に対処しうる訓練を実施する必要にせまられ、昭和47年5月、旧消防用器具操法の準則等を廃し、新たに「消防操法の基準」を定め、その普及に努めている。

イ 全国消防操法大会の実施

効果的な災害防衛活動を実施するには、消防職員、団員の日常の技術の練磨と志気の高揚が肝要であり、これらを目的とした消防団員の「全国消防操法大会」が昭和43年度から財団法人日本消防協会の主催で隔年に実施されているが、昭和49年11月2日に第4回目の大会が実施された。この操法競技は、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの2種類について各都道府県から選抜されたチームが出場して一連の動作、操作の迅速性、確実性、安全性等について技を競うものである。

なお、昭和47年度に行われた第3回大会からは新しく制定された「消防操法の基準」に基づき実施されている。

ウ 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日頃練成した技術の相互交換、研さんの場とする全国消防救

助技術大会は財団法人全国消防協会の主催で開催されているが、本大会も3年目を迎えることとなり、第3回の大会は昭和49年9月18日横浜市において開催されており、以後毎年開催される予定である。

なお、全国大会に出場するまでには全国9ブロックの地区指導会を経ている。

エ アジア諸国消防職員等の研修

消防庁では、日本政府のコロナボ計画等に基づいて、特殊法人国際技術協力事業団の協力のもとに発展途上にあるアジア諸国の消防職員を対象に集団研修「消防行政セミナー」を実施している。

この研修は、昭和45年度に開始、毎年度行われ、昭和49年度には第5回目として9月9日から11月2日までの約2か月間にわたって行われた（昭和46年度までは1か月間）。これまでの各年度の受講状況は第8—4表のとおりである。

第8—4表 アジア諸国消防職員等研修受講状況

研修員受入国	アフガニスタン	カンボジア	インドネシア	インドネシア	韓国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	台湾	トルコ	エジプト	クメール	計
49年度			1		1	1	1		1	1	1				1	1		9
48年度				2			1	2		2	1	1					1	10
47年度		1	1	1	1	1	1			1	1	1						9
46年度	1			2			1	1	1	1	1	1	1	1				11
45年度			1	2		2		1		1		1		2				11
計	1	1	3	7	2	2	4	6	1	2	6	4	4	1	3	1	1	50

9 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

消防職員及び消防団員は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、旺盛な消防精神により献身的な活動を行っている。

近時人命安全が強く叫ばれ、国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防に対する国民の期待は極めて大きいものがある。こうした国民の期待にこたえるため、消防の活動範囲もひとり火災に限らず、質量ともに多方面にわたっている。

たとえば、列車、電車事故、爆発事故、酸素欠乏事故、建築工事現場事故や洪水、高潮、津波、山崩れ、山岳遭難、水難事故等あらゆる災害に消防職員、団員は敢然と立ち向い、国民生活の安全確保に当たっており、更に海面における流出油の防除作業にも従事している。また、最近、特に地震対策の必要性が強調されているが、その中で最も憂慮されるのは、大震に伴う火災対策であって、消防の活動が重要性をもっている。

このような消防の活動の範囲の拡大に伴い、殉職しあるいは負傷した消防職員、団員の数も増加しており、昭和47年中には合計5,118人となっている。

上記のような国民生活の安全管理者ともいべき消防の活動にかんがみて、特に消防職員の処遇については、更に勤務条件の改善に努め、後顧のうれいなく職務の遂行に献身しうるようにする必要がある、給与面の改善とともに、近い将来に一般的に週休2日制の採用がなされるとすれば、消防職員もまた一般行政職員と歩調を合せるように配慮する必要があることは言うまでもない。

消防職員については、地方公務員法によって、団結権が禁止されているが、昭和48年に入って国際労働機構（I.L.O）内部の審議で日本の消防職員の団結権問題についての意見が出され、また、公務員制度審議会での検討が重ねられた結果、9月3日の答申では「従来の経緯にもかんがみ当面現行制度によるもの……」とされた点を勘案すれば、使用者としての市町村にお

いて、消防職員の処遇の改善には一層の配慮をしなければならないものと思われる。消防庁としては、消防職員の勤務体制・給与制度等の勤務条件について研究を行い、積極的にその維持改善をはかるため、昭和49年5月に、消防職員勤務条件研究会を設置し、現在調査研究中である。

また消防団員についても郷土愛護の精神にこたえるため、一層処遇の改善につとめ、安心して職務を遂行できるような配慮を続けなければならない。特に公務災害補償の充実に努めるとともに、災害に対する地域防衛の中核となる消防団員の確保対策をこの上とも強力におしすすめなければならない。

(1) 活動状況

我が国の災害は年々増加の一途を辿り、救急業務を除いて火災及び風水害等の災害の防除に出動した全国の消防職員及び消防団員は、昭和47年の1年間において第9—1表のとおり出動延べ人員で1,488万5,520人、出動回数85万298回にのぼっている。これを1日当たりの出動回数で見ると2,330回となり37秒ごとに1回出動していることになる。出動回数を、その出動種別にみると、演習訓練が64.6%と首位を占め、次いで火災出動が12.0%、特別警戒8.1%、風水害等災害2.0%、救助活動1.8%、その他の出動（警察への協力、焼跡整理、誤報等）が11.2%となっている。

更に救急業務については、「第2各論6救急業務」においてのべたとおり、昭和49年4月1日現在2,429の市町村により実施されているが、その出動回数は昭和48年中に134万71件で前年比約17.5%の増加をみている。

(2) 公務災害の状況

昭和47年中における火災及び風水害等の災害の防除に出動し、職務遂行中死亡しあるいは負傷した消防職員及び消防団員の数は5,118人で、このうち殉職者は59人となっている。

昭和47年中の殉職者及び負傷者を災害等の種別ごとにみると、第9—2表のとおりである。殉職の原因を種別ごとにみると、風水害等災害によるものが49.2%と一番多く、次いで火災によるものが18.6%となっている。また負

第9-1表 消防機関の出動状況 (昭47.1.1~昭47.12.31)

種別	合計		火		災		風水害等災害		演習訓練	
	回数	延べ人員	回数	延べ人員	回数	延べ人員	回数	延べ人員	回数	延べ人員
職, 団員別										
消防職員計	633,993	5,088,743	57,339	1,178,514	7,731	80,410	471,339	3,137,672	471,339	3,137,672
消防団	216,305	9,796,777	44,987	2,107,239	9,215	784,250	77,863	4,350,027	77,863	4,350,027
消防団員計	850,298	14,885,520	102,326	3,285,753	16,946	864,660	549,202	7,487,699	549,202	7,487,699
構成比	100	100	12.0	22.1	2.0	5.7	64.6	50.3	64.6	50.3
種別										
職, 団員数										
特別警戒	回数	延べ人員	遭	延べ人員	救助活動	延べ人員	その他	延べ人員	回数	延べ人員
消防職員計	30,719	204,094	800	8,106	14,385	78,476	51,680	401,471	51,680	401,471
消防団	37,954	1,569,323	1,304	54,982	1,121	47,948	43,861	883,008	43,861	883,008
消防団員計	68,673	1,773,417	2,104	63,088	15,506	126,424	95,541	1,284,479	95,541	1,284,479
構成比	8.1	11.9	0.3	0.4	1.8	0.9	11.2	8.7	11.2	8.7

第9-2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 (昭47.1.1~昭47.12.1)

種別	合計		火		災		風水害等災害		演習訓練		特別警戒		遭		その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
職, 団員数																
消防職員計	14	2,480	3	1,171	5	69	0	526	0	9	0	1	6	704	6	704
消防団	45	2,579	8	1,534	24	275	3	621	4	41	1	10	5	98	10	98
消防団員計	59	5,059	11	2,705	29	344	3	1,147	4	50	1	11	11	802	11	802
構成比	100.0	100.0	18.6	53.5	49.2	6.8	5.1	22.7	6.8	1.0	1.7	0.2	18.6	15.8	0.2	18.6

傷者の原因を種別にみると、火災によるものが53.5%と首位を占め、次いで演習訓練によるもの22.7%、その他15.8%となっている。

(3) 処 遇

ア 消防職員の処遇

(ア) 給与及び手当等

a 消防職員には、勤務の特殊性や職務の危険性があるので、格別の処遇が必要である。給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村条例（組合条例を含む。）によって定められており、地域的な格差がある。昭和48年4月1日現在の調査によると適用給料表については、国の公安職俸給表をもとにしているものが、団体数で23%、職員数で51%であり、行政職俸給表を適用しているものが、団体数で77%、職員数で49%となっている。行政職俸給表を用いている団体では、号給調整により、あるいは消防手当、隔日勤務手当などによって、一般行政職員より優遇しているところが多い。消防職員の団体区分別平均給料月額 は、第9-3表のとおりである。

第9-3表 消防職員の団体区分別平均給料月額

区 分	平均給料月額(円)			平均年齢(才)	
	昭48.4.1 (A)	昭47.4.1 (B)	(A)/(B)	昭 48	昭 47
全地方公共団体	73,555	69,331	106%	31.2	31.9
東京都	85,285	76,300	112	32.5	32.6
九 大 市	85,911	77,437	111	34.9	35.5
市	73,978	64,888	114	31.0	31.6
町 村	59,874	51,739	115	29.7	30.2

(昭和48年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

なお、全地方公共団体の消防職員、警察官及び一般行政職員の平均給料月額及び平均諸手当月額等の内訳は第9-4、第9-5表のとおりである。

b 地方交付税上の手当としては、夜間特殊業務手当、出動手当のほか超

第9—4表 消防職員、警察職員及び一般行政職員の平均給与月額

(単位 円)

区 分	平均給与 月額合計	平均給料 月 額	平 均 年 齢	平 均 諸			
				扶 養	調 整	通 勤	特殊勤務
消 防 職 員	95,256	73,555	31.2	1,967	4,150	1,843	2,622
警 察 職 員	114,673	87,676	34.4	2,246	3,989	1,536	2,967
一 般 行 政 職 員	93,686	79,143	34.6	1,561	2,261	1,993	933

区 分	手 当 月 額					
	管理職	時間外	夜 間	休日給	その他	計
消 防 職 員	646	5,994	1,704	1,767	1,008	21,701
警 察 職 員	461	9,350	1,336	1,600	3,512	26,997
一 般 行 政 職 員	1,398	5,382	15	72	928	14,543

(昭和48年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

(注) 諸手当の額は全職員1人当たりの平均額である。

第9—5表 消防職員と一般行政職員の給与比較

平均給料月額

区 分	消防職員	平均年齢	一般行政職員	平均年齢
都 道 府 県	円 85,285	歳 32.5	円 86,149	歳 36.2
九 大 市	85,911	34.9	84,837	34.1
市	73,978	31.0	79,090	33.7
町 村	59,874	29.7	66,269	33.3

平均初任給月額

区 分	消 防 職 員	一 般 行 政 職 員
都	円 46,900	円 40,500
九 大 市	45,200	41,789
市	42,641	40,512
町 村	39,237	37,805

(昭和48年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

(注) 平均給料月額の基本賃金であり、このほかに各種手当が出ており、その全地方公共団体平均は、消防職 21,701円 一般行政職 14,543円 加給されている。

過勤務手当が措置されているが、昭和49年度より、このうち夜間特殊業務手当は1勤務200円から300円に、出動手当は140円から200円に、はしご隊員等に係る出動手当の加算額は60円から80円に、超過勤務手当については給料の6.5%から7.0%に支給率が0.5%引上げられた(第9—6表)。なお、実際にはこれらのほか望楼手当、査察手当などを設けている市町村もある。

第9—6表 地方交付税算入における各種手当の推移

各種手当	年 度	47	48	49
夜間特殊業務手当	1勤務	170円	200円	300円
出 動 手 当	1回	140円		200円
機 関 員 手 当	加算	60円		80円
はしご隊員等手当			加算 60円	80円
超 過 勤 務 手 当		6.0	6.5	7.0

給料及び手当のほかに、消防吏員服制準則(昭和42年消防庁告示第1号)に定められた各種被服等の現物が支給されており、地方交付税上では、年額1人につき20,000円が被服費として算入措置されている。

c 交替制勤務者の勤務体制は、ほとんどの市町村では隔日勤務(2部制)を行っているが、東京消防庁において3部制勤務にきりかえつつあり、現在全署の約85%で実施されているほか大阪府大東市においても3部制が採用され、また東大阪市では救急隊員に3部制をとりいれている。

隔日勤務の場合は、2週間に2日の週休日を割り振っており、1勤務24時間のうち実働時間を14~16時間、休憩、仮眠時間を8~10時間とすることによって、1週間につき実働42~48時間としているところが多い。今後実働時間の軽減とともに非実働時間である拘束時間の取り扱いについて検討を要すると思われる。

なお、最近の一般社会における勤務条件の推移及び昭和48年度に引き続く昭和49年度の人事院勧告において「国家公務員の週休2日制の実施

については、当面、時間短縮を伴う隔週又は月2回を基準とする……」
とされたことから、近い将来地方公務員にも週休2日制が導入されるものと考えられる。その時点において消防職員の週休2日制導入が遅れないよう関係機関との密接な連携のもとに、その導入方策について検討しておく必要がある。

d 消防職員の勤務条件については、勤務の特殊性を配意しそれにふさわしい処遇がなされなければならない。そのための措置は種々講じ鋭意努力しているところではあるが、消防職員の任務の重要性は年毎に増大し、その業務内容も複雑多岐にわたってきておりその勤務環境は著るしい変化をみせている。更には社会状勢の推移に伴い新しい労働条件がめばえており、消防職員の給料、勤務時間、週休2日制の採用等勤務条件の改善及び対策については多くの問題が山積している。

このような状況下において、これらの問題にどう対処すべきか、全国的、長期的視野にたつて研究を行い、消防職員の勤務条件について再検討を行い、積極的にその改善を図るため、昭和49年5月に「消防職員勤務条件研究会」を設置し、勤務体制、週休2日制、俸給表等消防職員の勤務条件に関する諸問題について専門的な立場から研究してもらうこととし、以後精力的に研究が行われており、49年度中にその一部についてその研究成果が報告される見込みである。

(イ) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、他の地方公務員と同様に、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償を受ける。昭和48年度中の地方公務員災害補償基金の受理件数は、消防職員について2,725件であり、対象職員1,000人当たりの受理件数は、29.5件で、清掃事業職員、警察職員に次ぐ高い割合となっている。

昭和48年度の補償種類別補償件数及び金額は第9—7表のとおりである。

イ 消防団員の処遇

消防団員の処遇としては、報酬、出動手当、公務災害補償、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行して死亡した場合の賞じゅつ金、永年

第9—7表 昭和48年度公務災害補償状況

(単位 円)

区	療 養 補 償				休 業 補 償				障 害 補 償	
	件 数			金 額	件 数			金 額	年 金	
	前年度から継続	本年度開始	計		前年度から継続	本年度開始	計		前年度から継続	本年度開始
合計	285	2,348	2,633	132,742,611	2	2	4	1,274,938	3	3

区	害 補 償					遺 族 補 償				
	計	金 額		一 時 金		計		年 金		
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
合計	6	4,426,336	63	30,886,055	69	35,312,391	34	22	56	28,535,927

区	補 償					葬 祭 補 償		合 計		
	件数	法附則第6条の一時金		一 時 金		件数	金 額	件数	金 額	
		金額	件数	金額	件数					
合計	2	3,310,000	2	7,033,500	60	38,879,427	8	1,867,140	2,774	210,076,507

(地方公務員災害補償基金調)

勤続の団員が退職した場合の退職報償金等の支給、退職報償（銀杯）の授与、叙勲、褒章その他の表彰、福祉施設、消防育英会による育英資金の給付等がある。

(ア) 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村はこれに対し条例に基づいて報酬及び出動手当を支給し、職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。消防団員に対する費用の弁償は、通例、出動手当の

形でなされているが、支給額、支給方法等の実態は市町村により必ずしも同一でない。

支給額等の違いは市町村の財政事情や地域事情による団の運営状況の相違によるものと思われるが、なかには出動手当等をまったく団員個人に支給していない市町村もみうけられるので、このような市町村及び低額支給を定める市町村に対しては、条例の制定又は支給額の引上げ等の適正化について指導を行っており逐次改善されつつある。

昭和49年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって団員の報酬、出動手当、団服費及び消防団運営の円滑化を図るための団需要費について次のような増額措置が講じられた。

報酬（年）	団員6,000円～団長2万5,000円→
	団員7,000円～団長2万7,000円
出動手当（1回）	1,350円 → 1,500円
団服費（1人当り）	4,000円 → 5,000円
団需要費（標準団体年額）	30万円 → 40万円

また、かねてから要望の強かった消防団員の報酬についての所得税法上の優遇措置については、非常勤の消防団員がその者の出勤の回数に関係なく支給を受ける報酬のうち、その役務を提供するために要した費用の弁償に相当すると認められる部分の金額（当分の間、1ヶ月当り3,000円程度）については課税の対象とされない取扱いとなった。

（イ）公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されるが、消防団員がこのため死傷する事例は決して少なくない。

第9—8表に掲げたとおり、過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、死者139人、負傷者1万1,073人に及び、年間平均では死者28人、負傷者2,215人となっている。

このような公務上の災害に対して市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないものとされている。

この公務災害補償制度は、昭和26年の消防組織法の改正により法制化さ

第9—8表 過去5年間における消防団員の死傷者数

年	43	44	45	46	47	計	平均
死 者	20	34	18	22	45	139	28
負 傷 者	1,443	1,439	2,856	2,756	2,579	11,073	2,215
計	1,463	1,473	2,874	2,778	2,624	11,212	2,243

（注）消防年報による。

れ、その後昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設立され、統一的な損害補償制度が確立された。

公務災害補償の種類は、負傷又は疾病にかかった場合の療養補償、療養のため業務に従事できずそのため業務上の収入を得られない場合の休業補償、負傷又は疾病により不具、廃疾となった場合の障害補償、死亡した場合の遺族補償及び葬祭補償の5種類がある。

これらのうち障害等級第7級以上の重度障害者にかかる障害補償及び遺族補償のほとんどについては昭和41年（障害等級第3級以上の障害については昭和35年）から年金を支給している。

また、昭和47年から特殊公務災害補償の制度が創設され、消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合においては、障害補償又は遺族補償の額を原則として100分の50加算することとされた。なお、この制度の適用を受けた者（消防基金が扱ったものに限る。）は昭和47年度22人、昭和48年度1人となっている。

公務災害補償の内容は、第9—9表のとおり補償基礎額の改正等逐年改善されているところである。

昭和49年度においても、療養補償を除く各種補償の額の算定基礎となる補償基礎額の最低が2,500円から2,900円に、最高が3,280円から3,800円に引き

第9—9表 補償基準額改定状況

(単位 円)

適用期間	階 級	勤 務 年 数					
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
44.4	団 長	2,140	2,180	2,220	2,260	2,300	2,340
	副 団 長	1,980	2,020	2,060	2,100	2,140	2,180
	分団長, 副分団長	1,820	1,860	1,900	1,940	1,980	2,020
45.3	部 長, 班 長	1,660	1,700	1,740	1,780	1,820	1,860
	団 員	1,500	1,540	1,580	1,620	1,660	1,700
45.4	団 長	2,440	2,480	2,520	2,560	2,600	2,640
	副 団 長	2,280	2,320	2,360	2,400	2,440	2,480
	分団長, 副分団長	2,120	1,160	2,200	2,240	2,280	2,320
46.3	部 長, 班 長	1,960	2,000	2,040	2,080	2,120	2,160
	団 員	1,800	1,840	1,880	1,920	1,960	2,000
46.4	団 長	2,480		2,560		2,640	
	副 団 長	2,320		2,400		2,480	
	分団長, 副分団長	2,160		2,240		2,320	
47.3	部 長, 班 長, 団員	2,000		2,080		2,160	
	47.4	団 長, 副 団 長	2,650		2,750		2,850
48.3	分団長, 副分団長	2,450		2,550		2,650	
	部 長, 班 長, 団員	2,250		2,350		2,450	
48.4	団 長, 副 団 長	3,020		3,150		3,280	
	分団長, 副分団長	2,760		2,890		3,020	
	49.3	部 長, 班 長, 団員	2,500		2,630		2,760
49.4	団 長, 副 団 長	3,500		3,650		3,800	
	分団長, 副分団長	3,200		3,350		3,500	
	部 長, 班 長, 団員	2,900		3,050		3,200	

上げられた。また、扶養親族にかかる加算額が、一般公務員の扶養手当の改定に伴って、配偶者については80円を116円に、子については2人までそれぞれ26円を33円に、配偶者を欠く場合の子1人については53円を83円にそれぞれ引き上げられた。

なお、民間の消防協力者に対する災害補償についても、消防団員と同様補償基礎額の引き上げがなされ、最低2,900円、最高3,800円となった。

(ウ) 福祉施設

福祉施設の制度は、昭和47年の消防組織法等の一部改正により設けられたものであり、災害補償とは異なり、消防団員について消防基金が市町村に代って、直接行うことを原則としており(消防基金法第9条の3)、その内容は①障害者のうち労働能力が回復の見込みのある場合に機能訓練やマッサージを施し、火傷等による醜状を回復する見込みのある場合に植皮術を施す等の外科後処置、②長期療養後、傷病が治癒して障害等級第8級程度以上の障害が残った者が社会復帰に先立って行う温泉、保養所等での休養、③障害者のうち労働能力の回復見込みのある場合に病院等で作業療法を行い、作業所で職業訓練を行うリハビリテーション、④義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、⑤休業補償に附加する休業援護金、障害補償又は遺族補償の受給権者の子弟等に対する奨学援護金の支給などの施設があるが、現在消防基金が実施している福祉施設は休業援護金及び奨学援護金が主で昭和48年度までの2年間に2,720人に対し5,760万円を支払っている。

(エ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村はその労に報いるため条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。(消防組織法第15条の8)

この制度は、昭和39年の消防組織法等の改正により実施されることになっ

第9—10表 退職消防団員数

年 度	退 職 者 数
39	187,227人
40	132,530
41	118,833
42	131,967
43	129,738
44	127,147
45	123,436
46	121,852
47	120,285
計	1,193,015

(注) 1. 消防年報による。

たものであるが、階級、勤務年数に応じて支給される退職報償金の額は市町村により必ずしも同一ではない。このため退職報償金の支給を統一かつ的確に行うため、公務災害補償の場合と同様消防基金の共済対象として昭和39年から加えられた。共済の対象範囲は、従来勤務年数15年以上の消防団員について階級及び年数に応じて最低3万5,000円から最高8万円までとなっていたが、昭和49年の改正により勤務年数を10年まで引き下げるとともに、30年以上の永年勤続者に対する優遇措置を行い、最低2万円から最高10万円までとした。なお全国の昭和39年度以降の退職消防団員数は第9-10表のとおりである。

(オ) 消防団員等公務災害補償等共済基金の現状

消防基金は、昭和31年11月設立以来、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済機関としてその補償に要する経費について支払を行っている。また、昭和39年度には、新たに消防団員退職報償金支給制度が発足したことに伴い、市町村の退職報償金の支給に要する経費についても共済の対象に加えられた。

更に、昭和47年度には、福祉施設の制度が創設され、原則として消防基金が市町村に代って直接消防団員について福祉施設を行うこととされた。

昭和49年3月31日現在において消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、消防団員等公務災害補償については2,816(全市町村の86.0%)、消防団員退職報償金については3,216(全市町村の98.4%)となっている。基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

公務災害補償業務においては、昭和31年の消防基金設立以来昭和49年3月31日までの間に消防団員、水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者延べ8万7,729人に対して、総額24億8,336万8千円を支払っているが、その内訳は第9-11表のとおりである。

消防団員退職報償金支払業務については、昭和39年の制度発足以来退職消防団員の数が当初の見込みをはるかに上回ったため、支払資金に著しい不足を生じた。このため、昭和42年度において財政健全化のための措置を講じた

第9-11表 損害補償の支払状況

補償の種類	支払人員	支払額
療養補償	48,048人	764,058千円
休業補償	37,115	857,823
障害補償	778	233,465
遣族補償	856	548,350
葬祭補償	790	34,403
その他補償	142	45,269
計	87,729	2,483,368

- (注) 1. 昭和31年11月20日～昭和49年3月31日までの消防基金支払の累計である。
 2. 「その他補償」とは、第三者からの損害賠償にかかる差額を補償したもので、補償の種類が区分できないものである。
 3. 支払人員の「計」欄の数値は延人員である。

第9-12表 退職報償金支払状況

退職年度	支払人員	支払額
39	77,525人	2,857,775千円
40	52,717	1,993,390
41	53,232	2,056,795
42	52,214	2,050,910
43	56,853	2,727,765
44	52,167	2,491,775
45	51,402	2,491,150
46	48,467	2,372,690
47	47,903	2,370,795
48	18,278	921,055
計	510,758	22,334,100

- (注) 1. 昭和49年3月31日現在消防基金支払による。
 2. 支払人員は勤務年数15年以上の共済対象人員である。
 3. 昭和48年度の支払件数及び支払金額が少ないのは当該年度中の退職消防団員のうち一部は請求が翌年度以降になされるためである。

が、その後においても受給資格団員の退職は減少することなく推移し、また、退職報償金の平均支給額も年々上昇の傾向を示したため赤字額は累積を

続けた。そこで、昭和45年度において再び財政健全化の計画を立て、所要の掛金引き上げを行うとともに国においても国庫補助金を交付した。この計画の実施により退職報償金会計の収支状況は漸次健全化されている。

昭和39年度の制度発足以来昭和48年度末までの消防基金の支払状況は第9—12表のとおり51万758人の団員に対し総額223億3,410万円を支払っている。

(4) 消防表彰等

消防は、地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務をもち、その職務は、著しく危険性が高く、また、消防団員は、他に職業を持っているという特殊性があること等のため、その活動に対して、精神的な面からも、これに報いる必要がある。このような意味から、消防における表彰制度は重要な意義をもちている。

現在、消防関係者について国が行っている表彰等については、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者及び防災功労者表彰並びに消防庁において実施する消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙 位

叙位は、叙位進階内則（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが、昭和21年5月3日の閣議決定によって生存者に対しては停止され、現在、死没者に対してのみ運用されている。

なお、昭和48年度の消防関係者の叙位は、32人である。

イ 叙 勲

叙勲は、叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき実施されているものであり、戦後一時期死没者のみに運用されたが、昭和28年9月18日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者にも授与されることになった。その後、昭和37年7月12日の閣議決定により、国の発展に貢献し、

あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとし、第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に発令された。その後、生存者に対する叙勲は、毎年2回、春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されることとなった。

なお、昭和48年度の消防関係者の賜杯及び勲章受章者は734人で、うち生存者叙勲は650人である。

ウ 褒 章

褒章は、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づいて明治15年から運用されているもので、6種類の褒章があり、このうち消防に関係あるものは、次の5種類である。

紅綬褒章	自己の危険を顧みず人命を救助した者
黄綬褒章	業務に精励し、民衆の模範と認められる者
紫綬褒章	学術芸術上の発明、改良、創作に関し事績著明な者
藍綬褒章	公共の事務に精励し、その成績顕明な者
紺綬褒章	公益のため私財を寄附し、功績顕著な者

これらは、消防に尽くした功績により授与されるものであり、紅綬褒章、紫綬褒章及び紺綬褒章は随時に、黄綬褒章及び藍綬褒章は、毎年3月、定例的に授与されている。

なお、昭和48年度の消防関係者の褒章受章者は、紅綬2人、黄綬1人、藍綬48人、紺綬81人である。

エ 閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には、国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰が昭和35年から実施されており、内閣総理大臣が行うものと消防庁長官が行うものがある。

(ア) 安全功労者に対する表彰

国民の安全に関し次の各号の一に該当する個人又は団体を安全功労者として表彰する。ただし、同種の事由に対して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

- ① 国民の安全のための運動の組織及び運営について顕著な成績をあげ、又は功績があったもの
- ② 工場、鉱山その他職域における安全の確保について顕著な成績をあげ又は功績があったもの
- ③ 交通機関、学校、家庭その他職域外における安全の確保について顕著な成績をあげ又は功績があったもの
- ④ 安全のための研究又は教育を通じ、安全水準の向上又は安全思想の普及に顕著な成績をあげ又は功績のあったもの

なお、昭和48年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は個人1人、団体3であり、消防庁長官表彰受賞者は個人9人、団体7である。

(イ) 防災功労者に対する表彰

防災に関して、次の各号の一に該当する個人又は団体を防災功労者として表彰する。ただし、同種の事由に関して国家的褒章を受けたことのある者は、除かれる。

- ① 災害に際し、防災活動に従事し顕著な成績をあげ又は功績があったもの
- ② 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ又は功績があったもの

なお、昭和48年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は8団体、消防庁長官表彰受賞者は個人1人、団体4である。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

消防長官の行う表彰は、昭和24年から実施されているが、当時は内規に基づいて暫定的に行われていたもので、永年勤続功労章、竿頭綬及び表彰状が授与されていた。昭和28年3月に消防功労者表彰取扱規程を制定し、前記表彰のほか、消防吏員及び団員に対し、特別功労章及び顕彰状を、また、消防機関に対しては表彰旗を、それぞれ授与することとした。

更に、昭和31年12月に消防関係功労者報償取扱規程が制定され、消防任務遂行上顕著な功労をあげた者に対し、報償金又は副賞（記念品）が授与されることとなって、現場功労者に対する優遇の途がひらかれた。その後、両規程により10有余年の間表彰が行われてきたのであるが、表彰を広く、かつ、充

実した内容のものとするために、消防賞じゅつ金制度を織り込むなどして、新たに消防表彰規程が、昭和37年消防庁告示第1号をもって制定され、同年度から実施されている。

消防表彰規程に基づく表彰は、事案の発生の都度表彰する随時表彰と、一定の期間内の分をとりまとめて定期的に表彰する定例表彰とがある。

(ア) 随時表彰

随時表彰には、次の6種類がある。

a 現場功労で受賞できるもの

- ① 特別功労章 功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ② 顕功章 功労特に顕著な者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ③ 功績章 功労多大な者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ④ 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- ⑤ 表彰状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者に授与される（殉職者を除く。）。消防機関又は部外の団体に功績顕著な者にも授与される。
- ⑥ 賞状 功績顕著な隊に授与される。

b 行政功労で受賞できるもの

- ① 表彰状 消防施設の整備改善、防火思想の普及又は消防職員、消防団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。
- ② 賞状 表彰状を授与されるに至らない者に授与される。

なお、昭和48年度の随時表彰受賞者は、顕功章4人、功績章13人、顕彰状3人、表彰状2人、賞状1人である。

(イ) 定例表彰

定例表彰は、次の4種で、毎年、3月初旬に行われる。

- ① 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に

関する対策の実施について特に成績優秀な消防吏員若しくは消防団員又は消防教育の実施に関して特に成績優秀な消防教育職員に対して授与されるものであり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に10年以上、消防団員にあっては消防団長の階級に10年以上、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に10年以上在職した者に授与される。

- ② 永年勤続功労章 25年以上勤務し、他の模範と認められる消防吏員及び消防団員に授与される。
- ③ 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であって、竿頭綬を授与されている消防機関に授与される。
- ④ 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

なお、昭和48年度の定例表彰受章者は、功労章64人、永年勤続功労章734人、表彰旗28団体、竿頭綬71団体である。

カ 賞じゅつ金及び報償金

消防庁長官表彰の副賞として、賞じゅつ金と報償金の制度がある。

賞じゅつ金は、消防表彰規程第5条に基づき支給されるもので、消防吏員又は消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け、そのため死亡し又は廃疾となった場合で、その功勞により特別功勞章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

この額については、昭和49年4月11日付けで消防表彰規程の改正を行い、殉職者賞じゅつ金にあっては250万円以上1,000万円までに、障害者賞じゅつ金にあっては100万円以上750万円までに改め、従前の支給額の2.4倍ないし3.3倍に引き上げられた。

報償金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者及び障害者に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

なお、昭和48年度における賞じゅつ金の支給は8人1,277万円、報償金の支給は11人80万円である。

キ 退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤続した者が退職した場合に、その勞に報いるため退職消防団員報償規程が制定され、昭和36年度から実施されている。その対象者は、非常勤の消防団員に限られ、階級の別なく15年以上勤務して退職した者である。授与の方法は、原則として、年4回定期的に行っている。

この報償は、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状が、それぞれ、授与される。

なお、昭和48年度の報償実績は、1号報償者数1万8,021人、2号報償者3万5,020人である。

第9—13表 消防関係者叙勲、褒章及び消防庁長官表彰等受賞者数

種 類		年度	44	45	46	47	48	49 8.1現在
叙 位			44	58	59	34	32	12
特 別 叙 勲			67	76	98	136	84	18
生 存 者 叙 勲			462	528	623	620	650	317
銀 木 褒 章			—	—	—	—	—	—
紅 綬			—	3	—	—	2	—
黄 綬			1	1	1	1	1	—
紫 綬			—	—	—	—	—	—
藍 綬			48	46	46	51	48	—
紺 綬			90	87	99	94	81	23
閣議決定に基づく表彰								
内閣総理大臣表彰			—	—	—	—	—	—
安全功労			3	3	3	2	4	4
防災功労			7	6	4	13	8	5
消防庁長官表彰			—	—	—	—	—	—
安全功労			68	77	61	23	16	14
防災功労			62	58	31	34	5	7
消防庁長官表彰								
随時表彰			—	—	—	—	—	—
特別功労章			—	—	19	20	—	—
顕功章			4	5	1	5	4	3
功績章			8	3	11	16	13	—
顕彰状			18	20	7	3	3	1
表彰状			27	19	26	45	2	3
賞状			—	1	1	—	—	—
感謝状			—	—	3	—	—	—
定例表彰								
功労章			102	99	64	63	64	—
永年勤続功労章			804	808	726	735	734	—
表彰旗			24	26	26	28	28	—
竿頭綬			65	65	65	70	71	—
退職消防団員報償								
1号報償			5,829	7,629	5,391	10,936	18,021	4,000
2号報償			45,835	42,900	21,811	73,435	35,020	15,000

10 消防の科学技術の研究

消防の科学技術に関する総合的、組織的研究は、主として消防研究所において行われている。最近防災関係の研究については、建築研究所（建設省所管）、国立防災科学技術センター（科学技術庁所管）などでもそれぞれの立場から行われているが、消防に関する研究を長期かつ継続的に実施している所は消防研究所のみである。また、地方自治体においても主として消防活動の現場用の実際的な研究や考案が行われているが、大都市を除いては、そのための組織や施設を特に整えているものはない。

消防研究所においては、現時点で緊急な解決が要請されている課題、すなわち、大震時における火災対策、地下街、高層建築物の火災対策、化学工場、石油コンビナート火災対策、林野火災対策等を中心として消防技術水準の向上と消防装備の近代化に関する研究開発を引き続き進めている。

これらの研究開発は、それぞれ具体的な研究項目に分けて実施しているが、その性格、規模などにより経常研究又は特別研究として行っており、また、他機関と共同して行う特別研究促進調整費による研究及び国立研究機関原子力試験研究費による研究がある。

昭和48年度における消防研究所の定員は58人（うち、研究職37人）で、予算額は2億1,481万円（国立研究機関原子力試験研究費560万円、特別研究促進調整費1,013万円を含む。）となっている。

昭和49年度の主な研究項目、その概要並びに昭和48年度末に終了した主な成果について述べてみよう。

(1) 大震火災対策の研究

ア 地域特性が延焼性状に及ぼす影響に関する研究

大震火災の延焼性状に関する特別研究として、昭和44年度から47年度まで、大火事例調査と模型実験的研究を行ってきた。模型実験的研究は、主として大震火災の特殊性、すなわち、同時多発的であること、大火になる危険

性が大きいことなどに注目し、火災の合流現象、火災旋風の発生と性状、空地及び耐火障害物の延焼阻止効果などの解明に努めたが、その際想定した市街地は、地域的な特異性のある程度無視し均一化したモデルに近いものが主であった。

また、最近では市街地の不燃化、高層化が進み、過去の事例調査の結果をそのまま利用することには問題があり、これらの点を補う意味で、昭和48年度から市街地の地域的な特異性、特にその幾何学的構成を重視する方向に研究を進展させることにした。

昭和48年度は、前年度よりやや大型の家屋模型を用い、道路を含めた市街地模型により、道路の延焼阻止に関する実験及び延焼限界距離における着火条件の測定を行ったが、模型縮尺率の影響を軽減させるため、更に模型を大型化すべく準備を進めている。

また、実際の火災の資料に基づいて、家屋から家屋への延焼確率を算出する手法の可能性については、ある程度見通しが得られたので、模型実験から求めた延焼確率の値を参考にして、密集市街地を選んで延焼のシミュレーションを試みる予定である。

イ 延焼状況の赤外偵察法に関する研究

大震時に予想される同時多発的な火災の発生に際し、即応する対策活動を的確に実施するためには、火災状況の全体把握を、迅速に行うことが必要である。本研究は、このための手段として赤外走査撮像装置を搭載した航空機により、火災域をおおう猛煙をとおして火災発生位置及び延焼規模を上空から偵察する方法について、要求される性能、実用化のための諸条件などを検討するものである。

ウ 市街地火災の延焼性状等に関する研究

科学技術庁が昭和48年度から3年計画で実施している「大震時における総合的被害予測手法及び災害要因の摘出手法に関する総合研究」の一環として、昭和49年度の特別研究促進調整費の配分を受けて実施することとなったものである。この研究の主体をなす木造家屋群の実規模火災は、岩手県松尾廃鉱住宅群を利用して昭和49年8月28・29の両日にわたって実施され、延焼

性状の観測は握とともに航空機利用による赤外偵察法並びに消火剤の空中散布による延焼阻止技術についての実地検討を行った。

(2) 地下街、高層建築物の火災対策の研究

ア 火災時における有毒ガスの発生に関する研究

近年、建物内火災の被害のうち、煙あるいはガスによる被害の比重が急速に増大しているが、これは主として建築材料、内装材、商品、調度品などに有機可燃物を素材とするものが急激に増えたこと及び建築物が密閉性の高いものに変化しつつあることに基因するものと思われる。上記有機可燃物から発生する熱分解生成物については、特定の条件、例えば特定温度、真空中などでのデータはあっても、火災時に生ずる不特定な温度条件、空気供給条件下での測定値は非常に乏しく、発生するガスの種類や量も明確でない。特に、微量で猛毒なガスについての研究は不十分である。

昭和48年度は、ガスクロマトグラフ・質量分析装置を導入し、試作した熱分解装置と連結させて、ハロゲン化合物以外のガスの分析を開始した。昭和49年度は、これと併行してハロゲン化合物の分析を行うことにしている。

イ 防災に関する基礎的研究

初期火災の抑制に効果的な高分子材料の難燃化、防災効果に関しては、昭和44年から継続的に実験的研究を行っている。セルローズにリン酸アンモニウム、ポリエチレンにハロゲン化合物を添加したときの反応は、それぞれ、固相及び気相反応であることを確めたが、更にセルローズと無機塩系の難燃機構と脱水反応との関係を明らかにした。また、ハロゲン系抑制剤の反応抑制機構を素反応の立場から解析し、更に難燃化素材の熱分解生成物に対する系統的な研究を続けている。

ウ 放射感知器の性能評価に関する研究

従来の火災感知方式は、煙及び熱気の到達し難い大きな空間及び瞬時の作動を必要とする場所などには不向きである。このような特殊な場所に最適と考えられる放射感知器について、その有効性と適用範囲の研究を進めている。

エ 煙中の人間動態と安全対策の研究

火災による焼死者の数は逐年増加の一途をたどっているが、その原因の過半数は煙・ガスによる窒息死であり、これらに対する安全対策樹立は目下の急務といえる。

このための研究として、濃煙熱気中における人間の心理的、生理的動態のは握に努めるほか人体呼吸を再生浄化する循環式高性能呼吸器具の開発を行い、避難脱出者を対象とする短時間耐用のもの及び消防隊員用の長時間耐用のものの実用化を進めている。

また、昭和48年度から開始した軽量かつ自冷機能内蔵の消防用耐熱衣の開発において、火災環境の量的把握と必要素材の耐熱性能、構造機能の検討を進めている。

オ 誘導排煙法に関する基礎的研究

ビル火災時の避難者の脱出と消防隊の救出活動を容易にするため、これまでビル付帯設備を利用する排煙方式と消防隊の排煙車を利用する排煙方式が採られているが、排煙の効率を更に増大させるためには如何なる方式が適当であるかを基礎的研究により解明しようとするものである。

(3) 化学火災対策の研究

ア 巨大石油タンク群の火災対策の研究

石油コンビナートなどにおける貯油施設はその備蓄量の増大とともに、タンク容量が巨大化する傾向にあり、また、石油コンビナートでは爆発火災事故も多発している。

これら巨大タンクに内在する大きな火災危険に対して、現行の設置基準は不十分と考えられるので、これを再検討するとともに、防火対策上の新しい知見を得る目的で、昭和48年度から3年計画で、石油蒸気の発火機構、石油流動による帯電、タンク周辺の可燃ガスの拡散と着火危険、熱放射による隣接タンクの着火危険とその防止対策、タンク火災の初期消火法とその効果、巨大タンク模型による火災性状と消火法等について総合的に研究を進めている。

昭和48年度は、主として計測法について検討し、一部、実験を行い、昭和49年度は、模型タンクによる実験を行う予定である。

イ 各種消火剤とその適用技術の研究開発

(ア) 可燃性混合気体又は火災時にハロゲン系消火剤又は不活性ガスを適用したときの発火抑制機構並びに火災の消火機構を解明するため、衝撃波管を用いて、実験的、理論的に解析する。昭和48年度中に衝撃波管装置と測定に必要な各種機器の整備がほぼ完了したので、昭和49年度から具体的な実験に着手している。

(イ) 石油火災用泡消火剤としては、従来から使用されているタンパク泡剤のほかに、最近ではフッ素系泡剤（ライトウオータ）及び高発泡用泡剤などの合成系泡剤の使用量も増大している。これら合成系泡剤の消火効果はタンパク泡剤と比較してなお問題があるので、それら泡剤の物性試験を含めて性能評価を行い、その適用範囲を明確にし、合成系泡剤の規格作成用資料を得ようとするものである。

(ロ) 高膨脹泡をダクトにより遠隔の火災現場まで確実に送り込める発泡及び送風条件を明らかにするため、昭和48年度は、各種発泡倍率の泡について水平方向のダクト輸送実験を行ったが、昭和49年度は引き続き垂直方向のダクト輸送実験並びに附加送風機を使用する方式について実験的に検討する。

ウ ノズルからの噴出帯電災害防止に関する研究

本研究は、消防研究所が労働省産業安全研究所及び工業技術院公害資源研究所と共同して科学技術庁特別研究促進調整費により昭和47年度から3年計画で実施中の「可燃性液体の静電気帯電による災害防止に関する総合研究」のうちの、当所分担研究であって化学プラントなどで可燃性液体が噴出した場合に生ずる静電気現象の解明と噴出帯電災害の防止対策を確立するための基礎資料を得ようとするものである。

昭和48年度は、水、メタノール、ベンゾール、航空用ガソリンなどについて、ノズルからの距離と帯電々荷の関係、球状電極からの放電現象と発生電磁波の電界強度の関係などを明らかにする実験を行った。昭和49年度は、帯

電子知及び除電技術について研究を進めている。

エ 金属火災の研究

高速増殖炉に多量の使用が見込まれているナトリウムなどのアルカリ金属並びにマグネシウムなどのアルカリ土類金属は、発火危険が高く、かつ消火困難であるので、新しい消火法の開発に資するための基礎研究として、ごく小規模のナトリウム及びマグネシウム火災の燃焼性状と周辺雰囲気条件との関係を究明する。

オ 遠隔操作消防車に関する研究

石油コンビナートにおいて予想される接近不可能な大規模石油火災及び爆発危険に対応するため、効率的な消火活動を行う無人消防車両の遠隔操作方式について、種々の検討を行い、実用車両としての構造設計を行う予定である。

(4) 林野火災対策の研究

ア 山林火災の特性に関する研究

山林火災は気象条件、地勢及び林相に左右され、その延焼性状にも市街地火災とは異なる特殊性がある。昭和46年4月広島県呉市山林火災において大きな人的被害を生じたが、その実態の気象的側面をは握する目的で昭和47年度から現地周辺の小気候観測を行っている（昭和49年度末まで継続する予定）。

また、気象、地勢に関する問題のうち、特に斜面の火災に対する効果を調べるため、基礎的な模型実験を行っている。

イ 林野火災の防御技術及び機材の研究開発

我が国の林野火災対策が原始的機材による人海戦術に依存している現状に対し、その装備及び戦術の近代化を一層推進する必要があるため、昭和45年度以来引き続き研究を進めている。

昭和48年度は、空中消火出動航空機の航行時の安全確保と効率的な消火剤の散布方法について検討した。昭和49年度は、林野火災用地上活動機材の一つとして渓谷水利を利用するための揚水ポンプの開発と空陸一体の総合的運

用基準の確立をめざしている。

(5) その他の研究

ア 消防に関する情報処理の研究

消防に関する情報の収集とその数理統計的解析によって、これを研究に活用するための検討を続けている。昭和49年度導入予定の科学技術計算サービスシステムにより業務の進展と具体化をめざしている。

イ 家庭防火に関する研究開発

(ア) 化学合成材料を使用している電気絶縁物、衣類、寝具などが、電気器具や配線の過熱により発火する条件を調べるとともに、これら器具や配線に対し規制されている現行最高許容温度について再検討する。

(イ) 従来とかく不可能視されてきた一般住居用の、簡便かつ安価な自動消火装置の開発を進める。

ウ 原子力施設などの火災対策の研究

原子力発電所の増設に伴い、使用済核燃料輸送容器（略称キャスク）の取扱件数も増加する傾向にある。万一火災が発生した場合、キャスク内収納物が大きな放射能を持つ関係上、その耐火性とその安全対策上の重要な課題になっている。

当研究所では、国立機関原子力試験研究費により「使用済核燃料輸送容器の火災に関する試験研究」として、種々の縮尺モデルについて炉内加熱試験を行ってきた。試験結果の解析と理論計算から I A E A（国際原子力機関）で規定された標準火災に対する実用規模のキャスクの耐火性能は、外殻と鉛層との間の微小空隙に大きく依存することがわかった。

エ 消防用流量計の開発

地方都市消防の要望に基づき、効率的注水を行うための現場用放水流量計の開発を行う。機能の確実性、操作の簡便性、現場における諸種の悪条件に耐える堅牢性などを設計の主眼におき、原型の試作と実用試験を行う。

(6) 昭和48年度で終了した研究の主な成果

ア 消防ポンプ自動車の標準化

従来同種多型式にわたる車種を新たな技術基準を確立して統一整理標準化することにより、生産の合理化、省力化とともに安全性、経済性を図ることとした。

イ 各種消火剤の必要放射量に関する研究

二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末の各消火剤を用いる消火設備を設置する際の根拠となる消火剤の必要量の計算式が得られたので、これら消火設備の設計の際の活用が期待される。

ウ 消火剤使用時の有毒ガス発生特性についての研究

消火剤のうち、ハロゲン化物消火剤の使用時に発生する有毒ガス量とその発生条件が明らかになったので、ハロゲン化物消火設備使用時の人命の安全にかかわる事故発生の防止に役立つと思われる。

エ 簡易動力ポンプの開発

小型軽量（1馬力エンジン付、重量約5kg）で、婦人、子供でも容易に運搬、操作ができ、かつ、標準使用圧力で、毎分約40ℓの放水能力があり、水の確保ができれば、一般家庭の防火力の強化および大震災時に大いに活用することが期待される。既に2～3社において実用化が図られている。

11 消 防 財 政

市町村は現行制度上消防について財政的にも基本的な責任を有している。したがって、通常消防財政を論ずる場合、市町村の消防費が中心的地位を占め、これに対する国と都道府県の助成措置等がその内容となっているが、前述したように消防力の基準と比較した場合、現在の人的・物的消防力は不十分な状況にあり、災害の多様化、複雑化のすう勢から考えても、市町村、都道府県、国の三者が一体となった強力な財政措置の一層の充実が焦眉の急であると思われる。

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

昭和47年度の市町村の普通会計（公営企業以外の会計をいう。）に占める消防費を都道府県別に集計した結果は第11—1表のとおりである。普通会計歳出総額6兆8,766億円（前年度5兆5,406億円）に対し消防費歳出総額2,311億円（前年度1,843億円）でその割合は3.4%（前年度3.3%）である。これを前年度と比較すると、普通会計歳出総額は1兆3,360億円（24.1%）、消防費は468億円（25.4%）の増加となっている。また消防費の普通会計歳出総額に占める比率を都道府県別にみると、東京都は別として最高は秋田県の4.2%、次いで山形県の4.0%と高率を示している。反面低率にあるのは奈良県の2.2%鹿児島県の2.3%となっている。これをブロック別にみると、昭和46年度と同じく東北、関東地区がおおむね全国平均を上回る数値を示し、近畿、中国、四国、九州地区が全国平均を下回る数値を示している。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

市町村における昭和47年度消防費の1世帯当たり及び1人当たりの額を各都道府県別に算出したものは第11—1表のとおりである。

消防費の一世帯当たりの全国平均額は7,243円（前年度5,970円）であり住民1人当たりでは2,136円（前年度1,740円）となっている。これを前年度と

第11—1表 昭和47年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費
決算額との比較並びに1世帯当たり及び1人当たりの消防費

都道府県	普通会計 決算額 A 百万円	消防費決 算額 B 百万円	1世帯当 たり消 防費 円	1人当 たり 消 防 費 円	$\frac{B}{A} \times 100$ %
北海道	378,894	14,292	9,009	2,721	3.77
青森	97,765	3,496	9,179	2,352	3.58
岩手	83,928	2,546	7,194	1,820	3.03
宮城	102,862	3,620	7,176	1,941	3.52
秋田	72,060	3,004	9,713	2,392	4.17
山形	62,237	2,470	8,284	2,014	3.97
福島	110,179	3,795	7,739	1,937	3.44
茨城	112,055	3,779	6,629	1,673	3.37
栃木	81,555	3,083	7,301	1,870	3.78
群馬	95,031	3,088	6,999	1,797	3.25
埼玉	208,821	7,216	5,878	1,666	3.46
千葉	219,283	8,250	7,809	2,202	3.76
東京都	662,817	39,361	9,387	3,476	5.94
神奈川県	360,992	13,548	7,065	2,281	3.75
新潟	136,121	4,813	8,091	2,032	3.54
富山	58,156	2,045	7,793	1,937	3.52
石川	71,626	2,021	7,152	1,947	2.82
福井	50,902	1,555	8,208	2,045	3.05
山梨	44,415	1,530	7,625	1,963	3.44
長野	128,345	3,625	6,870	1,824	2.82
岐阜	105,899	3,183	6,855	1,750	3.01
静岡	172,189	6,178	7,354	1,917	3.59
愛知	346,740	10,905	6,584	1,923	3.15
三重	103,869	2,379	5,540	1,497	2.29
滋賀	55,774	1,717	6,917	1,844	3.08
京都	162,260	5,152	6,829	2,197	3.18
大阪	677,510	18,111	7,042	2,310	2.67
兵庫	366,739	9,318	6,346	1,946	2.54
奈良	65,717	1,467	5,318	1,457	2.23
和歌山	66,501	1,637	5,273	1,527	2.46
鳥取	37,626	930	5,889	1,605	2.47
島根	63,337	1,696	8,025	2,202	2.68
岡山	118,843	3,202	6,171	1,789	2.69

都道府県	普通会計 決算額 A 百万円	消防費決 算額 B 百万円	1世帯当 たり消 防費 円	1人当 たり 消 防 費 円	$\frac{B}{A} \times 100$ %
広島	168,125	5,029	6,351	1,963	2.99
山口	100,006	2,926	6,402	1,911	2.93
徳島	53,888	1,267	5,665	1,542	2.35
香川	54,628	1,806	6,766	1,926	3.31
愛媛	85,963	2,011	4,674	1,378	2.34
高知	64,165	1,657	6,373	2,041	2.58
福岡	312,959	8,082	6,674	1,963	2.58
佐賀	53,012	1,683	8,039	1,999	3.17
長崎	105,057	3,120	7,190	1,975	2.97
熊本	105,170	2,770	5,941	1,632	2.63
大分	74,569	2,298	6,930	1,950	3.08
宮崎	69,619	2,031	6,499	1,896	2.92
鹿児島	105,839	2,384	4,353	1,371	2.25
沖縄	42,535	1,032	4,139	1,005	2.43
合計	6,876,583	231,108	7,243	2,136	3.36

(注)1. 普通会計決算額は純計額である。

2. 東京都にあっては上記1の額にかかる決算額のうち、大都市分相当額を推計し、これを加算した額である。

3. 1世帯当たり及び1人当たりの消防費は「昭和48年住民基本台帳人口及び世帯数(昭和48年3月31日現在)」により算出した。

4. 消防費決算額は単純合計額から一部事務組合負担金を差し引いている。

比較してみると一世帯当たりで1,273円(21.3%)、住民1人当たりで396円(22.8%)の増となっている。

また都道府県別にみると、一世帯当たりでは秋田県の9,713円が最高で9,000円以上の県は秋田県のほかに東京都、青森県及び北海道であり、低い方では5,000円未満の県は沖縄県、鹿児島県及び愛媛県である。なお住民1人当たりについては、東京都が3,476円で最高を示し、沖縄県が1,005円で最低となっている。

ウ 経費の目的別内訳

第11—2表は、消防本部 署、消防団常備部及び消防団別の昭和47年度消

第11—2表 昭和47年度都道府県別消防本部・署、常備部
及び消防団別決算額及び構成比

都道府県	消防費		消防本部・署		常備部		消防団	
	百万円	構成比	百万円	%	百万円	%	百万円	%
北海道	14,292	80.7	11,536	—	—	—	2,756	19.3
青森	3,496	76.1	2,660	3	0.1	833	23.8	
岩手	2,546	61.7	1,570	125	4.9	851	33.4	
宮城	3,620	74.6	2,700	16	0.4	904	25.0	
秋田	3,004	70.1	2,107	10	0.3	887	29.6	
山形	2,470	67.0	1,654	—	—	816	33.0	
福島	3,795	62.1	2,356	49	1.3	1,390	36.6	
茨城	3,779	65.5	2,477	—	—	1,302	34.5	
栃木	3,083	74.5	2,296	—	—	787	25.5	
群馬	3,088	70.4	2,175	16	0.5	897	29.1	
埼玉	7,216	83.6	6,035	—	—	1,181	16.4	
千葉	8,250	76.3	6,293	—	—	1,957	23.7	
東京都	39,361	95.9	37,765	—	—	1,596	4.1	
神奈川県	13,548	93.6	12,680	—	—	868	6.4	
新潟	4,813	70.5	3,391	—	—	1,422	29.5	
富山	2,045	81.2	1,660	18	0.9	367	17.9	
石川	2,021	77.5	1,567	34	1.7	420	20.8	
福井	1,555	86.8	1,349	—	—	206	13.2	
山梨	1,530	57.8	884	—	—	646	42.2	
長野	3,625	56.4	2,043	—	—	1,582	43.6	
岐阜	3,183	63.1	2,009	—	—	1,174	36.9	
静岡県	6,178	78.5	4,848	—	—	1,330	21.5	
愛知県	10,905	89.3	9,735	—	—	1,170	10.7	
三重	2,379	69.7	1,658	—	—	721	30.3	
滋賀	1,717	62.3	1,070	—	—	647	37.7	
京都	5,152	86.9	4,475	6	0.1	671	13.0	
大阪府	18,111	96.8	17,539	—	—	572	3.2	
兵庫県	9,318	84.1	7,832	—	—	1,486	15.9	
奈良	1,467	60.7	890	—	—	577	39.3	
和歌山	1,637	68.4	1,120	6	0.4	511	31.2	
鳥取	930	64.4	599	—	—	331	35.6	
島根	1,696	64.0	1,085	—	—	611	36.0	
岡山	3,202	70.8	2,268	8	0.2	926	29.0	
広島	5,029	79.8	4,011	1	—	1,017	20.2	
山口	2,926	78.5	2,296	—	—	630	21.5	
徳島	1,267	59.2	750	—	—	517	40.8	
香川県	1,806	78.5	1,417	—	—	389	21.5	
愛媛	2,011	61.8	1,243	—	—	768	38.2	
高知県	1,657	68.7	1,139	—	—	518	31.3	
福岡	8,082	81.1	6,558	—	—	1,524	18.9	
佐賀	1,683	60.4	1,017	—	—	666	39.6	
長門	3,120	63.5	1,981	—	—	1,139	36.5	
熊本	2,770	64.3	1,780	—	—	990	35.7	
大分	2,298	76.6	1,760	—	—	538	23.4	
宮崎	2,031	63.4	1,288	—	—	743	36.6	
鹿児島	2,384	58.6	1,398	—	—	986	41.4	
沖縄	1,032	79.7	822	93	9.0	117	11.3	
合計	231,108	81.3	187,786	385	0.2	42,937	18.5	

防費の決算状況である。

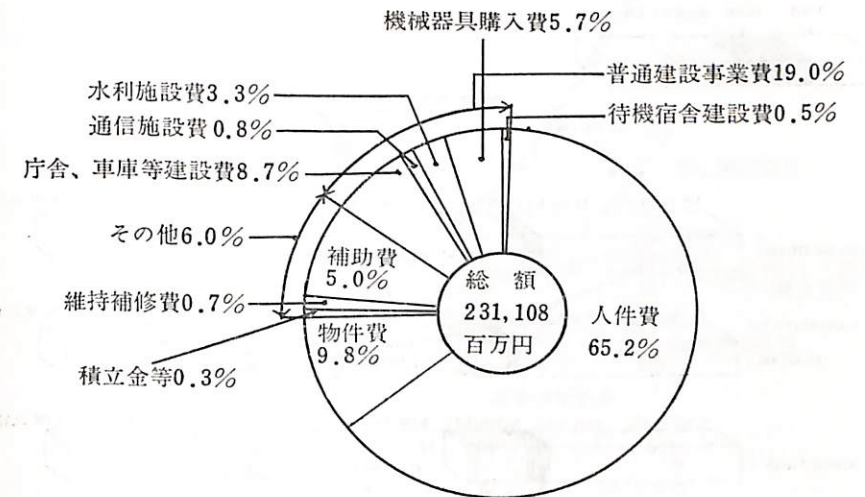
消防費決算額2,311億円の構成内容をみると、消防本部・署1,878億円(81.3%, 前年度79.4%), 消防団常備部4億円(0.2%, 前年度0.4%), 消防団429億円(18.5%, 前年度20.2%)となっている。これを前年度と比較してみると、消防本部・署414億円(28.3%), 消防団57億円(15.3%)増加している。

消防本部・署の増加額が多い(消防本部・署の構成比が79.4%から81.3%へ、逆に消防団の構成比が20.2%から18.5%へ)のは非常備消防体制から常備消防体制へ移行した市町村(18市489町村)があることのほか、本部の充実人員の増加及び給与改定等があったことなどによるものと考えられる。

エ 経費の性質別内訳

昭和47年度消防費歳出総額2,311億円の性質別内訳は、人件費1,507億円(構成比65.2%, 前年度64.9%), 物件費227億円(構成比9.8%, 前年度10.1%)普通建設事業費439億円(構成比19.0%, 前年度19.2%)その他138億円(構成比6.0%, 前年度5.8%)となっている。(第11—3図及び第11—4表参照)

第11—3図 昭和47年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合

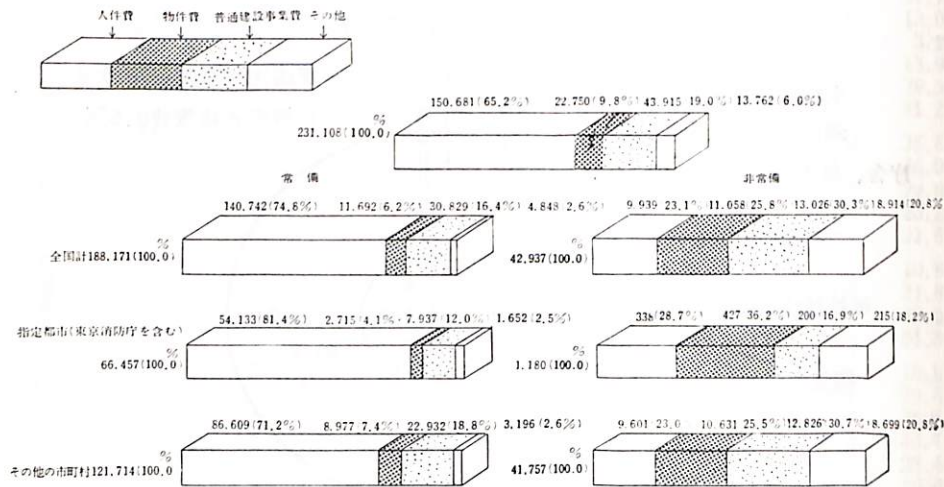


これを前年度と比較してみると、人件費311億円(26.0%)物件費40億円(21.4%)普通建設事業費86億円(24.4%)その他31億円(29.0%)増加し

第11—4表 昭和47年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳

区 分	昭和47年度		昭和46年度		対前年度比較		
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増加額 (A)-(B)(C)	増加率 (C)/(B)×100	
人件費	1,507	65.2%	1,196	64.9%	311	26.0%	
物件費	227	9.8%	187	10.1%	40	21.4%	
普通建設事業費	439	19.0%	353	19.2%	86	24.4%	
{ 補助事業費	134	5.8%	97	5.3%	37	38.1%	
{ 単独事業費	305	13.2%	256	13.9%	49	19.1%	
内訳	{ 機械器具購入費	132	5.7%	111	6.0%	21	18.9%
	{ 庁舎, 車庫等建設費	202	8.7%	148	8.0%	54	36.5%
	{ 水利施設費	76	3.3%	62	3.4%	14	22.6%
	{ 通信施設費	18	0.8%	18	1.0%	0	—
その他	11	0.5%	14	0.8%	△3	△27.3%	
その他	138	6.0%	107	5.8%	31	29.0%	
計	2,311	100.0%	1,843	100.0%	468	25.4%	

第11—5図 昭和47年度市町村消防費, 性質別歳出決算額構成比 (単位 百万円)



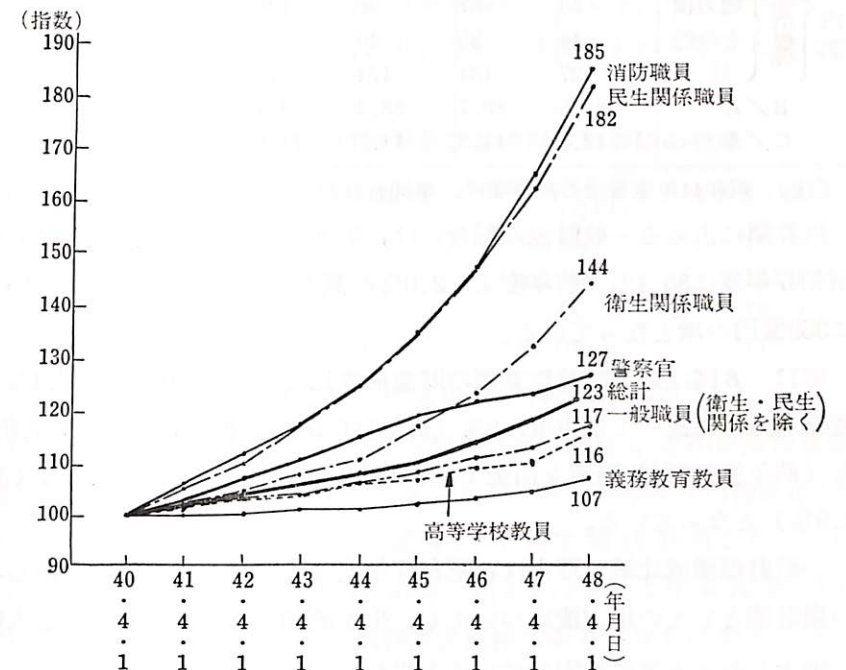
(注) 常備費は, 消防本部・署費と消防団常備部費の合計額である。

ている。

消防費中, 常備費を団体規模別に比較してみると, 指定都市(東京消防庁を含む。)にあっては常備消防の歴史が古いので人件費の比率が81.4%と, その他の市町村より高く, その他の市町村は常備消防の歴史が新しく常備消防の体制づくりを急速に進めているので物件費の比率が7.4%, 普通建設事業費の比率が18.8%と指定都市(東京消防庁を含む。)より高くなっている。(第11—5図参照)

このように消防費は人件費がかなり高い割合を占めておりかつ消防職員の増加傾向(第11—6図参照)及び給与水準の上昇傾向等を勘案するとき消防財政は財政状況の変化に対応する弾力性に乏しいので長期的観点にたった効率的な消防体制の整備が必要である。

第11—6図 地方公務員数の推移 (昭和40年4月1日現在の人員を100とする。)



※地方財政の状況(昭和49年3月自治省発行)より

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

市町村消防費の財源としては、一般財源と特定財源とがある。第11—7表は、昭和43年度以降の消防費における一般財源と特定財源の推移である。一般財源は、地方交付税と地方税であり、特定財源としては国庫補助金、都道府県支出金、地方債及びその他収入となっている。

第11—7表 市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移
(単位=億円)

区 分	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	対前年度比較		
						増減額 (ローイ) ハ	増減比 (ハ/イ) ×100	
決算額 A	1,020	1,184	1,492	1,843	2,311	468	25.4	
財源内訳	一般財源 B	893	1,050	1,318	1,628	1,997	369	22.7
	特定財源	23	32	30	40	51	11	27.5
	補助金	56	67	98	128	181	53	41.4
	地方債	48	35	46	47	82	35	74.5
	その他	127	134	174	215	314	99	46.0
計 C	87.6	88.7	88.3	88.4	86.4	—	—	
B/A	12.4	11.3	11.7	11.6	13.6	—	—	
C/A								

(注) 昭和44年度までの決算額は、単純合計額である。

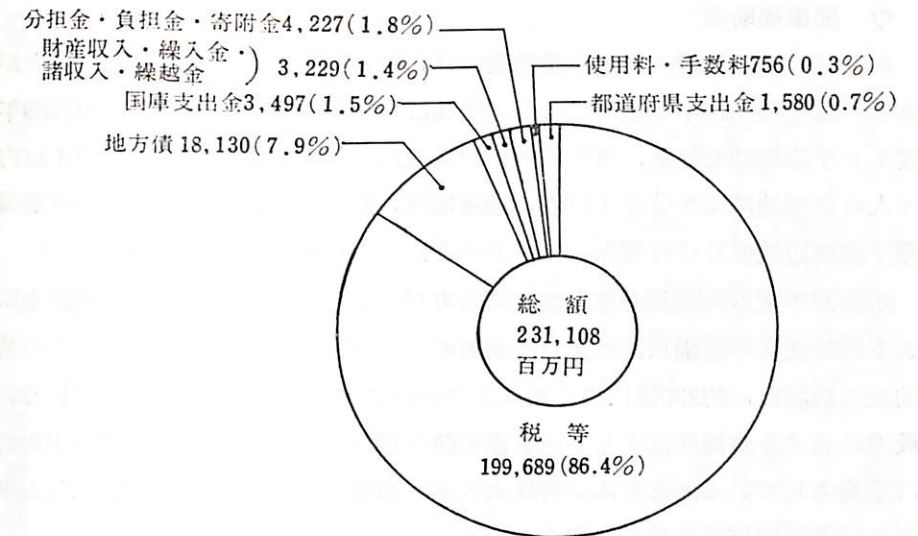
決算額に占める一般財源の割合は、年度によって若干上下しているが、昭和47年度は86.4%で前年度より2.0%の減となっており、額については逆に369億円の増となっている。

第11—8図は、消防費決算額の財源構成比である。一般財源86.4%（前年度88.4%）に次いで地方債7.9%（前年度6.9%）分担金、負担金、寄附金1.8%（前年度0.7%）国庫支出金1.5%（前年度1.4%）その他2.4%（前年度2.6%）となっている。

一般財源構成比減の理由は、昭和47年度は補助金の枠の拡大が図られ、その裏財源としての地方債についても、生保債10億円を新設するなど大幅に枠が増大したこと等に起因していると思われる。

イ 地方交付税

第11—8図 昭和47年度市町村消防費財源内訳



地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算入されており、第11—9表のとおり年々大幅に増加している。

第11—9表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用(円)	対前年度比較(%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度比較(%)
46	1,308	117.7	180,242	115.8
47	1,493	114.1	218,884	121.4
48	1,724	115.5	262,660	120.0
49	1,980	114.8	302,025	115.0

(注) 昭和49年度を除き、再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

昭和48年度は単位費用1,724円（対前年度伸び率15.5%）、基準財政需要額2,627億円（対前年度伸び率20.0%）であったが、昭和49年度（当初算定）は標準団体（人口10万人）で警防、予防要員4人、救急業務要員2人、計6人の増員、各種手当の単価及び団員報酬等の引き上げ等により単位費用が1,980円（対前年度伸び率14.8%、当初算定比伸び率19.4%）に引き上げられ、基準財政需要額は3,020億円（対前年度伸び率15.0%、当初算定比伸び率19.6%）と増加している。これにはまた組合消防等による常備消防の設置

に伴う需要額算入の増加が一つの要因となっている。

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設に対する補助金には、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は昭和28年に制定された消防施設強化促進法による補助に昭和39年度より予算補助を加え、市町村の消防施設に対して基準額の3分の1以内（人口急増地域は2分の1以内、過疎地域、離島地域、同和地区、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県分は3分の2以内）の補助を行っている。

昭和28年度以降昭和48年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は第11—10表のとおりである。昭和48年度までの補助金の総額は、約230億円でこれにより消防施設の整備が促進されている。最近における整備状況としては常備消防の増加によりポンプ自動車が平均的に整備されているとともに、特殊火災や人命救助のための化学車、はしご車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和49年度の市町村に対する国庫補助金予算額は51億4,980万円（前年度予算比13億7,960万円、36.6%増）で新たに人口急増地域の市町村に対する補助率を2分の1以内に引き上げ、また補助基準額が消防ポンプ自動車、防火水そう、化学消防ポンプ自動車及びはしご付消防ポンプ自動車について30%、小型動力ポンプについて20%、小型動力ポンプ付積載車について8%、それぞれ引き上げられた。

なおこの外に都道府県に対する補助金として国においては、石油コンビナート地帯において都道府県が設置する防災資機材施設に対して国庫補助（昭和48.49年度各3,500万円）を行っているが、昭和48年度からは都道府県の防災体制を強化するため防災無線通信施設に対する国庫補助（昭和48年度3億5,000万円、昭和49年度5億5,100万円）を行ない、更に昭和49年度からは新たに林野火災における消防の立体化及び近代化を図るため空中消火資機材施設に対する国庫補助（3,000万円）と活動火山周辺地域における避難施設の整備を促進するため活動火山対策避難施設に対する国庫補助（1,910万円）が設けられている。

エ 地方債

第11—10表 国庫補助金による年度別消防施設等整備状況 (単位 千円)

区 分	昭和28～43年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		計	
	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
消防ポンプ自動車	9,088	5,026,180	915	652,554	1,055	859,780	1,070	937,300	1,291	1,155,414	1,172	1,066,886	14,591	9,699,114
手引動力ポンプ	507	79,787	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	507	79,787
小型動力ポンプ	19,724	1,602,253	1,911	226,116	1,698	239,060	1,640	242,565	1,651	244,147	1,601	249,095	28,255	2,893,236
火災発生機	2,088	42,916	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,088	42,916
報知機	39	8,520	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	8,520
消防専用無線電話	4,337	388,953	611	71,812	841	108,200	1,125	157,360	1,256	187,723	2,019	305,352	10,189	1,219,400
消防積載車	23,013	2,162,518	968	165,820	1,078	222,800	1,529	307,015	1,591	345,198	2,091	613,805	30,270	3,817,156
消防積載車	—	—	190	30,000	300	102,110	446	166,560	595	218,970	679	257,608	2,210	775,248
消防積載車	—	—	—	1,146,302	—	1,531,950	—	1,810,800	—	2,152,452	—	2,492,746	—	18,535,377
消防積載車	209	315,283	52	77,320	66	99,970	54	93,890	59	127,568	50	113,140	490	827,171
化学消防ポンプ自動車	134	523,677	50	205,890	54	215,060	55	247,710	61	329,660	111	673,738	465	2,195,735
はしご付消防ポンプ自動車	222	142,100	40	24,200	30	19,480	29	23,910	34	33,603	35	34,908	390	278,201
救急車	9	90,000	4	60,000	4	40,000	1	10,000	4	40,000	1	10,000	23	250,000
救急車	2	60,000	1	22,000	3	82,000	3	82,000	1	30,000	1	30,000	7	194,000
救急車	—	—	—	—	21	31,500	16	24,000	16	25,800	23	36,000	76	117,300
救急車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	20,000
救急車	—	—	—	—	7	14,000	5	10,000	4	8,000	6	14,400	26	54,400
救急車	—	—	—	—	6	17,000	8	22,100	7	28,900	11	35,700	34	103,700
救急車	—	—	—	—	—	437,010	—	513,610	—	623,531	—	937,886	—	4,040,507
救急車	—	—	—	—	—	1,988,980	—	2,324,410	—	2,775,983	—	3,430,632	—	22,575,884
救急車	5	10,000	6	14,500	5	11,500	12	22,000	19	26,800	40	52,000	87	136,800
救急指令装置	—	—	—	—	—	46,000	—	48,103	—	46,389	—	31,262	—	313,974
消防吏員待機宿舍	—	—	—	—	—	2,026,460	—	2,394,513	—	2,849,172	—	3,513,894	—	23,026,683
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	244	97,764	130	44,456	100	46,000	92	48,103	72	46,389	52	31,262	690	313,974
合計	181	10,633,951	127	1,602,668	115	2,026,460	74	2,394,513	99	2,849,172	23	3,513,894	619	23,026,683

第11—11表 消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

(単位 百万円)

区 分	年 度						
	29	30	31	32	33	34	35
一般単独事業債	373	195	200	201	66	40	40
指定都市職員共済組合資金	—	—	—	—	—	—	—
都市職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	—	—	—
市町村職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	—	—	—
損 保 債	100	130	200	350	450	800	1,030
生 保 債	—	—	—	—	—	—	—
市 有 物 件 債	—	459	409	755	689	624	767
町 村 有 物 件 債	—	—	—	—	—	—	—
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	—	—	—	—
合 計	473	784	809	1,306	1,205	1,464	1,837

区 分	年 度						
	36	37	38	39	40	41	42
一般単独事業債	33	38	11	96	—	1	231
指定都市職員共済組合資金	—	—	—	—	—	—	—
都市職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	140	380	129
市町村職員共済組合連合会資金	—	—	—	—	—	—	291
損 保 債	1,100	1,250	1,350	1,479	1,750	1,750	2,100
生 保 債	—	—	—	—	—	—	—
市 有 物 件 債	943	890	869	972	810	1,205	1,331
町 村 有 物 件 債	—	182	179	223	292	320	339
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,076	2,360	2,409	2,770	2,992	3,656	4,421

区 分	年 度							対前年度比較	
	43	44	45	46	47 A	48 B	増加額 (B-A)C	増加率 C/A×100	
一般単独事業債	307	492	834	619	574	1,649	1,075	187.3	
指定都市職員共済組合資金	—	—	—	—	180	240	60	33.3	
都市職員共済組合連合会資金	200	200	325	530	560	590	30	5.4	
市町村職員共済組合連合会資金	600	600	746	1,809	2,130	2,570	440	20.7	
損 保 債	2,300	2,500	3,000	3,500	4,500	5,500	1,000	22.2	
生 保 債	—	—	—	—	1,000	1,300	300	30.0	
市 有 物 件 債	1,377	1,520	1,598	1,691	1,940	1,959	19	1.0	
町 村 有 物 件 債	371	493	552	620	637	702	65	10.2	
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	—	—	—	—	—	200	200	—	
合 計	5,155	5,805	7,055	8,769	11,521	14,710	3,189	27.7	

消防施設整備のためには多額の経費を要するので補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は第11—11表のとおりである。

昭和49年度の消防施設整備事業に対する地方債の許可予定額は総額で約169億円に増額された。内訳は一般単独事業債13億円(予定)、共済組合資金41億円、損保債(損害保険協会引き受け)65億円、生保債(生命保険協会引き受け)16億円、市有物件債25億円及び全国自治協会債9億円となっている。

昭和49年度の消防施設整備事業債の資金区分と貸付条件は第11—12表のとおりである。

第11—12表 消防施設整備事業債の発行形式及び発行条件

(昭和49年10月1日現在)

区 分	発行形式	年利率	償還期限(うち据置期間)	償還方法	備 考
政府資金	証書借入	8.0%	無線自動車, 消防自動車, 消防施設 5年以内(うち1年以内)	半年賦元金均等	利率 47年9月～ 48年5月 6.2%
			通信施設(放送施設を含む。) 10年以内(うち2年以内)		48.6月～ 48年10月 6.5%
			消防用船舶 15年以内(うち3年以内)		48年11月～ 49年1月 6.75%
			庁舎(木造, 防火構造) 20年以内(うち3年以内)		49年2月～ 49年9月 7.5%
			庁舎(鉄筋コンクリート, コンクリートブロック) 25年以内(うち3年以内)		49年10月～ 8.0%
損保資金	証券発行(登録債)	7.8%	7年(うち1年)	半年賦元金均等	利率 48年度貸付分 6.8%
生保資金	〃	8.0%	〃	〃	〃 7.0%
共済組合連合会資金	〃	未定	10年(うち1年)	〃	〃 7.4%
全国市有物件災害共済会資金	証書借入	5.7%	5年以内(うち1年)	半年賦元金均等又は元金均等	〃 5.7%
全国自治協会資金	〃	5.7%	〃(うち1年以内)	半年賦元金均等	〃 5.7%
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	〃	未定	〃	〃	〃 7.4%

オ その他

以上の外に都道府県補助金等（第11—13表）が27億4,600万円（前年度34億4,500万円）及び特定財源として使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金及び財産収入等が82億1,200万円（前年度47億1,700万円）あるほか、次のような財源がある。

（ア）交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は昭和42年の道路交通法の一部改正により、道路交通安全施設の整備促進を図るため創設され、その充対象施設に救急自動車が含まれており市町村分交付金は昭和46年度54億5,500万円、昭和47年度129億1,900万円、昭和48年度155億9,100万円と急増しているにもかかわらず救急自動車に対する充当は未だ不十分といわざるを得ないので今後更に積極的な活用を図る必要がある。

（イ）入湯税

昭和46年地方税法の一部改正により、市町村の目的税の一つである入湯税の使途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに、標準税率が20円から40円に引き上げられた。昭和48年度入湯税総額は45億700万円であり、この改正による昭和48年度の増収額は20億6,700万円のうち17億5,800万円が温泉地の消防施設に充当されている。

（ウ）航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、昭和47年3月に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村に対して譲与するものとされたがその使途に空港関連消防施設が含まれているので当該施設の整備促進に積極的に活用されることが望まれる。

なお、昭和48年度の譲与額は19億5,900万円である。

（エ）防衛施設周辺整備事業

昭和41年制定の防衛施設周辺の整備等に関する法律により、国は防衛施設周辺市町村の生活環境施設の整備について補助することができるものとされ、その一環として消防施設に3分の2の補助がなされている。これにより

第11—13表 昭和47年度都道府県別消防防災費決算額

と消防関係補助金等

(単位 百万円)

都道府県	普通会計 額A	消防防災費B	B/A × 100	消防関係 補助金	消防関係 貸付金
北海道	477,278	240	0.05	12	91
青森	128,452	154	0.12	5	24
岩手	134,769	169	0.13	3	10
宮城	143,028	234	0.16	46	38
秋田	130,446	121	0.09	28	20
山形	119,700	97	0.08	5	32
福島	176,281	138	0.08	16	8
茨城	175,159	156	0.09	50	—
栃木	129,009	78	0.06	11	—
群馬	120,855	90	0.07	12	15
埼玉	208,030	145	0.07	72	55
千葉	225,376	245	0.11	137	1
東京都	1,151,158	231	0.02	76	268
神奈川県	288,912	674	0.23	256	57
新潟	238,984	108	0.05	12	25
富山	105,013	122	0.12	17	—
石川	105,946	122	0.12	17	—
福井	86,546	183	0.21	34	3
山梨	74,226	135	0.18	74	2
長野	179,232	109	0.06	24	1
岐阜	143,044	225	0.16	17	23
静岡	220,366	154	0.07	7	55
愛知	363,264	272	0.07	126	30
三重	142,867	109	0.08	3	25
滋賀	91,984	83	0.09	25	40
京都	134,444	56	0.04	34	2
大阪	497,976	230	0.05	87	144
兵庫県	303,109	221	0.07	21	27
奈良	74,021	216	0.29	20	—
和歌山	99,249	72	0.07	17	—
鳥取	72,022	31	0.04	16	—
島根	110,247	80	0.07	38	—
岡山	150,340	174	0.12	32	29
広島	191,712	147	0.08	27	1
山口	134,456	200	0.15	13	5
徳島	91,938	44	0.05	2	46
香川	74,510	37	0.05	4	—
愛媛	114,452	112	0.10	25	—
高知	107,944	378	0.35	23	30
福岡	258,720	298	0.12	19	3
佐賀	88,730	173	0.19	14	—
長崎	142,447	129	0.09	14	13
熊本	158,476	120	0.08	30	13
大分	118,329	77	0.07	21	30
宮崎	109,397	171	0.16	6	—
鹿児島	165,632	146	0.09	6	—
沖縄	59,758	16	0.02	26	—
合計	8,617,834	7,522	0.09	1,580	1,166

(注)1. 消防関係補助金及び貸付金は、市町村の消防施設にかかる分のみで、消防防災主管課所管以外のものも含む。

昭和48年度には、水そう付消防ポンプ自動車30台、化学消防ポンプ自動車15台、防火水そう65基が整備されている。なお昭和49年6月に法律の全面改正により防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律により引き続き消防施設に対しても補助されることとされている。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の防災費は、第11—13表のとおりでその総額は75億2,200万円であり、昭和47年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.09%である。

その内容には危険物、高圧ガス取締、予防及び防災等の事務費、消防学校費のほか防災資機材施設の建設、管理運営費等がある。

防火対象物の過密、多様化のみならず異常気象、地震災害等による災害の特殊多様化、大規模化、広域化が予想されることにかんがみ都道府県が後述のように市町村に対し、助成措置を強化するとともに防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど自らが防災活動の一端をにない、防災体制の広域化、高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費と関係の深いものとして、都道府県が市町村に対し助成する補助金と貸付金があり、その内補助金の金額は後述のように増加(第11—13表参照)している。

昭和47年度におけるこの補助金の総額は、15億8,000万円で前年度より2億8,600万円(22.1%)の増加となっている。

補助内容については、各都道府県一定していないが、各地の実情に応じて小型動力ポンプ、消防無線、防火水そう、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じ定率又は定額の補助をしているかあるいは国庫補助に上積み補助をしている。

また貸付金は東京都外32道府県が行なっており、貸付総額は11億6,600万円である。

このような都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力

の充実強化に大いに役立っており、なお一層今後の拡充が望まれる。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和49年度予算額は、第11—14表に示すとおり70億1,513万円で前年度より21億6,000万円(44.5%)の増であり、新たに人口急増市町村に対する補助制度の創設や県に対する防災無線通信施設整備費補助金を201,000千円増額するなど消防施設等整備費補助金については、前年度より11億3,952万円(28.5%)の増額を図っている。

第11—14表 昭和49年度消防庁予算主要項目

(単位=千円)

事 項	昭和49年度 予算額(A)	昭和48年度 予算額(B)	比較増減 (A)-(B)
消防施設等整備費補助金	1,422,400	1,541,035	△118,635
過疎地域消防施設整備費補助金	977,880	826,052	151,828
離島地域消防施設整備費補助金	193,050	161,796	31,254
同和地域消防施設整備費補助金	112,280	77,309	34,971
沖縄消防施設整備費補助金	96,835	103,728	△6,893
人口急増地域消防施設整備費補助金	781,125	0	781,125
科学消防施設整備費補助金	735,000	737,491	△2,491
救急業務施設整備費補助金	52,500	50,925	1,575
消防吏員待機宿舎施設整備費補助金	75,000	50,000	25,000
防災資機材施設整備費補助金	35,000	35,000	0
防災無線通信施設整備費補助金	551,000	350,000	201,000
その他(林野火災関係)補助金	101,950	61,160	40,790
小 計	5,134,020	3,994,496	1,139,524
大震火災対策に必要な経費	1,019,921	160,730	859,191
活動火山対策に要する経費	19,133	0	19,133
日本消防協会補助金	37,074	37,000	74
退職消防団員報償に必要な経費	198,703	166,224	32,479
消防吏員及び消防団員に授与する賞 げつ金に必要な経費	40,000	20,000	20,000
消防団員等公務災害補償等共済 基金補助に必要な経費	42,197	37,574	4,623
小 計	1,357,028	421,528	935,500
その他一般行政経費	524,083	439,110	84,973
合 計	7,015,131	4,855,134	2,159,997

(5) 消防財政の課題

消防財政は、前述したように、逐年充実されているが、一方消防業務の多様化、高度化に伴ない現在の消防力は人員及び施設の両面でなお不足しており、今後これらを裏付ける消防財源の拡充強化が一層必要である。

まず人員の面では消防職員、団員の高度な勤務密度に対応してその増員及び処遇改善のための財政措置が今後の課題となる。前述のごとく消防費に占める人件費の割合は大であり、これら消防職員・団員の増員及び処遇改善のための人件費負担が当該団体の財政上に過大な負担を招来することのないよう措置する必要がある。従って今後このための交付税措置の充実等一般財源の強化を図る財政措置が望まれる。

また、消防施設の面では、その充足の計画性を図るとともに、災害の多様化に対応した科学消防施設の整備等、消防施設等整備費補助金の一層の拡充強化を図る必要がある。

資 料 編

年度	消防費			
	人件費	施設費	雑費	その他
昭和25年度	1,170	1,170	1,170	1,170
26年度	1,200	1,200	1,200	1,200
27年度	1,230	1,230	1,230	1,230
28年度	1,260	1,260	1,260	1,260
29年度	1,290	1,290	1,290	1,290
30年度	1,320	1,320	1,320	1,320
31年度	1,350	1,350	1,350	1,350
32年度	1,380	1,380	1,380	1,380
33年度	1,410	1,410	1,410	1,410
34年度	1,440	1,440	1,440	1,440
35年度	1,470	1,470	1,470	1,470
36年度	1,500	1,500	1,500	1,500
37年度	1,530	1,530	1,530	1,530
38年度	1,560	1,560	1,560	1,560
39年度	1,590	1,590	1,590	1,590
40年度	1,620	1,620	1,620	1,620
41年度	1,650	1,650	1,650	1,650
42年度	1,680	1,680	1,680	1,680
43年度	1,710	1,710	1,710	1,710
44年度	1,740	1,740	1,740	1,740
45年度	1,770	1,770	1,770	1,770
46年度	1,800	1,800	1,800	1,800
47年度	1,830	1,830	1,830	1,830
48年度	1,860	1,860	1,860	1,860
49年度	1,890	1,890	1,890	1,890
50年度	1,920	1,920	1,920	1,920
51年度	1,950	1,950	1,950	1,950
52年度	1,980	1,980	1,980	1,980
53年度	2,010	2,010	2,010	2,010
54年度	2,040	2,040	2,040	2,040
55年度	2,070	2,070	2,070	2,070
56年度	2,100	2,100	2,100	2,100
57年度	2,130	2,130	2,130	2,130
58年度	2,160	2,160	2,160	2,160
59年度	2,190	2,190	2,190	2,190
60年度	2,220	2,220	2,220	2,220
61年度	2,250	2,250	2,250	2,250
62年度	2,280	2,280	2,280	2,280
63年度	2,310	2,310	2,310	2,310
64年度	2,340	2,340	2,340	2,340
65年度	2,370	2,370	2,370	2,370
66年度	2,400	2,400	2,400	2,400
67年度	2,430	2,430	2,430	2,430
68年度	2,460	2,460	2,460	2,460
69年度	2,490	2,490	2,490	2,490
70年度	2,520	2,520	2,520	2,520
71年度	2,550	2,550	2,550	2,550
72年度	2,580	2,580	2,580	2,580
73年度	2,610	2,610	2,610	2,610
74年度	2,640	2,640	2,640	2,640
75年度	2,670	2,670	2,670	2,670
76年度	2,700	2,700	2,700	2,700
77年度	2,730	2,730	2,730	2,730
78年度	2,760	2,760	2,760	2,760
79年度	2,790	2,790	2,790	2,790
80年度	2,820	2,820	2,820	2,820
81年度	2,850	2,850	2,850	2,850
82年度	2,880	2,880	2,880	2,880
83年度	2,910	2,910	2,910	2,910
84年度	2,940	2,940	2,940	2,940
85年度	2,970	2,970	2,970	2,970
86年度	3,000	3,000	3,000	3,000
87年度	3,030	3,030	3,030	3,030
88年度	3,060	3,060	3,060	3,060
89年度	3,090	3,090	3,090	3,090
90年度	3,120	3,120	3,120	3,120
91年度	3,150	3,150	3,150	3,150
92年度	3,180	3,180	3,180	3,180
93年度	3,210	3,210	3,210	3,210
94年度	3,240	3,240	3,240	3,240
95年度	3,270	3,270	3,270	3,270
96年度	3,300	3,300	3,300	3,300
97年度	3,330	3,330	3,330	3,330
98年度	3,360	3,360	3,360	3,360
99年度	3,390	3,390	3,390	3,390
100年度	3,420	3,420	3,420	3,420

附属資料1 昭和48年都道府県

区分 都道府県別	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
北海道	2,934	2,314	202	141	26		251
青森	1,040	714	206	35	18		67
岩手	758	529	164	22	3		40
宮城	1,218	768	197	43	16	1	193
秋田	717	477	174	28	1		37
山形	699	486	106	28	2		77
福島	1,216	740	276	61	3		136
茨城	1,792	904	470	72	2		344
栃木	1,496	756	279	75			386
群馬	1,311	836	105	62			308
埼玉	2,513	1,620	130	140		1	622
千葉	3,242	1,517	543	153	15		1,014
東京都	10,237	5,615	128	599	15	3	3,877
神奈川県	3,620	1,993	131	226	26		1,244
新潟	1,278	922	227	63	6		60
富山	463	360	41	29	2		31
石川	490	316	79	25	2		68
福井	389	258	46	28	2		55
山梨	411	223	130	16			42
長野	991	698	157	37			99
岐阜	1,584	748	271	93			472
静岡県	2,607	1,308	288	153	7		851
愛知県	5,295	2,147	362	292	11		2,483
三重	1,197	471	238	61	7		420
滋賀	566	297	40	41			188
京都	731	504	96	51	1		79
大阪	6,257	4,144	187	449	11		1,466
兵庫	3,686	2,010	497	209	23		947
奈良	272	194	54	16			8
和歌山	490	305	119	21	4		41

別火災損害状況(全火災)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2,781	1,022	413	1,346	172,323	106,201
920	519	127	274	79,381	24,716
747	412	73	262	46,011	20,000
996	365	99	532	43,761	19,502
679	345	80	254	50,630	43,594
602	223	74	305	35,138	4,805
1,087	552	125	410	63,839	35,794
1,257	689	103	465	76,918	19,762
1,115	504	111	500	52,398	47,985
1,193	511	93	589	60,824	17,662
2,153	768	224	1,161	101,601	7,787
1,958	751	171	1,036	77,756	19,661
7,819	1,038	577	6,204	166,544	8,166
2,678	755	238	1,685	87,549	4,356
1,240	474	139	627	78,671	16,580
465	135	75	255	26,871	1,450
435	155	40	240	27,587	6,046
318	117	37	164	18,455	1,801
337	148	35	154	19,795	55,729
940	415	118	407	66,204	25,830
1,019	290	106	623	49,952	11,087
1,834	560	177	1,097	70,896	21,368
2,977	694	333	1,950	103,281	16,253
630	211	61	358	31,598	12,572
382	140	53	189	29,330	2,006
765	244	118	403	47,129	5,650
5,160	710	458	3,992	191,923	8,428
2,483	504	218	1,761	88,673	33,398
260	139	37	84	19,422	2,272
420	178	45	197	28,729	26,966

附属資料1 昭和48年都道府県

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県別							
鳥取	372	244	66	19	2		41
島根	469	264	134	13	1		57
岡山	1,138	658	271	42	5		162
広島	1,858	994	372	89	13		390
山口	981	551	199	39	8		184
徳島	545	343	72	34	9		87
香川	792	455	115	43	9		170
愛媛	785	568	75	48	6		88
高知	523	342	79	19	2		81
福岡	2,096	1,430	230	137	11		288
佐賀	342	256	31	17	2		36
長崎	590	387	102	27	12		62
熊本	573	403	67	43	2		58
大分	547	360	113	29	8		37
宮崎	473	313	106	22	1		31
鹿児島	649	475	78	50	4		42
沖縄	839	334	258	46	3	2	196
全国計	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916
札幌	487	423	4	24			36
東京	7,522	4,471		492	15	2	2,542
川崎	409	316	6	36	1		50
横浜	1,330	697		81	19		533
名古屋	1,814	761	34	109	6		904
京都	242	216	5	17			4
大阪	2,441	1,629		231	10		571
神戸	1,090	564	167	69	19		271
北九州	352	266	21	28	4		33
福岡	493	373	18	35	7		60
10大都市計	16,180	9,716	255	1,122	81	2	5,004

別火災損害状況(全火災)(つづき)

焼損むね数	焼損面積				
	計	建物(㎡)	林野(a)		
計	全焼	半焼	部分焼	建物(㎡)	林野(a)
333	109	44	180	18,599	7,792
428	218	42	168	25,133	3,834
928	322	114	492	35,332	40,734
1,339	352	126	861	58,965	58,534
735	224	69	442	29,951	10,744
440	135	54	251	18,203	2,171
621	206	81	334	26,360	1,728
776	271	79	426	35,677	15,004
475	193	56	226	27,039	5,997
2,008	598	214	1,196	89,649	4,141
329	121	43	165	19,834	2,343
535	218	76	241	29,156	2,792
583	236	53	294	41,891	2,342
537	249	46	242	38,498	36,340
440	203	37	200	21,724	4,686
736	406	72	258	34,229	5,770
350	107	36	207	8,271	7,899
57,243	17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278
485	87	55	343	17,678	260
6,274	744	490	5,040	117,625	
404	76	50	278	9,838	56
937	265	95	577	28,471	
1,200	221	141	838	33,679	1,810
400	128	79	193	21,671	2,060
2,280	266	246	1,768	60,770	
733	89	62	582	17,109	3,624
438	163	56	219	24,173	1,871
573	132	60	381	20,318	662
13,724	2,171	1,334	10,219	351,332	10,343

附属資料1 昭和48年都道府県

区分 都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	125	443	2,346	911	345	1,090	7,211
青森	32	81	601	331	89	181	2,485
岩手	26	89	415	201	49	165	1,423
宮城	22	113	625	225	50	350	2,468
秋田	27	100	459	238	45	176	1,756
山形	23	166	376	120	41	215	1,606
福島	33	162	596	275	69	252	2,307
茨城	36	142	728	369	54	305	2,826
栃木	29	125	559	226	48	285	2,252
群馬	28	164	629	260	42	327	2,401
埼玉	59	356	1,528	535	161	832	5,198
千葉	63	382	1,433	482	161	790	4,927
東京都	167	1,736	7,571	1,892	744	4,935	22,714
神奈川県	94	461	2,411	825	218	1,368	7,790
新潟	45	229	831	294	89	448	3,458
富山	14	71	273	85	42	146	1,093
石川	18	86	316	103	34	179	1,120
福井	11	40	174	62	24	88	558
山梨	5	50	164	76	12	76	618
長野	39	162	594	227	72	295	2,295
岐阜	35	182	670	200	57	413	2,530
静岡県	39	253	1,076	341	99	636	4,111
愛知県	60	437	2,068	516	232	1,320	7,454
三重	30	93	364	132	37	195	1,288
滋賀	11	90	233	86	36	111	932
京都	28	153	593	190	100	303	1,669
大阪	134	982	4,967	1,249	486	3,232	16,279
兵庫	89	407	2,112	487	190	1,435	7,119
奈良	21	57	211	112	44	55	723
和歌山	21	90	260	140	21	99	968

別火災損害状況(全火災)(つづき)

合計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
4,349,026	1,609,901	2,542,183	4,152,084	55,136	30,118	62,123		49,565
1,946,395	844,786	1,022,076	1,866,862	51,248	5,664	17,808		4,813
881,805	375,894	442,017	817,911	34,465	13,538	11,550		4,341
1,233,047	493,632	646,950	1,140,582	17,289	29,602	31,885	4,390	9,299
1,170,696	600,860	488,641	1,089,501	63,722	5,868	250		11,355
1,033,426	364,969	627,907	992,876	10,622	4,134	23,571		2,223
1,641,996	602,569	935,892	1,538,461	85,333	10,532	662		7,008
3,995,446	1,300,394	2,602,100	3,902,494	56,454	21,491	4,000		11,007
1,679,860	575,882	848,877	1,424,759	219,115	25,341			10,645
2,068,385	648,757	926,846	1,575,603	396,642	66,215			29,925
4,578,211	1,700,469	2,779,820	4,480,289	14,319	27,933		20,000	35,670
2,931,305	1,392,488	1,442,163	2,834,651	39,844	38,487	4,444		13,879
17,976,059	5,275,308	12,390,770	17,666,078	1,681	75,616	3,796	102,190	126,698
4,508,646	1,788,646	2,509,720	4,298,366	4,491	54,407	112,798		38,584
2,559,322	1,090,664	1,424,713	2,515,377	10,967	10,034	4,772		18,172
600,265	227,075	365,145	592,220	1,771	2,754	1,320		2,200
1,150,189	397,623	723,898	1,121,521	16,599	1,605	9,050		1,414
385,495	148,625	218,385	367,010	3,156	10,896	1,295		3,138
605,962	221,480	296,892	518,372	79,393	4,435			3,762
1,849,682	705,228	886,059	1,591,287	241,737	6,418			10,240
1,475,764	570,616	811,351	1,381,967	53,691	19,359			20,747
2,638,697	1,031,046	1,369,642	2,400,688	123,492	94,646	2,589		17,282
3,199,020	1,237,567	1,757,653	2,995,220	19,541	89,898	71,816		22,545
1,349,423	534,029	732,123	1,266,152	28,319	19,872	20,831		14,249
1,807,121	448,515	1,340,778	1,789,293	6,169	7,951			3,708
1,455,734	544,079	869,667	1,413,746	22,213	16,359	10		3,406
16,160,496	6,874,883	9,098,919	15,973,802	23,156	68,193	1,616		93,729
4,425,592	1,426,547	2,771,991	4,198,538	81,817	35,884	35,797		73,556
955,815	378,887	550,723	929,610	8,673	9,576			7,956
1,443,775	462,615	768,055	1,230,670	168,207	6,570	12,140		26,188

附属資料1 昭和48年都道府県

区分 都道府県別	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
鳥取	14	40	216	64	29	123	796
島根	14	70	228	112	20	96	793
岡山	23	130	570	198	69	303	2,030
広島	47	208	995	289	95	611	3,363
山口	31	79	532	178	53	301	1,820
徳島	20	69	262	92	25	145	955
香川	13	67	362	124	41	197	1,255
愛媛	32	121	525	201	40	284	1,771
高知	19	44	345	199	53	93	838
福岡	76	367	1,777	680	177	920	6,110
佐賀	2	80	228	78	30	120	904
長崎	22	88	451	214	48	189	1,459
熊本	108	208	416	174	31	211	1,394
大分	20	103	336	158	25	153	1,217
宮崎	19	70	271	125	23	123	890
鹿児島	34	112	549	306	34	209	1,659
沖縄	12	31	218	76	23	119	817
全国計	1,870	9,789	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650
札幌	13	67	521	107	95	319	1,570
東京	134	1,362	6,259	1,608	645	4,006	18,567
川崎	14	69	412	116	55	241	1,369
横浜	37	160	960	351	95	514	2,934
名古屋	23	156	988	196	124	668	3,485
京都	15	80	340	129	72	139	743
大阪	60	555	2,481	668	257	1,556	7,840
神戸	27	127	728	141	61	526	2,224
北九州	21	83	456	240	43	173	1,508
福岡	28	112	578	208	58	312	1,896
10大都市計	372	2,771	13,723	3,764	1,505	8,454	42,136

別火災損害状況(全火災)(つづき)

合計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
507,171	252,150	316,535	568,685	10,477	2,186	5,178		645
621,362	277,716	314,647	592,363	7,403	1,326	18,400		1,870
1,391,139	448,798	792,373	1,241,171	84,290	9,068	397		56,213
1,771,933	672,787	961,403	1,634,190	85,078	7,651	20,412		24,602
3,272,591	273,864	427,944	701,808	12,732	32,729	19,907		2,505,415
641,121	178,813	422,202	601,015	16,084	11,934	8,265		3,823
2,407,671	1,357,909	494,836	1,852,745	4,123	19,306	7,081		524,416
1,156,131	408,334	634,201	1,042,535	36,076	7,541	57,061		12,918
902,625	435,161	423,274	858,435	6,673	2,615	26,500		8,402
2,186,785	945,700	1,180,586	2,126,286	4,905	20,242	14,083		21,269
499,801	219,590	262,088	481,678	10,508	3,071	3,655		889
746,579	279,845	418,279	698,124	4,636	1,804	38,239		3,776
2,384,737	706,207	1,657,348	2,363,555	7,425	6,217	4,200		3,340
1,481,372	396,109	1,015,098	1,411,207	57,920	9,854	1,372		1,019
423,812	160,541	226,057	386,598	11,900	3,305	50		21,959
900,815	340,126	530,097	870,223	25,215	3,367	463		1,547
363,675	186,627	148,166	334,793	256	14,451	400		13,775
113,795,975	41,414,311	64,417,090	105,831,401	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
495,259	173,012	315,609	488,621		504			6,134
14,287,870	4,156,960	9,863,576	14,020,536		57,101	3,796	99,690	106,747
566,677	263,102	258,236	521,338		21,813	1,000		22,526
1,303,419	524,631	647,149	1,171,780		15,723	107,665		8,251
1,171,313	477,077	666,314	1,143,391	624	7,289	11,721		8,288
719,582	198,603	502,579	701,182	8,125	10,244			31
2,682,873	987,499	1,621,803	2,609,302		11,227	516		61,828
1,053,917	343,250	612,452	955,702	3,411	8,660	32,378		53,766
638,293	313,033	308,348	621,381	101	5,559	1,873		9,379
435,787	158,311	260,114	418,425	231	2,892	12,210		2,029
23,354,990	7,595,478	15,056,180	22,651,658	12,492	141,012	171,159	99,690	278,979

附属資料3 建物火災の火元建物用途別構造別損害状況(つづき)

損害状況			出火件数(件)	焼損面積(m ²)	火元むね数	うち延焼延焼件数	延焼むね数	り災世帯数	損害額(千円)	昭出和火47年数
区分	用途	構造								
車庫	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	131	5,305	129	27	56	65	106,027	107
		造	31	1,193	30	4	14	32	57,070	26
		造	49	341	48	3	4	5	18,647	48
		造	14	77	14	1	1	6	2,084	20
		不明	19	895	19	3	7	3	28,456	27
計	244	7,811	240	38	82	111	212,284	228		
養畜舎	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	580	62,325	578	159	327	132	700,305	570
		造	20	1,906	20	1	1	1	8,297	23
		造	75	9,686	75	8	13	10	85,071	39
		造	9	597	9	9	9	9	12,918	11
		不明	38	4,665	36	10	21	7	42,119	34
計	722	79,179	718	178	362	149	848,710	677		
旅館・泊所	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	197	16,851	195	34	82	228	571,136	182
		造	71	7,409	70	12	26	123	238,443	81
		造	28	2,368	28	15	15	15	115,321	21
		造	106	5,363	104	1	1	32	187,299	96
		不明	9	360	9	1	1	6	9,134	4
計	411	32,351	406	48	110	404	1,121,333	384		
劇場・映画館	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	35	7,144	35	11	29	54	273,824	55
		造	38	3,006	38	5	9	44	166,994	23
		造	23	5,467	23	4	4	4	512,647	29
		不明	56	2,060	56	1	4	4	318,818	75
		計	5	317	5	11	11	11	47,093	3
計	157	17,994	157	17	42	117	1,319,376	185		
病院・診療所	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	87	3,760	86	8	24	72	225,117	74
		造	46	2,537	45	3	6	39	155,411	61
		造	10	597	8	4	4	4	37,538	7
		不明	108	1,431	106	1	1	21	106,913	84
		計	4	10	4	12	31	136	195	2
計	255	8,335	249	12	31	136	525,174	228		
学校	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	176	53,196	171	30	72	42	999,941	255
		造	44	4,689	41	2	4	2	142,218	57
		造	51	6,716	51	1	1	1	182,143	34
		不明	208	2,903	202	2	2	69,597	174	
		計	13	430	12	2	2	10,544	6	
計	492	67,934	477	35	79	45	1,404,443	526		
社会福祉施設	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	27	2,030	26	2	2	12	38,088	31
		造	7	4	7	2	2	2	546	9
		造	9	182	9	2	2	2	824	7
		不明	24	238	24	1	1	10	9,753	21
		計	2	36	1	1	2	237	5	
計	69	2,490	67	3	4	26	49,448	73		

附属資料3 建物火災の火元建物用途別構造別損害状況(つづき)

損害状況			出火件数(件)	焼損面積(m ²)	火元むね数	うち延焼延焼件数	延焼むね数	り災世帯数	損害額(千円)	昭出和火47年数
区分	用途	構造								
官公署	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	53	3,682	52	6	6	5	94,171	56
		造	8	1,151	8	2	2	11	9,074	8
		造	12	1,091	12	1	1	1	41,269	14
		不明	37	1,669	37	4	4	4	69,381	25
		計	6	200	4	6	6	3,909	6	
計	116	7,793	113	12	14	21	217,804	109		
神社・寺院	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	210	21,238	208	39	78	104	2,102,681	191
		造	11	468	11	1	1	8	13,083	6
		造	6	175	6	1	1	4	7,145	5
		不明	6	175	6	1	1	4	7,145	14
		計	227	21,881	225	41	80	116	2,122,909	3
計	227	21,881	225	41	80	116	2,122,909	219		
浴場	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	65	5,141	65	8	30	81	207,877	51
		造	35	1,745	35	6	10	33	67,712	20
		造	12	293	12	1	1	8	14,070	7
		不明	12	85	12	2	3	4	4,624	16
		計	1	13	1	17	44	126	60	4
計	125	7,277	125	17	44	126	294,343	98		
その他建築物	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	76	4,569	75	8	8	8	148,049	72
		造	11	949	11	2	2	2	33,895	12
		造	16	588	15	1	1	1	15,256	15
		不明	42	597	41	1	1	2	47,114	31
		計	3	20	3	10	10	13	409	4
計	148	6,723	145	10	10	13	244,723	134		
附属建築物	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	2,099	65,612	2,080	444	791	1,097	1,286,780	1,870
		造	116	1,659	116	12	20	64	43,331	81
		造	83	1,339	82	4	4	25	30,946	55
		不明	46	305	46	11	11	14	14,370	36
		計	58	1,419	54	8	14	27	47,490	57
計	2,402	70,334	2,378	468	829	1,224	1,422,917	2,099		
その他不明	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	601	52,584	568	162	362	598	1,549,761	594
		造	227	17,318	219	50	110	329	1,320,105	195
		不明	122	10,535	119	14	30	25	382,370	116
		不明	470	4,917	465	9	10	130	798,508	376
		計	400	20,779	74	487	768	465	1,322,211	307
計	1,820	106,133	1,445	722	1,280	1,547	5,372,955	1,588		
合計	木造 防火 簡易耐火 耐火 その他不明 計	造	27,709	1,892,823	27,367	5,606	12,798	30,553	57,135,252	25,933
		造	6,086	213,030	6,031	585	1,094	8,384	12,332,519	5,526
		不明	3,601	257,796	3,535	257	486	1,360	14,609,709	2,850
		不明	3,811	131,329	3,753	73	110	2,200	18,490,653	3,321
		計	1,344	76,722	950	682	1,119	967	3,263,268	1,238
計	42,551	2,571,700	41,636	7,203	15,607	43,464	105,831,401	38,868		

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
	(1) 住宅			
1	福岡県春日市	住	宅	1月2日 3時35分
2	長崎県平戸市	住	宅	1月15日 20時30分
3	秋田県秋田市	住	宅	1月30日 15時2分
4	宮城県河南町	住	宅	2月12日 8時25分
5	兵庫県川西市	住	宅	2月23日 0時00分
6	青森県三厩村	住	宅	2月23日 2時20分
7	大阪府堺市	住	宅	3月5日 12時24分
8	兵庫県家島町	住	宅	3月18日 6時10分
9	山形県鶴岡市	住	宅	3月21日 0時30分
10	京都府亀岡市	住	宅	3月25日 4時00分
11	熊本県菊水町	住	宅	4月13日 22時18分
12	東京都江東区	住	宅	6月10日 23時32分
13	愛知県一宮市	住	宅	7月3日 22時20分
14	北海道中頓別町	住	宅	7月19日 23時03分
15	兵庫県三木市	住	宅	8月11日 0時30分
16	新潟県長岡市	住	宅	8月13日 5時17分
17	長崎県長崎市	住	宅	10月13日 5時08分
18	北海道釧路市	住	宅	11月8日 17時43分
19	北海道上磯町	住	宅	11月15日 17時15分
20	山形県南陽市	住	宅	12月4日 1時10分
21	千葉県東庄町	住	宅	12月24日 3時18分
22	北海道標茶町	住	宅	12月25日 6時25分
23	大阪府岸和田市	住	宅	12月29日 3時05分
24	長崎県福島町	住	宅	12月29日 19時20分

火災事例一覧 (ここに掲げた火災は死者3人以上, 建物焼損面積3,000㎡以上, 林野焼損面積5,000アール以上, 災害世帯60世帯以上, 損害額1億円以上のいずれかに該当した火災を集録したものである。)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	出火原因
4	2	1	6	1	76	737	放火
3	1	2	10	1	53	495	マッチの火遊び
3	—	2	7	1	56	3,216	不明
3	—	1	6	1	99	2,524	練炭こたつの不始末
5	—	1	5	2	208	12,070	放火
4	—	3	13	3	391	7,245	煙突の火の粉
3	—	2	10	1	76	1,800	不明
3	1	1	1	1	46	6,000	放火
3	1	4	29	4	247	3,177	不明
3	1	1	5	1	214	6,797	たばこの消し忘れ
3	1	2	12	2	77	1,773	放火
1	6	9	54	10	942	163,240	不明
4	—	2	8	4	112	4,689	たばこの消し忘れ
5	1	1	6	4	163	935	残火の不始末
4	—	1	4	1	100	7,443	不明
3	2	1	3	1	160	2,090	放火
4	—	5	13	5	100	10,963	不明
3	—	2	10	1	28	1,194	不明
3	—	1	5	1	35	1,000	ストーブの使用誤り
4	—	1	7	1	161	3,082	不明
3	2	1	4	1	55	3,894	電気こたつの故障
3	1	1	6	2	54	1,990	ストーブの不始末
3	—	3	11	3	108	10,980	不明
—	1	1	5	8	534	102,875	石油ストーブ

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
	(2) 併用住宅			
1	東京都葛飾区	作業場併用		2月6日 2時40分
2	静岡県島田市	作業場併用		2月13日 4時04分
3	東京都武蔵野市	その他併用		2月15日 19時13分
4	東京都杉並区	倉庫併用		2月28日 22時58分
5	神奈川県座間市	店舗併用		3月4日 22時55分
6	東京都荒川区	工場併用		3月12日 19時21分
7	福岡県福岡市	店舗併用		3月31日 3時15分
8	東京都台東区	作業場併用		4月14日 1時12分
9	東京都調布市	事務所併用		6月4日 2時27分
10	埼玉県狭山市	作業場併用		7月3日 2時20分
11	兵庫県黒田庄町	作業場併用		7月8日 2時00分
12	東京都江東区	飲食店併用		8月5日 4時26分
13	福岡県福岡市	店舗併用		8月29日 2時15分
14	大阪府大阪市	店舗併用		9月14日 5時20分
15	神奈川県藤沢市	診療所併用		9月24日 8時36分
16	福岡県福岡市	店舗併用		9月28日 3時40分
17	東京都大田区	診療所併用		10月9日 14時39分
18	東京都福生市	飲食店併用		10月22日 21時43分
19	北海道夕張市	飲食店併用		11月24日 21時45分
20	東京都豊島区	事務所併用		11月25日 1時22分
21	大阪府大阪市	店舗併用		11月30日 1時33分
22	兵庫県川西市	倉庫併用		12月13日 4時00分
23	北海道浜中町	納屋併用		12月13日 22時20分
24	東京都江東区	事務所併用		12月16日 3時34分
25	静岡県磐田市	店舗併用		12月22日 4時45分
26	大阪府大阪市	作業場併用		12月30日 14時15分

火災事例一覧(つづき)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積 (m ²)	損害額 (千円)	出火原因
3	3	1	4	2	496	20,871	タバコの投げ捨て
6	—	1	6	3	426	14,257	煙突の火の粉
—	5	4	16	4	748	101,510	マッチの投げ捨て
—	—	10	25	10	629	126,757	マッチの投げ捨て
3	—	3	14	2	95	8,961	不明
—	—	11	28	7	465	112,686	静電スパーク
3	—	3	10	3	160	3,751	不明
3	2	2	6	1	106	10,484	放火
3	2	5	25	8	192	18,310	放火
3	1	3	15	9	455	6,620	花火
3	1	1	11	2	137	4,200	蚊取線香の不始末
5	—	4	15	1	182	19,166	放火の疑い
5	5	9	26	8	152	9,840	不明
3	4	4	23	6	353	30,392	不明
6	6	8	25	4	632	調査中	LPガスの爆燃
5	—	3	13	2	181	6,650	不明
1	2	1	6	1	49	165,327	高温体
3	—	2	6	3	79	4,088	不明
5	2	3	11	2	332	6,495	ストーブ
3	12	20	43	11	684	90,010	調査中
5	1	3	18	2	100	7,650	マッチの不始末
—	1	2	9	2	1,228	267,687	工業用炉
5	1	3	10	1	268	10,000	風呂かまど
1	—	6	15	6	852	114,857	不明
—	5	16	71	24	1,948	159,019	電気こたつの消し忘れ
3	—	5	20	3	398	29,500	ストーブの転倒

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火日・時刻
(3) 共同住宅・寄宿舎				
1	東京都葛飾区	飲食・共住		3月20日 0時56分
2	兵庫県神戸市	共同住宅		3月31日 11時26分
3	大阪府寝屋川市	寄宿舎		9月19日 14時15分
4	埼玉県浦和市	寄宿舎		10月24日 23時19分
5	神奈川県横浜市	共同住宅		11月25日 22時37分
6	大阪府大阪市	共同住宅		11月28日 3時22分
7	東京都練馬区	共同住宅		12月11日 6時38分
8	大阪府大阪市	共同住宅		12月20日 13時00分
9	東京都小平市	共同住宅		12月29日 20時21分
(4) 店 舗				
1	東京都葛飾区	キャバレー	ダ - ビ -	2月21日 5時14分
2	茨城県神栖町	食料品店	(株)ブラザー鹿島店	5月19日 19時00分
3	岐阜県岐阜市	キャバレー	ムーランルージュ	7月7日 15時35分
4	広島県広島市	家具小売業	(株)堀 家 具	10月22日 20時45分
5	大阪府大阪市	青物卸売場	蔬菜生産者共同組合	11月3日 23時04分
6	宮崎県日南市	ナイトクラブ	エ ン ゼ ル	12月8日 21時46分
7	埼玉県川越市	家具小売業	(株)ミ ッ バ	12月20日 23時46分
(5) 工 場				
1	大阪府大阪市	ペイント製造業	東亜ペイント(株)大阪工場	1月20日 10時34分
2	奈良県橿原市	セーター製造業	田中ニット(株)	1月26日 23時40分
3	佐賀県小城町	飼料製造業	佐賀県園芸農協連	2月5日 6時10分
4	東京都中野区	医薬品製造業	甘糟化学産業(株)中野工場	2月15日 16時36分
5	東京都葛飾区	染色業	石毛染晒工業(株)	3月1日 0時41分
6	新潟県西山町	畳製造業	昭栄畳材(株)	3月19日 0時40分
7	兵庫県龍野市	なめし皮製造業	表製革(株)	3月20日 15時45分
8	香川県綾上町	仏具製造業	(株)舎倉仏光堂	3月21日 23時30分
9	新潟県見附市	事務用機械器具製造業	アンドカード工業(株)新潟工場	3月22日 6時30分

火災事例一覧(つづき)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積(m ²)	損害額(千円)	出火原因
3	—	19	66	10	349	21,915	たばこの消し忘れ
2	11	74	226	3	341	29,712	冷蔵庫の火花
4	—	2	4	2	20	502	火あそび
5	—	13	53	6	752	15,916	調査中
4	—	11	35	1	174	7,609	不明
—	6	57	106	6	1,965	40,348	放火の疑い
5	7	14	35	1	115	28,300	LPガスの爆発
—	1	61	223	10	753	4,907	放火の疑い
3	—	7	21	1	92	8,277	都市ガスの爆発
—	—	—	—	1	180	171,087	たばこの投げ捨て
—	—	—	—	1	1,134	106,816	たばこの投げ捨て
—	8	23	76	47	4,400	185,000	マッチの火あそび
—	1	1	3	1	2,190	100,000	マッチの投げ捨て
—	1	25	74	36	2,522	125,215	不明
5	5	2	13	2	78	1,685	ストーブの転倒
—	1	—	—	1	1,593	120,764	ストーブの輻射熱
—	101	—	—	5	1,776	143,303	反応釜の操作ミス
—	1	2	8	6	822	157,489	ストーブの輻射熱
—	—	—	—	1	1,820	122,773	調査中
—	4	38	86	16	1,264	176,776	引火性油類
—	—	4	20	6	1,222	308,923	自然発火
—	—	—	—	1	3,388	129,500	自然発火
—	—	—	—	7	1,716	145,736	マッチの接触
—	—	—	—	1	3,000	87,000	電気乾燥機の漏電
—	—	1	5	4	2,383	126,330	屋内線の短絡

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
10	兵庫県龍野市	なめし皮製造業	山田一三皮革工場	4月4日 18時35分
11	石川県美川町	荷造業	大栄(株)	4月11日 23時18分
12	愛媛県今治市	縫製業	(株)黒潮	4月25日 20時20分
13	埼玉県日高町			5月1日 2時20分
14	山形県山形市	合板製造業	山形フローリング工業(株)	5月16日 7時05分
15	埼玉県草加市	製紙業	ホクシー(株)東京工場	5月20日 14時00分
16	和歌山県和歌山市	生地製造業	上野ニット(株)	6月1日 4時43分
17	東京都品川区	家具製造業	(株)山田製作所	6月2日 2時05分
18	福岡県福岡市	印刷業	大博印刷所	6月11日 23時20分
19	大阪府高槻市	ラジオ製造業	ムネカタ(株)	6月14日 21時20分
20	滋賀県愛知川町	塩ビ管製造業	高田工場(株)愛知川工場	6月28日 19時50分
21	東京都調布市	写真現像業	(株)フジカラーサービス東京現像所	7月14日 10時30分
22	京都府丹後町	織物業	東喜工場	7月21日 2時30分
23	東京都東久留米市	パン製造業	山崎製パン(株)武蔵野工場	7月26日 6時55分
24	茨城県波崎町	ブリズム製造業	(株)土佐屋商店	8月1日 18時00分
25	北海道紋別市	精練場	住友金属鉱山(株)コウノマイ鉱山	8月10日 17時40分
26	神奈川県小田原市	包装業	(株)ニッパック本社工場	8月12日 13時30分
27	茨城県守谷町	ビニールハウス製造業	丸井加工(株)パイプ工場	8月18日 23時40分
28	東京都北区	染色業	新興編物K.K.	8月21日 22時06分
29	大阪府泉南市	紡績業	西紡績K.K.	9月20日 1時10分
30	鳥取県鳥取市	ラジオ受信機製造業	三洋電機(株)カラジ工場	10月9日 7時25分
31	兵庫県伊丹市	回路製造業	ユニゾン(株)	10月18日 1時15分
32	青森県天間林村	選鉱場	日本鉱業(株)上北鉱業所	10月20日 17時15分
33	岐阜県下呂町	作業場	コンテナー工業K.K.	11月5日 13時20分
34	茨城県石岡市	時計製造業	石岡精工(株)	11月12日 4時45分
35	神奈川県茅ヶ崎市	作業所	東海金属(株)茅ヶ崎工場	11月16日 21時30分
36	長野県中野市	プラスチック製品製造業	(株)中野精密	11月19日 7時00分

火災事例一覧(つづき)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積(m ²)	損害額(千円)	出火原因
—	1	11	31	15	3,800	134,419	マッチの投げ捨て
—	2	—	—	1	467	288,500	調査中
—	—	—	—	1	480	103,748	たばこの消し忘れ
3	—	1	4	2	256	22,000	不明
—	3	—	—	7	1,943	112,748	アスファルト溶解炉
—	—	—	—	1	1,100	416,250	たき火の火の粉
1	4	2	72	6	4,793	254,000	不明
—	8	29	86	22	2,540	246,749	不明
—	4	23	51	14	2,115	110,914	調査中
—	2	—	—	1	2,569	315,490	不明
—	1	—	—	1	2,210	417,435	不明
—	13	—	—	1	287	127,027	切断器の火花
—	—	3	—	4	949	137,000	調査中
—	3	—	—	1	16,000	1,059,634	営業用炉の放置 余熱によりパラフィンが発火
—	—	—	—	1	1,290	122,950	
—	4	—	—	4	9,154	5,000	溶接器の火花
—	1	—	—	1	1,748	206,508	不明
—	—	—	—	1	3,214	120,000	油布の余熱
—	4	1	1	11	1,158	210,434	不明
—	—	—	—	1	4,476	103,879	不明
—	—	—	—	1	2,218	101,702	調査中
—	—	—	—	1	4,303	542,518	不明
—	—	—	—	2	3,200	60,000	調査中
—	—	1	3	6	2,032	105,534	不明
—	—	—	—	4	4,725	1,196,247	熱風呂の過熱
—	—	—	—	1	1,212	226,480	調査中
—	2	—	—	2	1,424	139,736	配線器具の過熱

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
37	長野県飯島町	煙火製造業		11月19日 16時15分
38	和歌山県かつらぎ町	包装用紙製造業	溝端紙工機	11月30日 21時10分
39	東京都北区	解体工事業	熊本商店機	12月10日 11時50分
40	千葉県四街道町		両総化成機	12月10日 14時30分
41	大分県大分市	あられ製造業	アタテ食品機	12月29日 4時50分
(6) 倉庫				
1	滋賀県大津市	化学繊維製造業	東レ機滋賀事業場	4月1日 12時25分
2	三重県上野市	シャツ製造業	大阪ニット機上野工場	7月21日 4時40分
3	大分県大分市	有機化学製品製造業	住友化学工業機大分製造所	8月12日 22時47分
4	東京都大田区	冷凍倉庫	フジタ工業機	8月24日 15時34分
5	神奈川県小田原市	林場	竹広林業機	10月7日 19時00分
6	大阪府門真市	テレビ受信機製造	松下電気産業機守口テレビ事業部	12月8日 13時45分
(7) 百貨店				
1	大阪府高槻市		西部タカツキンョッピングセンター	9月25日 6時00分
2	熊本県熊本市		大洋デパート	11月29日 13時15分
3	千葉県館山市		機いとら屋デパート	12月7日 15時30分
(8) 旅館				
1	兵庫県神戸市	簡易宿泊所	坂口荘	10月11日 1時35分
(9) 病院				
1	福岡県北九州市		福岡県済生会八幡病院	3月8日 3時37分
2	青森県青森市		青森市民病院小浜分院	4月20日 14時22分
(10) 飲食店				
1	兵庫県神戸市	料亭	機古泉閣	6月23日 16時28分
(11) 遊技場				
1	千葉県八日市場市	ボーリング場	八日市場ボウル	3月6日 1時30分
2	茨城県神栖町	ボーリング場	新藤商事機	10月24日 0時00分
3	三重県津市	遊技場	大門観光機	12月19日 19時40分

火災事例一覧(つづき)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
4	2	—	—	1	20	265	煙火の爆発
—	—	—	—	1	668	130,000	たばこの消し忘れ
—	3	—	—	3	0	112,392	切断器の火花
—	—	—	—	4	876	127,040	調査中
—	—	—	—	1	4,800	191,310	調査中
—	3	—	—	1	9,242	683,500	調査中
—	—	—	—	1	1,044	194,484	放火の疑い
—	—	—	—	5	5,209	660,909	調査中
—	1	—	—	1	1,529	139,069	溶接器の火花
—	—	31	110	39	4,120	209,804	調査中
—	1	—	—	1	15,661	2,544,576	アセチレンガス溶接の火花
6	14	—	—	1	28,313	7,061,300	放火
100	124	2	6	2	13,637	1,747,396	調査中
—	5	—	—	1	2,044	192,400	不明
6	5	6	28	6	213	14,919	たばこの消し忘れ
13	3	—	—	1	888	57,593	蚊取線香の不始末
3	—	—	—	1	530	30,919	調査中
—	1	1	3	1	476	135,948	不明
—	1	—	—	1	2,507	231,949	不明
—	1	1	1	1	1,632	250,000	たばこの投げ捨て
—	1	1	7	5	1,984	256,336	調査中

附属資料4 昭和48年中の主な業態別

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
(12) 社寺・仏閣等				
1	香川県高松市	神社	屋島神社	2月12日 12時30分
2	京都府京都市	寺院	方広寺	3月27日 22時40分
3	新潟県巻町	寺院	専福寺	4月9日 15時56分
4	香川県宇多津町	神社	宇夫階神社	7月30日 20時35分
(13) 学 校				
1	京都府綾部市	小学校	綾部小学校	1月6日 15時25分
2	秋田県阿仁町	中学校	阿仁合中学校	2月10日 21時20分
3	高知県高知市	中学校	城北中学校	5月15日 3時52分
4	青森県三沢市	各種学校	ドレスメーカー赤木洋裁学院	7月5日 2時10分
(14) 林 野				
1	群馬県鬼石町			3月24日 15時50分
2	栃木県田沼町			3月25日 10時30分
3	長野県王滝村			7月19日 9時15分
4	和歌山県岩出町			7月27日 8時00分
(15) 車 両				
1	栃木県野木町			4月5日 18時36分
2	埼玉県朝霞市			5月29日 1時05分
3	三重県上野市			8月9日 20時35分
(16) 船 舶				
1	神奈川県横浜市	貨物船	マイロエレベット号	9月19日 11時09分
2	愛媛県伯方町	タンカー	村上秀造船轉	11月10日 14時30分
3	青森県青森市		第5安全丸	12月9日 1時50分
(17) 航空機				
1	沖縄県西原村			12月5日 15時10分
(18) その他				
1	福島県いわき市	抗内	常盤炭硯(轉)	5月29日 14時30分
2	山口県徳山市	プラント	西部光石油(轉)	7月7日 22時13分
3	香川県坂出市	火力発電所	四国電力(轉)	9月26日 20時37分

火災事例一覧(つづき)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
—	—	—	—	1	178	857,905	たき火の火の粉
—	—	—	—	3	506	138,412	調査中
—	1	7	37	11	2,750	332,346	調査中
—	2	—	—	1	203	200,000	不明
—	—	2	7	4	8,660	65,378	火あそび
—	1	1	4	3	2,332	126,132	取灰の余熱
—	2	—	—	3	3,783	85,000	放火の疑い
—	1	6	27	6	1,543	125,184	調査中
—	1	1	2	5	106㎡ (建物)12,373	3,032 353,662	花火の投げ捨て
—	—	—	—	—	6,274	100,510	不明
—	—	—	—	—	4,714	180,000	調査中
—	1	—	—	—	18,550	129,850	放火の疑い
4	3	—	—	—	—	2,500	衝突
3	—	—	—	—	—	650	衝突
5	2	—	—	—	—	7,860	衝突
6	1	—	—	—	—	60,000	カルシュームの爆燃
3	—	—	—	—	—	11,348	溶接器の火花
3	1	—	—	—	—	2,000	たばこの落下
3	2	—	—	—	—	不明	内燃機関の故障
4	27	—	—	—	—	調査中	不明
1	—	—	—	—	—	2,500,000	化学的な原因で発火
—	—	—	—	—	—	501,996	変圧器電圧過多

附属資料5 昭和48年中の死者を多

(本表は、1件で4人以上の

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
1	福岡県春日市	住宅		1月2日 3時35分
2	静岡県島田市	併用住宅		2月13日 4時04分
3	兵庫県川西市	住宅		2月23日 0時00分
4	青森県三厩村	住宅		2月23日 2時20分
5	福岡県北九州市	病院	福岡県済生会八幡病院	3月8日 3時37分
6	栃木県野木町	車両		4月5日 18時36分
7	福島県磐城市	坑内	常磐炭鉱(株)西部鉱業所	5月29日 14時30分
8	愛知県一宮市	住宅		7月3日 22時20分
9	北海道中頓別町	住宅		7月19日 23時03分
10	東京都江東区	併用住宅		8月5日 4時26分
11	三重県上野市	車両		8月9日 20時35分
12	兵庫県三木市	住宅		8月11日 0時30分
13	福岡県福岡市	併用住宅		8月29日 2時15分
14	神奈川県横浜市	船舶	マイロエレベット号	9月19日 11時09分
15	大阪府寝屋川市	寄宿舍		9月19日 14時15分
16	神奈川県藤沢市	併用住宅		9月24日 8時36分
17	大阪府高槻市	百貨店	西部タカツキンョッピングセンター	9月25日 6時00分
18	福岡県福岡市	併用住宅		9月28日 3時40分
19	兵庫県神戸市	旅館	坂口荘	10月11日 1時35分
20	長崎県長崎市	住宅		10月13日 5時8分
21	埼玉県浦和市	寄宿舍		10月24日 23時19分
22	長野県飯島町	工場		11月19日 16時15分
23	北海道夕張市	併用住宅		11月24日 21時45分
24	神奈川県横浜市	共同住宅		11月25日 22時37分
25	熊本県熊本市	百貨店	大洋デパート	11月29日 13時15分
26	大阪府大阪市	併用住宅		11月30日 1時33分

く伴った火災事例一覧(全火災)

死者が発生した火災を収録)

死者数 (性別内訳)	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損 むね数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
4 (男2・女2)	2	1	6	1	76	737	放火
6 (男3・女3)	—	1	6	3	426	14,257	煙突の火の粉
5 (男3・女2)	—	1	5	2	208	12,070	放火
4 (男3・女1)	—	3	13	3	391	7,245	煙突の火の粉
13 (男1・女12)	3	—	—	1	888	57,593	蚊取線香の不始末
4 (男3・女1)	3	—	—	—	—	2,500	衝突
4 (男4)	27	—	—	—	—	調査中	不明
4 (男1・女3)	—	2	8	4	112	4,689	たばこの消し忘れ
5 (男4・女1)	1	1	6	4	163	935	残火の不始末
5 (男1・女4)	—	4	15	1	182	19,166	放火の疑い
5 (男2・女3)	2	—	—	—	—	7,860	衝突
4 (男2・女2)	—	1	4	1	100	7,443	不明
5 (男3・女2)	5	9	26	8	152	9,840	不明
6 (男6)	1	—	—	—	—	60,000	カルシュームの爆燃
4 (男3・女1)	—	2	4	2	20	502	火あそび
6 (男3・女3)	6	8	25	4	632	調査中	LPガスの爆燃
6 (男6)	14	—	—	1	28,313	7,061,300	放火
5 (男2・女3)	—	3	13	2	181	6,650	不明
6 (男6)	5	6	28	6	213	14,919	たばこの消し忘れ
4 (男1・女3)	—	5	13	5	100	10,963	不明
5 (男5)	—	13	53	6	752	15,916	調査中
4 (男4)	2	—	—	1	20	265	花火の爆発
5 (男3・女2)	2	3	11	2	332	6,495	石油ストーブ
4 (男3・女1)	—	11	35	1	115	28,300	LPガスの爆燃
100 (男29・女71)	124	2	6	2	13,637	1,747,396	調査中
5 (男2・女3)	1	3	18	2	100	7,650	マッチの不始末

附属資料5 昭和48年中の死者を多

(本表は、1件で4人以上の

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
27	山形県南陽市	住宅		12月4日 1時10分
28	宮崎県日南市	店舗	ナイトクラブ「エンゼル」	12月8日 21時46分
29	東京都練馬区	共同住宅		12月11日 6時38分
30	北海道浜中町	併用住宅		12月13日 22時20分

附属資料6 昭和48年中の建物焼損

(本表は、1建物火災中焼損面

番号	出火場所	用途	名称	出火月日・時刻
1	京都府綾部市	小学校	綾部小学校	1月6日 15時25分
2	滋賀県大津市	倉庫	東レ(株) 滋賀事業場	4月1日 12時25分
3	和歌山県和歌山市	生地製造業	上野ミット(株)	6月1日 4時43分
4	岐阜県岐阜市	キャバレー	ムーランルージュ	7月7日 15時35分
5	東京都東久留米市	パン製造業	山崎製パン(株) 武蔵野工場	7月26日 6時55分
6	北海道紋別市	精練場	住友金属鉱山(株) コウノマイ鉱山	8月10日 17時40分
7	大分県大分市	有機化学製品製造業	住友化学工業(株) 大分製造所	8月12日 22時47分
8	大阪府泉南市	紡績業	西紡績KK	9月20日 1時10分
9	大阪府高槻市	百貨店	西部タカツキンョッピングセンター	9月25日 6時00分
10	神奈川県小田原市	林場	竹広林業(株)	10月7日 19時00分
11	兵庫県伊丹市	回路製造業	ユニゾン(株)	10月18日 1時15分
12	茨城県石岡市	時計製造業	石岡精工(株)	11月12日 4時45分
13	熊本県熊本市	百貨店	大洋デパート	11月29日 13時15分
14	大阪府門真市	テレビ受信機製造	松下電器産業KK 守口テレビ事業部	12月8日 13時45分
15	大分県大分市	あられ製造業	アタテ食品(株)	12月29日 4時50分

く伴った火災事例一覧(全火災)

死者が発生した火災を収録(つづき)

死者数 (性別内訳)	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
4 (男3・女1)	—	1	7	1	161	3,082	不明
5 (男2・女3)	5	2	13	2	78	1,685	ストーブの転倒
5 (男2・女3)	7	14	35	1	115	28,300	LPガスの爆燃
5 (男4・女1)	1	3	10	1	268	10,000	風呂かまど

面積の大きい火災事例一覧

積4,000m²以上の火災を収録)

死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)	出火原因
—	—	2	7	4	8,660	65,378	火あそび
—	3	—	—	1	9,242	683,500	調査中
1	4	2	72	6	4,793	254,000	不明
—	8	23	76	47	4,400	185,000	マッチの火あそび
—	3	—	—	1	16,000	1,059,634	営業用炉の放置
—	4	—	—	4	9,154	5,000	溶接器の火花
—	—	—	—	5	5,209	660,909	調査中
—	—	—	—	1	4,476	103,879	不明
6	14	—	—	1	28,313	7,061,300	放火
—	—	31	110	39	4,120	209,804	調査中
—	—	—	—	1	4,303	542,518	不明
—	—	—	—	4	4,725	1,196,247	熱風呂の過熱
100	124	2	6	2	13,637	1,747,396	調査中
—	1	—	—	1	15,661	2,544,576	アセチレンガス溶接の火花
—	—	—	—	1	4,800	191,310	調査中

附属資料7 昭和21年以降

区分 年別	出火件数							焼 合計
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
21	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—
24	18,484	16,346	1,334	261	111	—	342	—
25	19,243	16,663	1,161	470	102	—	847	—
26	21,223	18,130	1,582	—	1,511	—	—	—
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	—
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	—
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	—
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	—
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	—
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	—
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	—
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	—
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	—
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	—
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,430	43,688	—
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	—
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	—
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	—
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	—
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

の火災損害状況

損むね数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
—	—	—	3,533,924	—	420	1,665
—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
18,041	6,230	16,882	2,318,555	890,964	1,111	8,210
19,383	6,790	19,776	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,337,049	1,483	9,208
15,896	5,230	30,774	2,434,485	1,701,229	1,672	9,692
17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789

- (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。
- (2) 建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建

附属資料7 昭和21年以降の

年別	り災世帯数			り災者数	損	
	合計	全焼	半焼		合計	建計
21	23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895	—	12,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732	—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,852,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,295	156,554	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612	138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	50,061,631
44	39,533	(全損) 15,506	(半損) 4,502	(小損) 19,525	145,372	70,171,860
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975

火災損害状況(つづき)

害 額 (千円)							
建	物		林 野	車 両	船 舶	航 空 気	そ の 他
	物 内 容	物					
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	—	198,128	68,676	365,300	212,164	—
—	—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	—
—	—	—	152,172	227,993	—	—	—
—	—	—	731,901	79,564	64,708	32,985	—
—	—	—	655,216	83,846	104,085	18,293	—
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282	—	—
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	—	—
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	—	—
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	—	—
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	—	—
8,211,205	12,095,810	127,555	110,263	104,960	153,518	—	—
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	—	—
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	—	—
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	—	—
14,239,854	22,241,908	1,103,613	245,215	169,223	1,011,958	—	—
17,307,802	29,565,529	431,906	299,905	181,801	5,118,698	—	—
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	—	—
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	—	—
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	—	—
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	—	—
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	—
31,674,117	95,468,032	2,497,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	—
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	—
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	—
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	—

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。

(3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

附属資料8 昭和21年以降の

年別	区分 総出火 件数指	出火率 (指数)	死者指数	負傷者 指数	損害額 指数	火災件数構		
						建物	林野	車両
21	100	(100)1.9	100	100	100	—	—	—
22	130	(126)2.4	115	159	326	—	—	—
23	118	(116)2.2	97	121	400	—	—	—
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	(362)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5

火災損害累年比較

成比(100%)				火災損害額構成比(100%)					
船	舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6		2.3		96.9	0.7	0.2	1.4	0.8	
0.5		4.4		97.2	1.6	0.3	0.6	0.3	
		7.1		98.3	0.7		1.0		
0.7		5.0		97.0	1.9	0.2	0.2	0.1	
0.7		4.9		96.4	2.7	0.4	0.4	0.1	
0.6		6.5		98.4	1.2	0.2	0.1	0.1	
0.6		7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	
0.8		7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	
0.8		8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.8	
0.7		8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	
0.9		9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.8	
0.8		11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	
0.8		13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.8	
0.7		13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	
0.7		13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	
0.7		12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	
0.6		13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	
0.7		13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	
0.6		14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	
0.5		15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	
0.5	0.0	16.4		92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6		92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3		93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5		96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0
0.4	0.0	24.5		93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4

附属資料9 昭和 21 年 以

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数	気象状況													
								天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度									
1	福島県田島町	21年5月20日1時30分		31	455	2,412	515														
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337														
3	飯田市	21年7月15日12時15分		4	185	850	198														
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分		9	716	4,654	594														
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分			435	1,868	315														
6	飯田市	22年4月20日11時48分			4,010	17,771	3,742														
7	那珂市	22年4月25日17時20分		6	1,210	6,080	1,508														
8	北海道三笠町	22年5月26日10時20分	2	4	977	5,081	488														
9	宮崎	22年12月7日5時10分			130	684	65														
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180														
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238														
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521		721														
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分		17	339	1,586	334														
14	千葉県海上市	25年4月13日17時23分		3,277	979	5,808	1,461														
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615														
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分		242	705	3,400	599														
17	山形県温海町	26年4月24日22時頃		225	513	1,583	376														
18	松阪市	26年12月16日23時30分		195	874	3,565	1,155														
19	鳥取市	27年4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240														
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299														
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345														
22	新名市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892														
23	能代市	30年12月3日4時30分			1,452	5,845	1,361														
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分		19	1,263	6,087	1,475														
25	大館市	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737														
26	大津市	31年8月18日23時45分		16	770	4,323	1,344														
27	新潟県分水町	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677														
28	鹿兒島県瀬戸内町	32年4月2日1時0分		176	304	1,315	378														
29	岩手県新里村(三陸大火)	33年12月27日23時30分		48	1,357	5,311	1,628														
30	八戸市	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062														
31	北海道江別町	36年5月29日23時40分			664	3,627	720														
32	福江市	36年10月23日23時30分		80	506	2,238	554														
33	新潟市(昭和石油KK)	37年9月26日2時10分頃		28	811	3,936	486														
34	各務原市(川崎航空KK)(工場火災)	39年6月16日18時0分			348	1,407	346														
35	東京都大島町	39年10月1日1時50分		1			6														
36	三浦市	40年1月11日23時10分			408	1,273	585														
37	大館市	41年1月11日14時15分		26	817	2,132	282														
38	三浦市	43年10月12日11時16分		1	248	917	281														
39	加賀市	44年5月18日13時10分		16	115	270	68														

(注) ここで大火とは、建物の焼損面積が33,000㎡(10,000坪)以上の火災である。

降の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
33,500	20,000	勝手の煙突の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	タバコの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	不明
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	不明	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSE	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	タバコ	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブ残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	タバコの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	9,314,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不始末	明	ESE	13.0	13.0	39
115,051	6,987,069	不始末	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	タバコの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんころ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72,498	建物5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
建物林野32ha	建物林野143,000	こたつ	曇	SE	8.7	12.2	87
156,984	4,022,041	タバコ	曇	SSW	9.3	17.0	53
175,966	1,590,140	不始末	曇	SW	7.4	—	82
36,274	360,000	煙突	曇	SW	7.4	—	82
建物66,314	建物1,000,000	七りんころの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物林野600ha	建物林野980	七りんころの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物53,047	建物2,155,350	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
建物林野40,366ha	建物林野3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
51,752	774,317	放た	晴	SW	41.2	—	60
44,664	2,221,191	放た	晴	W	5.5	—	72
64,698	3,975,200	放た	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	放た	晴	W	5.2	—	60
34,116	300,000	不明	晴	NE	1	—	96
37,453	2,069,455	タバコ	晴	WSW	22	—	40
53,537	1,565,605	タバコ	晴	N	22	25	53
37,790	1,203,268	タバコ	曇	WSW	5.7	—	52
33,846	2,321,732	不明	晴	S	8.0	—	44

附属資料10 主要諸外国の最近5年間の火災の傾向

(1) 人口100万人当たりの火災件数

国名	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1972年の日本との比較
日本	540 [100]	550 [102]	620 [115]	600 [111]	550 [102]	[100]
アメリカ	11,770 [100]	11,940 [102]	12,420 [106]	13,100 [111]	13,060 [110]	[2,374]
イギリス	3,830 [100]	4,580 [120]	4,810 [126]	4,500 [118]	5,110 [133]	[929]
イタリア	—	890	1,290	1,400	1,160	[210]
オーストラリア	7,090 [100]	7,100 [100]	7,090 [100]	7,050 [99]	7,050 [99]	[1,281]
オーストリア	1,190 [100]	1,260 [106]	1,260 [106]	1,300 [109]	—	—
オランダ	1,260 [100]	1,380 [110]	1,570 [125]	1,600 [127]	1,700 [134]	[309]
カナダ	3,070 [100]	3,070 [100]	3,220 [105]	3,160 [103]	3,330 [108]	[605]
スイス	1,220 [100]	1,220 [100]	1,330 [109]	1,540 [126]	5,690 [466]	[1,034]
スウェーデン	2,530 [100]	2,510 [99]	2,540 [101]	2,600 [103]	2,630 [103]	[471]
デンマーク	1,940 [100]	2,650 [137]	—	3,130 [161]	3,400 [175]	[618]
ニュージーランド	—	5,640	6,210	8,800	6,380	[1,160]
ノルウェー	2,630 [100]	2,610 [99]	3,360 [128]	4,900 [186]	—	—
フィンランド	2,350 [100]	2,530 [108]	4,860 [207]	5,200 [221]	5,300 [225]	[963]
フランス	—	1,240	—	—	1,630	[296]
ベルギー	1,250 [100]	1,200 [96]	—	1,570 [126]	1,430 [114]	[260]

(注) [] 内の数字は、1968年を100とした指数である。

(2) 人口100万人当たりの火災による死者数

国名	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1972年の日本との比較
日本	11.0 [100]	13.1 [119]	15.4 [140]	14.0 [127]	15.7 [143]	[100]
アメリカ	60.7 [100]	60.0 [99]	59.4 [98]	57.1 [94]	57.1 [94]	[402]
イギリス	17.7 [100]	16.5 [93]	—	16.7 [94]	18.1 [102]	[128]
イタリア	—	—	1.9	1.9	2.9	[20]
オーストラリア	16.8 [100]	16.1 [96]	13.9 [83]	13.2 [79]	14.8 [88]	[104]
オーストリア	7.7 [100]	11.9 [155]	6.6 [86]	7.7 [100]	—	—
オランダ	3.3 [100]	5.7 [173]	8.6 [261]	8.7 [264]	5.8 [176]	[408]
カナダ	31.2 [100]	29.7 [95]	30.0 [96]	29.7 [95]	29.2 [94]	[206]
スイス	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	16.4 [100]	13.8 [84]	20.0 [122]	17.8 [109]	18.0 [110]	[127]
デンマーク	12.0 [100]	15.8 [132]	18.1 [151]	12.8 [107]	12.7 [106]	[89]
ニュージーランド	7.6 [100]	11.8 [156]	9.6 [126]	12.2 [161]	9.8 [129]	[69]
ノルウェー	17.3 [100]	22.2 [128]	19.1 [110]	28.0 [162]	—	—
フィンランド	21.3 [100]	23.4 [110]	18.8 [88]	20.5 [96]	16.3 [77]	[115]
フランス	—	4.3	—	5.6	4.9	[34]
ベルギー	9.3 [100]	7.8 [84]	—	14.9 [160]	6.8 [73]	[48]

(注) [] 内の数字は、1968年を100とした指数である。

附属資料11 昭和48年中の風水害

項目 都道府県	人的被害				住			
	死者	行方不明者	負傷者		全壊			半壊
			重傷	軽傷	むね	世帯	人員	
北海道	15	5	14	42	151	152	729	72
青森	4			7	33	36	146	23
岩手					1	1	3	3
宮城	3		2	1	2	2	9	8
秋田					4	4	14	2
山形								
福島								
茨城	1			1			6	3
栃木								
群馬					1	1	6	3
千葉県	2		2	4	7	8	19	13
東京都	8	3	9	25	2	2	6	3
神奈川県								
新潟県				1				
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県					1	1	3	1
岐阜県					1	1	4	2
静岡県								
愛知県								
三重県	2			1			8	1
奈良県					3	3	3	1
和歌山県								
鳥取県					1	1	3	1
島根県					14	14	52	14
岡山県			1	1	1	1	3	1
広島県								
徳島県								
香川県	2				1	1	1	5
高知県								
福岡県	28	4	14	56	118	118	479	180
佐賀県					3	3	15	
熊本県	7		3	7	16	41	139	9
大分県					2	2	4	1
宮崎県	1			2	18	18	81	3
鹿児島県					3	3	11	2
沖縄県					3	104	299	142
合計	73	12	45	157	487	521	2,034	494

等による都道府県別被害状況

項目	宅被害							
	壊		一部破損			床上浸水		
	世帯	人員	むね	世帯	人員	むね	世帯	人員
北海道	72	364	5,144	11,173	39,356	1,930	2,080	7,545
青森	23	107	34	34	138	2,305	2,513	8,985
岩手	3	19	25	25	90	17	17	52
宮城			1	1	4	3	3	14
秋田	8	32	15	15	60	37	37	151
山形	3	11	10	10	46	29	29	131
福島	4	15	2	2	7	3	3	12
茨城						7	7	18
栃木						2	2	7
群馬	3	24	1	1	3	67	138	26
千葉県	15	64	71	67	252	1,262	1,318	4,094
東京都	3	15	678	678	2,695	2,805	2,884	9,411
神奈川県						796	796	3,071
新潟県			61	60	299	21	14	58
富山県			2	2	10	—	—	—
石川県	1	6				15	15	60
福井県						11	11	42
山梨県						6	6	28
長野県			4	4	13	29	29	121
岐阜県	2	8	1	1	6	3,493	3,493	13,972
静岡県						24	24	76
愛知県	1	5				18	18	73
三重県			1	1	6	12	13	56
奈良県	1	6	4	4	18	8	10	23
和歌山県	1	2	2	12	40	1	1	4
鳥取県								
島根県	1	3				3	3	7
岡山県	14	58				41	42	151
広島県	1	4	2	2	8			
徳島県								
香川県	4	12	16	17	56	2	2	4
高知県			3	3	7	33	35	105
福岡県	180	704	82	82	321	26	27	66
佐賀県			3	3	10	8,941	9,268	32,890
熊本県	23	76	60	65	269	183	210	183
大分県	1	3	24	24	99	563	624	2,103
宮崎県	3	8	7	7	23	139	143	583
鹿児島県			4	4	17	82	76	247
沖縄県	2	9	5	5	13	4	4	17
合計	511	2,046	6,435	13,480	44,478	23,752	24,896	88,431

附属資料11 昭和48年中の風水害

都道府県	床下浸水			非住家		田	
	むね	世帯	人員	公共建物	その他	流失埋没	冠水
						ha	ha
北海道	8,336	9,031	32,637		287	1	
青森	2,857	2,956	11,342		55		
岩手	59	60	229		21		
秋田	164	164	871		1		
山形	865	865	3,430	19	186	34,042.3	497.9
福島	1,122	1,139	4,303	3	60	2.1	200.5
茨城	137	137	548			0.02	87.86
栃木	361	349	1,292			56.4	870.8
群馬	147	321	1,052				
千葉県	899	3,091	1,774	1	16	268	3
東京都	23,119	23,375	72,993		18		
神奈川県	7,899	8,039	28,484	12	505	6,192	19.1
新潟	5,403	5,397	17,207	16	2,455	161	54
富山	13	13	36				
石川	67	54	211	1	59	4.5	64
福井	1	1	6				
山梨	55	35	140				
長野	693	693	2,732			112.55	430.94
岐阜	115	92	402			6.29	
静岡県	1,376	1,376	5,580		8		
愛知県	48,931	48,926	195,704				
三重	1,780	1,780	5,660	4		9.0	147.0
京都	99	99	448	1			
大阪府	1,548	1,406	5,741				100
兵庫県	58	79	280				
奈良	250	247	779			1.3	
和歌山	4	4	17		3	0.38	
鳥取	40				1	65.2	
岡山	2,641	2,703	9,446	1			12
広島	168	168	527				
徳島	33	33	39			0.13	3.5
香川県	480	490	1,515		3		
愛媛	400	423	1,221			4	34
高知県	31,765	32,703	109,769	6	312	1,425	12,979
福岡	8,865	10,036	32,736	5	3	36.95	2,915
佐賀	2,138	2,238	8,325		19	2,715	822.0
長崎	2,948	2,946	10,839	7	48	28.16	1,629.6
熊本	1,462	1,399	4,745		5	1.5	
大分	1,033	1,032	3,766		4	0.27	8.00
宮崎	1,678	1,708	5,518	1	3	49.1	
鹿児島	1,059	1,160	4,689	3	1,271	3	
合計	161,068	166,767	587,036	75	5,348	45,185.15	20,878.2

等による都道府県別被害状況 (つづき)

畑		その他					
流失埋没	冠水	学校	病院	道路	橋りょう	河川	港湾
ha	ha	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
78		22		375	73	1,806	50
		3	18	259	29	530	28
		4		50	3	37	10
				7		69	
18,793.2	910	22		123	3	564	1
				75	3	324	5
7.55		1		41	1		
				90	4	169	
1.0				92	1	36	
10	50	1	1	488	3	17	
12,372	7.2	12	2	349	14	120	
6.30	813	9	2	234	14	489	17
	0.3			35	2	72	
		1		29		11	
		1		304	9	116	
0.01				339	7	217	
				136		18	
				98		73	
0.2	0.7	4		605	15	264	
				10		24	
2				82	2	275	
				109	2	54	
0.9	42	1		229	1	214	
		24		10	1	25	
		1		45	4	69	
		6		243	11	295	
				438	1	292	
				17		3	
0.5	1			13	2	17	
				279	1	70	
3	9	1		342	9	150	
11	247	61	3	1,228	169	1,196	1
		13		405	8	643	
36.54	107.6	7	1	406	9	318	2
15.34	233.2			357	4	304	
2.5		3		523	10	365	1
		1		423	3	129	
580.7		10		1,671	33	1,036	2
360,300	592,810	185		63	1	19	
392,220.74	595,231	393	27	10,622	452	10,430	117

附属資料11 昭和48年中の風水害

項目 都道府県	その他(つづき)							
	砂防	水道	清掃施設	山崖崩れ	鉄道不通	船舶被害	通信被害	り災世帯
	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	せき	回線	世帯
北海道	4	21		168		449	283	7,471
青森	1	13		81				21
岩手	18			4				47
宮城	4			29				398
秋田	19			8	1			3
山形								53
福島			1	5	1			60
茨城								1,318
栃木	3		11	372	3			2,907
群馬	27			99	132			1,475
新潟				2				14
富山	1							12
石川	12	1					2,010	98
長崎	117	1		5	1			25
岐阜	6				1			19
愛知	37			1				13
三重	2							12
京都	44			10	1			2
大阪	3			11	1			297
奈良	2		2					5
和歌山	20							70
徳島	31				1		11,507	2
香川	26				2	1		35
愛媛	1			1		10		42
高松	3			47				27
福岡	4	1	1	718	9	1	281	9,561
佐賀	30	181	3		6		800	216
長門	1			153				688
熊野	86	23		239				135
大分	34	9						97
鹿児島	18			43	1	4		4
沖縄		38	4	41		3		1,750
計	555	290	20	2,038	160	468	15,683	28,718

等による都道府県別被害状況(つづき)

項目	その他(つづき)									
	り災人員	公立文 施設	農林水産 施設	公共土木 施設	その他 公共施設	小計	公共施設 被害市町 村	農産	林産	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	団体	千円	千円	
北海道	27,722	54,914	11,720,865	13,691,856	1,880	25,469,515	533	278,594		
青森		7,894	944,847	8,907,592	13,242	9,873,575	7	3,510,255	78,280	
岩手	74		98,120	759,161		857,281	43	7,167,727		
宮城			4,081	372,483		376,564		4,385,596		
秋田	192	6,366	295,390	2,845,138		3,146,894	93	2,997,120	38,253	
山形			138,526	1,184,816		1,323,342		156,041		
福島	1,663	1,590	117,034	20,245	22,531	161,400		6,682,750		
茨城	12		34,646	802,240		836,886	42	6,401,571		
栃木	40		42,489	239,001		281,490	16	47,329		
群馬	195		5,410	97,183	90	102,683				
新潟	227	800	32,734	1,424,476	12,282	1,470,292		336,855		
富山	4,094			7,200		7,200				
石川	9,494	7,600	521	550,654	16,881	575,656	11	16,494	900	
長崎	5,103	40,760	749,742	3,390,772	1,215,438	5,396,712	52	1,569,991	320,921	
岐阜			165,201	847,239		1,012,443				
愛知	58		115,112	839,294		954,406		1,342,162		
三重				2,700		2,700				
京都		1,753	10,000	125,359		137,112		89,514		
大阪	48	1,782	400,605	1,597,795	1,300	2,000,482	131	4,993,440	236,013	
奈良	430		374,113	794,966		1,169,079		996,465	32,693	
和歌山		1,310	248,017	1,413,611		1,662,938				
徳島				436,238		436,238				
香川	82	4,400	217,056	1,207,161		1,428,617	63	83,980		
愛媛			16,860	174,984		191,844		1,528,253		
高松	78		89,000	1,367,575		1,456,575		6,746		
福岡	56			409,959		409,959	21	14,900		
佐賀	27	350	520,600	602,104		1,123,054	89	1,432,570		
長門	6	2,186	20,782	205,126		228,094		2,309,714	65,394	
熊野			732,000			732,000		7,913,576	354,193	
大分	13	2,100	53,609	310,537		366,246		870,861		
鹿児島	261	1,274	223,568	445,337	15,591	685,770		4,507,680	3,330,960	
沖縄	7		243,966	1,173,830		1,417,796	168	1,527,601	107,383	
計	43	460	31,000	23,804		55,264		71,530		
	140	657	17,962	53,568		71,530	99	4,167,431		
	66		182,580	980,467		1,163,644	31	21,943		
	34,058	46,675	11,086,600	8,328,634	265,654	19,727,563	101	365,489	112,610	
	709	1,343	1,286,850	1,122,573	100	2,410,866		304,590		
	2,318	19,923	1,150,357	967,000	10,124	2,147,404	124	954,014	108,055	
	510	3,205	491,524	1,938,305		2,433,034		984,100		
	336	1,625	263,087	1,441,842		1,706,554		99,149		
	17	500	217,590	1,306,895	2,854	1,527,839	37			
	5,650	36,849	131,274	2,962,850	20	4,312,483	187	720,203		
	8,145	30,457	4,502	58,502	2,709	96,170	1	608,243	306,920	
計	101,874	276,773	33,896,350	65,954,202	1,581,196	101,708,521	1,849	70,079,862	5,092,576	

附属資料11 昭和48年中の風水害

項目	その他(つづき)				被害総額	災害対策本部設置	
	畜産	水産	商工	その他		設置	設置町村
北海道	千円	千円	千円	千円	千円	団体	団体
北海	13,480	122,726	524,512	194,606	29,984,719		19
道		47,341	1,043,819	791,849	15,358,599	2	8
森				16,172	8,041,180	3	15
手		225,960		64,762	4,988,120		
城		35,650		6,945	6,282,679		2
田	2,080			208,940	1,481,463	1	
形				36,720	6,906,804		
島					7,238,457		
城					537,759		
木					139,403	1	
馬					1,807,147		3
葉			69,100		7,200		4
京		1,570	289,875	108,915	772,635		9
川	10,867	18,760		4,730,000	12,753,407		5
潟					1,012,440		
山					2,311,068		
井				795,290	797,990		
梨					226,626		
野		3,200	1,930	340	8,756,979		
阜				8,000	2,563,237		
岡					1,662,938		3
知				1,679,220	2,115,458	1	
重				61,750	1,574,347		
賀				3,020	1,723,117		
都							
阪	680			910	1,464,911		
庫					424,859		
良					2,555,624		
山	2,670	102,480		136,467	2,844,819		1
取	1,850			4,070	9,005,689	1	1
根					1,237,107		3
山					8,524,601		
島	190				3,053,580		
口		800			55,264		
島		606,399			1,364,844	1	
川				23,769	5,354,844		
媛				22,900	1,110,683	1	7
知		3,000	5,510		26,901,578	2	49
岡	54,490	758	3,484,020	3,156,648	2,827,325		4
賀	1,489	20	19,030	91,330	3,535,054		14
崎	1,220	3,070	157,420	163,871	4,542,274		11
本				1,125,140	2,558,911		10
分	960	20	1,500	750,728	41,496		
崎				40,705	5,074,861	1	25
島		2,100		49,359	1,740,174	1	
縄	148,605	400	19,621	499,359			
合	238,581	1,471,254	5,616,337	1,476,329	202,991,109	15	193

等による都道府県別被害状況(つづき)

救助法適用	消防機関の出動		備考
	職員出動員	団員出動員	
団体	人	人	
3	622	3,480	住家1,320,180, 非住家74,586
1	240	3,555	
	1,652	10,316	
	25	350	
	86	262	
	181	515	住家55,780, 非住家929
	60	353	
	25	25	
	38	50	
	278	247	
1	1,544	2,417	農地416,281
	852	6,333	
	36	33	車輻14,500
	21	36	
	10	100	住家4,587, 治水1,191,901, 国道210,652, 鉄道101,240, 電力5,000, 通信9,124
	63	1,286	
	187	423	山地355,070
	130	477	
	16	52	
	81	435	
	60	45	
		276	
	98	654	
	21	25	
	556	600	
	134	162	
11	1,832	10,843	
	184	3,965	
2	665	2,547	
	149	4,944	
	93	1,421	
	40	100	
	656	1,086	
	448	389	全壊49,100, 一部408, 内装品11,348
18	11,083	57,916	3,820,686

附属資料12 主な風水

(1) 昭和48年7月25日から31日までの豪雨

都道府県	区分		人的被害				住家				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損				
			重傷	軽傷			むね	人	むね	人	むね
北海道	青森	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弘前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北	青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近畿	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国	岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国	徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	27	3	13	54	120	484	179	699	76	284	

(2) 昭和48年9月23日から25日までの豪雨

都道府県	区分		人的被害				住家				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損				
			重傷	軽傷			むね	人	むね	人	むね
北海道	青森	13	4	9	5	135	646	53	277	28	131
	岩手	4	0	0	5	33	146	23	107	17	70
東北	青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近畿	和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中国	岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四国	徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	5	10	15	169	796	79	399	47	209	

害別被害状況

被害		被害総額		災害対策本部の設置		消防機関の出動延べ人員		
床上浸水	床下浸水	り災世帯	り災人員	千円	都道府県	市町村	職員	団員
むね	人	むね	人	千円	団体	団体	人	人
564	2,473	1,570	6,374	5,140,090	1	6	48	485
2,204	8,501	2,415	9,310	10,837,446	1	7	239	3,555
14	42	20	65	379,365			25	539
3	14	164	871	281,766			3	350
				7,600				19
				11,479				
				10,000				
				5,045				
1	4	5	200	88,337			25	25
602	2,217	31	120	1,227,379		2	212	2,348
3,380	13,251	6,445	21,510	17,988,507	1	15	552	7,321

附属資料13 昭和 21 年 以 降

番号	被害発生 年月日	災害種目	人的被害			住 家 被 害			
			死者	行方 不明者	負傷者	全 壊 (流失)	半 壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9.11~12	水 害	121	126	317	むね 391	むね 872	むね 246	むね 2,026
2	9.16~17	アイオン台風	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6.18~22	デラ台風	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13~18	ジュディス台風	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31~9.1	キティ台風	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1.10~14	風 害	11	109		43	56		
7	5.19~21	風 水 害	1	58	2	6	1		25
8	6. 9	山 崩 れ	50		23	5			
9	6. 9~14	水害・山崩れ	1	58	2	6	1	25	
10	8. 3~ 6	風水害・山崩れ	40	59	764	286	90	10,958	21,335
11	9. 3~ 4	ジェーン台風	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
12	9.13~15	キジア台風	51	12	303	1,417	5,786	31,927	125,800
13	26. 7. 7~17	水 害	162	144	358	630	727	13,532	89,766
14	10.13~15	ルース台風	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
15	27. 6.22~24	ダイナ台風	65	70	28	73	89	4,020	35,692
16	7.10~12	水 害	67	73	101	356	238	20,733	21,456
17	28. 6. 4~ 8	台風 2 号	37	17	56	147	135	1,810	31,830
18	6.23~30	水 害	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
19	7.16~25	水 害	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
20	8.11~15	水 害	290	140	994	893	765	6,222	18,894
21	9.22~26	台風 13 号	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575

の 風 水 害 等 の 記 録

番号	被害発生 年月日	災害種目	人的被害			住 家 被 害			
			死者	行方 不明者	負傷者	全 壊 (流失)	半 壊	床上浸水	床下浸水
22	29. 5. 8~12	風 害	172	498	59	むね 606	むね 1,471		むね 23
23	8.17~20	台風 5 号	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	9.10~14	台風 12 号	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	5.16~19	台風 14 号	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	9.24~27	台風 15 号 (洞爺丸台風)	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2.19~20	風 害	16	104	18	42	100	77	219
28	4.14~18	水害・山崩れ	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	5.11	霧 害 (紫雲丸事件)	166						
30	9.29~10.1	台風 22 号	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4.17~18	風 水 害	47	53		2	10	1,087	1,320
32	7.14~17	水 害	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	10.30~31	水害・山崩れ	23	47	22	82	51	671	4,702
34	32. 6.27~28	台風 5 号	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	7.25~28	諫早水害	856	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1.26~27	風 害・浪 害 (南海丸事件)	174	38	8				6
37	9.18~19	台風 21 号	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	9.26~28	台風 22 号 (狩野川台風)	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	34. 7.13~15	水害・山崩れ	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	8.12~14	台風 7 号	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
41	8.22~28	水害・山崩れ	61	6	715	344	806	13,269	35,883
42	9.15~18	台風 14 号	40	53	426	1,443	1,858	5,174	13,413

附属資料13 昭和 21 年 以 降

番号	被害発生 年月日	災害種目	人的被害			住 家 被 害			
			死者	行方不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
43	34. 9. 26~27	台風 15 号 (伊勢湾台風)	4,697	401	38,921	80,838	113,052	157,858	205,753
44	10. 16~19	台風 18 号	46	8	18	291	786	63	749
45	35. 5. 24	チリ地震津波	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
46	8. 24	台風 16 号	49	6	126	216	290	7,714	33,145
47	9. 19	炭 鉱 落 盤	67						
48	36. 6. 24~7. 5	水害・山崩れ	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
49	9. 15~16	台風 18 号 (第二室戸台風)	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
50	10. 25~28	水害・がけ崩れ	78	31	86	234	444	10,435	50,313
51	37. 7. 1~ 8	水害・山崩れ	110	17	114	263	285	16,108	92,448
52	38. 1.	雪 害	228	3	356	753	982	640	6,388
53	39. 7. 17~20	水害・山崩れ	114	18	221	669		9,360	48,616
54	9. 24~26	台風 20 号	47	4	664	4,235	11,099	11,487	45,267
55	40. 9. 10~18	台風23・24・25号	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
56	41. 6. 27~29	台風 4 号	63	7	96	116	138	26,670	107,449
57	9. 23~25	台風 24・26号	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
58	42. 7. 8~ 9	水害・がけ崩れ	102	16	152	163	169	17,213	103,731
59	8. 26~29	水害・がけ崩れ	83	55	155	449	408	26,641	39,542
60	43. 8. 17	水害・がけ崩れ (飛驒川バス転落)	106	13	29	64	79	2,061	13,460
61	44. 6. 24~ 7. 11	水 害	84	5	743	367	612	12,860	105,888
62	46. 7. 16~26	水害・がけ崩れ	64	1	171	272	514	12,136	58,805
63	46. 8. 3~ 6	台風 19 号	70		364	554	1,093	5,783	23,999

の 風 水 害 等 の 記 録 (つづき)

番号	被害発生 年月日	災害種目	人的被害			住 家 被 害			
			死者	行方不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
64	46. 9. 5~ 8	水害・台風25号	57	1	108	353	525	6,067	36,102
65	47. 7. 3~15	水害・台風 6・7・9号	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
66	47. 9. 13~19	水害・台風20号	55	3	325	351	1,913	19,524	138,679

(注) 死者及び行方不明者の合計が50人以上のもの。

附属資料14 都道府県別市

区分	消防本部				消防署	出張所	消防職員
	計	市	町	組合			
北海道	71	23	13	35	97	327	5,714
	16	1	2	13	7	52	1,627
	14	7	1	6	15	34	888
	13	4	1	9	23	52	1,555
	16	3	1	12	18	55	1,191
	15	8	2	5	15	27	994
	11	2		9	17	47	1,286
	24	16	4	4	29	15	1,450
	15	5	1	9	15	43	1,507
	11	3		8	19	22	1,253
茨城県	42	30		12	42	53	3,142
	29	18	2	9	40	72	3,288
	12	6	4	2	74	203	14,890
	27	18	7	2	51	109	5,330
	34	14	9	11	38	45	1,881
	21	9	10	2	29	23	857
	10	4	2	4	13	28	799
	12	2	3	7	14	38	743
	9	2	1	6	12	9	440
	21	10	3	8	28	32	1,245
岐阜県	20	8	3	9	28	31	1,248
	29	15	1	13	33	66	2,449
	40	30	5	5	53	76	4,231
	14	8		6	19	33	1,116
	9	3		6	18	16	606
	15	10	4	1	22	33	1,917
	29	22	3	4	59	135	6,809
	23	20	1	2	43	50	3,317
	9	9			10	7	476
	10	7	3		13	5	527
鳥取県	4	3		1	4	5	290
	10	3	1	6	11	28	539
	11	6		5	17	23	999
	21	6	5	10	30	41	1,917
	15	9	1	5	17	17	1,058
徳島県	9	4		5	18	11	537
	9	4	1	4	11	15	750
	12	10		2	13	13	662
	13	8		5	14	13	599
福岡県	24	10	2	12	33	75	2,877
	9	3		6	11	12	623
	9	3	1	5	12	39	1,075
	12	5		7	15	22	1,137
	15	7	2	6	16	29	1,012
	9	6		3	11	15	650
	15	12		3	16	19	822
	11	10	1		12	5	433
	829	426	99	304	1,155	2,120	88,754

町村消防組織一覽

昭和48年4月1日現在

消防団	分団	消防団常備部				消防団員数	全国市町村			
		計	市	町	村		計	市	町	村
251	1,086					33,866	213	33	154	26
68	706					24,974	67	8	33	26
62	509	2			2	29,529	62	13	31	18
77	504	3			3	26,924	74	11	60	3
70	673	1			1	25,120	69	9	44	16
44	473					36,332	44	13	27	4
90	689					44,921	90	10	51	29
92	1,299					35,800	92	18	44	30
49	374					18,752	49	12	33	4
70	500					15,010	70	11	28	31
91	670					19,471	92	38	35	19
80	1,105					37,809	80	26	47	7
97	667					26,962	41	26	6	9
58	552					19,749	37	18	18	1
112	1,009					61,844	112	20	51	41
41	298	1			1	9,968	35	9	18	8
39	222	4			3	5,530	41	8	26	7
34	248					5,703	35	7	22	6
64	244					21,851	64	7	36	21
123	964					52,695	123	17	38	68
136	618					25,675	100	13	54	33
75	677					28,513	75	21	49	5
284	817					29,713	88	30	45	13
69	493					15,376	69	13	44	12
50	190					9,391	50	7	42	1
71	371	1			1	23,961	44	10	33	1
39	390					10,932	44	31	11	2
122	2,108					64,892	94	21	73	
47	363					12,523	47	9	18	20
50	320	1			1	13,598	50	7	36	7
41	305					7,796	39	4	31	4
59	411					16,711	59	8	41	10
84	449					38,030	80	10	57	13
104	777	1			1	31,422	99	11	80	8
56	528					17,135	56	14	36	6
46	500					14,323	50	4	38	8
43	268					8,123	43	5	38	
71	530					24,519	71	12	44	15
53	307					8,935	53	9	25	19
107	742					31,277	98	20	70	8
49	180					27,478	49	7	36	6
81	925					27,532	79	8	67	4
98	826					45,289	98	11	63	24
58	519					22,142	58	11	36	11
44	120					19,963	44	9	28	7
96	735					18,230	96	14	70	12
51	131	11			2	2,278	54	10	6	38
3,696	27,392	25			15	101,148,567	3,277	643	1,973	661

附属資料15 都道府県の防災会議，防災計画，防災計画，防災主管部課の状況

都道府県	防災会議幹事会の開催回数 (昭和48年度)		防災計画の修正回数 (昭和49年度)		通算修正回数 (昭和49年8月1日現在)	防災会議の部会の設置状況 (昭和49年8月1日現在)		防災主管部課の状況 (昭和49年8月1日現在)	
	0	1	0	1		部会	部	課	課
北海道	0	9	0	0	5	地震対策部会，石油コンビナート地帯防災対策部会， 救急医療対策部会	総務部	防災消防課	
青森	0	1	1	1	4	石油コンビナート対策部会，原子力部会	総務部	消防防災課	
岩手	1	1	1	1	10		総務部	消防防災課	
宮城	1	2	1	1	6	石油コンビナート部会	総務部	消防防災課	
秋田	0	0	0	0	4	通信部会，雪害対策部会，災害危険地域対策部会	民生部	消防防災課	
山形	1	1	1	1	10		生活環境部	消防防災課	
福島	1	1	1	1	9	救急医療部会，山崩れ等対策部会，臨海工業地帯部会	生活環境部	消防防災課	
茨城	1	0	1	1	11	産業災害対策部会	総務部	消防防災課	
栃木	1	1	1	1	10	地震部会，救急医療部会	総務部	消防防災課	
群馬	1	1	1	1	11		総務部	消防防災課	
埼玉	1	1	1	1	1	地震対策部会	環境部	消防防災課	
千葉	1	1	1	1	11	救急医療対策部会，石油コンビナート対策部会，地震 対策部会	総務部	消防防災課	
東京都	2	2	1	1	11	地震部会，風水害部会	総務部	企画課	
神奈川県	1	1	1	1	8	地震対策部会	企画調査部	防災消防課	
新潟	1	1	1	1	7	石油工業地帯防災対策部会	総務部	消防防災課	

富山	1	1	1	1	6	災害救助部会，通信情報部会	総務部	消防防災課
石川	0	2	0	0	6		総務部	消防防災課
福井	1	1	1	1	5	原子力防災対策部会，石油コンビナート地帯防災対策 部会	総務部	消防防災課
山梨	1	1	1	1	10	地震部会	県民生活局	消防防災課
長野	0	1	1	1	11	震災対策部会	総務部	消防防災課
岐阜	1	1	1	1	12		総務部	消防防災課
静岡	1	0	1	1	11	救助部会，施設部会	総務部	消防防災課
愛知	1	1	1	1	11	地震部会	総務部	消防防災課
三重	1	2	1	1	9	救急医療部会	総務部	消防防災課
滋賀	1	0	1	1	4		生活環境部	消防防災課
京都	1	1	1	1	11		企画管理部	消防防災課
大阪	0	0	0	0	2	地震対策部会，地下街等災害対策部会	生活環境部	消防防災課
兵庫	1	2	1	1	10		生活部	消防防災課
奈良	1	1	1	1	10		総務部	消防防災課
和歌山	0	1	1	1	7	臨海工業地帯防災対策部会	総務部	消防防災課
鳥取	0	1	1	1	9		総務部	消防防災課
島根	1	4	1	1	10	救急医療部会，原子力部会	総務部	消防防災課
岡山	1	0	1	1	4		県民生活部	消防防災課
広島	1	1	1	1	12		総務部	消防防災課

附属資料15 都道府県の防災会議、防災計画、防災計画、防災主管部課の状況（つづき）

都道府県	防災会議幹事会の開催回数 （昭和48年度）		防災計画の修正回数 （昭和48年度）		防災計画の修正回数 （昭和49年度）		防災計画の修正回数 （昭和49年度）		防災主管部課の状況 （昭和49年8月1日現在）	
	1	0	1	1	1	1	1	1	総務部	消防防災課
山口	1	0	1	1	8				総務部	消防防災課
徳島	1	1	1	1	10				生活環境部	消防防災課
香川	0	1	1	1	10		臨海工業地帯防災対策連絡協議会		総務部	消防防災課
愛媛	1	1	1	1	10				生活環境部	交通消防課
高知	1	1	1	7	8				総務部	消防防災課
福岡	1	0	1	1	4				民生部	消防防災課
佐賀	1	1	1	1	9		救急医療部会		総務部	防災課
長崎	0	0	0	0	8		救急医療部会		総務部	消防防災課
熊本	1	1	1	1	9				総務部	防災消防課
大分	1	1	1	1	10		災害救助部門幹事会、石油コンビナート地帯防災対策部会		福祉生活部	消防防災課
宮崎	1	1	1	1	10		救急医療部会、地すべり等対策部会		福祉生活部	消防防災課
鹿児島	1	1	1	0	6				総務部	消防防災課

沖縄	1	1	0	0	0				総務部	消防防災課
計	37	38	40	380						

附属資料16 都道府県の防災訓練の

都道府県	項目 回数	訓練想定(訓練形態)	参加 人員
北海道	4	地震災害(総合)2, 台風災害(通信), 火災(水防工法)	121,300
青森	1	地震災害(総合)	1,608
岩手	1	火災および水災害(総合)	4,475
宮城	2	豪雨災害(図上), 地震災害(総合)	2,770
秋田	4	豪雨災害(通信, 水防)2, 地震災害(総合), 危険物災害(総合)	5,100
山形	3	地震災害(総合), 豪雨災害(通信), 崖崩れ等災害(図上)	20,070
福島	2	台風および地震災害(総合), 大火災害(図上)	1,149
茨城	1	地震災害(総合)	2,862
栃木	1	豪雨および地震災害(総合)	1,033
群馬	1	台風災害および火災(総合)	1,238
埼玉	1	地震災害(総合)	2,300
千葉	1	コンビナート災害(総合)	1,000
東京	2	風水害(総合), 地震災害(総合)	91,358
神奈川	1	地震災害(総合)	120
新潟	1	地震災害および火災(総合)	11,541
富山	1	台風および大火災害(総合)	6,681
石川	1	地震災害(総合)	1,318
福井	1	地震災害(総合)	3,575
山梨	1	地震災害(総合)	2,597
長野	2	地震災害(総合), 台風災害(図上)	3,750
岐阜	3	災害(総合), 火災(総合)2	4,200
静岡	1	風水害(総合)	1,191
愛知	1	地震災害(総合)	2,095
三重	1	地震災害及びタンカー火災(総合)	1,000
滋賀	1	台風および豪雨災害(総合)	651
京都	0		—
大阪	1	台風災害(総合)	2,148

実施状況(昭和48年中)

都道府県	項目 回数	訓練想定(訓練形態)	参加 人員
兵庫	3	地震災害(総合), 台風災害(総合), 危険物災害(総合)	2,735
奈良	2	台風および豪雨災害(総合)	593
和歌山	3	豪雨災害(図上), 豪雨災害および火災(総合), 豪雨災害(通信)	1,150
鳥取	1	大火災害(総合)	70
島根	1	豪雨災害(総合)	100
岡山	3	豪雨災害(図上), 台風災害(通信), コンビナート災害(総合)	820
広島	1	豪雨災害(総合)	600
山口	4	豪雨災害(通信), 台風災害(総合), 林野火災(総合), 大火災害(総合)	2,500
徳島	1	台風災害(総合)	493
香川	1	危険物および船舶災害(総合)	500
愛媛	1	地震災害(総合)	600
高知	1	台風災害(総合)	1,115
福岡	1	豪雨災害(総合)	1,051
佐賀	2	豪雨災害(総合), 大火災害(消火)	5,200
長崎	2	豪雨災害(総合), 台風災害(図上)	950
熊本	1	豪雨災害(総合)	2,977
大分	3	風水害(総合), 林野火災(総合), コンビナート災害(総合)	1,944
宮崎	3	豪雨災害(総合), 台風災害(図上), 交通事故(総合)	1,405
鹿児島	1	豪雨災害(通信)	1,200
沖縄	0		—
計	75		323,133

附属資料17 市町村の防災会

都道府県	項目	市町村数				防災会		
		市	町	村	計	市	町	村
北海道	道	32	154	26	212	32	154	26
		8	33	26	67	8	33	26
		13	31	18	62	13	31	18
		11	60	3	74	11	60	3
		9	47	13	69	9	47	13
		13	27	4	44	13	27	4
		10	51	29	90	10	51	29
		18	44	30	92	18	44	30
		12	33	4	49	12	33	4
		11	28	31	70	11	28	31
茨城県	群	38	35	19	92	38	35	19
		26	47	7	80	26	47	7
		(区含む)	7	8	64	(区含む)	7	(4)3
		49	18	1	37	18	1	1
東京都	奈	20	52	40	112	20	52	40
		9	18	8	35	9	18	8
		8	26	7	41	8	26	7
新潟県	石	7	22	6	35	7	22	6
		7	36	21	64	7	36	21
		17	38	67	122	17	38	67
岐阜県	静	13	55	32	100	13	(12)43	(8)24
		21	49	5	75	21	49	5
		30	45	13	88	30	45	13
		13	44	12	69	13	44	12
		7	42	1	50	7	42	1
東京都	大	10	33	1	44	10	33	1
		31	11	2	44	31	11	2
		21	73	0	94	21	73	0
		9	19	19	47	9	19	19
		7	36	7	50	7	36	7
		4	31	4	39	4	29	1
鳥取県	岡	8	41	10	59	8	41	10
		10	56	13	79	10	56	13
		12	74	8	94	12	74	8
		14	36	6	56	14	36	6
		4	38	8	50	4	38	8
徳島県	香	5	38	0	43	5	38	0
		12	44	14	70	12	44	14
		9	25	19	53	9	25	19
		20	70	8	98	18	50	5
福岡県	佐	7	36	6	49	7	36	6
		8	67	4	79	8	67	4
		11	64	23	98	11	64	23
		11	37	10	58	11	37	10
		9	28	7	44	9	28	7
		14	71	11	96	14	71	11
		10	6	37	53	1	0	0
		合計	666	1,976	648	3,290	655	1,936 (12)

(注) ()は防災会議設置免除団体を示す。

議及び防災計画の状況

議	計	設置率(%)	防災計画				作成率(%)	防災計画修正団体数 (昭和48年度)
			市	町	村	計		
212	100	32	154	26	212	100	3	
67	100	8	33	26	67	100	2	
62	100	12	31	18	61	98.4	4	
74	100	11	60	3	74	100	2	
69	100	9	47	13	69	100	6	
44	100	13	27	4	44	100	5	
90	100	10	51	29	90	100	4	
92	100	18	44	30	92	100	5	
49	100	12	33	4	49	100	4	
70	100	11	28	31	70	100	3	
92	100	38	35	19	92	100	13	
80	100	26	47	7	80	100	13	
(4)59	98.3	(区含む)47	5	5	57	89.1	26	
37	100	18	18	1	37	100	14	
112	100	20	52	40	112	100	13	
35	100	9	18	8	35	100	26	
41	100	8	26	7	41	100	1	
35	100	7	22	6	35	100	2	
64	100	7	36	21	64	100	4	
122	100	17	38	67	122	100	1	
(20)80	100	13	55	32	100	100	8	
75	100	21	49	5	75	100	17	
88	100	30	45	13	88	100	11	
69	100	13	44	12	69	100	18	
50	100	7	42	1	50	100	12	
44	100	10	33	1	44	100	2	
44	100	29	10	2	41	93.2	5	
94	100	21	73	0	94	100	16	
47	100	9	19	19	47	100	3	
50	100	7	36	7	50	100	2	
34	87.2	4	29	1	34	87.2	0	
59	100	8	41	10	59	100	1	
79	100	10	56	13	79	100	4	
94	100	12	74	8	94	100	11	
56	100	14	36	6	56	100	56	
50	100	4	38	8	50	100	10	
43	100	5	38	0	43	100	5	
70	100	12	44	14	70	100	3	
53	100	9	25	19	53	100	2	
73	74.5	20	64	7	91	92.9	4	
49	100	7	36	6	49	100	5	
79	100	8	67	4	79	100	5	
98	100	11	64	23	98	100	29	
58	100	11	37	10	58	100	0	
44	100	9	28	7	44	100	8	
96	100	14	66	11	91	94.8	5	
1	1.9	1	0	0	1	1.9	0	
3,183 (24)	96.7	652	1,954	604	3,210	97.6	393	

附属資料18 都市の防災体制の整備状況

指定都市	防災会議の開催状況		防災計画の作成および修正状況		防災会議の部会状況				
	47年開催回数	48年開催回数	作成年月日	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	47年開催回数	48年開催回数
	札幌	0	1	38.8	3	46.1	地震専門部会	41.7	15
川崎	0	1	39.7	7	48.8				
横浜	1	1	40.7	4	48.3				
名古屋	1	1	38.6	10	48.6	地震対策専門委員会	46.6		
東京都	1	1	38.3	9	48.12	地震対策委員会	48.5	0	2
大阪府	1	1	39.6	7	48.11	地震専門部会	46.11	2	1
神戸	1	1	38.8	10	48.5				
福岡	1	1	39.6	9	48.5				
北九州	1	1	40.6	8	48.6				
平均	0.78	1.00		7.44					
旭	0	0	38.7	2	46.2	救急医療部会	46.10	2	2
仙台	1	2	39.11	1	47.10	地震部会	44.2	1	0
いわて	0	1	41.10	2	48.5				
宇都宮	1	1	37.7	11	48.11	地震部会	48.11	0	2
川口	3	4	38.4	2	48.6				
千葉	1	0	39.10	5	47.5				
船橋	1	1	40.9	9	48.7				
原	1	1	40.1	8	48.3				
平均	0.78	1.00		7.44					

指定都市を除く

指定都市	防災会議の開催状況		防災計画の作成および修正状況		防災会議の部会状況				
	47年開催回数	48年開催回数	作成年月日	修正回数	最終修正年月	部会の名称	設置年月	47年開催回数	48年開催回数
	横須賀	1	2	40.3	4	48.3	北関東工業地帯地震災害対策専門委員会	45.7	0
新金	1	1	39.3	9	48.6				
岐阜	1	1	39.4	9	48.8				
静岡	1	1	39.4	9	48.6				
浜松	0	1	38.9	6	48.7				
東豊田	1	2	41.5	5	48.4				
名古屋	0	0	44.8	2	48.8				
西和	1	1	39.8	9	48.1				
岡谷	1	1	40.3	9	48.7				
広松	1	1	39.4	9	48.6				
松	1	1	39.6	9	48.6				
長	1	1	39.6	9	48.7				
熊	2	1	40.5	8	48.6				
鹿	1	1	40.6	5	48.7				
平均	0.89	0.96		6.39					
青森	0	0	40.9	2	43.5				
盛岡	1	1	38.1	4	47.9				
山形	1	1	39.11	7	48.12				
福島	0	1	38.11	9	47.3				
水戸	0	2	38.6	2	45.9				
前橋	1	1	42.8	7	48.8				
浦和	0	1	38.3	5	48.4				
富	1	1	41.4	5	48.9				
福	0	0	39.10	4	44.11				
中	0	0	39.10	1	42.9				
津	2	0	44.8	6	47.8				
平均	0.89	0.96		6.39					

人口三〇万以上の都市

附属資料20 空港における

種別	空港名	空港の消防											破壊救難車	救急車
		消火設備										救急車		
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大型消火器		消火薬剤				
		放能 水力 (ℓ/分)	台数	放能 水力 (ℓ/分)	台数	積載量 (ℓ)	台数	種類	本数	泡 (ℓ)	粉末 (kg)			
第一種	東京国際	2,500 2,300 1,800 粉末2,000kg	1 1 1 1			6,000	1			10,000	6,000	1	1	
	大阪国際	2,500 粉末2,000kg	2 1			6,000 4,500 4,000	1 1 1			12,400	2,000	1	1	
第二種	稚内													
	釧路	1,300	1						800					
	函館	1,300 粉末2,000kg	1 1						2,800	4,000				
	仙台	2,000 粉末2,000kg	1 1						8,400	4,280				
	新潟	1,300 粉末2,000kg	1 1						2,800	4,000				
	名古屋	1,890	5	1,900	1	4,000	1	粉末 二酸化炭素	10 23		130	1	1	
第三種	八尾	1,300	1						800					
	広島	1,300	1						570					
	高松	1,300	1						1,340					
	松山	1,300 粉末2,000kg	1 1					粉末	6	1,320	3,500			

る消防力の現状

(49.4.1現在)

力				空港所在市町村の消防力							消防業務協定の締結状況	備考
難設備等の連絡方法				市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤			
レッカー車	クレーン車	指令車	消防機関へ						泡 (ℓ)	粉末 (kg)		
1		1	専用電話	東京都	61	661	163	16	8,480	12,000	○	
1		1	"	伊丹市	3	11	2	2	4,000	130	○	
				豊中市	2	35	9	3	6,465	170	○	
				池田市	1	11	2	1	1,130		○	
			加入電話	稚内地区消防事務組合	1	12	2		1,630		×	
			"	釧路市	2	12	2		5,720	536	○	
			"	函館市	2	33	3		4,294	5,700	○	
			"	名取市	1	6	1	1	2,000	220	○	
			"	岩沼市	1	6	1	1	2,760	220	○	
			"	新潟市	2	18	4	5	13,200	1,420	○	
1	1	1	"	名古屋市	6	125	28	17	56,219		×	
				春日井市	2	9	4	1	3,520	220	×	
				小牧市	1	5	3	1	15,200	905	×	
				豊川市	1	6	3		800		×	
			"	八尾市	1	10	3	1	5,540		○	
			"	広島市	2	56	17	9	9,580		○	
			"	高松市	1	14	3	3	9,240	120	○	
			"	松山市	2	14	4	1	5,350	100	○	

附属資料20 空港における

種別	空港名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備										救	
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 型 器		消 火 薬 剤		破 壊 救 難 車	救 急 車
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	泡 (ℓ)	粉 末 (kg)		
第一種	高 知	1,300	1							800			
	北 九 州	1,300	1					二酸化炭素粉	2	1,000			
	福 岡	2,500 粉末 2,000kg	1			5,000	1			5,520	2,000		
	大 村	1,000	3	2,300	2			二酸化炭素	26	9,000			
	大 分	1,300 粉末 2,000kg	1					泡	7	1,140	4,700		
	熊 本	1,300 粉末 2,000kg	1							800			
	宮 崎	1,300 粉末 2,000kg	1							500	2,000		
	鹿 児 島	1,300 粉末 2,000kg	1					泡 二酸化炭素	1 4	1,400	600		
	那 覇	2,500 粉末 2,000kg	1			1,200	1			4,400	6,000		
第二種	旭 川							粉 末	3				
	利 尻							粉 末 二酸化炭素	1 1				
	帯 広												
	中 標 津							粉 末 二酸化炭素	1 1				
第三種	紋 別												
	女 満 別							粉 末	3	360	200		
	青 森							二酸化炭素粉 泡	1 1 5	180			

る 消 防 力 の 現 状 (つづき)

(49.4.1現在)

力					空港所在市町村の消防力							消 防 業 務 協 定 の 締 結	備 考
難 設 備 等					市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 急 車	指 令 車	消 火 薬 剤			
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	指 令 車	消 防 機 関 へ の 連 絡 方 法	泡 (ℓ)						粉 末 (kg)			
			加入電話		南 国 市		18	1	1	200		○	
			〃		北 九 州 市	7	65	14	16	15,520	440	○	
			専用電話		福 岡 市	2	39	10		7,674	520	○	
1			加入電話		東 南 地 区 東 広 城 市 町 村 組 合 消 防		17	8	4	700		○	
			〃		東 南 地 区 東 広 城 市 町 村 組 合 消 防		6	1	1	360	37	○	
		1	〃		大 津 町 外 2 ケ 町 消 防 組 合			3	3	260		○	西 部 方 面 航 空 隊 に 消 防 業 務 を 委 託
			〃		宮 崎 市	1	10	7	1	720		○	
			〃		始 良 郡 西 部 消 防 組 合		5	5	1	580	210	○	
			〃		那 覇 市	1	18	4	1			×	
			〃		旭 川 市	1	35	3	1	4,496	630	×	
			〃		利 尻 礼 文 消 防 事 務 組 合		4	1		260		○	
			〃		帯 広 市	1	20	2	1	1,420	340	×	
			〃		根 室 北 部 消 防 事 務 組 合		4	1	1	240		×	
			〃		紋 別 地 区 消 防 組 合	1	3	1	1	960	308	×	
			〃		網 走 地 区 消 防 組 合	1	4		1	650		○	
			〃		青 森 市	2	12	2	1	3,720		○	

附属資料20 空港における

種別	空港名	空港の消防											
		消防設備								救			
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大型消火器		消火薬剤		破壊救難車	救急車
		放能水力 (ℓ/分)	台数	放能水力 (ℓ/分)	台数	積載量 (ℓ)	台数	種類	本数	泡 (ℓ)	粉末 (kg)		
第	花巻							泡	1				
								粉末	1				
	秋田							粉末	1	1,000			
								二酸化炭素	2				
	山形							二酸化炭素	1		100		1
								粉末	1				
	大島							泡	1	300			
								粉末	1				
	三宅島							泡	1				
								二酸化炭素	2				
三	八丈							二酸化炭素	1				
	佐渡	2,500	1							2,830	5,160		
		1,600	1										
	富山							二酸化炭素	1				
								粉末	2				
	福井					5,000	1	二酸化炭素	1		300		
								二酸化炭素	1				
	松本							二酸化炭素	1				
								粉末	1				
	種	南紀白浜							二酸化炭素	3	4,000		
								二酸化炭素	3				
鳥取								粉末	2				
出雲													
隠岐													
岡山		400	1					粉末	2				
								二酸化炭素	16	700			
							炭	4					

る消防力の現状(つづき)

(49.4.1現在)

力				空港所在市町村の消防力						消防業務協定の締結状況	備考	
難設備等				市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救急車	指令車	消火薬剤			
レッカー車	クレーン車	指令車	消防機関への連絡方法						泡 (ℓ)			粉末 (kg)
			専用電話	花巻市		19	2	1	2,300		×	航空機発着ごとに消防車を空港に配置
				石島谷町		10					×	
			加入電話	秋田市	2	13	3	2	2,450		○	
			〃	東根市	1	4	1	1	1,800		○	
			〃	大島町		10	2		360		×	
			〃	三宅村		4	1		500		×	
			〃	八丈町		6	1		2,160		×	
			〃	両津市	1	2	1	1	1,100		○	
			〃	富山市	2	52	6	4	4,810	830	○	
			〃	嶺北消防組合	3	14	3	2	1,834		○	航空機発着ごとに消防車を配置
			〃	松本市	1	35	4	1	620	300	○	
			〃	塩尻市	1	9	2	1	640	40	○	
			〃	白浜町		7	1	1	200		○	
			〃	鳥取市	1	6	3	1	660		×	
			〃	斐川町	1	7	4	1	1,410	80	○	
			〃	西郷町					400		○	
			〃	岡山市	1	20	5	5	3,210	1,240	○	

附属資料20 空 港 に お け

種 別	空 港 名	空 港 の 消 防										破 壊 救 難 車	救 急 車	
		消 火 設 備												
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 型 器		消 火 薬 剤				
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	泡 (ℓ)	粉 末 (kg)			
第 三 種	宇 部							粉 末 炭 酸 化 素	1 2	200				
	福 江							粉 末	2					
	沓 岐							粉 末	2					
	種 子 島							二 炭 酸 化 素	2					
	屋 久 島							二 炭 酸 化 素	3					
	奄 美	2,000	1					二 炭 酸 化 素	7					
	沖 永 良 部							泡 炭 酸 化 素	3 2					
	喜 界							二 炭 酸 化 素	2					
	徳 之 島							二 炭 酸 化 素	3					
	久 米 島							二 炭 酸 化 素	1	47				
	南 大 東							二 炭 酸 化 素	1					
	与 那 国							二 炭 酸 化 素 粉 末	1 1					
	石 垣							粉 泡 末	13 5	118				
宮 古							二 炭 酸 化 素	2						
多 良 間							粉 末	1						

る 消 防 力 の 現 状 (つづき)

(49.4.1現在)

力					空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力						消 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	備 考	
難 設 備 等					市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 急 車	指 令 車	消 火 薬 剤			
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	指 令 車	消 防 機 関 へ の 連 絡 方 法	泡 (ℓ)						粉 末 (kg)			
			加入電話		宇 部 市	2	15	3	1	12,943	149	○	
			〃		福 江 市	1	5	1	1	1,162		○	
			〃		沓 岐 郡 町 村 組 合 消 防	1	3	1	1	1,340		×	
			〃		中 種 子 町		4					○	
			〃		上 屋 久 町		3					○	
			〃		笠 利 町		2					○	
			〃		和 泊 町		2					×	口 頭 に よ る 申 し 合 せ
			〃		喜 界 町		2					×	〃
			〃		天 城 町		2					×	〃
			〃		具 志 川 村		2					×	
			〃		南 大 東 村		1					×	
			〃		与 那 国 町		1					×	
			〃		石 垣 市		7	2	1			×	
			〃		平 良 市		5	5	1			×	
			〃		多 良 間 村		1					×	

附属資料21 伊豆半島沖地震の概要

昭和49年5月9日、伊豆半島沖を震源とする地震が発生し、有感地域は、伊豆半島南部を中心に、東海、近畿、関東、北陸、東北各地に及んだ。

特に伊豆半島南部の南伊豆町を中心に1市4町にわたって地震及びこれに伴って生じた山崩れ、崖崩れ等のため海岸地帯の部落が被害を受け、死者30人のほか、家屋の倒壊、道路の損壊等の被害が発生し一部ではプロパンガスの漏洩による火災が発生した。

1 地震の概要

- (1) 名称 1947年伊豆半島沖地震
- (2) 発震日時 昭和49年5月9日午前8時33分
- (3) 震央 北緯34度34分，東経138.48分（石廊崎南西約5km）
- (4) 震源の深さ 10km
- (5) 規模及び強さ マグニチュード6.9
- (6) 最大震度 5（石廊崎）
- (7) 各地の震度
 - 震度5 石廊崎
 - 震度4 横浜，静岡，大島，三島，新島，館山，網代
 - 震度3 東京，銚子，前橋，御前崎，名古屋，浜松，甲府，飯田，諏訪，河口湖，秩父，三宅島

(8) 地震の特徴

震源地が伊豆半島南部の海底10kmと浅発直下型の地震であったため、局部的に強い地震動が生じ、マグニチュードは比較的小さかったにもかかわらず大きな被害が発生した。

2 被害の概要

- (1) 被災市町村 南伊豆町，東伊豆町，下田市，松崎町，河津町
- (2) 死者 30人
- (3) 傷者 102人

- (4) り災世帯 2,296世帯
- (5) り災人員 8,307人
- (6) 火災発生件数 2件
- (7) 家屋の被害

全	焼	5むね
全	壊	134むね
半	壊	240むね
一部	損壊	1,917むね

(表1参照)

(8) 公共施設等の被害

文教施設	37箇所
病院	22 "
道路	86 "
橋りょう	1 "
河川	12 "
港湾	47 "
砂防	5 "
水道	11 "
崖くずれ	101 "

(9) 公共施設等の被害額

公立文教施設	79,425千円
農林水産業施設	1,522,708 "
公共土木施設	2,567,781 "
その他の公共施設	4,490 "
水道施設	60,000 "
農産被害	14,700 "
林産被害	9,000 "
水産被害	386,595 "
商工被害	4,143,293 "

表1 伊豆半島沖地

市町村 (地区名)	人口及び世帯数		死者	行方不明	負傷者
	人口	世帯数			
南	仲木	331	85	27	8
	入間	287	64		3
	伊浜	447	98	1	
	落居	77	20		
	妻良	525	153		2
	西子浦	633	118	1	3
	東子浦		71		1
石廊崎	438	108		4	
下賀茂	1,225	300		6	
上賀茂	439	122		3	
伊	大瀬	467	101	1	3
	上小野	212	62		1
	下小野	341	93		
	湊	1,366	317		1
	加納	647	170		
	差田	170	36		
	下流	552	127		1
手石	766	176		2	
石井	226	63			
町	吉祥	374	95		1
	吉田	62	19		
	青野	257	79		
	一条	298	73		
	二条	349	83		1
	毛倉野	192	51		

震被害状況一覧表

家屋の被害								非住家	道路被害箇所	山(がけ)ずれ
全壊		全焼		半壊		一部損壊				
棟数	世帯人員	棟数	世帯人員	棟数	世帯人員	棟数	世帯人員			
30	114	5	17	3	8	19	69		11	1
31	143			22	94	12	44		1	3
1	3			14	53	29	115	2	5	3
1	2			1	2	2	8		1	2
1	5			11	41	60	210	3	2	
6	15			37	131	12	39	4	5	3
5	16			8	27	11	42			
25	104			21	75	44	175		1	12
3	13			19	78	40	161			6
						12	43			
1	5			6	21	45	218		4	6
						2	11			
				10	29	18	76	4	2	
2	6			17	63	32	146		1	1
				1	5	10	46		3	2
						1	5		1	5
				9	28	44	158		1	
						10	46			
4	20			10	39	27	102			
				1	2			1	1	
						2	7			
						1	8			1
						6	24		1	1
				1	5					

青 市	758	177			2
その他の地区	968	389			16
南伊豆町計	12,407	3,250	30		58
下 田 市	28,045	8,435			34
東伊豆町	16,845	2,694			
西伊豆町	10,276	2,696			
松 崎 町	10,973	2,893			8
河 津 町	9,892	2,655			2
合 計	88,438	22,623	30		102

病院被害 82,290 //

被害総額 8,870,282千円

3 主なる関係機関の出動延べ人員（5月9日～5月31日）

自 衛 隊	18,313人
（内 訳） 陸 上	15,900人
海 上	2,110人
航 空	303人
海上保安庁	1,285人
警 察	6,550人
消防職員，団員	4,427人
県 職 員	3,300人

合 計 33,875人

4 火災の発生状況

地震による火災発生件数は、南伊豆町仲木地区の5むね全焼と下田市の部分焼火災の各1件、計2件の火災が発生した。

地震動が激しかったのに比較して火災発生件数が少なかった理由として、発震時にはほとんどの家庭が炊事後で火気を取扱っていなかったこと、暖房器具の使用季節でなかったこと、及び地元消防団員の出火防止の広報、

						3	8			
										10
111	451	5	17	191	701	442	1,761	14	50	46
23	92			42	176	1,118	3,635	193	9	25
						17	70	4		18
				1	5	8	35	21	3	4
				6	23	277	1,110	189	19	1
						55	231	31	5	7
134	543	5	17	240	905	1,917	6,842	452	86	101

点検、警戒など適切な活動が行われたこと等が考えられる。

2件の火災の発生原因は、いずれもプロパンガスボンベの転倒により、ガスが漏れて何らかの火が引火したものと推定される。

5 死者の発生状況

30人の死者のうち、27人は南伊豆町仲木地区の山津波によるものである。

この山津波は、高さ約80mの城畑山が頂上付近から大崩壊して長さ約150m、巾約70m、崩土高3～10mにわたる約4万m³の土石が人家49戸を埋没圧壊（全壊，半壊）し、生き埋めとなった27人全員を死に追いやった。

他の3人は、生き埋め、建物倒壊、ブロック塀の倒壊各1人である。

6 消防機関の活動状況

〔南伊豆町消防団〕

(1) 消 防 力

人 員 700人

消 防 機 械

ボ ン プ 車 4台

手引動力ポンプ 1台

小型動力ポンプ 36台

(2) 活 動 状 況

地震直後、自宅などにいた団員は、自発的に出火防止広報や警戒パトロールを実施するとともに倒壊家屋などの下敷きになっている人の救出救護活動に当たった。

更に、仲木地区で発生した火災の消火活動、山崩れによる行方不明者の救出活動に団員の大半を投入して従事したほか、道路の復旧作業、倒壊建物の処置等の作業に当たった。

〔下田市消防本部〕

(1) 消 防 力

下田市の消防機関は、本部 1，消防署 1，消防団である。

ア 消防本部，消防署

人 員 34人

消 防 機 械

ポンプ車 3台

広 報 車 1台

救 急 車 1台

ジ ー プ 1台

イ 消 防 団

人 員 540人

消 防 機 械

ポンプ車 6台

小型動力ポンプ 25台

(2) 活 動 状 況

地震発生直後、下田消防署では広報車 1 台を管内に巡回させ、火を使用する場合はガス漏れがないかどうか確認する等、出火防止についての広報を実施した。また、消防団員約 400 人も同様の呼びかけを行い、出火防止の徹底を行った。

7 危険物施設の被害状況

(1) 危険物施設の状況

震源地に近い南伊豆町等に設置してある危険物施設は、貯蔵所と取扱

所である。

貯蔵所の形態は、その85%が地上タンクと地下タンクでその比率は4：5である。取扱所の形態は、給油取扱所（ガソリンスタンド）とこれに併設の一般取扱所である。（表 2 参照）

表 2 危険物施設一覧表

(49.3.31現在)

	合 計	貯 蔵 所						取 扱 所				製 造 所	
		小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	そ の 他	小 計	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所	販 売 取 扱 所		そ の 他
南伊豆町	45	13		4		8	1	32	18	14			
下田市	110	60	5	18	5	26	6	50	26	24			
松崎町	21	2				2		19	10	9			
西伊豆町	31	14		6	3	3	2	17	9	8			
河津町	38	17	1	3	1	11	1	21	12	9			
合 計	245	106	6	31	9	50	10	139	75	64	0	0	0

(2) 被 害 状 況

ア 屋 外 タ ン ク

屋外タンクからの油の漏洩、流出はなかったが南伊豆漁協（子浦）の防油堤にクラックが生じた。

イ 給 油 取 扱 所 及 び 一 般 取 扱 所

(ア) 給油取扱所の地下タンクのうち、1給油取扱所でタンク 1 基に損傷があり、また 1 給油所では空地のクラックに、重車輛が乗ったためタンク附属の配管に損傷が生じた。

(イ) 計量機の本体に損傷は認められないが、電気配線の被覆等に損傷があった。

(ウ) 防火壁の損傷は倒壊 2 か所、傾斜 2 か所、空地のひびわれ、くいちがいが 25 か所発生した。

(エ) その他雑件 8件

8 高圧ガス関係施設被害状況

(1) 冷凍, 空調関係

下田市に冷凍事業所7, 空調設備(許可)所有事業所8がある。このうち, 1冷凍事業所において, 夏期以外運転休止中の製氷用圧縮機2台の圧縮機と吐出, 吸入配管の接続部4か所からアンモニアガスが漏洩する事故が起きている。

(2) 一般高圧ガス関係

下田市郊外の酸素充てん事業所には, 5トンの液化酸素貯槽気化器等があったが設備上の被害はなかった。ただ容器置場にあった充てん容器約30本, 空容器約30本のそれぞれ半数が転倒した。また, 下田市内の造船工場にある液化酸素貯槽(立型13トン)とアセチレン集合装置(40本×3系列)については, 漏洩, 転倒は起っていない。

9 液化石油ガス関係

(1) 製造事業所(充てん所)

下田市に2, 周辺に4の充てん所があり直接的な被害はなかったが, 下田市のA充てん所では, 容器置場の70本の容器のうち, 未充てん容器(50キロ)7本が転倒した。

また, 下田市のB充てん所では, 充てんホーム上の容器が転倒(50キロ132本中45本, 20キロ35本中35本, 10キロ80本中53本)した。

(2) 販売事業所

下田市に9(うち2は充てん所), 南伊豆町に4の販売所が所在するが, 店舗については什器類の転落破損したもの1件, 床のひびわれ1件, アルミサッシの全損1件であった。

容器置場については, 全く被害はなく, 容器置場に収納されていた容器のうち, 約54%の容器が転倒したが転倒によるトラブルは起っていない。(表3参照)

(3) 消費設備

下田市(8,435世帯), 南伊豆町(3,250世帯)計11,685世帯のうち, 10,969

表3 販売事業所における容器の転倒状況表

店名	在庫容器本数				転倒容器本数				備考
	50キロ	20キロ	10キロ	計	50キロ	20キロ	10キロ	計	
a	[21] (0)	[36] (40)	[52] (45)	[109] (85)	[0] (0)	[15] (40)	[40] (45)	[55] (85)	
b					[0] (0)	[0] (2)	[4] (6)	[4] (6)	在庫量不明
c	[8] (0)	[36] (0)	[66] (0)	[110] (0)	[0] (0)	[2] (0)	[15] (0)	[17] (0)	
d					[5] (5)	[5] (15)	[27] (30)	[37] (50)	在庫量不明
e					[0] (0)	[3] (2)	[2] (3)	[5] (5)	〃
f	[34] (18)	[17] (9)	[5] (1)	[56] (28)	[0] (10)	[0] (5)	[0] (1)	[0] (16)	
g						[2] (3)	[23] (10)	[25] (13)	
h	25	90	120	235			20		充てん, 残ガスの区分不明
A	[0] (60)	[20] (0)	[40] (0)	[60] (60)	[0] (7)	[0] (0)	[0] (0)	[0] (7)	
B	[127] (5)	[24] (11)	[57] (23)	[208] (39)	[40] (5)	[24] (11)	[30] (23)	[94] (39)	

a~hは販売事業所 A・Bは充てん所を示す []は充てん容器 ()は残ガス容器

戸に液化石油ガスが供給されている(供給戸数は5月22日調査)。

したがって地震発生時には, 約15,000本(10,965戸×約1.5本)の容器が使用されていたものと推定されるが, 転倒したものは622本あった。

このうち139本は, 鎖等の転倒防止が施されていたにもかかわらず, 鎖の取付位置が低かったり, あるいは振動した家屋等の動荷重が容器や, 鎖に加わったため, 根元のフックが抜け落ちたことにより転倒している。

一方, 転倒などにより配管の切断, ガス漏れ等の消費設備の事故の状況は表4のとおりである。

表4 液化石油ガス消費設備被害状況表

市町別	地区別	人口及び世帯数		被害状況						備考
		人口	世帯数	ガスメーター破損数	調整器破損数	ゴムホースのはずれ切断件数	配管のゆるみ切断		ガス漏れが生じた件数	
							銅管	鋼管		
南伊豆町	仲木	331	85	23	24	27	19	8	27	簡易ガス事業124戸配管切損、ゆるみ部21か所
	入間	287	64	2	1	24	4	5	23	
	伊浜	447	98	0	0	4	1	1	5	
	落居	77	20	0	1	5	0	0	5	
	子浦	633	189	3	2	2	1	2	26	
	石廊崎	438	108	4	8	9	7	6	15	
	下賀茂	1,225	300	3	1	7	2	7	11	
	大瀬	467	101	1	1	4	2	1	5	
	湊	1,366	317	1	0	2	1	2	6	
妻良	525	153								
その他地区	6,611	1,815	0	0	3	1	0	3		
計		12,407	3,250	37	38	87	38	32	126	
下田市	田牛	28,045	8,435	7	3	6	6	1	13	
	白浜			2	0	5	0	4	8	
	その他地区			3	2	10	4	7	36	
計		28,045	8,435	12	5	21	10	12	57	
合計		40,452	11,685	49	43	108	48	44	183	

(注) 1) 調整器破損件数：1系列2個の調整器が破損した場合も1件とした。
 2) 配管：1系列に銅管と鋼管が併用されている場合はそれぞれの欄に算入した。
 3) ガス洩れ：ゴム管がはずれたものはガス洩れとみなした。

附属資料22 消防審議会意見

(1) 石油コンビナート地帯等の防災対策に関する意見

(昭和48年12月13日 消防審議会)

当審議会は、さきに石油コンビナート地帯における総合的な防災対策を早急に樹立する必要がある旨を答申し、これに基づきその後関係各方面において諸般の防災対策が推進されてきたところである。しかるに、本年7月の出光石油化学徳山工場の火災を始めとして最近各地に化学工場の爆発火災が続発していることは、石油コンビナート地帯等における防災体制を改めて再検

討する必要性を痛感させるものである。従つて、この際以下に述べるように石油コンビナート地帯における危険物等の集積による危険性の増大及びその近接市街地等の環境に対する影響を十分に考慮した総合的な防災対策を速やかに樹立し、その実現を図る必要がある。

さらに消防機関及び企業において災害発生の予測と防止について専門知識を有する者が不足している現状にかんがみ、国においてこれら専門技能者を養成する方策を推進するとともに、企業において災害防止の責任を十分果しうる組織体制を確立し、これら技能者を適正配置するよう指導を強化すべきである。

なお、前記答申に明示したように危険物施設、高圧ガス施設等に対する保安規制を事業所単位の総合的な規制とすることについて、さらに検討をすすめるとともに、その実現に至るまでの間は少なくとも危険物規制と高圧ガス規制との間の調整を早急に図る必要があることを申し添える。

1 石油コンビナート地帯の災害の特殊かつ大規模な性格にかんがみ、都道府県及び市町村は地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、災害予防、応急対策及び災害復旧の基本となるべき事項を地域防災計画のなかに具体的に定める必要がある。なお石油コンビナート地帯防災計画未策定の地方公共団体が見受けられるので、極力策定を促進すべきである。

さらに、その際地域内の事業所においても地域防災計画に即応した災害予防及び応急対策についての具体的な計画を速やかに樹立するよう適切な指導を行う必要がある。

2 それぞれの石油コンビナート地帯の実態に即応した防災体制の整備に資するため、国又は地方公共団体において、災害危険度(災害発生要因拡大要因)の評価及び被害想定に基づく必要な対策の指示を内容とする総合的な防災診断を実施する必要がある。

また、これと関連して石油コンビナート地帯における消防力の基準の検討を行い、市町村の消防力及び企業の自衛消防力を強化すべきである。

なお、石油コンビナート地帯における防災資機材の整備は、未だ十分ではないと思われるので、国、都道府県、市町村及び企業は相協力してさらに備蓄の強化を図るべきである。

3 危険物施設と住民、学校、病院等との間の保安距離について、消防法令の基準を再検討する時期にあると思われる。

4 さきに石油コンビナート地域における住居地域との隔離、防災道路の建設その他防災上の配慮が十分なされるよう答申したところであるが、その後における都市計画法、建築基準法等関係法令の改正の趣旨及び過般の「工場立地法」の改正措置を勘案してなお一層具体化の推進を図らねばならない。

5 塩素その他の毒性ガスの漏えい防止並びに拡散防止の応急対策の万全を期するため、常に関係各省庁間における連絡調整を図り、企業に対する監督体制を強化する必要がある。

6 企業と市町村消防との緊密な情報連絡体制並びに避難地及び避難路の指定及び避難誘導指示等の避難体制の再検討を行い、その整備を促進する必要がある。

7 破れつ、爆発等により大きな災害が発生するおそれのある施設については、事故の発生防止又は拡大防止のための設備、消火設備、冷却設備等の消防法令の基準の強化を図る必要がある。

8 消防機関においては、化学工場等の事業所に対し立入検査を頻繁に行い、不良箇所を改善を指導するとともに特に次の事項に留意し、保安体制の整備等について強力に指導する必要がある。

(1) 夜間、休日等における総合的な保安監督体制を樹立し、従業員に対する実効ある保安教育及び応急措置訓練の徹底を図るとともに消防機関との連絡を密にすること。

(2) 設備の安全操作のための作業基準を整備するとともにその遵守の徹底を図ること。

9 石油コンビナート地帯に限らず最近の化学工場等の火災にかんがみ、火災予防上危険な物品について、その危険性を再調査し、危険物の追加

又は削除など早急に消防法別表の整備を図る必要がある。

(2) 百貨店等の防災対策に関する意見

(昭和49年1月30日 消防審議会)

当審議会は、さきに超高層建築物及び地下街に対する防災対策を早急に講ずる必要のある旨を答申し、これに基づきその後関係方面において諸般の防災対策が推進され、今日まで幸いにも超高層建築物及び地下街における大きな災害は起っていない。しかしながら昭和47年5月の大阪千日デパートビル火災を始めとして百貨店、旅館、病院等不特定多数の者を収容する防火対象物における火災事故が相次いで発生しており、特に昨年11月29日の熊本大洋デパートの火災において再び100人を超える尊い犠牲者を出したことは、これら不特定多数の者を収容する防火対象物（以下「百貨店等」という。）に対する防災対策を改めて再検討する必要性が痛感されるところである。このため当審議会は、貴庁より熊本大洋デパート火災等の事故報告を受けるとともに、さる1月23日、24日熊本大洋デパート火災の事故状況について現地調査を行なった。その結果避難施設であるべき階段室内に大量の商品を収納していたこと、消防計画が作成されていなかったこと、避難訓練が適切に行なわれていなかったことなど防火管理体制が十分でなく、また、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備も未完成であったことなどの問題点があり、また、このデパートを含め、最近工事中の建物において火災事例が多いことにかんがみ、この際以下のような防災対策を速やかに実施する必要があることを意見として申し述べる。

なお、前記答申において示した地下街の防災対策については、関係法令の整備とともに関係行政機関における統一的な行政指導による規制が実施されているが、防災基準が必ずしも明確でない点があることにかんがみ百貨店等の防災対策と併行して防災基準の整備強化を図る必要があることを申し添える。

第1 防火管理体制の強化について

(1) 防火管理責任の明確化

防火管理者の行うべき防火管理業務が法令に基づいて適確に実施されてい

ないと認められる場合には、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、防火管理者に当該業務を適確に実施させるため、必要な措置をとるべき旨を命ずることができることとするなど管理権原者の責任を明確にすること。

(2) 防火管理業務の徹底

防火管理者の行う防火管理業務の実効性を確保するため、防火対象物の態様に応じた消防計画の作成基準を定めるとともに、防火対象物における火災予防上の自主査察の強化を図ること。

(3) 自衛消防組織の確立等

火災の発見、通報、避難誘導を適正に行うため、自衛消防組織について検討し、避難誘導等に関する行動基準を定めるとともに、避難訓練の実施の徹底を図るよう指導すること。

(4) 防火管理者の能力向上

防火管理者の知識の向上を図るため、消防機関が効果ある講習会の実施の徹底を図るよう指導するとともに、防火管理者資格について検討すること。

第2 消防用設備等の基準の徹底強化について

(1) スプリンクラー設備等の既存遡及

百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、既存のものであってもスプリンクラー設備等の設置を義務付けるよう消防法の改正を行うこと。

(2) 消防用設備等に関する検査及び保守体制の確立

消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防機関による完成検査及び防火対象物の関係者による定期的な点検報告を義務付けるよう消防法の改正を行うこと。

(3) 消防用設備等の設置に対する税制、金融上の措置

消防用設備等の設置の促進を図るため、国及び地方公共団体において税制上の優遇措置及び低利融資措置の拡充を図ること。

第3 措置命令の規定の活用等について

消防機関に対し消防法第5条及び消防法第17条の4の規定についてさらに積極的に活用を図るよう指導するとともに、これら規定の運用細則を作成す

ること。

特に工事中の建築物について火災が発生したならば人命に危険であると認められるものについては、消防法第5条の規定による使用停止命令等を出すよう指導を強化し、やむを得ず営業を行なう場合にあっては防火管理体制の特段の強化を図り、防火管理に万全を期するよう指導すること。

第4 その他

(1) 消防体制の強化

都市における建築物の大規模化、高層化、深層化等に対応した消防機関の装備の近代化及び救助技術の向上を図ること。この場合都市の新しい態様に即応し、消防力の基準の再検討を行うとともに、国、県及び市町村の協力による消防体制の一層の強化を図ること。

(2) 建築物の総合的防災システムの安全性の確保

建築物の安全管理のための総合的な防災システムが開発されつつあるが、その活用を積極的に図るため、安全性に関する基準の整備その他必要な対策を実施すること。

(3) 建築基準法の改正

百貨店等の防災上の安全性を向上するため、消防法の前記改正とともに、防火区画、避難階段等防火上、避難上特に必要な施設について既存遡及を図るよう建築基準法の改正を推進すること。

更に、建築物の実態に即応した避難橋又はバルコニーの設置について積極的な指導を行うこと。

(4) 火災予防条例の改正等

百貨店等における火気使用の制限、商品・広告物等の陳列、収納方法について、消防機関による指導の強化徹底を図るとともに、必要に応じて火災予防条例を改正するよう指導すること。

(5) 住民の防災意識の高揚

一般住民特に百貨店等の利用者に対し常時防災意識を身につけさせるため、喫煙その他火気の適正な取扱い、火災時における避難の心構え等について、周知徹底を図るよう啓発指導の方策を講ずること。

附属資料23 都道府県別救急業務実施

都道府県	全 国		救急業務実施 市町村数 ^①		実 施 率	
	市町村 数	人 (45. 国調)	市町村 数	人 (45. 国調)	市町村数 %	人 %
北海道	212	5,184,217	211	5,174,541	99.5	99.8
青森	67	1,427,520	66	1,415,771	98.5	99.2
岩手	62	1,371,383	62	1,371,383	100	100
宮城	74	1,819,223	72	1,798,528	97.3	98.9
秋田	69	1,241,376	66	1,205,944	95.7	97.1
山形	44	1,225,618	43	1,187,878	97.7	96.9
福島	90	1,916,077	90	1,946,077	100	100
茨城	92	2,143,551	65	1,710,995	70.7	83.6
栃木	49	1,580,021	48	1,568,818	98.0	99.3
群馬	70	1,658,909	66	1,618,679	97.6	94.3
埼玉	92	3,866,472	76	3,632,012	82.6	93.9
千代田	80	3,366,624	71	3,249,117	88.8	96.5
東京都	42	11,408,071	35	11,390,010	83.3	99.8
奈良	37	5,472,247	34	5,440,764	91.9	99.4
新潟	112	2,360,982	97	2,228,345	86.6	94.4
富山	35	1,029,695	30	1,013,460	85.7	98.4
石川	41	1,002,420	26	887,479	63.4	88.5
福井	35	744,230	35	744,230	100	100
山梨	64	762,029	54	702,450	84.4	92.2
長野	123	1,956,917	63	1,041,111	51.2	83.9
岐阜	100	1,758,954	59	1,527,066	59.0	86.8
静岡県	75	3,089,895	64	2,990,421	85.3	96.8
愛知	88	5,386,163	59	5,066,256	67.1	94.1
三重	69	1,543,083	41	1,295,311	67.2	83.9
滋賀	50	889,768	45	811,046	90.0	91.2
京都	44	2,250,087	17	2,229,635	38.6	99.1
大阪	44	7,620,487	39	7,574,898	88.6	99.4
兵庫県	94	4,667,928	36	4,074,786	38.3	87.3
奈良	47	930,160	12	612,767	25.5	69.1
和歌山	50	1,042,736	10	675,482	20.0	64.8
鳥取	39	568,777	27	689,675	69.2	86.1
島根	59	773,575	47	693,030	79.7	89.6
岡山	79	1,707,026	62	1,562,294	78.4	91.5
広島	97	2,436,135	48	2,115,237	49.5	95.8
山口	56	1,511,448	44	1,413,103	78.6	93.5
徳島	50	791,111	29	653,815	58.0	82.6
香川	43	907,897	35	827,630	77.8	91.2
愛媛	70	1,418,124	26	1,056,334	37.1	84.5
高松	53	786,882	47	760,778	88.7	96.7
福岡	98	4,027,416	79	3,792,952	80.6	94.2
佐賀	49	838,468	43	769,031	87.8	91.7
長門	79	1,570,245	77	1,556,470	97.5	99.1
熊本	98	1,700,229	60	1,326,471	61.2	78.0
大分	58	1,155,566	46	1,037,870	79.3	89.8
宮崎	44	1,051,105	28	999,708	63.6	95.1
鹿児島	96	1,729,150	25	1,032,475	26.0	59.7
沖縄	53	945,111	14	696,419	26.1	67.8
合 計	3,271	104,665,171	2,429	97,679,097	74.3	93.3

状況と交通事故に対する救急出場状況

救急出場件数		対前年 増加率 ③-② ③×100 %	④内にお ける人口 1万当り の救急出 場件数	⑤内にお ける交通 事故件数 ①	交通事 故に 対する 救急出 場 件数 ⑥	交通事 故に 対する 救急出 場 率 ⑦/⑥ ×100 %	ブロッ ク別交 通事 故に 対する 出場 件数 と構成 比	ブロッ ク別交 通事 故に 対する 出場 率 %
47年 中 ②	48年 中 ③							
35,506	46,714	32.0	90.3	21,987	8,163	37.1	8,163	37.1
9,435	12,436	31.8	87.8	6,618	3,613	54.6		
8,489	10,847	27.8	79.1	6,028	3,154	52.3		
9,545	12,233	28.2	89.2	8,464	4,588	54.2	22,603	74.4
5,360	7,208	34.5	59.8	4,681	2,040	43.6		
7,605	8,574	12.7	72.2	3,788	3,067	81.0		
13,291	16,309	22.7	83.8	11,785	6,141	52.1		
17,113	19,758	15.5	110.3	12,604	8,075	64.1		
15,887	18,958	19.3	120.8	8,030	7,975	99.3		
16,010	19,100	19.3	118.0	9,161	9,440	81.2		
56,464	65,909	16.7	181.5	21,529	17,416	80.9	117,913	84.0
47,718	58,220	22.0	179.2	15,452	14,979	97.0		
221,602	245,173	10.6	215.2	48,004	41,555	86.6		
101,792	116,563	14.5	214.2	25,546	29,473	80.1		
20,041	23,534	17.4	105.6	12,214	9,148	74.9		
7,311	8,137	11.3	80.3	5,005	3,025	60.4	17,593	59.9
6,257	7,347	17.4	82.8	6,908	2,658	38.5		
6,001	7,362	22.7	98.9	5,259	2,762	52.5		
6,395	9,814	53.5	139.7	9,961	2,694	27.0		
13,244	16,572	25.1	101.0	8,549	5,539	64.8		
12,993	15,576	19.9	102.0	8,278	5,651	68.2		
28,330	33,182	17.1	111.0	18,530	11,630	62.8	45,753	59.4
52,801	59,873	13.4	118.2	24,858	15,836	63.7		
9,866	12,471	26.4	96.3	6,846	4,403	64.3		
8,379	10,647	27.1	131.3	5,325	3,620	68.0		
30,468	33,835	11.1	151.8	17,182	10,590	61.6		
151,064	170,659	13.0	225.3	33,104	17,201	45.1	46,560	47.1
52,139	58,135	11.5	142.7	28,570	10,046	35.2		
9,108	11,006	20.8	171.2	3,576	2,356	65.9		
9,964	10,635	6.7	157.4	6,055	2,747	45.4		
3,231	3,811	18.0	77.8	3,316	1,456	43.9		
4,359	5,459	25.2	78.8	3,307	2,130	64.4		
13,536	15,149	11.9	97.0	10,685	6,660	62.3	21,809	50.3
22,077	25,341	14.8	119.8	18,036	7,387	41.0		
10,895	13,889	27.5	98.3	7,982	4,176	52.3		
5,496	7,056	28.4	108.5	5,473	2,384	43.6		
6,871	9,055	31.8	109.4	6,262	2,901	46.3		
10,613	12,386	16.4	117.2	6,623	4,016	60.6	11,842	49.2
7,128	8,579	20.4	112.8	5,733	2,541	44.3		
29,612	36,049	21.7	95.0	32,922	9,353	28.4		
3,996	5,375	34.5	69.9	4,246	1,983	46.7		
7,928	9,622	21.4	61.8	7,007	2,002	28.6		
5,909	7,952	34.6	59.9	8,914	2,583	29.0	25,476	34.1
6,270	7,368	17.5	71.0	7,880	2,532	32.1		
5,998	7,605	26.8	86.1	5,333	2,570	48.2		
8,333	10,394	24.7	100.7	6,519	2,947	45.2		
2,820	8,104	190.6	117.7	1,949	1,506	77.2		
1,145,296	1,340,071	17.0	137.2	551,084	317,712	57.7	317,712	57.7

附属資料24 事故種別

都道府県	火	災	風水害等	水	難	交	通	労働災害
北海道	298		15	195	8,163	1,969		
青森	79		2	104	3,613	402		
岩手	189		1	52	3,154	427		
宮城	277		—	72	4,588	435		
秋田	32		4	43	2,040	281		
山形	115		—	55	3,067	322		
福島	50		—	81	6,141	562		
茨城	55		1	56	8,075	557		
栃木	38		2	47	7,975	590		
群馬	74		1	56	7,440	600		
埼玉県	297		1	128	17,416	1,814		
千葉県	413		1	173	14,979	1,698		
東京都	2,521		9	259	41,555	6,001		
神奈川県	1,119		11	232	20,473	3,182		
新潟県	64		6	164	9,148	1,138		
富山県	30		1	63	3,025	463		
石川県	83		—	40	2,658	301		
福井県	52		2	88	2,762	449		
山梨県	58		1	19	2,694	229		
長野県	104		5	73	5,539	619		
岐阜県	65		—	66	5,651	820		
静岡県	233		1	164	11,630	1,173		
愛知県	413		—	153	15,836	2,426		
三重県	58		1	70	4,403	485		
滋賀県	74		6	20	3,620	486		
京都府	334		1	44	10,590	831		
大阪府	3,198		3	199	17,201	5,171		
兵庫県	412		1	146	10,046	1,979		
奈良県	21		—	22	2,356	315		
和歌山県	27		2	35	2,747	332		
鳥取県	15		—	40	1,456	208		
島根県	17		—	36	2,130	351		
岡山県	52		—	84	6,660	603		
広島県	156		2	108	7,387	1,156		
山口県	72		1	93	4,176	540		
徳島県	47		2	45	2,384	291		
香川県	30		—	46	2,901	312		
愛媛県	56		2	79	4,016	578		
高知県	79		—	39	2,541	346		
福岡県	299		11	189	9,353	1,143		
佐賀県	15		—	44	1,983	197		
長門県	56		4	74	2,002	537		
熊本県	146		1	39	2,583	279		
大分県	26		1	60	2,532	279		
宮崎県	26		—	51	2,570	228		
鹿児島県	106		2	81	2,947	379		
沖縄県	43		1	37	1,506	203		
合計	12,024		105	4,063	317,712	43,687		
構成比(%)	0.9		0.1	0.3	23.7	3.3		

救急出場件数

運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他	計
1,667	5,089	752	1,227	23,934	3,405	46,714
161	1,298	170	216	5,627	764	12,436
141	1,014	85	178	4,622	984	10,847
113	1,121	205	248	4,619	555	12,233
146	569	67	110	3,537	379	7,208
123	898	64	120	3,481	329	8,574
173	1,513	201	222	6,693	673	16,309
167	1,640	296	219	7,544	1,148	19,758
99	1,485	229	235	7,161	1,097	18,958
142	1,634	210	316	7,589	1,038	19,100
483	7,390	876	749	32,735	4,020	65,909
434	7,085	1,019	626	28,263	3,529	58,220
1,784	32,154	6,871	4,297	142,000	7,722	245,173
809	16,852	2,235	1,565	67,016	3,069	116,563
360	2,546	200	348	7,926	1,634	23,534
82	998	60	156	2,806	453	8,137
61	809	101	133	2,765	396	7,347
90	836	59	134	2,663	227	7,362
157	1,316	104	121	4,594	521	9,814
269	2,050	126	280	6,605	902	16,572
171	1,743	144	286	5,994	636	15,576
310	3,550	419	621	13,594	1,487	33,182
485	7,220	825	1,105	28,822	2,588	59,873
137	1,351	138	184	5,110	534	12,471
103	1,225	85	142	4,542	344	10,647
309	4,224	621	665	14,796	1,420	33,835
1,078	24,110	3,097	2,989	107,595	6,018	170,659
511	8,302	828	1,304	30,906	3,700	58,135
103	1,675	108	166	5,673	567	11,006
108	1,215	183	194	5,225	567	10,635
43	390	48	62	1,443	106	3,811
68	593	39	89	1,946	190	5,459
143	1,623	211	242	4,930	601	15,145
225	3,526	355	460	10,543	1,423	25,341
119	1,532	225	265	5,594	1,272	13,889
81	739	88	164	3,090	125	7,056
92	1,064	109	144	3,973	384	9,055
124	1,683	165	283	4,578	822	12,386
72	1,181	151	164	3,407	599	8,579
256	3,767	578	964	16,634	2,855	36,049
44	528	60	75	1,851	578	5,375
104	1,361	146	219	4,369	750	9,622
130	749	76	180	3,277	492	7,952
84	812	107	153	3,007	307	7,368
93	741	111	215	2,618	952	7,605
130	1,019	161	243	4,078	1,249	10,394
64	674	331	217	3,414	1,704	8,194
12,648	164,894	23,339	23,295	673,189	65,115	1,340,071
0.9	12.3	1.7	1.7	50.2	4.9	100.0

附属資料25 事故種別

都道府県	火災	風水害等	水難	交通	労働災害
北海道	241	16	153	8,926	1,890
青森	54	2	78	4,061	386
岩手	28	1	47	3,224	420
宮城	61	—	56	5,061	413
秋田	25	3	34	3,138	266
山形	32	—	41	3,346	300
福島	45	—	56	7,027	545
茨城	58	1	39	9,484	531
栃木	34	2	28	9,455	555
群馬	65	1	44	8,388	582
埼玉	224	1	93	20,459	1,788
千代田	189	1	135	18,181	1,639
東京都	1,081	9	176	46,767	5,824
神奈川県	344	8	180	73,492	3,146
新潟	61	5	115	9,938	1,098
富山	26	1	50	3,254	457
石川	37	—	32	3,037	281
福井	29	2	72	3,454	427
山梨	12	—	16	3,085	239
長野	53	3	57	6,371	596
岐阜	62	—	45	6,740	819
静岡県	93	—	135	12,909	1,166
愛知県	222	—	115	18,415	2,347
滋賀	29	1	54	5,249	461
京都	36	3	18	4,281	462
大阪府	141	—	38	12,293	830
兵庫県	646	4	154	17,385	4,907
奈良	172	1	127	10,469	1,890
和歌山	20	—	18	2,639	316
鳥取	37	2	29	2,835	329
島根	15	—	33	1,646	199
岡山	17	—	28	2,371	333
広島	48	—	69	7,394	580
山口	90	2	79	8,272	1,123
徳島	41	—	69	4,450	516
香川	22	2	37	2,645	281
愛媛	32	—	42	3,268	310
高松	71	1	72	4,565	563
高知	24	—	21	2,762	330
福岡	249	13	142	10,088	1,079
佐賀	17	—	25	2,218	182
長門	26	6	60	2,068	534
熊本	73	—	26	2,605	262
大分	24	1	42	2,692	259
宮崎	33	—	27	2,682	221
鹿児島	65	2	67	3,242	359
沖縄	28	1	31	1,552	196
合計	5,032	95	3,105	356,883	42,237
構成比(%)	0.4	0.1	0.2	27.4	3.2

救急搬送人員

運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急病	その他	計
1,715	4,787	680	1,051	21,989	2,671	44,119
162	1,228	156	205	5,208	742	12,282
146	971	81	158	4,393	877	10,346
114	1,034	212	223	4,142	368	11,684
151	516	62	88	3,171	309	67,673
130	842	61	90	3,114	276	8,232
180	1,435	215	198	6,086	603	16,390
176	1,561	292	195	6,940	855	20,132
108	1,431	244	204	6,595	982	19,638
162	1,561	211	282	7,039	914	19,249
506	7,209	879	640	31,306	3,374	66,479
462	6,848	1,065	524	26,676	3,043	58,763
1,882	30,745	6,536	3,388	131,875	7,696	235,979
810	15,984	2,200	1,339	62,186	2,652	112,341
374	2,431	188	297	7,370	1,487	23,364
84	942	55	113	2,612	351	7,945
61	777	83	115	2,514	319	7,256
94	806	54	116	2,447	189	7,690
164	1,278	101	108	4,312	440	9,755
281	2,004	127	251	6,094	782	16,619
173	1,682	132	267	5,618	555	16,093
320	3,383	396	543	12,540	1,282	32,767
500	6,938	811	940	26,867	2,321	59,476
133	1,300	139	173	4,812	390	12,741
103	1,182	79	127	4,290	265	10,846
306	4,001	650	598	13,844	1,216	33,917
1,073	22,592	2,895	2,463	99,175	4,634	155,928
528	7,819	777	1,080	28,865	2,871	54,599
108	1,622	112	150	5,343	427	10,755
110	1,158	181	177	4,950	410	10,218
43	365	50	56	1,370	76	3,853
67	580	39	75	1,832	87	5,429
144	1,552	211	223	4,681	494	15,396
233	3,355	347	419	9,788	1,259	24,967
119	1,472	220	231	5,169	1,092	13,379
90	703	87	144	2,871	96	6,978
108	1,022	106	129	3,759	348	9,124
126	1,578	163	259	4,212	494	12,104
71	1,105	141	136	3,141	512	8,243
269	3,471	559	856	15,458	2,479	34,663
45	495	59	66	1,703	525	5,335
106	1,278	127	186	4,116	660	9,167
149	682	70	149	2,934	413	7,363
84	752	103	118	2,754	220	7,049
89	707	107	193	2,386	848	7,293
131	954	152	223	3,716	1,155	10,066
62	627	309	199	3,153	1,447	7,605
13,052	156,765	22,524	19,765	625,416	55,506	1,300,380
1.0	12.1	1.7	1.5	48.1	4.3	100.0

附属資料26 都道府県別、経営主体別救急病院及び

都道府県	救急業務の 実施を義務づけ られている市町村	総 数			国 及 び			
		合 計	病 院	診療所	計	国		
						厚生省	その他	
北海道	道	121	278	164	114	71	3	4
	森	62	80	43	37	26	1	—
	手	41	28	21	7	11	1	—
	城	72	39	28	11	16	1	—
	田	54	21	18	3	10	—	—
	形	27	21	10	11	7	—	—
	島	64	31	31	—	11	1	—
	城	26	97	56	41	12	2	—
	木	40	126	62	64	15	—	2
	馬	38	108	48	60	17	3	—
青森	玉	68	181	118	63	15	2	—
岩手	葉	62	155	98	57	20	4	1
宮城	京	32	512	387	125	36	6	3
秋田	川	26	190	125	65	29	3	—
山形	瀧	71	76	40	36	17	1	—
福島	山	16	82	48	34	15	—	—
茨城	川	24	96	59	37	21	2	—
栃木	井	33	74	42	32	9	2	—
群馬	梨	49	57	26	31	12	1	—
新潟	野	43	110	70	40	32	3	—
富山	阜	49	48	35	13	14	—	—
石川	岡	55	293	79	214	40	7	—
福井	知	48	430	209	221	40	2	—
山梨	重	27	102	57	45	23	3	—
長野	賀	32	17	16	1	13	1	—
岐阜	都	15	79	72	7	15	3	—
	阪	31	137	124	13	16	3	—
	庫	24	140	94	46	19	2	—
	良	9	19	16	3	6	1	—
	山	7	44	33	11	12	1	—
愛知	取	13	19	14	5	9	1	—
三重	根	39	16	14	2	11	2	—
滋賀	山	31	68	59	9	12	1	1
京都	島	37	196	90	106	23	4	1
大阪	口	27	94	56	38	26	3	—
	島	26	31	28	3	10	—	—
	川	30	58	39	19	17	1	—
	媛	18	46	39	7	9	1	—
	知	31	33	24	9	7	1	—
	岡	66	129	76	53	13	4	—
奈良	賀	33	44	18	26	9	2	—
和歌山	崎	60	37	30	7	10	3	1
徳島	本	32	94	43	51	11	1	—
香川	分	40	51	39	12	8	2	—
愛媛	崎	22	36	34	2	14	1	—
高松	島	21	144	72	72	8	3	—
福岡	縄	8	—	—	—	—	—	—
佐賀	計	1,800	4,767	2,904	1,863	796	89	13
熊本								
大分								
宮崎								
鹿児島								
沖縄								
合 計		1,800	4,767	2,904	1,863	796	89	13

救急診療所告示状況一覧（厚生省調べ）

（49.4.1現在）

都道府県	公 的 病 院 ・ 診 療 所						私 的				
	市町村	日赤	北社協 済生会	厚生連	社会保 険団体	計	病 院	診 療 所			
北海道	2	40	6	1	6	9	207	93	114		
	1	23	1	—	—	—	53	17	36		
	8	1	1	—	—	—	17	10	7		
	—	13	1	—	—	1	23	12	11		
	—	4	1	—	5	—	10	8	2		
	1	5	—	—	—	1	14	3	11		
	1	4	1	1	3	—	20	20	—		
	—	4	2	3	1	—	85	44	41		
	—	3	3	1	5	1	111	47	64		
	1	6	2	1	—	4	91	31	60		
	—	6	3	1	1	2	166	103	63		
	3	10	1	—	—	1	135	78	57		
	12	4	3	2	—	6	476	357	125		
	2	10	3	3	1	7	161	96	65		
	4	4	1	—	7	—	59	23	36		
	1	8	1	2	2	1	67	33	34		
	1	15	1	1	—	1	75	38	37		
	1	4	1	1	—	—	65	33	32		
	1	7	1	—	—	2	45	14	31		
	3	診1	11	7	—	7	78	39	39		
	3	3	2	—	6	—	34	21	13		
	2	18	5	1	4	3	253	39	214		
	—	23	2	1	9	3	390	169	221		
	3	8	1	1	6	1	79	34	45		
	—	7	2	1	—	2	4	3	1		
	2	3	4	1	—	2	64	57	7		
	1	7	2	2	1	—	121	108	13		
	6	7	3	—	—	1	121	75	46		
	2	3	—	—	—	—	13	10	3		
	1	7	1	2	—	—	32	21	11		
	2	3	1	1	1	—	10	5	5		
	1	2	2	1	2	1	5	3	2		
	—	8	1	1	—	—	56	47	9		
	1	診1	12	1	2	1	172	67	105		
	1	13	1	2	4	2	68	30	38		
	3	2	1	—	3	1	21	18	3		
	3	7	1	1	2	2	41	22	19		
	5	—	1	2	—	—	37	30	7		
	2	2	1	—	1	—	26	17	9		
	1	4	1	2	—	1	116	63	53		
	1	4	1	—	—	1	35	9	26		
	—	6	—	—	—	—	27	20	7		
	—	7	1	1	—	1	83	32	51		
	1	3	1	—	—	1	43	31	12		
	3	8	—	1	—	1	22	20	2		
	2	3	診1	—	—	—	135	64	71		
	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	88	診4	352	診1	76	39	79	60	3,966	2,108	1,858

附属資料27 救 助 隊 の

都道府県	救助隊設置団体数	設置団体人口 (45国調)	救助隊数	救 助 隊	
				専 任	兼 任
北海道	16	2,781,724	41	45	294
青森	13	835,811	24	25	183
岩手	4	214,223	5	—	19
宮城	1	545,065	2	22	8
秋田	3	441,986	4	—	53
山形	5	562,832	6	—	67
福島	6	1,162,179	9	—	105
茨城	9	819,950	14	8	149
栃木	15	1,530,709	20	2	231
群馬	2	391,396	2	—	16
埼玉県	22	2,196,508	39	22	316
千葉県	13	2,128,483	16	125	101
東京都	4	11,372,346	249	152	5,747
神奈川県	14	4,799,309	38	147	381
新潟県	8	1,002,275	13	22	137
富山県	1	277,872	1	9	1
石川県	4	620,923	7	14	34
福井県	4	486,449	15	—	127
山梨県	8	617,434	14	10	108
長野県	13	1,033,748	17	—	293
静岡県	9	907,660	17	—	149
愛知県	26	2,713,966	33	21	448
三重県	15	3,789,035	22	—	440
滋賀県	6	593,812	13	—	115
京都府	2	302,940	2	—	55
大阪府	7	1,694,868	15	36	187
兵庫県	19	6,358,770	64	47	434
奈良県	14	3,140,760	23	110	159
和歌山県	1	208,266	2	—	24
鳥取県	3	482,005	4	36	24
島根県	—	—	—	—	—
岡山県	5	606,966	18	2	173
広島県	6	1,288,891	8	49	54
山口県	4	542,931	9	—	94
徳島県	3	178,071	3	—	28
香川県	5	555,428	9	14	62
愛媛県	6	632,151	7	—	85
高知県	—	—	—	—	—
福岡県	6	2,585,994	15	77	112
佐賀県	3	258,068	3	—	52
長崎県	3	447,327	12	—	154
熊本県	5	874,981	14	26	60
大宮	2	384,370	2	14	15
鹿嶋	1	282,673	2	—	10
鹿嶋	1	403,340	1	44	14
沖	—	—	—	—	—
合 計	317	63,054,495	834	1,079	11,318

設 置 状 況

員 数	隊 員 が 登 乗 す る 車 両						
	小 計	消 防 車 ポンプ車	救 助 車 工作車	タンク車 化学車	はしご車 (スノー ケル)	そ の 他	小 計
339	3	—	11	9	7	3	33
208	—	—	—	4	3	—	7
19	2	—	—	1	—	—	3
30	—	—	—	—	2	3	5
53	1	—	—	2	1	1	5
67	—	—	2	2	2	1	7
105	1	—	2	1	7	—	10
157	11	—	—	3	7	—	11
233	—	—	1	6	7	—	25
16	—	—	—	—	1	—	1
338	10	—	3	14	4	10	41
226	5	—	8	2	12	—	27
5,899	431	—	9	47	—	—	487
528	7	—	18	8	11	5	19
159	6	—	3	4	3	1	17
10	—	—	1	—	—	—	1
48	4	—	1	—	1	1	7
127	3	—	—	1	2	—	6
118	—	—	6	2	—	1	9
293	4	—	—	4	4	—	12
149	—	—	4	—	8	—	12
469	9	—	8	2	9	4	32
440	—	—	10	9	23	4	46
115	5	—	—	2	2	1	10
55	—	—	1	1	3	—	5
223	12	—	3	2	4	1	22
481	28	—	4	7	13	4	56
269	2	—	10	3	8	4	27
24	2	—	1	—	2	—	5
60	—	—	1	1	4	2	8
—	—	—	—	—	—	—	—
175	1	—	2	1	2	—	6
103	1	—	4	1	6	—	12
94	2	—	—	2	3	1	8
28	2	—	—	1	—	1	4
76	—	—	1	1	1	1	4
85	6	—	1	—	1	—	8
—	—	—	—	—	—	—	—
189	2	—	6	3	3	8	22
52	—	—	1	1	1	—	3
154	13	—	—	—	—	—	13
86	4	—	2	—	4	3	13
29	—	—	1	—	—	1	2
10	—	—	1	—	2	—	3
58	—	—	1	1	4	—	6
—	—	—	—	—	—	—	—
12,397	577	—	127	148	177	61	1,090

附属資料28 救 助 活

都 道 府 県	火災時における救助活動 (A)	火 災 以 外 の 災		
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)
北海道	27	94	17	11
青森	16	43	9	3
岩手	4	27	1	—
秋田	12	58	4	1
山形	1	17	3	1
福島	2	28	6	—
茨城	3	59	4	1
栃木	1	58	9	—
群馬	3	90	3	—
埼玉県	—	15	2	—
千葉県	13	165	29	1
東京都	11	161	13	4
神奈川県	78	901	106	94
新潟県	99	201	57	12
富山県	4	102	16	4
石川県	2	1	—	—
福井県	2	20	1	1
山梨県	1	50	5	—
長野県	3	21	1	—
岐阜県	4	44	9	—
静岡県	4	78	12	—
愛知県	4	117	12	3
滋賀県	9	117	15	3
京都府	1	78	11	—
大阪府	—	71	1	1
兵庫県	18	75	8	2
奈良県	33	243	39	5
和歌山県	12	91	17	—
鳥取県	2	33	8	—
島根県	4	20	5	—
岡山県	—	10	—	—
広島県	—	4	1	—
山口県	7	37	7	—
徳島県	9	61	7	1
香川県	4	71	16	1
愛媛県	1	41	3	—
高知県	—	25	6	—
福岡県	7	61	4	3
佐賀県	—	30	1	1
熊本県	19	73	23	11
大分県	1	20	4	—
長門県	—	27	4	5
宮崎県	5	43	2	2
鹿児島県	—	14	2	2
沖縄県	11	15	2	2
計	2	22	15	3
計	2	5	3	—
合 計	448	3,637	523	178

動 件 数

害 時 に お け 救 助 活 動					合 計 (A) + (I)
機械による事故 (E)	建物工作物による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	その他の事故 (H)	計 (B)~(H) (I)	
6	9	5	35	177	204
4	1	1	8	69	85
2	1	—	2	33	37
2	7	4	7	83	95
2	—	—	3	26	27
7	—	2	4	47	49
1	1	3	6	75	78
1	3	12	1	84	85
5	2	1	60	161	164
2	1	2	2	24	24
20	10	19	19	263	276
16	32	5	25	256	267
295	232	107	246	1,981	2,059
29	18	22	71	410	509
12	2	8	16	160	164
—	—	—	1	2	4
4	2	—	2	30	32
5	—	—	12	72	73
1	1	—	7	31	34
3	1	4	12	73	77
4	1	1	5	101	105
9	2	2	15	160	164
13	3	17	18	186	195
1	1	—	4	95	96
3	2	2	5	85	85
15	13	5	12	130	148
54	59	39	60	499	532
14	5	9	47	183	195
5	1	4	—	51	53
3	2	—	4	34	38
—	1	1	2	14	14
—	—	—	2	7	7
3	1	1	8	57	64
13	5	11	9	107	116
5	2	1	7	93	97
4	—	—	3	61	62
—	1	—	1	33	33
3	3	15	12	101	108
1	—	3	6	42	42
16	4	8	5	140	159
—	—	6	6	36	37
2	1	1	8	48	48
8	2	2	4	63	68
—	—	—	6	24	24
2	1	2	1	25	36
7	1	9	8	65	74
5	2	1	8	24	26
607	436	335	805	6,521	6,969

附属資料29 救 助 人

都 道 府 県	火災時における救助活動 (A)	火 災 以 外 の 災 害		
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)
北海道	94	130	32	128
青森	20	69	9	174
岩手	4	34	1	—
宮城	27	73	4	1
秋田	2	43	4	1
山形	2	55	6	—
福島	4	104	3	—
茨城	1	93	9	—
栃木	2	96	3	—
群馬	—	17	2	—
埼玉	19	269	29	1
千代田	19	253	15	6
東京都	687	267	64	32
新潟	158	320	60	389
富山	4	150	16	17
石川	3	3	—	—
福井	5	28	—	1
山梨	1	66	6	—
長野	4	29	1	—
岐阜	4	79	10	—
静岡	4	127	10	—
愛知	7	186	14	12
三重	17	164	20	5
滋賀	1	99	11	—
京都	—	108	2	2
大阪	25	99	10	7
兵庫	50	240	37	2
奈良	13	120	21	—
和歌山	2	48	6	—
鳥取	4	36	7	—
徳島	—	11	—	—
香川	—	5	1	—
愛媛	7	55	7	—
高松	—	86	16	—
岡山	24	86	16	1
広島	2	90	3	2
徳島	1	41	13	—
香川	—	40	5	—
愛媛	14	100	7	7
高松	—	39	1	20
岡山	158	91	24	67
広島	1	27	4	—
徳島	—	40	4	8
香川	111	67	3	6
愛媛	—	14	2	31
高松	—	22	—	14
岡山	15	31	18	4
広島	10	7	3	—
徳島	3	7	3	—
合計	1,529	4,171	523	938

員 数

時 における 救 助 活 動					合 計 (A) + (I)
機械による事故 (E)	建物工作物による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	その他の事故 (H)	計 (B)~(H) (I)	
6	10	9	33	348	442
4	3	1	8	268	288
3	1	—	2	41	45
2	8	3	5	96	123
2	—	—	3	53	55
7	—	2	4	74	76
1	1	5	12	126	130
1	7	14	2	126	127
5	2	1	60	167	169
2	2	2	2	27	27
20	12	20	20	371	390
16	34	5	26	355	374
182	168	65	128	906	1,593
59	17	35	86	966	1,124
13	2	12	25	235	239
—	—	—	1	4	7
9	2	—	2	42	47
5	—	—	15	92	93
1	1	—	9	41	45
3	—	5	12	109	113
4	4	1	6	152	156
9	2	4	17	244	251
13	3	31	22	258	275
1	1	—	4	116	117
3	2	2	5	124	124
16	13	7	14	166	191
65	80	63	49	536	586
16	5	16	70	248	261
5	1	4	—	64	66
3	3	—	4	53	57
—	1	1	3	16	16
—	—	—	2	8	8
6	1	2	6	77	84
13	5	15	19	155	179
6	2	2	5	110	112
4	—	—	3	61	62
—	—	—	2	47	47
3	8	41	13	179	193
1	—	4	11	76	76
16	4	16	5	223	381
—	—	6	7	44	45
2	1	1	12	68	68
8	2	4	4	94	205
—	—	6	7	54	54
2	1	3	1	43	58
7	1	11	11	83	93
5	2	1	9	27	30
合計	549	412	414	7,773	9,302

附属資料30 救 助 活 動

都 道 府 県	火災時における救助活動 (A)		火 災 以 外 の 災 害					
			交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害(D)			
北海道	(171)	282	(19)	392	(302)	159	(111)	111
青森	(6)	60	(15)	149	(136)	51	(100)	49
岩手		12	(10)	63		2		—
宮城		55	(18)	237		26		6
秋田		2	(8)	68	(12)	27	(30)	24
山形	(3)	1	(26)	104	(68)	21		—
福島		11		246	(74)	22		6
茨城	(11)	—		258		42		—
栃木		10		335		8		—
群馬		—		72		14		—
千葉県	(4)	97	(14)	783	(16)	217		3
東京都		63		867	(50)	130	(6)	64
神奈川県	(32)	6,163	(38)	14,692	(98)	2,106		1,842
新潟県	(2)	2,614	(49)	1,706	(59)	736	(14)	179
富山県		14	(14)	446	(37)	73	(46)	27
石川県		14		3		—		—
福井県		9		100		4		4
山梨県		5		236		35		—
長野県	(110)	15	(18)	82		35		—
静岡県		29	(28)	121	(248)	72		—
愛知県		12		315	(219)	123		—
岐阜県		32	(158)	336	(37)	76	(25)	18
三重県		39	(41)	609	(29)	105	(8)	34
滋賀県		3		275	(16)	78		—
京都府		—		251		8		3
大阪府	(3)	115		700		69		25
兵庫県		265		1,358	(5)	385		28
奈良県		83		462		150		—
和歌山県		9		89		52		—
鳥取県		34		93		35		—
島根県		—		31		—		—
岡山県	(28)	40	(47)	17	(25)	7		—
広島県	(9)	243		120	(12)	18		—
山口県	(20)	26	(5)	339	(11)	99	(52)	23
徳島県		5	(19)	263		22		2
香川県		—		164	(89)	60		—
愛媛県		—		111		37		—
高知県		29	(7)	242	(21)	15	(60)	30
福岡県		—		111		6		11
佐賀県		161	(10)	314		156	(343)	107
熊本県		5	(28)	45	(6)	19		—
大分県		—	(4)	172		29	(89)	67
鹿児島県	(157)	66	(150)	151		9	(30)	33
沖縄県		—		67	(25)	11	(113)	14
合 計		10,738		27,834		5,529		2,779
		(556)		(726)		(1,730)		(1,027)

(括弧) は消防団員数で外書きである。

出 動 人 員 数

時 間 における 救 助 活 動					合 計				
機械による事故 (E)	建物工作物による事故 (F)	ガス及び酸欠事故 (G)	その他の事故 (H)	計 (B)~(H) (I)	(A) + (I)				
	34	53	45	(118)	299	(550)	1,093	(721)	1,375
(34)	18	6	3	(329)	46	(614)	322	(620)	382
(1)	6	3	—	(23)	9	(34)	83	(34)	95
	4	68	14	—	36	(18)	391	(18)	446
(6)	3	—	—	(4)	192	(60)	314	(60)	316
(5)	29	—	6	(22)	12	(121)	172	(124)	173
(4)	3	6	18	(87)	34	(165)	335	(165)	346
	4	14	67	—	9	—	394	(11)	394
	26	8	1	—	184	—	562	—	572
	8	10	17	—	14	—	135	—	135
	73	41	65	(6)	107	(36)	1,289	(40)	1,386
	98	156	13	—	120	(56)	1,448	(56)	1,511
	4,950	2,742	1,730	(183)	3,902	(338)	31,946	(370)	38,127
	342	184	228	(12)	695	(134)	4,070	(136)	6,684
	34	9	19	(29)	82	(126)	690	(126)	704
	—	—	—	—	3	—	6	—	10
	29	18	—	—	14	—	169	—	178
(2)	24	—	—	(70)	44	(72)	339	(72)	344
	4	5	—	(33)	64	(51)	190	(51)	205
	6	3	8	(197)	64	(473)	274	(583)	303
	12	7	6	—	24	(219)	487	(219)	499
(3)	31	9	5	(108)	68	(338)	543	(338)	575
(3)	36	16	79	(15)	146	(108)	1,025	(108)	1,064
	4	5	—	—	22	(16)	384	(16)	387
	12	10	6	—	26	—	316	—	316
(3)	174	150	35	—	118	—	1,271	—	1,386
	331	531	310	—	463	(11)	3,406	(14)	3,671
	80	27	51	—	275	—	1,045	—	1,128
	19	5	12	—	—	—	177	—	186
	19	16	—	—	32	—	195	—	229
	—	3	5	—	9	—	48	—	48
	—	—	—	—	7	(25)	31	(25)	31
	17	6	8	(21)	59	(80)	228	(108)	268
(2)	61	29	47	—	72	(65)	670	(74)	913
	20	3	4	—	30	(8)	344	(28)	370
	26	—	—	—	13	(108)	263	(108)	268
	—	7	—	—	10	—	165	—	165
	9	33	77	(30)	36	(118)	442	(118)	471
	4	—	12	—	27	—	171	—	171
	81	26	69	(10)	29	(363)	782	(363)	943
	—	—	8	(3)	15	(37)	97	(37)	102
	4	9	18	(1)	53	(94)	342	(94)	342
	28	7	6	—	12	(30)	246	(187)	312
	—	—	—	—	32	(313)	124	(313)	124
	7	9	5	—	5	—	163	—	222
(13)	21	6	37	(30)	34	(203)	410	(203)	449
	18	6	3	—	41	—	107	—	124
合 計	6,709	4,246	3,037	7,588	57,722		68,460		
	(76)	(11)	(73)	(1,346)	(4,989)		(5,545)		

附属資料31 昭和48年下半年及び昭和49年上半年における

主な火災事例

- (1) 徳山市 出光石油化学徳山工場火災 48. 7. 7
- (2) 高槻市 西武高槻ショッピングセンター火災 48. 9. 25
- (3) 市原市 チッソ石油化学五井工場火災 48.10. 8
- (4) 新潟県 信越化学工業株式会社直江津工場火災 48.10.28
- (5) 福岡県 宗像町 日の里団地火災 48.11.15
- (6) 熊本市 大洋デパート火災 48.11.29
- (7) 尾道市 湯浅内科病院火災 49. 1. 26
- (8) 神戸市 神戸デパート火災 49. 2. 17

(1) 徳山市 出光石油化学徳山工場火災

ア 火災の特色 この火災は、粗製ガソリンを熱分解して、エチレン、プロピレン等のガスを製造するエチレン製造プラントにおける操作員のバルブの誤操作及び緊急時の措置の不適切さに起因して発生したガス火災で、鎮火するまでに約83時間を要したものである。

- イ 出火日時 昭和48年7月7日 22時13分頃
- ウ 覚知日時 昭和48年7月7日 22時13分（消防職員が望楼及び署内より爆発火炎を発見）
- エ 鎮火日時 昭和48年7月11日 9時40分
- オ 出火場所 山口県徳山市若前町1-1
出光石油化学株式会社 徳山工場
- カ 出火原因 プラント操作員の空気管バルブ操作の誤りにより計器が異常状態となったため、当該プラントの正常運転ができなくなり、運転を停止した。間もなく、計器が正常に戻ったので運転を再開した後における措置が不適切であったため、プラント内で異常反応が起り、これが原因となりガス

の漏洩爆発が起り火災に発展したものである。

キ 損 害

- (7) 人的損害 死者1名（工場関係者）
- (i) 物的損害
 - a 設備等 精製塔，小タンク類，反応装置その他の機器焼損94基
延べ1,900平方メートル焼失
 - b 危険物等 エチレン，プロピレン等約500トン焼失
 - c 隣接工場 直接損害はなかったが9工場が操短又は停止
- (8) 損害額 約25億円
- ク 気象状況 天候—晴 風向—北 風速—2 m/S 気温—26℃
湿度—77%

ケ 火災の経過

(7) 出火設備

出火したガス製造プラントは、粗製ガソリン（ナフサ）を熱分解して、エチレン等を得る装置であるが、出火点は、このプラントのうち分解ガス中に含まれるアセチレンを除くためエチレンと水素とを反応させる第2アセチレン水添塔と呼ばれる部分である。

(i) 事故発生の経過

7月7日18時50分頃、正常に運転されていた第2エチレン装置の計器が一斉に変動し、作業員が点検したが原因がつかめず、緊急運転停止をし、再度調査したが、原因が不明であった。これは作業員が、プラントの計装用空気管バルブを他の空気管バルブと間違えて閉鎖したため、運転制御室の計器類が一斉に異常を示したもので、その後、誤操作をした作業員がバルブ操作の誤りに気づき、ひそかにバルブを正常位置に戻したが、このことについては、誰れにも報告しなかったためのものである。

運転制御室では、原因が不明のまま計器類が正常に戻ったので、運転再開作業に入った。しかし、計器が正常に戻ってから間もなく当該プラントのアセチレン水添塔（エチレンに含まれているアセチレンを除くためにアセチレンと水素を反応させるもの）へのエチレン及び水素の流入

量が低下したので、流入を停止させたが、水素バルブが完全に閉鎖されていなかったため、水素が流入した。(この水素の流入は気付かなかった。)その後、水添塔内の温度の上昇がみられたので、温度を低下させる目的もあって、再びエチレンを水添塔内に流入させた。しかし、エチレンの流入後も温度の低下は見られず、逆に急激な上昇を示したので、再びエチレンの流入を停止した。

水添塔内の温度は、更に上昇し、ついに高温のガスが配管のフランジから噴出し、着火、火災となった。

(ウ) 消防隊の出動状況

a 公設消防隊

タンク車, ポンプ車	6台
はしご車	2台
化学車	3台
大砲車	1台
その他指揮車等	3台
計	15台
隊員	351名
海上保安部	1艇
他市からの応援	4台 火掛なし

b 工場自衛消防隊

化学車	4台
隊員	18名
その他6工場	化学車6台, 隊員119名

c 消防団

ポンプ車	3台
その他	2台
隊員	87名

コ 問題点

(ア) 設備の安全操作等の確保

- a 運転開始, 停止及び緊急停止の際に, 安全適切な操作が正確にできるよう作業基準の再検討, 及びその基準の遵守の徹底。
- b 異常な事態発生時における判断能力のある現場責任者の適正配置。
- c 誤操作を起しやすい位置にあるバルブ, スイッチ等の操作部の適正表示又は措置。
- d 設備及び機器の耐用年数の再検討。
- e 点検基準の整備, 設備又は機器の不備不良等に対する迅速な整備又は修理及び点検, 整備又は修理時前後における関係者への連絡の徹底。
- f 火災等の事故発生時における事故を最少限に止めるための設備の分割化, 周囲施設への被害の拡大を防止するための防護壁の設置等の措置及び消火設備, 散水設備の設置の増強。
- g 制御又は測定装置等の動力源の予備設備の確保。

(イ) 保安監督体制等の整備

- a 事業所における安全を確保するための総合的な保安監督体制及び所内連絡協議体制の樹立。特に夜間, 休日における応急体制の明確化。
- b 作業基準, 点検整備基準等の従業員への徹底, 異常事態における的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底, 火災, 爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした保安教育の実施。
- c 異常な事態の発生時及び火災, 爆発等の事故発生時に対する体制の整備と訓練の徹底。
- d 危険物等の漏えい, 火災, 爆発等の事故の際における通報連絡, 現場誘導, 消火, 応援等について対策の再検討及び住民等に対する的確な情報の提供など広報活動体制の確立。

(2) 高槻市 西武高槻ショッピングセンター火災

ア 火災の特色 開店を数日後に控えた新築工事中の百貨店火災で, 出火に気づくのが遅く, かつ, 多量に搬入された商品の燃焼により火災が拡大し, 死者6名, 負傷者14名の損害を出した。

イ 出火日時 昭和48年9月25日 6時00分頃(推定)

ウ 覚知日時 昭和48年9月25日 6時27分（火災報知専用電話）

エ 鎮火日時 昭和48年9月26日 2時00分

オ 出火場所 大阪府高槻市白梅町150—3番地
西武高槻ショッピングセンター

カ 出火原因 放火の疑い

キ 損害

(ア) 人的損害 死者6名 負傷者14名（内消防職団員11名）

(イ) 物的損害 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階 塔屋1階延べ面積59,547.59m²のうち28,679m²焼損

(ウ) 損害額 70億円（推定）

ク 気象状況 天候—晴 風速—0 m/S 温度—19℃ 湿度—88%

ケ 火災の経過

(ア) 出火場所と考えられる地下1階では、ガードマン（4人）、作業員（9人）が仮眠中であったが、「火事や」という声によって火災に気付いた。初期消火の形跡はあるが、停電と煙のため避難するのが精一杯の状態であった。消防隊の到着時には、地階売場のエスカレーター付近が激しく燃焼中で、エスカレーターづたいに火焰が急激に上昇し、各階の防火シャッターが何れも開放状態であり、その付近に乱雑に存置されていた相当量の商品に燃えうつり、延焼を早め、拡大させた。

(イ) 消防隊は、出火点と思われる地階エスカレーター付近に進入しようとしたが、煙が激しく、猛烈な熱気のため進入不能の状態であったので、止むを得ず入口付近から内部に向け注水するとともに窓、開口部からばかりでなく四方の入口から進入して、2、3、4階の注水消火を行い、火災の鎮圧にあたり、翌朝2時00分に鎮火した。

(ウ) 建物内にいた者74名のうち大半の者は、階段から避難したり、工事用の足場づたいに、あるいは、屋上駐車場のスロープ等から避難したが、避難時期の遅れた18名は、避難路を断れた。このうち屋上に避難していた2名は、地上からのマイクによる誘導を受けて、建物北側の工事用足場

をつたって避難し、9名は屋上や4階開口部から梯子車で救出された。

なお、4階で逃げ遅れた2名、及び地階で逃げ遅れた5名のうち4名（うち2名は病院搬送後）は一酸化炭素中毒により死亡、救出された他の1名は重傷であった。

コ 問題点

(ア) 出火防止、火災発生時の避難等について、工事責任者による防火管理が徹底していなかったこと。

(イ) 消防用設備等がほとんど設置済であったにもかかわらず、電源の遮断、各階制御弁の閉鎖等のため当該設備が機能を発揮する状態におかれていなかったこと。

(ウ) 工事が完了していないにもかかわらず大量の可燃物（商品等）が搬入されていたこと。

(3) 市原市チッソ石油化学五井工場火災

ア 火災の特色 この火災は、プラスチック、合成繊維等の原料であるポリプロピレンを製造する工場において危険物が入っているままの反応装置の一部の配管が補修のため取り外されていた。反応装置底部の取り外された配管に通ずるバルブを誤って開放したため多量の危険物が流出し、引火爆発して多数の死傷者を出した。この爆発時の爆風によって隣接工場及び周辺住家等に被害を与えたものである。

イ 出火日時 昭和48年10月8日 22時7分頃

ウ 覚知日時 昭和48年10月8日 22時7分（消防職員が、消防本部でフレースタックからの異常燃焼とその後に発生した異常音により確認したもの。）

エ 鎮火日時 昭和48年10月9日 15時50分

オ 出火場所 千葉県市原市五井海岸5—1
チッソ石油化学株式会社五井工場

カ 出火原因 危険物が流出した反応装置は、事故の前日から配管に詰りを生じたので、反応装置の元弁を閉めて配管が取り外され

ていた。一方、この反応装置と一連をなしている別の反応装置において事故当日反応装置循環系に詰りを生じたので、反応装置の元弁を閉めて作業手順基準に従って詰りの取り除き作業を行なった。その後、当該反応装置の元弁を開にしようとしたとき、停電中であって誤って配管を取り外してあった方の反応装置の元弁を開いたため、大量の危険物（ヘキサンとポリプロピレンの泥状物）が流出し、気化した蒸気が広範囲に拡がり引火火災となった。なお、この際の火源はポリプロピレン樹脂を粒状化する装置の電気ヒーターと推定されている。

キ 損 害

(ア) 人的損害

- a 工場関係 死者2名、負傷者11名（うち2名死亡）
- b 住民関係 負傷者1名（爆発による飛散物による）
- c 消火協力者 負傷者1名（目の痛み）

(イ) 物的損害

- a 当該工場 建物 装置、計器室、倉庫、電気室等7,108m²焼失
 設備 精製塔、小タンク類92、ポンプ151、反応装置4、その他多数の装置、機器等焼損
 危険物 ヘキサンとポリプロピレンの泥状物72立方メートル焼失
- b 一般住家及び隣接工場

一般住家14棟を含め半径約1.5キロメートル内の窓ガラス、窓枠等が破損

(ウ) 損害額 約25億円

ク 気象状況 天候—晴 風向—北 風速—3 m/S 気温—14.2℃
 湿度—87%

ケ 火災の経過

(ア) 爆発により、運転制御室、コンプレッサー室、電気室、触媒重合室、

樹脂粒状化室等の外壁、屋根が吹き飛び、危険物が流出している反応装置を中心に半径10mの床及び側溝の流出物が燃焼し、爆風により各装置が破損してプロピレン、エチレン、水素等のガス及びヘキサンが漏えいし、これらに引火拡大した。

(イ) 消防隊到着時はポリエチレン、ポリプロピレン装置の約1,350平方メートルが火災に包まれていた。現場周辺は黒煙とガスがたちこめ二次爆発が憂慮された。対策本部を設置し、発災現状の確認と二次災害の調査を行い再爆発の恐れがないと判断されたので消防車両の接近可能限界を確認してから消火作業を開始した。

(ウ) 消火活動は、装甲車、5,000l/min及び3,000l/minの放水砲による放射とこの作業を援護する消火作業を中心に行われた。その他の消防隊は、冷却注水、原液補給、泡水溶液中継にあたった。工場自衛消防隊及び応援工場消防隊は、主として冷却注水にあたった。

(エ) 消防隊の出動状況

a 公設消防隊

装甲化学車	1台
重化学車	1台
化学車	2台
放水砲車	1台
消防ポンプ自動車	3台
その他指揮車等	7台
計	15台
隊員	91名

b 工場自衛消防隊

当該工場	3台（原液車を含む）
その他 3工場	4台
計	7台
隊員	38名

c 消防団

消防ポンプ自動車等	36台
隊員	280名
d 泡原液使用量	
公設消防隊	4,800 l
工場自衛消防隊	140 l
工場泡消火設備	1,950 l
計	6,890 l

コ 問題点

出光石油化学徳山工場火災事例の問題点と同じ。

(4) 新潟県 信越化学工業株式会社直江津工場火災

ア 火災の特色 この火災は、合成樹脂の原料である塩化ビニルモノマーの製造プラントにおいて粗塩化ビニルモノマータンクのバルブの締付け作業中に、バルブを破損し、大量の粗塩化ビニルモノマーが噴出した後しばらくして引火爆発し、火災となったもので、爆発時の爆風で半径約2.2キロメートル範囲の民家のガラス窓等を破損し、また、燃焼ガスで農作物等に被害を与えた。

イ 出火日時 昭和48年10月28日 15時30分頃

ウ 覚知日時 昭和48年10月28日 15時32分 (火災報知専用電話)

エ 鎮火日時 昭和48年10月30日 13時00分

オ 出火場所 新潟県中頸城郡頸城村大字西福島28-1
信越化学工業株式会社直江津工場

カ 出火原因 プラント作業員が粗塩化ビニルモノマータンクの汙過器を清掃すべく、タンク出口の弁を閉じて、汙過器の清掃作業をしていたところ汙過器の中に粗塩化ビニルモノマーが漏えいしていることを発見し、これを止めるため、同弁のハンドルを回したが漏えいが止まらないので、長さ約50センチメートルのハンドル回しを弁ハンドルの手輪に当て、増し締めを行った際弁に過大な力がかかり、弁の支えが破

損し、弁が全開状態になった。このため粗塩化ビニルモノマーが汙過器開口部から噴出し、引火爆発したものである。なお、火源は冷凍機のリレーと推定されている。

キ 損害

(ア) 人的損害

a 工場関係 死者1名、負傷者12名

b 住民関係 負傷者11名

(イ) 物的損害

a 当該工場 施設建物 原料工場、樹脂工場、製品室等 8,200 平方メートル焼失

設備 精製装置、小タンク類約 120 基、ポンプ類 165 台、その他機器類多数焼損

危険物等 アセチレン42キログラム、塩化ビニル149トン、さく酸エチル6トン、トルエン3トン等

b 一般住家及び公共建物等

爆発場所から半径2.2キロメートル内の一般住家560世帯及び学校、駅等の公共建物7棟の窓ガラス、窓枠、屋根等が破損

c 農作物及び樹木の被害 18ヘクタール

(ウ) 損害額 5億2,000万円

ク 気象状況 天候—曇 風向—南々西 風速—4.2m/S 温度—19℃ 湿度—70%

ケ 火災の経過

(ア) 粗塩化ビニルモノマータンクの弁の破損によって弁が全開の状態となったため、汙過器の開口部分から粗塩化ビニルモノマーが、数メートルの高さで噴出した。プラント作業員等は事故発生後、作業長の指示で工場内の火源のしゃ断作業を行ない避難した。噴出事故が発生してから約15分経過してから、突然爆発が起り火災となった。

(イ) この爆発により、プラントが次から次へと引火爆発火災を起し、推定149トンの可燃性ガスが焼失した。

(ウ) この火災で、上越市では同日15時に、頸城村では同16時10分に災害対策本部を設置した。また、上越市では、18時45分に周辺住民163世帯591人に避難命令が発せられ、頸城村では16時40分に周辺住民45世帯161人に避難命令が発せられた。

(エ) 消防隊の出動状況（公設、工場自衛消防隊を含む。）

化学消防ポンプ自動車	4台
出動隊員	936名
消防ポンプ自動車	30台
小型動力ポンプ積載車	28台
その他の車両	8台
計	70台
消火薬剤	11.8kl

(オ) 救急活動

負傷者搬送	20名
病人の搬送	5名
計	25名

コ 問題点

出光石油化学徳山工場火災事例の問題点と同じ。

(5) 福岡県宗像町日の里団地火災

ア 火災の特色 耐火構造の公団アパートでプロパンガスが引火爆発し火災となったもので、出火室及び隣室の扉（甲種防火戸）を破壊するとともに上下の居室の床及び天井をぶち抜き、出火室の住人は負傷したのみであるが、隣室の住人を死亡させる被害を出した。

イ 出火日時	昭和48年11月15日	7時18分
ウ 覚知日時	昭和48年11月15日	7時19分(火災報知専用電話)
エ 鎮火日時	昭和48年11月15日	8時20分
オ 出火場所	福岡県宗像郡宗像町日の里5丁目1番 日本住宅公団アパート9棟205号	

カ 出火原因 もれたプロパンガスに引火

キ 損害

(ア) 人的損害 死者2名 負傷者9名

(イ) 物的損害 鉄筋コンクリート造、5階建延べ面積1,420m²
うち 2階91.6m²、3階45.8m²計137.4m²焼損

(ウ) 損害額 3,422万円

ク 気象状況 天候—晴 湿度—69% 風速0 m/S 温度—9℃

ケ 火災の経過

(ア) 2階205号室に居住しているノイローゼ気味の主婦が自殺をするつもりで就寝の際プロパンガスのガス栓を開いて寝込み、それに気づかなかつた夫が、翌朝7時18分頃タバコを吸うためフトンの中でマッチをすったところ、充満していたプロパンガスに引火爆発し火災となった。隣室の206号室は鉄筋コンクリートの壁で区画されていたが爆風により玄関の扉が破壊され、火災となり、又上階305号室及び下階105号室は床及び天井がぶち抜け、305号室は火災となった。

(イ) 7時19分頃119番で役場（役場消防）に爆発火災の通報があり消防隊が到着した時には、205号室、206号室及びその上階は煙に包まれて、火元がどこであるか分からず消防隊は2階、3階に向けて放水を開始した。

(ウ) 消防隊は、放水中5階506号室に要救助者が4人いることがわかり、ベランダ伝いに登り、これを確認し救出を待つように指示した。また、隣の505号室に要救助者がいることも確認された。消火作業により下火となった状態を見計って階段を登り、505号室及び506号室の要救助者計9人を救出し病院に収容した。

(エ) この爆発火災で、火元の隣の206号室に居住していた女性と幼児計2人が焼死した。上階の住人は留守のため難を免れ、火元の夫婦と付近住民計9人が負傷した。

コ 問題点

(ア) 耐火構造の公団アパートで、爆発により床がぶち抜かれ上階及び下階に被害が及んだほか、隣の世帯の扉が破壊され被害が及び死亡したこ

と。

(イ) 各階2戸ずつが同一階段を挟んで対応する階段室型共同住宅であったため、下階での火災により階段が煙道となり階段による避難が困難となったこと。

(6) 熊本市大洋デパート火災

ア 火災の特色 歳末も1月後に迫った熊本市の繁華街の一角、定休日を返上して開店中のデパートで火災が発生し、デパート内におけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び避難設備等の消防用設備の多くが設置工事中又は未設置で使用できない状態であり、又火災発生 of 通報が店内にされず、適切な避難誘導が行なわれなかったことなどが重なって、我が国のデパート火災史上最大の死者100人、負傷者124人(入院後3人死亡)のいたましい犠牲者を出す大惨事となった。

イ 出火日時 昭和48年11月29日 13時15分(推定)

ウ 覚知日時 昭和48年11月29日 13時23分(火災報知専用電話)

エ 鎮火日時 昭和48年11月29日 21時19分

オ 出火場所 熊本県熊本市下通り1丁目3-10
株式会社 大洋

カ 出火原因 不審火

キ 損害

(ア) 人的損害 死者100人 負傷者124人

(イ) 物的損害 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上9階塔屋4階延べ面積19,074m²うち13,587m²(地上3階~9階)焼損

(ウ) 損害額 17億5,189万円

ク 気象状況 異常乾燥注意報発令中

天候一晴 風向一北 風速2.7m/S 温度-8℃

湿度-53%

ケ 火災の経過

(ア) 大洋デパートは、49年2月を目途に増築工事及び外装工事が進行中であり、消防用設備も同時期までに完備するよう工事中であった。当デパート北側の増築部分は、7階フローまでコンクリート打が終り、それ以上は鉄骨がむき出ししており、本館南、西側は外装工事のため工事用足場が作られ、工事用シートで覆われていた。

南側外壁塗装工事をしていた工事人2名は、3階階段(南西角の階段)の窓ガラスが割れ、火災が吹き出てきたのを見て火災と知り、附近にいた者に知らせた。向側の理髪店の主人は、その叫び声で火災を知り、道路に出て、煙をみたらうて119番へ通報した。工事人の1人は店内に飛びこみ火をふき出した南西の隅の階段(エレベーターシャフトを軸にした廻り階段)を駆け登って2階に上ったときエレベーター東側のダンボール箱が燃えているのを発見した。下から従業員が持ってきた水槽付消火器で消火にあたったが、思うように出ず、消火器を持ってきた従業員らとともにABC消火器2本で消火にあたらうとしたが何れも操作方法をあやまり使用できず、そのあとから1階従業員が運んで来た水バケツ20杯ぐらいで消火にあたったが、消し止めることができなかった。

(イ) 3階においては、寝具売場の女子従業員が南西隅階段シャッター附近に薄い白煙を発見し、近づいてみるとエレベーター西側の下階から延焼して来る火災の煙を見て、課長に火災を知らせた。それを知った課長は従業員等とシャッター前の布団類をはねのけるとともに、消火にあたったが消火することができず、3階売場内に延焼した。

(ウ) 3階で火災を知った従業員は、電話交換室へ火災を知らせ、それを受けた交換室では119番へダイヤルした模様であるが、消防機関には通じていない。また電話交換室には店内放送設備があったが危険を店内に知らせる放送はされなかった。従って、各階では殆んどが、煙の侵入によって火災を知った。

(エ) 火は、出火場所の西南隅階段を上方へ延焼する一方、3階売場に拡大した火は、エスカレーター、中央階段等から上階へと延焼した。エスカレーター及び階段の一部の防火シャッターは、閉鎖されていたものがあ

ったが殆んど開放されたままであり、熱感式の自動閉鎖装置付のものなかにも作動していないものがあった。また、自動又は手動により降下されたものも、商品棚等にさまたげられ途中で停止したものが多かった。

(オ) 店内は一部を除いて窓は、ベニヤでふさがれており、窓からの避難、救助は困難であり、外からの救助活動のさまたげとなった。

エスカレーターのほかに5つの階段があったが、一つは出火階段、一つは一般人には使用できない従業員階段、一つは4階までしかない階段で、通常使用される中央階段が主に避難に利用された。死者の状況を見ると、6階、7階に集中しており、6階では明るい窓に近い場所で、7階では階段付近で多くの者が死亡していた。その結果、当時デパート内所在者約1,116名(買物客415名、従業員628名、工事人73名)中買物客49名、従業員49名、工事人2名計100名の死者を出すに至った。

(カ) 中央梯子化学分隊は、本館南側屋上に多数の客が救助を求めているので本館南側に梯子車を設定した。下階から煙が立ちこめる屋上には約60名の要救助者が助けを求め、又南側窓から身をのりだして助けを求めている者もいた。梯子を伸長し屋上にいるものを隊員の誘導により梯子に移し、つづいて窓から身をのりだしている者合計66名を救出した。また、先着の中央署3分隊の一部隊員は、デパート南側の工事用足場を利用し、屋上から男子25名を救助した。

東1分隊は、救助工作隊と協力して東側南端6階窓からアーケード上を利用して三連梯子で店員及び買物客6名を救助した。また、屋上からスローダンを使って4名が降下した。その外スノーケルを駆使し、スローダン三連梯子をフルに活用して19名を救助した。このような消防隊の活動の外、工事関係者などの協力により救助されたもの多数にのぼった。

(キ) 第一先着隊の中央署3分隊は隊員の一部が救助活動をするとともに、火元の階段に進入、燃焼しているダンボール箱等を消火して3階に至ったが、売場との間の防火シャッターが閉鎖されていたのでエンジンカッターで切断、そこから注水を行いながら他の分隊と協力して鎮圧に当たった。あらゆる入口から侵入した各隊は熱気と煙にさえぎられながらも上

階へ上階へと消火活動を展開していった。屋外からの消火活動は工事用足場、アーケードを利用して煙が噴出している各窓に注水し、また、人命救助を終えたはしご車隊、スノーケル車隊は内側から張ってあるベニヤ板を打ち破りなどして4階から上階へと注水を行い、火災の鎮圧にあたり21時19分鎮火した。

コ 問題点

- (ク) 階段室内に多量の可燃性商品を取納していたこと。
- (キ) 火災の発見が遅れ初期消火に失敗したほか、消防機関への通報が遅れたこと。
- (ク) デパート内への火災の通報がなされず客の避難誘導が適切に行われなかったこと。
- (ケ) 殆んど窓が売場側から合板等で閉鎖され無窓状態であり、窓からの脱出、救助及び消火がきわめて困難であったこと。
- (カ) 主たる階段の屋上に至る部分が工事中のため使用できなかったこと。
- (カ) 階段、エスカレーター回りの防火シャッターはあったが、作動しないものが多く、作動しても商品棚に阻まれて完全に降りていないものもあったことなど防火シャッターが延焼防止に役立たなかったこと。
- (ケ) 階段の位置が片寄っていたこと。
- (ク) 自動火災報知設備、スプリンクラー設備が設置されておらず(増築工事と併行して設置工事中)また消防計画の未作成、避難訓練の未実施、避難器具の未設置等の法令違反があったこと。
- (ク) 消防機関による改善指示等が殆んど守られていなかったこと。

(7) 尾道市湯浅内科病院火災

ア 火災の特色 密集地のなかの病院火災で、エタノールを火気近くで不注意に取り扱ったため引火して火災が発生し、火元の病院2階処置室の換気口から隣接の木造3階建の建物へ延焼していったものが、再び病院の上階へ逆延焼し死者2名、負傷者22名を出した。

イ 出火日時 昭和49年1月26日 10時48分

ウ 覚知日時 昭和49年1月26日 10時48分 (火災報知専用電話)
 エ 鎮火日時 昭和49年1月26日 13時50分
 オ 出火場所 広島県尾道市土堂2丁目2番8号
 カ 出火原因 看護婦が落したエタノールをひたした消毒用脱脂綿に電気ストーブにより引火、さらにそばにおいてあったエタノール缶(18ℓ)に引火した。

キ 損 害

(ア) 人的損害 死者2名, 負傷者22名(うち消防関係者3名)
 (イ) 物的損害 鉄骨一部鉄筋コンクリート造 7階延べ1,550,488m²
 のうち339.40m²焼損(病院)
 ほか, 全焼7棟, 半焼1棟, 部分焼4棟計13棟(焼損面積2,891m²)
 (ウ) 損害額 2億5,536千円

ク 気象状況 天候—曇 風向—北 風速1m/S 湿度—53% 気温—5℃

ケ 火災の経過

(ア) 10時40分頃, 病院の2階処置室において, 総婦長が消毒用脱脂綿を作るために, 床上で18ℓ缶からビニールポンプでエタノールを500ccビンに移し替え, 消毒用脱脂綿入れ缶の綿に注いだ。消毒用脱脂綿入れ缶を持って立上った際に右手が煮沸消毒器に触れてその缶を落とした。

そこには600Wの電気ストーブが使用されていたため, 落ちた消毒用脱脂綿に引火し, ビニールポンプホースを差し入れたままの18ℓ缶にも引火した。

(イ) 総婦長は, これを消し止めようと「消火器」と叫んで, 同室の看護婦に消火器をとらせにやった。当時, 処置室の隣の診察室で患者を診ていた院長が, これを聞きつけて処置室をのぞくと, 流しの近くの床はすでに炎につつまれていた。院長は, 炎に包まれたエタノール缶を南側空地に搬出するため持ち上げたが, 持ち切れず落としたため, 缶のエタノールが流出して一気に炎上拡大した。

(ウ) 一方看護婦のかけ込みによって出火を知った西隣の商店の主人は, す

ぐ病院に接している自宅の3階へかけのぼったが, すでに火は天井に達しており, またたくまに全面に拡大し, さらに西隣の3階へ延焼した。
 (エ) 火元病院2階の火災は, 2方向から進入した消防隊により簡単に消火できたが, 密集商店街の街区中央部の大規模木造建物へ延焼したため火勢はますます強くなり, この火勢により病院西側4階5階中央部の窓ガラスが破損, やがてサッシも溶けて病室へ逆延焼した。
 (オ) 出火当時, 病院には入院患者43人, 付添7人, 外来患者約50人及び従業員37人がいたが, 階段あるいは救助袋, ロープ等の避難器具等の利用, 消防隊の救出などにより避難できた。1名は, 看護婦と付添人により救出が試みられたが, 重病人であるばかりではなく巨体のため運び出すことができず, 焼死した。(避難者のうち1名は収容された病院で死亡した。)

(カ) 消防隊は現場到着と同時に救助活動を最優先とし, 空気呼吸器を装着して進入した。

呼吸器のボンベの空気切れ, 予備ボンベの不足等により, また, 病院側の要救助者に関する情報が不明確であったため猛煙中の検索は困難をきわめたが10名を救助した。

コ 問題点

- (ア) アルコールの移し替えを電気ストーブなど火気の近くで行う等危険物の取扱いが容易に行われていたこと。
- (イ) 燃えているエタノール缶を持ち出そうとして失敗する等初期消火が適切に行われなかったこと。
- (ウ) 要救助者に関する情報が不明確であったこと。

(8) 神戸市神戸デパート火災

ア 火災の特色 深夜のデパート火災で, 1階売場より出火し, 1階の火勢は一時衰えたかに見えたが, 各階ともほぼ開口部がしめられていたため商品等大量の可燃物は急激に燃焼することなくエスカレーター機械据付部分のすきま等から順次上階へ延焼し, 鎮火までに長時間を要した。

- イ 出火日時 昭和49年2月17日 23時52分
- ウ 覚知日時 昭和49年2月17日 23時59分（火災報知専用電話）
- エ 鎮火日時 昭和49年2月18日 19時32分
- オ 出火場所 兵庫県神戸市長田区腕塚町5丁目5-12
神戸デパート株式会社
- カ 出火原因 閉店前にしのびこんだ少年が、マッチ、またはライターで
同店の雑品置場付近に放火したものと推定

キ 損 害

- (ア) 人的損害 死者1名 負傷者40名（消防隊員）
- (イ) 物的損害 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上7階 塔屋2
階 延面積16,113.70m²のうち計6,289m²焼損
- (ウ) 損害額 10億8,657万円
- ク 気象状況 天候—曇 風向—北西 風速—1.0m/S 気温—8.7℃ 湿
度—75%

ケ 火災の経過

- (ア) 神戸デパートは、市街地改造事業の一環として設けられたもので、元の地主、神戸市などがかなり複雑に所有・管理していた。店内は地下1階から地上5階までの各階が、食料、衣服、寝具、婦人服、紳士服、電化製品等の各テナントが入り、6階は料理店、7階はボーリング場、屋上は遊技施設となっていた。閉店時刻は各階ごとに異なっており、各階の閉店時ごとに保安関係者が立会い完全に客が出るのを確認してから各シャッターを閉めている。出火当日各階は定時どおり閉店した。保安関係者は各シャッター閉鎖後23時20分ごろから店内を巡回し、1階の残業中の者と清掃関係者を除いては店内に残っているものがなく、異常がなかったことを確認した。
- (イ) 23時55分ごろ仮眠中の電気室係員及び保安係員はそれぞれ火災報知機の作動により火災を知ったので、消火器を持って店内に入ったが、保安長は、すでに炎が天井に達しているように思われたので、消火器では消火不能と考え、その場から引返し119番に通報した。一方消火器による

- 初期消火も行われたが、天井着火後であったため、有効な消火方法とはならず、また、消火器使用后、屋内消火栓を使用しようとしたが、時期的に遅れたため、有効な注水とならなかった。
- (ウ) 出動した消防隊が周囲の状況を確認したところ、ビルの周囲及び上部からの噴煙はまったく認められなかったが、1階南側保安室前の階段から白い勢いのない煙を認めたので保安室通路から屋内進入しようとしたが、濃煙・熱気により売場に通じるドア付近以上には進めなかった。
- (エ) 0時35分頃各階開口部のすき間及び塔屋等からかなりの量の噴煙がみられたが、1階売場ではまったく炎は認められなかった。しかし、熱気と濃煙により屋内進入はなお不可能であり有効な注水もできないので、高発泡消火を行うためシャッターを切断し1階南側保安室通路の売場の出入口の三方から高発泡を注入したが、内部のかく壁、間仕切等にさえぎられて有効な注入とはならず、再び注水消火に切替え放水を続行したところ2時00分1階部分の火勢はいちぢるしく衰えた。
- いったん火勢は衰えたが、塔屋及び南面給気ダクトスペース上部からの噴煙は一向にやまず水平防火区画が不完全な部分からの上階延焼のおそれがあったので、上層階の防御に当たるため、各階段及び北西2階ベランダ、西側アーケード、隣接ビル屋上等を利用して順次内部進入を行い注水防御を行った。しかしながら、ビル内部は各階とも繊維類等の大量可燃物の集積されていたことと、各階の窓際はほとんどがベニヤ張りの陳列棚であり、さらに内部は、間仕切りも多数あったため外部から窓ガラスを破壊して注水を行っても有効な注水とはならなかった。
- エスカレーターは、売場中央部に一列重ね型で地階から5階まで設置されており、各階水平防火シャッターは閉鎖されていたがエスカレーターの据付基部に水平防火区画が設置されておらず、また、機械据付部分に間隙があるなど区画が不完全な箇所があったことなどから、順次上階へ延焼拡大し、さらに1階から5階までの各階の横引き空調ダクト周辺防火区画埋め戻しが不十分で、特に3階は、はなはだしかったため、同階の燃焼とともに火災はダクトスペースを通過して4、5階にまで延焼

した。

コ 問題点

- (ア) 屋内消火栓の使用時期を失する等初期消火ができなかったこと。
- (イ) 消防隊到着時すでに出火階である一階の中に侵入することができず十分な注水が行えなかったこと。
- (ウ) ダクトスペースの埋め戻し部分，エスカレーターの区画部分等に不完全な部分があり，上階への延焼を阻止することができなかったこと。